

詞を習ひ覺し故、始て唐通事役被仰付、これ明の萬曆崇禎に至て、自注、日本天正、明朝と清朝の兵亂大に起て、人民甚た困厄に逼り、其難を通れんため商賈を營む者而已にも限らず、數輩の唐人家資財物を携へ來て、長崎に居住を願ふ者多かりしと也、船數も漸々多く成り、九州薩摩阿久根、筑前博多、豊後府内、肥州にては五島、平戸、大村、長崎諸處に着岸すといへども、就中長崎港に着岸多く、諸用繁多なる故、慶長九年以來追々長崎にて唐通事役人出來、長崎志、

慶長九年、馮六と云唐人日本詞を覺し故、始て通事役被仰付、其後馬田昌入被加二人となる、馮六跡役林長右衛門、寛永四丁卯年中山太郎兵衛、按するに、明人馬榮字なるへ、同七庚午年、按するに、陳被加、四人と成、同十七庚辰年、林仁兵衛、按するに、林穎川藤右衛門、按するに、陳加へられ、六人となる、翌年二人死失し、大通事四人と成る、萬治元戊戌年、按するに、陽城仁左衛門、按するに、柳屋次左衛門、按するに、寛永十二年唐年行事を命せられし、何仁右衛門、按するに、何四人、歐陽雲臺の子成へし、

通事に被仰付之、長崎紀事、

馮六華人、少來于崎、崎俗語相習、久之無所不通、先是、華商航東各隨其便、來販各港、而崎地尤爲盛矣、崎尹小笠原氏、自注、始以馮六爲通事、傳國令、使華商互辨生理、一葉、寛永乙亥官新下令、華蕃通商但限崎港、而不許別港相接、若犯坐法、由是華船入崎者日益駢闐、譯業累然日熾矣、慶寬之際、官舉馬田昌入中山太郎兵備譯士員、又有穎川官兵者、紹興人、本姓陳氏、始不知何名、慶長己亥十九歲來崎、寓居多年、遂成土著、官兵通達國體、寛永初官舉譯士、賜以今名、與馮六等同僚列爲四人、正保初馬場、自注、名利に、通稱は三郎山崎、呼權八、二尹、按するに、長崎、甫建大譯左衛門なり、小譯、大譯馮六等四人是也、小譯林仁兵、穎川藤左是也、承應中一大譯士死、官隨補銓、復以陽城仁左、柳屋治左、歐陽總右充小譯部、後接踵起家者殆十數人、不能盡載、因錄數名以傳後云、先民傳、

但、表口十三間、入拾九間半、坪數二百五十三坪半、長崎實錄大成、

天明五乙巳年三月、唐大通事林梅郷、異國金銀持渡の道を開き、按するに、はしめて持渡りありしは、實錄、追々御國益出來いたし候勤功を以、町年寄末席并會所改役被仰付、御扶持方拾人扶持、受用銀貳拾五貫目被下之、寛政五癸丑年四月十四日、東京通詞魏五左衛門、按するに、此祖は寛文十二年渡、當時本役勤向無之に依て、唐方諸役場へ出勤致し、見習ひ通辯等可心掛旨被命之、且爲手當年々銀百目宛賜之、以上、長崎實錄、

日本住居唐人 高壽覺、深見久太夫祖

按するに、白石神書に、久太夫父を高壽覺といひて、唐國漳州府の人なり、薩州に來りて止まれり、父子ともに、唐人の妾にて薩摩に仕へし、その子十六歳の時に、松飾りをきりし事により、そのもの共の父皆々閉門す、よて面目なしとて薩摩國を逃れ出で、唐船に乗て唐へ赴きたるに、その船賊船にして、海中にて一年餘り危難にあひ、遂に賊首捕へられしとき、日本人なりといふ事にて免され、諸書を流浪し、山東に年久しくいたりしか、十二年過て、また便船して長崎に歸り、和語を遣ひしにより札問せられしは、有し事共言上に及ぶ、よつて奉行馬場三郎右衛門本所に送り遣はす、薩摩に歸りて名を一覽と改む、のち長崎通事無人たるにより、三郎右衛門薩摩より一覽をむかへて通事とす、本邦の妾にて久太夫と改むし載す、また長崎集に寛永六己丑年冬、深見元泰江府へ召れて、新

放、但小頭十人者元の通相立置る、長崎志、元祿八乙亥年、初て通事目付二人被仰付、石崎友少、穎川藤左衛門、同十二己卯年初て風説役被仰付、林道榮、其後大小通事の子弟、其外由緒有之者、追々稽古通事被仰付之、長崎紀事、寶永四丁亥年、唐人阿蘭陀内通事被召上、右被召上兩所内通詞は、爲御助成寶銀二百四拾目宛兩度に被仰付、長崎實錄大成、享保元丙申年、於聖堂唐通事の子弟唐韻勤學の會始る、長崎實錄大成、享保三戊戌年、從江府御内々御問合の儀有之由にて、長崎西川如見、蘆草拙、出府可仕旨被仰付、如見は當十一月出達し、草拙は翌亥正月出達す、一通り御尋の事有之、頼て兩人共に歸宅す、長崎志、○按するに、唐人なり、この事によりて推考するに、この頃通事なるへし、寶曆十二壬午年

一唐通事會所、先年は大通事自宅に會合せし所、去る寶曆元年六月、今町人參座屋敷に相成候處、今年依願本與善町絲藏跡屋敷地に修造あり、七月九日引移、

右衛門と改、二百石被下とあり、即ちその子孫なるべし、一通事には多く唐土の人の後胤あり、それをきくに、その元祖明末の亂をさけて、我日本に來りし者の孫、此通事となりたる有、さる故に今苗字河間、河副、彭城等もろこしの地名を稱するあり、また吳、陽、周、薛、鄭、蔡、楊、江、陳、魏など一字姓を號するあり、いづれの通事の家にかありし、その先明の宰相を勤めし者の子孫あり、今その家に、かの宰相の服を持傳へたるものありと、その外様々の唐品を所持せる者有といふ、晴陽隨筆

唐大通事四人 穎川藤左衛門 漳州口 彭城仁左衛門 福州口 柳屋次左衛門 南京口 陽惣右衛門 南京口 同小通事四人 林甚吉 福州口 林道榮 福州口 東海 德左衛門 南京口 穎川藤右衛門 漳州口 通事共口錢 銀取候所は、唐船賣高百貫目に付て壹貫目充、唐人方より出之、小通事は大通事一人前を三人にて配分之、長崎覺書

一銀拾貳貫目、御扶持方五人扶持 唐方定直組 立合大通詞兼目付一人 〇一同七貫目、五人扶持 唐通詞目付一人 〇一同拾貳貫目宛、五人扶持

同大通詞三人 〇一同拾貫目、五人扶持 同一人 〇加役料 貳拾壹貫貳百目 年番料一人 拾貫目 直組方一人 〇一同七貫目宛、三人扶持宛 同小通事四人 〇一同五貫目、三人扶持 同一人 〇拾貫八百目 年番料一人 五百目 遣用方一人 七貫目 直組方一人 〇一同四貫目宛 同並四人 〇一同三貫五百目宛 同五人 〇一同三貫目宛 同末席七人 一同貳貫百目 同一人 一同壹貫五百目宛 同二人 一無給 同四人 一同三貫目宛 同稽古通事十九人 一同壹貫八百七拾目宛 同二人 一同壹貫八百四拾目宛 同三人 一同貳貫百目 同一人 一同壹貫九百目 同一人 一無給 六人 〇小通事末席稽古の内より 壹貫五百目 年番付一人 壹貫三百目宛 同手付十四人 五百目 遣用付二人 壹貫三百目宛 同手傳七人 〇一同壹貫九百目宛 唐年行事二人 一同壹貫七百拾目宛 同一人 〇一同壹貫八百四拾目宛 同内通事小頭三人 〇一同壹貫八百七拾目宛 同二人 〇加役料 壹貫貳百目宛 年番手傳二人 壹貫貳百目宛 直組方手

傳二人 一貫二百目 俵物直組方一人 七百目 一人 五百目 一人 右二人者、當時稽古通事より相勤申候 〇一同二百五拾宛 同見習末席六人 〇一同十五貫二十目 唐通事附筆者十人 内譯、一貫九百目、一人 一貫二百十宛、一人 一貫四百八十宛、一人 一貫五百目宛、三人 一貫四百七十目、一人 加役料 三百九十目宛 直組方附二人 〇一同七百五十目 同會所家守一人 〇一同二十三貫二百八十目 同通事附小使并下働二十七人 内 一貫三百八十目、一人 九百五十宛宛、五人 八百目宛、七人 五百九十五宛宛、二人 五百十五宛、一人 六百九十目、一人 四百七十五宛宛、七人 七百九十拾五宛、一人 四百五十五宛宛、二人 〇一同二百八十目 同會所番一人 〇一同二百十宛宛 唐年行司附小使二人 〇一同一貫三百六十目 同内通事附小使二人 内 八百二十五宛一人 五百十五宛、一人 〇一同六百十五宛 唐船綱碇預り一人、長崎分限帳、

寛文十一辛亥年九月晦日、通事并通事稽古の者ども

誓詞を出す、此事前に所見なし、こは奉行牛込忠左衛門はしめてせしなる 正徳五乙未年六月、御改革によりて、奉行大岡備前守通事中の法度書を出す、

寛文十一辛亥年九月晦日、唐通事共前書、

起請文前書

一通事役被仰付候上は、御後關儀仕間敷候、不依何事被仰付候儀、心の及所精入可申事、

附、御尋の儀何様の事成共、有躰に可申上候、若口通かね申儀候は、仲間致相談、唐人に申聞、其段有様に口通兼候通可申上候事、

一御爲を次に仕、異國人の最負荷擔仕間敷候、次異國人申上儀、如何様の事成共虚實に無構、縦御尋不被成共有體に可申上候事、

一御隱密の義他言仕間敷候、次以御威光、對諸人慮外仕間敷事、

一書物の儀書面の通、何様の儀成共有體可申上事、附、異國人方に不依何事相替儀御座候は、可申上事、船入津の刻唐人改の義少も油斷仕間敷候、就中吉利支丹宗門の儀、堅御法度の旨唐人に可申渡候、其上船中入念諸道具迄相改、不審成儀於有之は、早

早可申上候、毛頭依怙最負仕間敷事、
 一公儀御買物の外、誰人の買物にても、直段仕間敷事、附、爲商賣異國人方より買物仕間敷事、
 一相定候口錢の外、禮物取申間敷事、附、日本人より異國人に賣渡候諸色の内に加はり、商仕間敷事、右條々於相背申者、

- 寛文十一年亥九月晦日
 唐通事 穎川 藤左衛門 同 彭城仁左衛門
 同 柳屋次左衛門 同 陽 惣右衛門
 同 東海徳右衛門 同 林 甚 吉
 同 林 道 榮 同 穎川 藤右衛門

進上御奉行所様

起請文前書

一自然少之物成共、御買物被仰付候は、町之相場に買上可申候、少も押買仕間敷候、并御買物に事寄、自分に買物仕間敷事、
 一萬事爰許の御用被仰付候切々御出入仕に付、御用に事寄、諸事不届仕間敷事、
 一御與力衆、同心、御家來衆、金銀道具は不及申、酒肴何にても音物仕間敷事、

一御内衆用所被申候儀、何事によらず隠密にて相叶申間敷事、
 一御内衆自然買物頼被申候節、町の相場に買候て可遣候、少も押買仕間敷事、
 右條々、自今以後於相背申者、

- 寛文十一年亥九月晦日
 唐通事 穎川 藤左衛門 同 彭城仁左衛門
 同 柳屋仁右衛門 同 陽 惣右衛門
 同 東海徳右衛門 同 林 甚 吉
 同 林 道 榮 同 穎川 藤右衛門

進上河野權右衛門様

唐通事子供前書

起請文前書

一私儀從御赦免の上、通事役稽古仕ために、唐船入津出船の改に乗申候上は、少も私曲の志をふくみ、諸事改の儀おろそかに仕間敷候事、
 一唐人の内に勿論船頭は不及申、客役者漕者下々に至迄、御法度の切支丹宗旨の者御座候は、見出開出次第に急度可申上候、其上言葉行作に不審成儀か、又は無心許儀有之候は、隠密に不仕急度可

申上候事、

一唐船荷役積出船の改に乗申候時、不依何事唐人の内御法度相背儀御座候は、無依怙最負急度可申上候、少も容捨仕間敷候、附、古はんにて書物の類勿論念を入改可申候、

一御赦免の上、通事稽古仕候上は、唐人日本人の賣買にくわゝり、商の儀は不及申、商賣の挨拶に至迄仕間敷候、勿論唐人方より禮物取申間敷候事、

附、私欲の儀仕間敷候事、

一御赦免の上より、通事稽古之上は、諸事邪成志指はさみ申間敷事、

附、御公儀様以御威光、唐人日本人に對し、不届案外の儀、仕間敷候事、

右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月晦日 陽 三郎兵衛

進上御奉行所様長崎記、

正徳五乙未年六月唐通詞法度書、

條々

一從先年被仰出候御法度の趣、并今度被相定候條の趣、聊無違背相守可申候事、

一大小通事の儀は不及申、稽古通詞口稽古の者に至迄、都て通事は要用の役儀に候、尤大小通詞者、口も能し學才も雖有之者に候、猶又其心掛可爲專要候、縦ひ通辯能學才雖有之、其身不正しては其役儀不相應の事に候、此等の趣能々相心得、法度の條條堅相守り、嚴密に可相勤候事、

一小通詞は未年若き者も有之候條、猶又學問精出し、聊無懈怠相勵可申候事、

一風説役者、別て要用の役儀に候條、法度の條々堅相守嚴密に可相勤候、惣て近年以來の風説書少々異説雖有之、都ては相似たる事共にて、風説書の其詮無之に同敷事も有之候、向後は能々聞届、何事に因らず書出し可申候、聊以不可省略候、唐人入津の節、なたより相尋候答迄にては、尤異聞不可有之候條、唐船幅漆の節は、平日の雜談をも心懸聞届、異聞於有之は、何ヶ度にも書付可差出候、尤雜談の事に候得は、虚實の差別あるへからず候事、

一通詞目付は、就中大切の役儀に候條、別て心を付風説書大小通詞稽古通詞に到る迄、唐人と通辯の分ち能々聞届、少にても疑敷儀於有之は有體に可

申出、若隠し置、後日に令露顯は、其科本人より重かるべき事、

一風説役通詞、目付大小通詞は不及申、稽古通詞并見習部屋附の者共に至るまで、御法度の趣相背族於有之は、見出し聞出し次第、何れの者共の中より成共、早速奉行所迄可相達候、隠し置後日に外より令露顯は、吟味の上其科本人同前候、且又親子兄弟親類縁者知音の好みたりといふ共、聊不可依怙最負候事、

一倭漢貿易の事に候得者、相互に其利潤勝劣無之様に取計ひ可申儀勿論に候、雖然華夷商船に載來る品々は、永代不易の重寶にあらず候、我國より相渡候所は、銅といへども萬世の眞貨候、然れば眞假の品物わかちある事可然に候、左れば眞物を以假物と交易し候半には、眞物を渡し遣候方にて、少しく利潤餘分有之様に可相心得事に候、此利を以於取計候は、可爲永式候事、

一唐人不法の義於有之は速に可申出、又客商我國の族に冤せらるゝ事於有之は、是又早速奉行所に可訴之、若打捨差置候歟、龜忽の仕方於有之は、後

日に相聞候共、年番の大小通詞、當番の通詞、稽古通詞共に至る迄、可爲越度候事、

一唐人より送り與へ候物有之候節、内々にて不可受用、早速奉行所に相達可任差圖候、於然は相定候品々の外たりといふとも、子細相糺し候上可差免之、隠し候て令受用は、後日に相知候共、急度可曲事候事、

一自今以後大小通詞の内、人數不足出來候節は、通辯もよく學才も有之候者の内を以、吟味の上可申付候、然りといへども、其人柄於不宜は、尤不及吟味候、縦通詞家筋の者たりといふとも、其業未練に於ては、是又不可及吟味、只今宜者の儀は、其子共に至ても親の勤に隨ひ、事可然可申付儀には候得共、畢竟其身未練にては大小通詞には難成事に候條、此等の趣常々相心得、稽古可爲專要候事、

一各其身持儉約を用、聊過分の儀不可有候、奢侈を好み、其費に因て日用の不足を難儀し候上は、不計私曲も出來るべき事に候條、常々儉約を用候の儀、可爲專要候事、

右の條々堅可相守者也、

正徳五年六月

大備 前長崎書付、

通航一覽卷之百四十八

長崎港異國通商總括部十一

○通事役 唐方年行事并目明、阿蘭陀方并諸國、

寛永十二乙亥年、長崎住居の唐商六人年行事を命ぜらる、寛文十一辛亥年九月晦日誓詞を出す、前巻併せ見

寛永十二乙亥年、長崎住居の唐人歐陽雲臺、何三官、江七官、張三官、何八官、陳奕山六人、唐年行事被仰付、御朱印下し賜はり、在津の唐人、國禁を犯し、或は諍論等の節、是非を可裁斷旨にて、御朱印は年輪番に預り置の處、萬一火災等或は不意に紛失せしむる事難計とて、件の御朱印御役所に返上せし由なり、其後勤役方自然と相劣り、大小稽古通詞の下座に付事となれり、但、此事分明に相知れかたし、長崎實録大成、

寛文十一辛亥年九月晦日、唐人年行事共前書、
起請文前書

一入津の唐人改の儀、少も無依怙最負穿鑿仕可申事、

通航一覽卷之百四十七終

一着津の唐人の内、南蠻人に被頼、若日本に致渡海者有之は、心の及所入念承出可申上候事、
 一異國住宅の日本人、并南蠻人唐人の形をまなひ、唐船乗渡もの於有之は、見のかし聞のかし申間敷候、承候通早速可申上事、
 一吉利支丹宗門の道具、船や迄念を入相改可申上事、
 一日本人唐人商賣の儀、親子兄弟知音、又は中惡敷ものたりといふことも、使等依估仕間敷事、
 一公儀御買物の外、誰人の買物にても直段仕間敷事、
 一唐人申上儀不依何事、御尋の時様可申上候、少も偽申間敷事、
 右條々於相背者、
 寛文十一年亥九月晦日
 唐人年行事林 一 官 同 陸 一 官
 同 薛 六 官 同 吳 一 官
 進上御奉行所様長崎記、
 正保元甲申年、在津の唐人林友官罪ありて死刑に決せしか、邪宗の事訴へしにより、御僉議ありて、その罪

を免され、邪宗の目明を命せられ、月俸を賜ふ、
 正保元甲申年、長崎在津の唐人林友官、異名小歌八兵衛といふ者、此もの日本の刀脇指を唐國に渡すへき密事露顯し、入牢被仰付、既に御仕置可被仰付の處、彼者切支丹訴人に可出由に付、助命被差置處、林友官追付跡船より邪宗門の者可渡來旨訴之、然る處、同年八月廣東出の唐船一艘入津す、彼船委細に被相改處、阿媽港の事書し物を搜出す、船中の唐人稠しく拷問有之所、黃五官、楊六官、其外邪宗門の者四人有之由白狀す、此旨江府言上有之處、井上筑後守按するに、宗門改なり、家老岡島左馬允當表に被差越、仍て御奉行山崎氏按するに、權八郎、立會にて、稠しく被遂御穿撃の所、この五官、六官非義を悔み、爲御忠節訴出るは、跡船より又々黃順娘、周辰官といふ邪宗門のもの可渡來の旨、然る處、同十一月廣東出の唐船一艘入津す、則訴人の者を見せられ、稠しく被遂御穿撃の處、黃順娘、周辰官、其外三人、都合五人邪宗門の者なる由白狀す、則船中の者入牢被仰付、追々江府言上有し處、同十二月林友官外に唐人二人、共に三人、通事頼川藤左衛門相添被差越の處、於江府猶

また御僉議有之處、長崎にて白狀の通訴之、この唐人とも、阿媽港に數年在住し邪宗門を授り、去る寛永十七年、長崎にて蠻船を燒捨てられ、其節十三人助命して被追返事等、委しく物語す、猶又此以後邪宗門の者渡來の事も可有之とて、三人の者は命を助けられ、宗門改の目明に被仰付、御扶持方被下、長崎に歸らしめ、古川町に有之御關所屋鋪を給る、右邪宗門の者九人、内二人は獄中にて病死す、七人は穴釣被仰付、二艘の唐人共皆追返さる、
 但、右の目明唐人共、貞享の頃迄は存命にて、入津の唐船に乗り船中相改る、段々病死、以後目明斷絶す、長崎覺書、
 寛文十庚戌年十二月廿五日、目あかし唐人扶持方手形裏書、
 請取申御扶持方米事 京枏也
 一米十六石六斗五升者
 右是は、戊正月朔日より同十二月晦日迄日數三百五十五日、一日に五合宛、六人扶持の積にて御座候、右の御扶持方米、儘請取申所如件、
 寛文十年十二月廿五日 周 辰 官 印

末次 平 藏殿
 表書の通可被相渡候、斷は本文有之候、以上、
 十二月廿五日 河 權右衛門 印
 末次 平 藏殿西鎮要覽、長崎記、
 六人扶持遣之 目明し唐人
 唐人年行事四人 周 辰 官
 林 一 官 陸 一 官
 薛 六 官 吳 一 官
 唐通事共取候口錢銀内より壹貫目充配分也、此外唐人より禮銀取、長崎覺書、
 寛文十一年辛亥年九月晦日、長崎住居の唐人一紙の誓詞を出す、明年亦永住を願ふもの四人あり、
 寛文十一年辛亥年九月晦日、住宅唐人共前書、
 起請文前書
 一着津の唐人の内、南蠻人に被頼、日本に致渡海者於有之者、心の及所入念承出不移時刻可申上事、
 一異國住宅の日本人、并南蠻人唐人の形をまなひ、唐船に乗渡者於有之は、急度可申上候、見のかし聞のかし申間敷事、
 一南蠻人唐船を仕立荷物積渡儀可有之候、入念承

出早速可申上事、
右條々、自今以後於相背申者、

寛文十一年亥九月晦日

住宅唐人何三官

同王三官

同俞八官

同薛八官

同陳九官

同李八官

同楊一官

同王二官

同蔡二官

同江七官

同鄧二官同目あかし周辰官

住宅唐人陳入徳

進上御奉行所様

寛文十二庚子年、唐人日本へ住居願付、御免長崎住居、

本興善町林一官

新興善町陸一官

本古川町周辰官

西濱町江七官

本大工町陳九官

同町楊一官

磨屋町蔡二官

右の者共、當地へ久しく居馴染、此節長崎住人に成、

魏九官

同清左衛門

同清兵衛

同喜

右の者住宅被仰付、俸兩人延寶七未年御赦免の上、

日本人の形に相成、長崎事始細見録、

寛永十二年、魏九官之瑛、其子高、同貴、僕喜四人渡

海し、依願長崎住宅御免日本人の形に成、鉅鹿清左

衛門、同清兵衛、僕魏五左衛門となる、長崎實録大成

按ずるに魏高、同貴、僕喜三人は、東京出生の者たるにより、東京通事を勤めし、

喜子孫魏五左衛門、寛政五年にいたり唐通事見習を命ぜらる、

一住宅唐人按ずるに、長崎元年迄、按ずるに、天貳拾八人、内

僧壹人、俗三人死、僧拾參人殘る、自注、此分は唐守の俗

拾壹人左の通り、

林一官、福州の人、唐年行司、本古川町に亥年迄、按ずるに、

天和三年な五十六、年住周辰官、泉州の人、目明し、元

來邪宗門者也、依て目明と成、本古川町に亥年迄三

十九年住、此年に死す、楊一官、浙江の人、磨屋町

に成年迄、按ずるに、天和二五十三年住、此年死す、江

七官、泉州の人、西濱町に亥年迄五十壹年住す、陳

九官、福州人、本大工町に亥年迄五十二年住す、蔡

二官、漳州の人、西上町に戌年迄六十壹年住、此年

死す、陸一官、信州の人、興善町、按ずるに、年數

右之人數古來住、

魏九官、福州の人、子魏高、傍注、清

弟魏貴、傍注、清

九官僕

魏喜

右三人は、東京出生なり、亥年迄十二年住す、此四人寛文十二子年訴訟仕、酒屋町に住宅被仰付、俸兩人は、延寶七未年御赦免の上、日本人の形に改む、長崎實録

日本留住の唐人、まへかたはあまたありけるか、追追病死有之、殘る人數、

林一官 陸一官 周の辰官 江七官 陳の九官

楊一官 蔡二官

右七人は、右來より住宅、

魏九官 同子清左衛門自注、今民大家といふ、○按ずる

かご傍訓す、よて、こゝに同清兵衛 家來按ずるに、諸記

右四人は、寛文十二子のごし御願ひ申上、日本に住

宅御赦免ありて、子息二人延寶七未のごし日本人

の姿となる、長崎虫眼鏡○按ずるに、長崎紀事、長崎志等に、長

崎住居の唐人子孫の名を擧ぐ、總に散見する所の

小傳を注して

林公琰 林道榮祖、按ずるに、滿漢紀聞に道榮二木氏の

陳沖一 穎川藤左衛門祖、者は、福州蒲田林氏なりとあり

歐陽雲臺 陽惣右衛門カ、祖脱按ずるに、寛永十二年行事

また六官ともいふ、長崎居住の唐人にて、漆器に彫ものをなし、雲

臺彫、この六官は、江西の内廬陵の人なり、もとは歐陽氏なりし、

略して、陽といふとあり、また白石神書に、六官は本朝の語によて、通して、小歌三味線なども能覽文し、該曲は學びえざりしと、今

井元昌語り

林楚玉 林仁兵衛祖○劉一水 彭城仁左衛門祖

○劉焜臺 彭城久兵衛祖、按ずるに、滿漢紀聞に彭城は二

なり、藤治右衛門は江西徐州の彭城のもの、子孫なりとあり、○陳潛明 西村七兵衛祖

○陳九官 穎川官兵衛祖○何毓楚 何仁右衛門祖

○俞惟和 河間八平次祖○魏之琰 鉅鹿清兵衛祖

○樊玉環 高尾兵左衛門祖○馬榮宇 中山太左衛

門祖○徐敬雲 東海徳左衛門祖○陸一官 陸市藏

祖○王心渠 王喜左衛門祖○陳奕山 矢島專助祖

○蘆君玉 蘆草拙祖○何海菴 何吉郎右衛門祖○

張三峰 清川榮左衛門祖○周辰官 周權左衛門祖

按ずるに、周辰官は正保元年渡來邪宗門たりし、○薛性田

轉ひたるにより宗門改目明を命ぜらるなり、

薛市左衛門祖○鄭崇明 吉島惣次郎祖○楊一官

楊藤平祖○吳宗園 吳平左衛門祖○陳九官 陳彌

吉祖○鄭次官 鄭長左衛門祖○薛八官 薛久三郎

祖○江七官 江甚兵衛祖○陳一官 穎川八郎太祖

○蔡三官 蔡長次郎祖○曾二官 井手武兵衛祖○

吳泰官 吳兵藏祖○黃二官 黃安右衛門祖、長崎紀事、

長崎志

寛永十八辛巳年、阿蘭陀人平戸より長崎に移りし時、附來る通詞五人あり、其後通詞並一人加はる、寛文十庚戌年、内通詞百六人を置れ、内十六人を小頭とせらる、寛永四年廢元祿八乙亥年、通詞目付を置く、正徳五乙未年六月、奉行大岡備前守より、通詞勤方の規定を達す、寛政八丙辰年二月、小通詞助已下のもの、小通詞なら奉行役所において家業直試の事始る、同九丁巳年九月廿三日、元通詞三人に蠻學指南を命せられ、月俸を賜ふ、自餘東京、暹羅、呂宋通詞等あり、其事詳ならず、事實詳ならずは條末に附載す、

寛永十八辛巳年、從平戸長崎に付來通詞五人、
高砂長吉郎 肝付四郎左衛門 石島庄介 秀島藤右衛門 名村八左衛門 長崎御用書物、長崎集、但し長崎集には、長吉郎を長五郎に

寛永二十癸未年、奥州南部浦に阿蘭陀船漂着す、頓て江戸へ被召寄、平戸より通詞志筑孫兵衛を被召呼候て、通辯御吟味の處、漂着無紛に付御赦免、歸國被仰付、孫兵衛は通辯行届候に付、爲御褒美三百俵十八扶持被下、江戸にて數年相勤、然處、長崎へ歸り通詞並に被仰付度旨奉願に付、御扶持御取上、長

崎へ被遣、通詞並に被仰付候、長崎集、長崎志、○按ずる阿蘭陀の部、漂着并難船被取方條にあり、併せ見る、

一昔年は内通詞とて、極て無之口を存候者は、おらんだ商賣の節銘々働を以、おらんだ人共に附添、賣物買物の口錢を取渡世を送候、就夫、於出島毎年附候儀先後を爭不作法に有之、依之、寛文十戌年河野權右衛門支配の節、おらんだ口存たる者百六人、方々より訴訟を致すに付、おらんだ内通詞と名つけ相究、此内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞差圖を以、おらんだ人に附、右の内入替の事も通詞乙名伺之極る、寛文十二年市法商賣に成、内通詞口錢難取付て、奉行牛込忠左衛門に訴の處、五ヶ所貨物利銀の内より六十貫目宛拜領す、貞享二丑年市法破、右六十貫目の銀無之、内通詞渡世に離る、により、おらんだ賣物に花銀と云ものを懸け内證にて取之、則花銀の中より六十貫目宛拜領す、一おらんだ通詞用、又は和物の吟味爲目付、元祿八亥年、奉行宮城越前守、近藤備中守、丹羽遠江守時に、本木良意、西助次郎通詞目付申付る、長崎御用書物、古集記、長崎雜話、長崎志、

一寛文十戌年十二月、阿蘭陀方百六人のもの願上内通詞被仰付、翌亥年正月、右百六人の内より銘々入札を以、小頭十二人に相極む、尤乙名通詞方より差圖也、自注、品川庄兵衛、横山平右衛門、林田清左衛門、馬場伊葉又右衛門、左衛門、五左衛門、岩瀬徳兵衛、清水彌一右衛門、草野、桐部半三郎、馬場崎作右衛門、

一翌十一亥年正月、右百六人の内にて圖を取、上分中分の内通詞相究之、同年夏右上分中分の内より人柄を撰み、十二人組頭を極、是は小頭中了簡なり、同十二子年八月、牛込忠左衛門様御代、八朔御禮奉願候處、御赦免の上御禮相勤、

一天和元酉年、右の仲々間御銀六十貫目拜領被件付、長崎覽書、

寛文十一年九月晦日、阿蘭陀通事共前書二通、
起請文前書

一私共儀、阿蘭陀通事役被仰付難有奉存候上は、彌無油斷阿蘭陀詞稽古可仕候、若言葉不通儀候は、仲間として致吟味、常々精入可申事、

一異國人に被仰付儀、其外何にても御尋の事有之候は、無偽有體に可申候、勿論異國人申上候儀、是又正路に可申上候事、

一御隱密の旨被仰渡候儀、何事に不依、他言仕間敷候、并以御威光對諸人慮外仕間敷候事、

一阿蘭陀文字、南蠻文字書面の通、何様の儀にても無繕有體に和解可申上候事、

一吉利支丹宗門の儀、堅御法度の旨可申渡候、若相背候者於御座候者、見出聞出次第無隠可申上候、并船中の改、心の及所油斷仕間敷候事、

一日本人と異國人の商賣物の直段、其外諸事使等毛頭依怙最負仕間敷候事、

附、相定候外禮物取申間敷事、

一日本人より異國人に賣渡候諸色に加商仕間敷候、并阿蘭陀人方より商賣に買物仕間敷候事、

附、こんばんの賣物、漕者役者の賣物の内、入賣せ申間敷候事、

右條々、於相背者、

寛文十一年亥九月晦日

おらんだ通事	中山作左衛門	同	中島清左衛門
同	名村八左衛門	同	猶村新右衛門
同	立石左兵衛	同	富永市郎兵衛
同	本木庄太夫	同	加福吉左衛門

進上御奉行所様

起請文前書

一御用被仰付、切々御出入仕候付、御奉行所を引懸、諸事不届仕間敷事、
 一少之物成共、自然御買物被仰付候は、町の相場に買上可申候、少も押買仕間敷候、次御買物に事寄自分の買物仕間敷事、
 一御與力同心御内衆に、金銀衣類諸道具等は不及申、酒肴何にても一切音物仕間敷、次々借物一圓仕間敷事、
 附、何事に不寄、用所頼被申候共用ひ申間敷候、若以御下知調遣候は、町の相場の通可仕候事、右條々、於相背者、

寛文十一年亥九月晦日

- 中山作左衛門 同 中島清左衛門
- 名村八左衛門 同 猶村新右衛門
- 立石太兵衛 同 富永市郎兵衛
- 本木庄太夫 同 加福吉左衛門

進上 河野權右衛門様長崎記、正徳五乙未年六月、阿蘭陀方通事法度書

條々

一從先年被仰出候御法度の趣、堅相守可申候、且又今度被仰出の趣、來年加比丹入津以後事極り候の上、聊無違背相守可申候、尤今年に去年迄の格の商賣に候といへども、商賣の事においては其年の格たるべく候、雖然常の大意は今度被仰出候趣を以、可相心得候事、

附、來年事極り候上の儀は、追て可申付候事、一大小通詞は不及申、口稽古の者に至る迄、都て通詞は要用の役儀に候、就中大小通詞は通辯能致し、或は阿蘭陀文字讀書し候等の儀共専用の事に候、且又其身持不正しては、其役儀不相應の儀に候、向後御法度の條々堅相守、嚴密に可相務候事、

但、大小通詞中は不及申、稽古通詞部屋附の者に至る迄、御法度の趣相背輩於有之は、早速奉行所迄可相達候、隠し置後日に外より令露顯は、其科本人可爲同前候、且亦親子兄弟從類縁者知音の好みたりといふとも、依怙最負仕間敷事、一通詞目付は就中大切の役儀に候條、別て心を付大小通詞稽古通詞の者共、阿蘭陀人と通辯のわか

ち能々聞届、少にても疑敷儀於有之有體に可申出、差隠し置後日に於令露顯は、其科本人より重かるへき事、

附、縦ひ親子兄弟從類縁者知音の好みたりといふとも、聊不可有依怙最負候事、

一邪宗門の事、近年以來替りたる風説も不相聞候、凡西南蠻國中は、今以邪宗門流布の事に候得は、其風説も可有之事に候、自今以後阿蘭陀人平日の雜談にも、右の説相聞候は、早速可申出候、惣して邪宗門の儀は、如前條の御法度の趣堅相守可申候事、

一阿蘭陀人入津の節、風説書の儀年々相似たる事共にて異聞無之候、尤左様なるへき儀になく候條、能々承届書付可差出候、惣て此等の儀阿蘭陀人と相尋候返答迄にては不可有異説候條、平日の雜談にも聞及候儀有之は、書付可指出候事、

一阿蘭陀人商賣方の儀、御定の通堅相守、餘分の金銀不持渡様に兼て可相心得候、若餘分の金銀持渡候段相聞候は、年月を経候共、其儀に懸り候通詞共、急度可爲曲事候儀、常々心を付少も疑敷條有之

において、早速可申出候事、

附、御定の趣に付て先年より條々の法度申付置候といへども、尙又難相届事於有之は、銘々の存寄可申出候事、

一阿蘭陀人より送り與へ候物有之候節、内々にて不可受用、早速奉行所相達可任差圖候、於然は相定候品々の外たりといふとも、子細相糺し候上可差免候、隠し候て令受用は後日に相知候共、急度可爲曲事候事、

一通事の事は不及申候得共、口の通辯專要の事に候の條、平日の稽古不可有油斷、阿蘭陀文字の讀書共、仕習候様に可相心得候事、

附、口の通辯能、阿蘭陀文字の讀書等も精出し、相勵て鍛鍊の者於有之は、其年齢に無差別可有褒美候事、

一自今以後大小通詞の内、人數不足出來候節は、阿蘭陀口能通し、文字の讀書をも相心得候者共の内を以、吟味の上可申付之候、雖然、其人柄不宜においては、尤吟味に及ふへからず候、縦ひ通詞家筋の者たりといふとも、其業未練においては是又不可

及吟味、只今宜者の儀は其子供に至りても、親の務に隨事可然可申付儀には候得共、其身畢竟未練にては、大小通詞には難成事に候條、此等の趣常々相心得、稽古可爲專要候事、

一各其身持儉約を用、聊過分の儀不可有之候、奢侈を好み、其費によりて、日用の不足を難儀し候の上は、不計私曲も出来るへき事に候條、常々儉約を用候儀、可爲專要事、

右條々、急度可相守者也、

正徳五年六月

大備 前長崎書付、

享保五庚子年、出島方稽古通事中、筆者中、小使中共に、寶銀五百目宛已前除被仰付、丑寅三年其後被召上、

同十四酉年六月廿二日

一内通詞小頭稻部藤治兵衛、松村又兵衛、鹽屋五左衛門出島毎日出入被仰付、以上、長崎書、

寛政八丙辰年二月、唐紅毛小通詞助より以下の輩、於御役所家業直試の儀あり、詩作唐話或は小説等を讀しめ、蠻書蠻語等の和解各其所業に従て課せらる、自是年々二月、六月、十月三度宛直試可有之

旨被命之、同九丁巳年九月廿三日、元紅毛通詞吉雄幸作、檜林重兵衛、西吉兵衛蠻學功者にて、御用蠻書の和解等相勤め、尙又年少の通詞共へ蠻學指南可致旨被命之、爲手當三人扶持宛賜之、以上、長崎志續編、

寛文十一辛亥年改高、町中惣人數書の内、

阿蘭陀通詞八

人

右者、阿蘭陀口錢銀の内にて、大通詞は九貫目宛、小通詞三四貫目程割付取之、長崎開書、

一銀七貫目、五人扶持 阿蘭陀通詞目付一人〇一

同十一貫目宛、五人扶持宛 同大通詞四人〇加役

料二十四貫七百目 年寄一人 三貫五百八十目

江戸行一人〇一銀五貫三百目宛、三人扶持宛 阿

蘭陀小通詞三人〇一同三貫五百目 同助一人〇十

二貫九百目 年寄一人 三貫二百八十目 江戸行

并船役一人 三貫五百目 直組方并船役一人〇一

同三貫五百目宛 同並四人〇一同十二貫七百四十

目 同末席五人 内譯 三貫目、一人 二貫百

七十目宛、二人 二貫七百目宛、二人〇一銀二十貫

九百目 同稽古通詞二十二人 内 三貫目宛、

表書の通可被相渡候、斷は東文有之候、以上、

戊十二月廿二日

河權右衛門印

右異國通事は夏冬兩度に請取之、

異國通事前書

起請文前書

一被爲仰付候事、異國人に有躰に可申開候、同異國

人申上候通毛頭無僞可申上事、

一吉利支丹宗門の道具、入念可相改候事、

附、書物の儀は書面の通可申上事、

一以御威光諸人に慮外仕間敷候事、

右條々、於相背者、

しやむろ通事

森田長助印

ろそん通事

末永五郎助印

東京通事

進上御奉行所様長崎記、

寛政七乙卯年、東京通詞魏五左衛門、暹羅通詞森田

治太夫兩人に、通辯の書を編輯し、非常の節の爲御

役所へ可納旨被命に付、各譯詞書を謄寫して奉之、

仍て筆紙料として五左衛門に銀一枚、治太夫に金

九人 二貫七百目宛、二人 二貫七百七十目宛、七人 無給 四人〇一同十五貫三百九十目 同内通詞小頭七人 内 二貫七百十目、一人 二貫目宛、二人 二貫七百七十目宛、口口(四人カ)〇一同九百二十八目 同見習四人 一人二百三十二目宛〇一銀十八貫九百六十目 同附筆者内通詞附筆者十六人 内 一貫九百目、一人 一貫五百目宛、七人 七百二十目、一人 七百七十目、稽古附一人 七百四十目、小頭付一人

裏書 請取申御扶持方米事

但京拵

合八石一斗者

右者、戊七月朔日より同十二月晦日迄の御扶持方、

日數百七十八日、異國通事三人、一人前に二石六斗

七升五合、但、一日に五合宛三人御扶持方の積、請

取申處如件、

寛文十年戊十二月

しやむろ通事

森田長助印

東京通事

末次平藏殿

ろそん通事

末永五郎助印

東京通事

末次平藏殿

二百疋賜之、長崎志續編、
 一銀一貫百目、三人扶持 暹羅通事一人〇一同二百
 百六十目、三人扶持 東京通詞一人〇一同二百目
 モウル通詞一人、長崎分限帳、

通航一覽卷之百四十九

長崎港異國通商總括部十二

○商法 入津改、

按するに、唐船の此津に來商せしめは、慶長五年の秋、阿蘭陀國も同年和泉國堺に來りて通商を願ひ、後御免ありて同十三年より平月に入津せしは寛永十八年より此津に移さる、自餘南蠻諸國、安南國、東洋諸國、暹羅國、諸尼利亞國、魯西亞國、亞羅利加諸國の船も、慶長の前後此津に渡來して通商を願ひ、或は一旦御免ありてまた中絶し、或は御免なくして、自後の渡來を禁せられしものあり、これらの類末は、各國の部に詳なり、たゞ唐阿蘭陀兩國のみ、其通商の連絡たるゆゑに、この條以下は、すべてこの兩國入津通商の事實を詳に詳述す、但し、各條兩國同事にして、同卷に收め、たゞは冊を分ち、小目に國名を記して覽るに便ならしむ、故に其國名を記さざるものは、みな兩國包括の事としるべし、

寛永十三丙子年より唐船入津ことに、檢使をして積荷物及び禁物、其外船中仔細に點檢せしむ、阿蘭陀船入船には、荷役人別改め等の外、開船の事の初、優に處置せしめらる、安永四年三月十七日蘭人御暇の時、抜荷密賣の事により御叱りを蒙り、以來入津船中及び乗組のものごと改めらるへき事を、カセタンに嚴重の御沙汰あり、事は阿蘭陀國の部、御答船の條に出す、寛永十三丙子年、唐船荷役に御檢使御乘船被成、御改之儀始る、長崎覺書、

通航一覽卷之百四十八終

長崎唐船入津之節、奉行所より役人并五ヶ所より一人つゝ、唐船に乘移り、積來り候荷物、切支丹宗門之諸色、御制禁之品々相改申候、京監拔書、

一唐船荷物役之義、以前は曾て相改事なく、御物に可成品を持渡るを爲吟味、町年寄共方より一人差出す、町使之もの一人、通事并筆者系割符之もの共方より一人差出し荷物役仕成、寛永十三年柳原、馬場支配之節、按するに、柳原飛騨守馬場三郎左衛門、彌邪宗門改嚴敷成、初て檢使さし出す、從是荷役改といふ事有之、崎陽記錄、寛文七丁未年六月

與力并荷役檢使之面々被仰渡覺、
 一荷役之刻、早々人足之數宿町乙名に按するに、古集船宿計之支配無心元候ゆゑ、願書に當る町を宿町と名記に寛文五年付、その宿に附候町を附町と申事はしまると見ゆ、尋之可相極事、

附、兼々定置之通、唐人隱荷物有之候は、過料爲出候段船頭可申聞事、
 一唐人衣類之内、新敷物之分不殘可取上之候、其外身にまごひ穢候物之分者、貴人之衣類にも不相成候間、一端之内二ツ三ツに切候て、持主へ爲取之可申事、

附、細か成切帶にも不成物は、新敷候共船中にて可爲取之候、雖然、金入其外卷物之類は、少々切たりといふことも可取上之事、

一唐人衣類之外は、致持用候物之内取上候分、銘々唐人名書付、御停止物吟味之刻、通事共致持參差出候様可申渡、
 一砂糖唐人給料に少宛所持之分、四五斤程之位に候者、則船にて可爲取之候、四五斤より多分はその宿町に相渡、音物願之刻、右之砂糖之内を以可被下之候、其外何にても給料或は藥物之分、商賣仕候程之物に無之候は、是また船にて可爲取之事、

一如何様之用事有之といふことも、其船荷改役人之外、一切船に不可爲乘事、
 以上

六月
 同八戊申年、唐船入津より長崎在留中覺、
 一唐船入津之節は波戸場より注進之、於然は夜中に不限、早速爲船番步行者一人、同心一人番船に乗せ遣し候、若いまた唐船不入來時は、かう崎邊迄も出向候、自然風惡敷唐船於漂候は、船番之ものも扣

有之而様子見合、唐船入來候時同事に差添唐船碇
を入候得共、則其所に番船も懸り候て、船改相濟候
迄はいつまでも番船相勤候事、

一唐船碇を入候て以後者、町使も別番船に一人宛
乘同前に相勤之、但唐船二艘迄は町使船は一艘、三
艘より五艘まで町使船二艘、六艘より上は三艘に
て相勤之、用事有之節は、步行同心差圖仕候事、

一風強候て番船乗出候事難相成節は、波戸場之腰
懸所に有之而番船相勤候、其内風しつまり候得者、
番船に取乗、本船相添、番船相勤候事、

一唐船碇を入候て以後、通事共遣之、様子相尋、別
條も無之候得者、宿町附町申付之候、但夜中之時は
夜明候て通事遣之事、

一唐船荷物等改之節は、與力二人、歩行者一人、同
心一人、町使の者一人、通事二人遣之候、宿町附町
の乙名組頭も罷出候、於船中唐人に讀聞候法度書
は、通事かたより持出候事、

一入津唐船改之次第、先船中において法度書讀聞
之、一人宛に踏繪いたさせ、人數等改仕、且其上にて
持渡候荷物、再諸道具等まで相改候分、段々に宿町

附町請取之、但、石火矢は其儘船中に差置之、玉藥
武具與力封印にて出船にて宿町附町預置之、此内
玉藥は伊奈佐の遣置候、右之通相濟候以後、船中船
底まで改之、其上にて帆又は碇までも引揚之、船ま
はり水下之分は繩をひかせ改候、但、船中不殘改濟
候以後、宿町附町乙名組頭手形差出候事、

一たごへ異國住宅之日本人たりといふとも、異國
より差越候書狀并送荷物等までも奉行所にて改
之、年行事方よりその主々に相渡之、年行事手前に
手形取置候事、

一唐船荷物商賣の時分、せり買仕間敷旨、町年寄共
より相觸候事、

吉利支丹宗門御制法之札寫

是は唐船荷役之節、通事取方より持参り、物書役之唐人に讀
せ候て、船中の者どもにきかせ候、

奉上合旨、爲禁革進南蠻廟之事、即天主教、切見南蠻
人二心不軌、流毒四方、專行僞教、煽惑良民、深爲可
恨、罪不容誅也、今見唐船往來本國、貿易各宜恪遵
御法度、毋得違禁、今將禁欺條例開具于後、
一絲來進南蠻廟之人、本國原有舊禁、近今更加森嚴

稍有隨足、斬麥靡遺、

一不許裝載南蠻和尚并進南蠻廟之人、即天主教、或
中有來帶貨物違禁等件者、通船人貨俱各勦滅、決不
輕恕、但在唐山、雖同謀到日本、即來出首者、更加重
賞、亦免其罪、

一密通日本進南蠻廟之人、或書信貨物、或進廟家倣
等、件通船人私寄托而來之事、或船主客、或水梢知情
者、速令出首王上、重賞雖本身或同伴、出首者亦免其
罪、諒其情賞之、

一南蠻人即天主教、或學唐人言語、衣唐人服、混入唐
人中、附船渡海而來、大明開闢、不及檢點、裝載而來、
或于洋中覺察、或抵長岐知情令投首、如此者通船盡
行勦滅、

一南蠻人即天主教、在唐山謀合唐人、私賄財物、裝載
南蠻惡黨而來、速令出首、如此者即免其罪、更加倍
賞、倘隱匿不首、他人出首者、通船同罪、惡黨一併施
行、

已上律條至重大、如有違犯、盡行勦滅、此係日本法
度、嚴如軍令、毫無漏網、不比唐山官府尙可曲情假
貸徇私解脫、爾唐人等慎勿犯之、各々宜謹守、特

示、

右諭知悉、

右御制法之札之趣、唐通事共和解、

一奉承上意、切支丹宗旨之事を禁止す、則天主教之
事なり、惣而見るに南人蠻心たて直にあらす、害を
四方に流し、專僞教を行ひ、人民を令迷候こと、ふか
く可惡之上、其料誅するに不足なり、今見るに、唐船
本國に往來し、致賣買之間、唐人面々よろしく御法
度に隨ひ、禁止の旨不可違犯、令禁止ケ條を以、此
跡にしるし候、

一由來切支丹宗旨之族、本國に元より御制禁雖有
之條、近頃は彌稠敷被仰付之候間、少も於有其志
者、不遁斬科可行、

一南蠻伴天連并切支丹宗旨之輩を乗せ渡間敷候、
則天主教之事なり、或船中に南蠻人之荷物、其外御
法度等之物まで於乘渡は、一船の人荷物ともに皆
皆可爲滅却、決定輕ゆるかせたるましく候、但大明
にて謀惡之同類たりといふとも、日本に到て即時
於申出者、重く御褒美を被下、亦其科を可有御赦
免、

一日本切支丹宗旨之輩に密通いたし、或書簡荷物、或切支丹宗旨之道具等を、船中之もの共ひそかに被頼持渡事可有之、或船頭客、或は水主にても、其由を存候ものはすみやかに申出へし、從御公儀重く御褒美を可被下、其本人に不限、縦同類たりといふとも、於申出はその科を御赦免之上、其品に依て御褒美可被下、

一南蠻人は則天主教なり、或は唐人の言葉を學ひ、唐人の衣服を着、唐人の中に入交り、船に乗渡海し來に、大明にて出船の節不及吟味して乗せ來る事可有之、或は洋中に於てあらはれ、或は長崎に至て知事有之候は、速に可申出、如此ならば、一船の科を御赦免之上、彌重く御褒美を可被下、若脇より於申出者一船悉滅却に可申行、

一南蠻人は則天主教なり、大明において唐人に内謀いたし、ひそかに賄を請、南蠻之惡黨を乗せ來る事有之候は、速に可申出、如此ならば則その科を御赦免之上御褒美を可被増下、若隱不申出、脇より於申出は、一船之もの惡黨、同罪たるによりて一概に可申行、

右之禁條、至大之至候、若違犯族有之者、悉滅亡可申行、是日本之法度にして、稠敷事軍法之ことし、毛頭漏す事有間敷候、大明官家の如く、賄を以事をまけ、私に隨ひ可通にあらす候、汝唐人等つゝしんで違犯無之、面々よろしく守るへし、爲其示之、右仰令知者也、以上、長崎記、

延寶六戊午年、内外町日行使唐船荷役之節相勤始なり、牛込忠左衛門様御代、長崎集、

一唐船入津の時は、上役下役共に帳面を持參し、唐船に移り、商もの、品々悉く相改、一々帳面に記し、若此品の内隠し置て、帳面に載せざる所、跡より露顯の時者、其分者皆取上げらるゝ事なり、夫ゆる大なる物は隠す事ならず、人參などの類を或髪の内結込、又は口中へ含む、依之、髪を解せ、口中怪しければ兩の頬を改む、又は張り枕などの内へ入ることあり、左様なるあやしき物は打破りて改め、隠し置たる品者缺所にするゆゑ、異國人甚惜しみなげく由なり、ヶ條に改め仕舞て、帳屋に引合封を付、異國人も荷物も皆唐人屋敷へ入、夫より外へ出さす、其屋敷の入口にきひしく番を置、人の出入を

禁す、用の品者番所にて改之入事なり、但、丸山の遊女は願に依て入るなり、自注、按するに、往昔に異國人のことし、異國人多くは好色にふりて、此女を一人つゝ、歸帆まては抱置、其内は自分の妻のことし、萬端心を許し、櫃の錠鍵までも預け置と云々、依之、其女は大きに有徳なるよしなり、右異國船諸國より夥敷着船するを、定りたる國より例年來る員數の外は、皆々進返すなり、右定りて來る分計を、唐人屋敷へ入置、定りたる員數をば買上げになるなり、異國不屈なる事あれば、其儀を斷、其過怠に阿蘭陀船は同時に歸帆可申付と云渡す時は、大に迷惑して様々佗言をする也、柳警動役録、

正徳三年十二月、大岡備前守存寄申上候數條之内、

一唐船入湊仕候は、尤早速檢使差遣、切手之有無を相改、相違於無之者追て荷役申付、唐人屋敷へ移し入れ可申儀、只今迄之仕形にて、忽せ成儀有間敷と奉存候事、

一荷改相濟候荷物とも土藏へ入置候、封印等の儀、今まで之如くにて、是また忽成儀有御座間敷と奉存候事、

一荷改之節、隱物相改候儀、今迄之如くにては稠敷

は御座候得共、唐人共難儀仕儀にて聞えも不可然候間、以來者少々差許し候而も可然儀と奉存候事、一切手不持參船にて候は、何様之願申候とも、尤曾て取上げ不申、水之外者一切あたへ不申、順風次第積突し可申付候事、長崎奉行書留、

正徳五乙未年、御新令老中下知狀之内、
一唐船湊に入碇を下し候は、奉行所の檢使を申付、通事船番等召つれ候て、唐船の出所并割符持來り候か否の事を相尋、割符持來候に於ては、割符并人數荷物等の書付を請取らせ、番船等申付候次第、只今までの例のことく可成事、

附、割符持來り候船といふとも、乗筋を違ひ渡來り候においては、急度その子細を糺し明らかむべき事、
一奉行所役人通事等を差遣し、唐人とも長崎逗留中、違法の事不可有之由證文等仕らせ、宗門の制條讀聞せ候次第等、毎事只今迄の例のことくなるべき事、

附、海上の乗筋ちかひ候事の子細疑はしく、割符取上候ておしもごすへき船においては、本條の

次第に及ふへからざる事、
 一 荷改并荷物等藏に納置候次第、只今迄の例の如くなるへし、但し、入津の時荷を改候事は嚴密に過へからず、逗留中遺料の物等打破り候事は制止有へき事、

附、ぬけ荷商賣の事に就て、疑はしき子細も有之船においては、荷改の法嚴密なるへきは格別たるへき事、正徳新令、

正徳五年、老中下知状の内、

一 唐人荷改并諸商賣方の事に就て、奉行所より檢使を差出し候時は、御目附よりも家人差出し見廻らすへき事に候間、其由申通せらるへき事、

附、唐船入津歸帆之時、御目附家人湊内見廻り候次第、本條之例に准すへき事、長崎御新令、

正徳五年六月定書之内、

一 唐船碇を入候以後、年番通詞兩人罷越、唐船出所並人數、かつ新來之船に候哉、割符持來り候哉、其譯承届、早速夜中にて、奉行所へ可申出候事、

一 右相濟候以後、風説役之通詞并通詞目付立合、異國の風説聞届、書付差出候儀、可爲如先格候事、

但、風説書之仕形者、風説役通事目付大小通事の申付候書付、別に有之候事、

一 割符持來り候唐船に候は、奉行所より檢使差出し、年番大小通詞、風説定役、通事目付立合、右之割符相改之、於無相違者檢使の相渡、奉行所へ可差出候事、

一新に來りし船に候は、如何様之申分け有之候とも、追付歸帆可申付候、尤水薪之外は、難用賣一切不可差免候事、

但、難用賣之事は、商賣方定書に委細有之候事、一 割符無相違船に候は、追而積荷物之色立之書付、通詞共の取之、奉行所へ可差出候事、

但、右之帳面に荷物之員數も書入可申、遣ひ用之品々、或は寄進物、謝禮、幣禮等之心懸にて持來候物をも、右帳面之員數の書入可差出候事、

一 荷役前唐人の申渡候條々致書付、通詞を以爲申聞之、唐人共領掌之證文取之、右之證文奉行所へ差出し可申候事、

一 右書付は、其節可相渡候事、
 一 荷役之節、本船の奉行所家老用人之内より一人、

給人二人、檢使可差出候、唐通詞、稽古通詞、唐人番人、平船番、町使唐船の乗組候人數、可爲如先格候、

此外御役所詰之ものとも内差出候儀は、其節可申付候、且又、唐船に於て御法度書、唐人の爲讀聞、人別帳を以、踏繪爲仕候等之義、可爲如先格候、右相濟候以後、藥種目利、鹿皮目利、宿町乙名組頭、并町人附町組頭、筆者等、乗組候人數可爲如先格候、

一 散使等立合候人數之儀、且又藏元水門表門の平船番町使罷出、荷物紛失無之様に相守候儀、可爲如先格候、御役所之もの共之内差出候義、右同前之事、

一 伽羅持渡り候船之儀は、割符持來り候唐船に候は、入津以後檢使二人差出、割印いたし、奉行所へ請取置、追而直段申付候儀、可爲如先格候事、

一 荷役之節、從本船藏元の漕船に積乗せ差越候節、宅町附町より上乘二人仕、荷物之色立書付、本船之檢使より請取之、并本船檢使より藏元檢使の差越候差紙は、差紙持請取之、於藏元檢使の差出し、右之荷物色立引合、無相違請取之由之致裏書、可相渡候

間、右之裏書持歸り、本船之檢使の差出し可申候、且又、荷漕船に下役一人、唐人番一人、船番町使之内一人上乘仕候義、可爲如先格候事、

一 積渡荷物之内、銀高十分一之色立質荷物として、檢使封印にて藏へ入置候義、可爲如先格候事、

一 御停止物、并武具、白糸、寄進物、人參、麝香、龍腦、丁子、珊瑚珠、其外玉之類、此度不殘檢使封印にて、藏へ入置可申事、

一 荷役之節、町使一人、船番一人、番船二艘にて唐船之兩脇にひかへ、相守候儀可爲如先格候、但、荷役場出來以後之儀は、追而可申付候事、

一 唐人共手廻り道具、并遣ひ道具等、本船にて改、指許し候分、宿町乙名方より色立書付を以、唐人屋敷乙名共方へ出之、矢來門にて船番町使立合相改之、無相違候は、唐人屋敷乙名に相渡可申事、

但、末々唐人、町宿に差置候節之儀は、追而可申付候事、

一 荷役相仕廻、明唐船之箇々檢使封印付け、宿町附町の預置、右兩町より番之もの差出置候儀、先當分は可爲如先格候、碇綱等宿町の相頼候に付、附町立

合相改候儀、且又、荷役翌日明船に隠物無之候哉と相改、相違無之候得は致證文、奉行所差出候事、是又可爲如先格候、尤綱碇等相改候證文も、一所に差出可申候事、

一唐人荷物之内、何に不依檢使封印を用候品は、封印解不申候て難叶節者、其譯奉行所相達し封印解可申儀勿論候、右之品々亦々封印を用ひ候節は、其跡奉行所致持參、封印可爲仕候持參難成品は、毎度檢使差出、封印可爲仕之候事、

一荷役相仕廻、荷物色立端數斤目等委細書面に認、宿町附町乙名、組頭、唐通詞立合、奉行所可差出置候、但、銀積り之仕形者、別に書付相渡候事、

附、只今迄右帳面差出候といへとも、商賣相仕舞歸帆之節、持戻り候荷物員數、最前差出候帳面と不引合船積致に付、紛失之物有之候而も難相知、唐人も及異變、又者商賣之外之品々流布し候事等も有之候、依之、向後は荷役帳之色立端數斤目等委細に相記候帳面最前差出置、商賣仕廻候節、買留候物之品數、残り候物之品數差引いたし候て、清帳面仕立可差出候事、以上、長崎書付、

唐船入津之節之事

一唐船沖に相見候得は、小瀬戸遠見番より注進申候、神崎邊乘廻候得は、波戸場役注進申出候、其後唐船湊内碇を入候得は、波戸場役人注進申出候、其節早速繫番船差出候、

繫番之覺

一足輕一人、平船番町使之内一人、右番船に乗組罷出候、此外船番町使觸頭に申付候而、平船番町使之内より夜々加番、不時湊邊可爲相守候旨申渡之、其外には御役所附之内より、不時に湊廻相守可申付旨申渡事、

附、御船頭罷出、唐船入津候間、湊内相廻り可申哉之旨相伺候間、相廻可申旨被仰付候、且又、船番町使觸頭召呼、唐船致入津候間、如例二ヶ所番所相勤可申旨申渡候事、

附、入津之唐船段々荷役相仕廻、湊内唐船無之候得は、二ヶ所之番人引取可申旨相伺候得は、御引取せ被成候、いつにても入津之度々、右之通申渡差出申候、御定之船數不殘入津、荷役相廻切候得は引取候而商賣相濟、唐人先乘より又々可相勤

旨申渡候、

信牌請取之事

一唐船入津候て、信牌持渡候船に候得は、年番通事出所承候處、何國出し去年之何番船にて、信牌持渡候由申出候に付、早速給人兩人、足輕兩人、本船に差出、風説役、通事、目付、年番之大小通事立合、信牌取出させ、檢使請取之罷歸候事、

但、檢使之迎として、唐通事罷出召連、本船に罷越候事、

覺

一給人兩人、供廻、若黨唐人一人、一足輕兩人、右、唐船入津信牌持渡候、右爲請取本船に差出、
一給人兩人、若黨一人宛、一足輕五人、一御役所附兩人、右、唐船丸荷役之節本船に差出、

唐船丸荷役之事

一唐船入津以後、丸荷役被仰付相仕廻候得は、其日唐人とも圍に御揚被成候、右被仰付候間、船頭財副客初水主等まで、作法相慎可申旨被仰付候由申渡之候、其後當り前之宿町、附町之乙名、組頭御廣間に呼出し、明何日丸荷役被仰付候間、諸事入念可相

荷候、尤附町と申合候て、日行使に入念申付之、并日雇等にいたるまで心を付念入相雇せ可差出候、尤精荷役之上にて、諸拂之元に相立といへとも、丸荷役は其元之儀にて候間、對等にいたるまで雇末なる事無之様に申合、相勤候様に被仰付候旨申渡候、

一丸荷役被仰付候六七日以前、年番之通事呼出、持渡之荷物丸差出、書付可差出候旨申渡候事、

但、荷役當日差出候檢使覺

一本船に給人但、若黨二人つ、兩人、一同斷り足輕四人、一歳元の用人但、若黨二人、一人、一同斷り給人但、若黨二人つ、兩人、一同斷り足輕四人

右之通、人數差出候、罷出候前本船之爲迎、大小通事之内一人、稽古通事一人、唐年行司一人罷出候間、於御廣間給人より踏繪を相渡、出番之船番町使召連、陸路を罷越、波戸場より番船に乗候て本船に附させ、足輕船番、町使、唐人番通事、唐年司等揚仕廻、右給人跡より揚り、日本御法度之宗門制禁之書付有之候簡板を帆柱に懸置候を、惣唐人に讀せ、其上にて被仰付候御制禁之次第、檢使申渡、相濟候以

後、丸荷役初させ、藏元にては用人給人立合、唐人共之手廻相改申候、給人一人はばんこに居、勤申候、長崎奉行勤方留、

阿蘭陀船入津より在留中覺

一阿蘭陀船入津前と歸帆前と兩度、所々へ浦觸之書狀差遣之候、其時分は四月初、九月初に遣之候事、一阿蘭陀船入津之節は、野母、深堀より注進之、按ず、野母に遠見番所あり、深堀は佐嘉領にして、また勤番所あり、押付爲旗合、出島より阿蘭陀人并通事遣之候、檢使には步行者一人、同心一人遣之、右之もの共不殘入津之阿蘭陀船に乘移、様子相尋諸事見届候て、右之阿蘭陀召連出島へ入置、檢使之ものは罷歸候事、

一右入津之節は、晝夜に不限、早速爲番船步行者一人、同心一人番船に乗遣之、若いまた阿蘭陀船不入來時は、かう崎邊までも出むかひ候、自然風惡敷阿蘭陀船於漂候者、番船之ものも扣有之而様子見合、阿蘭陀船入來候時、同事に差添、阿蘭陀船碇を入候得は、則其所に番船も懸り候て、番船相勤候事、但、阿蘭陀船之番船は、入津より出船まで、晝夜共に不絶差置候事、

一阿蘭陀船碇を入候て以後は、町使も別番船に一人宛、同前に相勤候、但、阿蘭陀船二艘までは町使船一艘、三艘より五艘までは町使船二艘、六艘より上は三艘程にて相勤、用事有之節は步行同心差圖仕候事、

一風強候て番船乗出候事難成節は、波戸塲之腰懸所に在之て、船番相勤之候、其内風静り候へは番船に取乘、本船に相添番相勤候事、

一風強候て番船難懸節は、本船に乘移、風静り次第また番船に乗戻候事、

一阿蘭陀一番船入津次第、出島乙名組頭召寄之、例年之通出島自身番等、其外諸事入念可相勤旨申付候事、

一入津之阿蘭陀船、并荷物等改之次第、一艘に與力二人、步行者二人、同心二人、通詞二人、町使之者一人遣之、出島家持并筆者も船に乗候事、

一右之節、出島にも與力二人、步行者一人、同心一人、通詞二人、町使一人、出島家持并筆者之ものも出候事、

一右之通、船と出島と兩所に檢使之もの有之て、船

より差越候荷物等、於出島改之、相違於無之者、船より差越候書付に裏書いたし遣之候、荷物之上乗には、步行者一人、同心一人、并阿蘭陀人も一人つゝ、相添、だんべいに按ずるに、荷漕出島へ運ひ入候事、長崎記、

阿蘭陀船入津之事

一沖に白帆之船相見え候得は、野母より相圖の旗を出し、小瀬戸に而合之、早速小瀬戸より注進申出之候、尤深堀よりも注進有之候、其後出島年番通詞呼出し、阿蘭陀船相見え候注進有之候間、在留之カピタンは可申聞申渡之候、兩阿蘭陀船近寄候得は、出島年番通詞罷出、旗合之儀相伺候に付、宜敷時節可罷出旨申聞候、尤其前旗合之檢使申付置候、

旗合檢使之覺

一足輕兩人内、一人役人、一御役所附一人、右三人、迎として出島稽古通事罷出候に付、召連之乗組沖へ走出し、旗を合せ申候、旗合の大小通詞罷歸積荷物附并異國之風説書請取參候に付、御覽之上在留之カピタンに見せ、和解可差出旨申付、差返候事、一阿蘭陀船神崎邊乘廻し候節より、檢使申付置候事、

檢使之覺

一本船に給人四人若黨一人内、二人は人別改二人は藥卸、右、檢使碇入不申候以前、番船に乗組浮居、阿蘭陀船碇入石火矢を放候と、本船に乘移、出番之通詞名歳之書付持參いたし候に付、是に引合人別相改候藥卸之檢使は、早速藥桶別船に積乗せ、其船に乗組稻佐山藏に入置封を附、藏主高本清次右衛門預之、證文請取罷歸候、

但、阿蘭陀船二艘一度に入津候得は、人別の檢使は二人宛四人、藥卸の檢使は、二艘を兼て爲相勤候ても間に合候事、

一人別改之檢使罷歸候と、西泊戸町兩番頭、諸國之御人被罷出候、但、肥前御當番之節は、鍋島官右衛門深堀在番一同に被罷出候へは、對面所下之席に御出、番頭衆使者之間より、御同席に被呼出、御書付を以、入津之次第被仰渡候、右畢而筑前、肥前、島原、唐津、平戸、大村六ヶ所之御附人、使者之間に被呼出、御書付を以右之通被仰渡候、尤銘々に御書付相渡之候、右書付古案有之候事、

但、右御書付料紙重現箱共に、兼而廣間に差出置

候、其後薩摩、長門、肥後、對馬、久留米、小倉、柳川、五島御附人被召出、右書付寫し被罷歸候事、
一阿蘭陀船入津之御注進、被仰上候に付、其節風説書被差上候ゆゑ、右注進之刻限、兼而年番之通詞に申開置、和解間に合候様爲仕候事、

阿蘭陀船荷役之事

一阿蘭陀船入津以後、二三日も過候而、出島乙名通詞、目付、年番呼出、荷役之儀勝手次第可申付之旨、被仰付候由申渡候、荷役當日檢使場へ、家老用人之内一人、給人兩人、足輕兩人、本船へ給人兩人、足輕兩人罷出候、爲迎其船掛り之通詞參候に付召連、出島荷役場之檢使者、家老を始陸地罷越、出島表門より檢使場へ參候、本船之檢使は通詞を召連、大波戸より番船に乗組水門へ上り、水門之封を切上げ錠を明け、水門を開檢使便場へ參、出番之家老の遂面禮、夫よりまた船にて本船へ參候、其後水門之檢使船番町使呼寄、追付始め可申候間、荷漕船等に疑敷儀も無之哉、入念可相改旨申渡候、扱新カピタンへトル同道にて檢使場へ罷越、年番之大通詞を以、荷役被仰付難有存候由、水門之檢使の申付候に付、相

應之挨拶申聞、本船に遣し、其後水門之家老大通詞一人召連れ、番船にて本船の參候得は、兩カピタンへトル役人阿蘭陀立合、日本御法度之趣、惣阿蘭陀の讀聞せ、畢而名歳之書付に引合、一船乗組の別相改候を見届け、家老者水門の罷出、荷役初させ候事、

上檢使差出候所之事

一給人二人若黨一人、草履取、一足輕二人 右、阿蘭陀船入津之節、一船切に人別改として差出す、
一給人二人供廻り右同斷、一足輕二人、右、阿蘭陀船入津之節、藥卸之爲檢使差出、是は阿蘭陀船一度に二艘入津候とも、右一組にて兼合差出候ても罷成候、但、阿蘭陀船一度に二艘も入津候て、足輕より繋り船等も罷出、不入之節は、足輕一人に御役所附一人宛組合候ても差出候事、
一給人兩人供廻、若黨一人、草履取、一足輕二人、右、阿蘭陀船荷役之節、本船の差出候足輕不足候得は、御役所役と組合差出候事、
一用人一人若黨兩人、草履取、一給人二人若黨一人、草履取、一足輕二人、右之節、出島檢使場の差出、但足輕不足

之節者、御役所附と組合差出、

一足輕二人、一御役所附一人、右、阿蘭陀船入津之節、旗合之爲檢使、沖に差出す、

四月三日浦觸之事

一阿蘭陀船入津歸帆兩度之時節、十四ヶ所御附人中被召出、御狀被相渡候、兩度之御文言古案に有之候事、

但、御附人中使者之間に一人宛被召出、對面所下之間に御出、御狀被相渡候由被仰渡候、其節家老并書翰方に掛り候用人内縁に相詰、御狀は右之用人、御附人中に相渡候、御附人無之方には、御用聞町人呼出置、於廣間家老申渡御狀相渡候事、十四ヶ所之覺

薩摩、肥後、肥前、筑前、對馬、長府、小倉、柳川、島原、唐津、平戸、大村、五島五島渡路守様、御用人豊後五島修理様、御用聞豊後御代官用聞、以上、長門奉行勅方留、

入津前年番町年寄方にて小役之もの誓紙之事、
一通詞小使、出島門下番、不寝番、本船探番、荷役場探番、出島辻番、日履頭、出島門小使、火用心番、脇荷藏探番、右之小役誓紙仕候、尤半紙書付を以御屋

敷の御届申上候、

出島乙名

通詞目付

年番通詞

入津前、聖無動寺にて小役之者誓紙之事
一内通詞小頭、同子共、乙名、通詞附筆者、同見習、乙名付小遣、同見習、内通詞小頭附筆者、同見習、出島月行使、買物使、同小使、縫物屋、杖突、阿蘭陀料理人、般船船頭、水主誓紙仕候、尤半紙書付を以御役所御届申上候、

出島乙名

通詞目附

大小通詞

入津前、乙名宅にて小役諸職人誓紙之事
一乙名小使、伊萬里見世商人、同夜番、水樋役、手代金具屋、磨屋、檜物屋、辨當屋、大工、藏々探番、はん屋、着物洗、足袋屋、沓屋、張付屋、桶屋、脇荷藏杖突、定草剪、臺所手傳、傾城小使、右之もの共誓紙仕候、

通事目附

年番通詞

右の外乙名附筆者

通詞附筆者

阿蘭陀船御注進有之候事

一御役所年番通詞參上、御注進遠近之儀御尋申上、其後、野母より程近由申、御注進申上候上にて、

旗合之儀相伺、御免之上御足輕爲御迎、稽古通詞差出、阿蘭陀人召連旗合に罷越候、乗組人数日限等之儀書付差上申候、

御役所附 船掛り大小通詞 生類方稽古通詞 船掛り同 右之外通詞附筆者

旗合御見届之事

一別格御迎無しに御檢使并御足輕沖に御越被成候、

御 檢 使 附 御 役 所 附

旗合相濟罷歸候事

一御役所の船掛通詞、風説書荷物差出持參差上候、

早速右通詞の御渡被遊、出島の持入カピタンに相渡候、

阿蘭陀船入津之事

一御檢使御出、人別御改可被成候、

御 檢 使 附 御 役 所 附 船 番 町 使 大 小 通 詞

稽古通詞 右之外通詞附筆者 小使 船 探 日 雇 頭

鹽硝卸之事

一人別御改御檢使より御兼使成候、其外之役人、右出役之内、分り候て相勤申候、

入津早速、新カピタンへトル役人、阿蘭陀出島へ卸之申候事、

一年番通詞前以相伺、御檢使爲御迎、稽古通詞差出、出島よりカピタン被召連、本船に御出、其後、新古のカピタンへトル出島に卸し申候、

御 檢 使 附 御 役 所 附 唐 人 番 船 番 町 使

散 使 出 島 乙 名 同 組 頭 通 詞 目 附 大 小 通 詞

稽古通詞 内通詞小頭 右之外乙名附筆者 通詞附筆者 水門探 日雇頭

御用之品并生類卸之事

一人別御改御檢使より御兼被成候、

御 用 方 通 詞 生 類 掛 稽 古 通 詞 御 用 掛 筆 者

小 使 日 雇 頭

風説和解之事

一カピタン部屋に、通詞目附、大小通詞立合和解仕、中清書御役所の年番通詞持參入御内覽、清書仕差上申候、

通 詞 目 附 年 番 通 詞

ばつていら波戸場に預り候事

一入用之節、年番通詞御願申上、本船に遣申候、

年番手傳 稽古通詞 船役手傳 稽古通詞

積荷物差出和解事

一カピタン部屋に、通詞目附、大小通詞立合、和解仕、帳面に仕立御役所の差上申候、

通 詞 目 付 持 參 年 番 通 詞

阿蘭陀船乗組人数名歳和解之事

一先日荷役仕候船一艘分、年番通詞并人別を稽古通詞立合、荷役前日に差上申候、

持 參 年 番 通 詞

阿蘭陀人本船乗卸し之事

一前以、年番通詞相伺御免之上、御迎稽古通詞差出、阿蘭陀人乗卸、并酒食等々申候、

御 檢 使 附 御 役 所 附 唐 人 番 船 番 町 使

散 使 出 島 乙 名 同 組 頭 通 詞 目 附 大 小 通 詞

稽古通詞 右之外乙名附筆者 通詞附筆者 水門探 本船探 杖突 日雇頭

用旗札之事

一本船に用事有之候節、右用旗札稽古通詞持參、御繋り番船に御點合申入、本船用事相達候、

稽 古 通 詞

荷役被仰付候事

一御役所の出島乙名、通事目附、年番通詞御召被仰渡候、早速カピタンに申渡御請申上候、

荷役始まる事

一御家老御用人、御檢使爲御迎、初日より仕廻迄、船掛り通詞并稽古通詞罷出申候、

一荷役初日兩カピタンへトル本船に參、御作法之趣讀聞せ申候、御家老本船に御出被成、數日御改被成候、

御 檢 使 附 御 役 所 附 唐 人 番 船 番 町 使

散 使 出 島 乙 名 同 組 頭 通 詞 目 附 大 小 通 詞

稽古通詞 内通詞小頭 出島町人 藥種目利 反物目利 右之外乙名附筆者 杖 突 水門探 藏々探 日雇頭 御檢使附

御 役 所 附 本 船 出 役 唐 人 番 船 番 町 使 船 掛 り 大 小 通 詞 稽 古 通 詞 出 島 町 人 右 之 外 乙 名 附 筆 者 小 遣 船 探 日 雇 頭

荷 役 惣 仕 舞 カ ピ タ ン へ ト ル 本 船 に 參 候 事

一 通 詞、稽 古 通 詞 附 添 參 申 候、船 改 人 別 相 仕 廻 候 て、 出 島 に 歸 申 候、

一武具卸し申候に付、御檢使御附添本船より稻佐
ね直に御出被成候、
右、何れも荷役出役中より兼候て、相勤申候、

荷役仕舞に荷役帳差上申候事

一日々荷物寄目録、帳面に仕立差上申候、

但、江戸の差上候帳面は、小帳に仕立差上申候、

出島乙名 年番通詞以上、商人雜費、

通航一覽卷之百五十

長崎港異國通商總括部十三

○商法 唐商荷役并
在留中

唐商入館の後、再び檢使をして精荷役また大改あり、
爾來貨物賣買等の事より、商賣の最初は糸割符なり、のち商
法となり、或は相對商賣となり、或は代物替等 法貨物口金をはしめ、或は入札市
の變革あり、毎事下各條につまびらなり、 在留中館内出入、
其外諸事嚴密に沙汰せしめらる、賣水以前の事令所見な
し、次卷また同し、

正徳五乙未年六月、長崎奉行より之掟書、

年番 ね

一唐船荷役帳之事

右之荷役之節、例之通荷物之色立員數相改之、唐人
差出候荷物帳と引合、色立之相違員數之増減、委細
に相記し、奉行所へ差出置、其以後別紙書付之通を
以、銀積り致書付差出可申候、其上に而商賣可申付
候、一船之商賣相濟候節、最前出置候書付之如く帳
面に仕、其内に而唐人賣候品者、御用物を始、糸割
符、吳服師、朱座、御菓子屋并奉行所、又は高木作右

通航一覽卷之百四十九終

衛門方の相渡候等之員數、其外町年寄始除き物へ
相渡候譯、且又商人の相渡候等之儀、委細に書載、唐
人賣不申候品も、其譯書載帳面に仕立、一通りは奉
行所へ、一通りは年番町年寄へ可差出候、右二冊引
合、於奉行所押切致印形、一冊は留置、一冊は町年寄
へ可相渡候、但、右帳面仕立之儀は、會所役人、宿町
附町乙名組頭立合、吟味之上帳面仕立會所役人不
殘、宿町附町乙名之印形仕、町年寄與書印形に而可
差出候事、

一直組之元直段積り之事

右者、只今迄之直組之仕方と違ひ、此度相渡候別紙
書付之通を以、荷役銀積り致候上、唐人と直組可爲
仕候間、委細は其節可申付候、若只今迄之直組之仕
方に而、爲買取候事に候は、元直段積り之書付、
會所役人、并諸目利之者連判に而奉行所へ出置、其
上に而直組相濟買取候節、何品は最前出置候書付
之通に買取候よし、何品は最前出し置書付より何
程増減し候而買取候譯、且又、賣不申品は、其譯等
委細に相記し帳面に致し、一冊は奉行所へ、一冊は
年番町年寄へ指出可申候、右帳面押切印形之儀、右

同前之事、

一諸色高下帳之事

右者、直組に而買取候儀、唐人とも納得不仕候は
は、只今迄之如く、高下懸物に而、諸商人ともへ入札
可爲仕候、諸色直段之高下積り之儀は、諸目利之者
とも會所役人立合、吟味之上高下相極め、會所役人
諸目利之者とも、連判之帳面に仕立、奉行所へ指出
置、其上にて唐人前入相濟候は、買取候品并賣不
申品とを明細に書分け候帳面、會所役人諸目利之
者とも連判、町年寄與書印形に而、奉行所へ指出、押
切印形取置可申儀、直組元直段積帳と可爲同前候、
且又、高下勘判指出候節、勘判高下之割合承知候
旨、商人ともより五ヶ所宿老方へ書付取之、右之書
付に宿老とも連判仕、高木作右衛門方へ指出置、其
以後入札仕候様に、宿走ともへ申渡候條、兼而其
旨相心得、右帳面之外に懸物少に而も仕間敷候、并
阿蘭陀高下帳之儀も、可爲同前候事、

正徳五年六月

大 備 前

同年同年月

月役乙名ね

宿町附町定

一宿町附町相務候節、今度差出候定書之條々、聊無相違、萬事廉直に可相務候事、
一宿町附町雜用之儀、隨分致減少物入相増不申候様に、兼而可相心得候事、

附、右入用勘定之儀は、藥師寺又三郎按するに、年寄役なり、差圖を請可申候、且又、檢使差出し候節、湯茶之外一切不可差出候事、

一唐人荷物、最初船にて荷役之節相改候以後、於藏元再返改之、端物之員數、荒物之斤數委細帳面に致差圖候儀、可爲定書之通候、右帳面を以、一船之仕拂勘定仕上候積之事に候間、再返改之、反數斤數書出候節、隨分入念相違無之様可仕候、此儀相違有之に於ては、乙名とも可爲越度條、兼々其心得可有之候事、

一唐荷物商賣追々相濟候節、元増銀共に、諸商人より宿町に受取之、増銀之分は會所に相納、元銀は向向に相拂候儀、可爲如先格候、尤商人より相納候以後、納方拂日數遲滯無之様可仕事、

附、納方拂ともに證文取之、年番町年寄に可差出

候事、

一唐人逗留中遣用之品々之儀は、宿町に預り置、唐人願之度々奉行所差圖之上、唐人屋敷乙名通詞とも相渡候儀、可爲如先格候、尤唐人に直に不可相渡候事、

附、唐人町宿に差置候節之儀は、其節可申付候條、當分は可爲如先條候事、

一唐人圍に於而遣用之残り、并右衣類等相拂候儀、去る辰年按するに、正徳三年なり、相定候者共爲買取候様に申付之候、右代銀宿町に相拂候様に相定候間、辰年差出候定書之通、相心得可申候、此儀は右拂物之代、青銅にて買取候之者より相納させ、右之青銅唐人圍にて遣用之ため、申付候事に候間、向後も右之代錢者、唐人屋敷之乙名に差紙を以可相渡候事、

一唐人屋敷乙名ともより差越候指紙之儀、去子年按するに、寶永五年なり、申附候通可相心得候事、

一今迄は、宿町は事多く、附町は付添相勤候事に候得共、乙名組頭計ひ候事ともに於而は、向後は附町之乙名組頭も、宿町之乙名組頭と同前に相心得、無底意申談相勤へ候事、

附、違法之事於有之者、其科附町之乙名組頭も、

宿町乙名組頭と可爲同意候事、

一筆者共之中、不宜もの共相聞候條、惣乙名とも一同に吟味之上、不宜ものともは相改可申候、今度に不限常々心懸不宜筆者をも、早速相除き可申候事、

附、本條之趣吟味忽せに於ては、急度改可申付候條、左有に於ては其町の乙名組頭可爲越度候事、

右之條々堅可相守、若違亂之儀於有之者、年月を経候て相知候とも急度可行重科候、惣而宿町之儀は、唐人町宿に差置候節に至りても、唐法式之儀は大小通詞取計ふへ候といへども、商賣方并日用之儀、且又、唐人買調候品々、都而一切此等之義は、宿町之乙名組頭取計ひに因る事に候、然るに向後違犯之義於有之者、其科宿町之乙名組頭に可相歸候、然者宿町相勤候事は至極大切之儀に候、違法之事於有之は重科に處し、後來之懲しめとすへき事勿論に候條、兼々其趣相心得、萬事隨分念を入、後難無之様に相慎み、廉直第一に可相勤者也、

正徳五年六月

大 備 前

乙名通事

條々

一唐人圍より出入之度々、隱物探り求候儀、先格之通り相改可申候、雖然水主之外之唐人を相改候節、肌に至る迄探り求め候儀、有之間敷事に候條、向後在留中之出入之度々相改候とも、水主之外之唐人をば、強て搜し求候に及へからず候事、

但、歸帆之前先乗之節、歸帆之當日乗船之節に、船主唐人を始一人も不殘明細に探り求め相改可申候、其節は聊無用捨嚴密たるへ候、依之、向後は假衣服儲け置候間、先乗并歸帆當日乗船之節、於荷役場右之衣服を着せ、圍或は町宿より着し來り候衣服をぬかせ候上、明細に相改、隠し物於有之は尤取上之、其品其次第に因て、申沙汰し候次第可有之候、勿論隠し物於無之は、衣服始之如く着替させ乗船可爲仕候、然るに其肌をおかし搜求め候に及へからず候、併其節之檢使に隨ひ可申付候事、

一金銀道具之儀、向後も如先禁令停止候事、附、唐人持來候金銀道具者、入津之節其數を相改

書付差出置、歸帆之節其員數最前之書付に引合之、於無相違者持歸り候儀勿論に候、書付之員數と其品符合不仕に於而は、増減共取上げ可申候、此旨兼而相心得可申候事、

一去る巳年相定置候唐人屋敷、出入之諸商人之外堅不可入、端物見世入札之節、其もの計入可申候事、一團之内の定之外之金銀入候儀、先禁雖有之候猶未明白候、向後は何れ之手筋より金銀入候事に候哉、其筋を相記し可申出之候、若忽せに仕置、外より令露顯候は、乙名組頭急度可爲曲事候事、一俵物并諸色入候箱、其餘漬物之桶壺等、都而此類園より出し候節、入候節も、隠し物相改候儀、如先禁可爲嚴禁候事、

一唐人日用之買物魚野菜を始、諸品入之御箱、或は箱包物等、都而此類に隠し物仕來候族於有之は、早速召捕可申出候、若於令用捨は乙名組頭可爲越度候事、

一乙名附筆者を始、其餘都而園之内に於て相對候者とも之儀、常々心を付、不宜儀は不申及、疑敷儀有之族之儀をは無用捨可申出、不宜族之儀外より於

相知候者、乙名組頭急度可爲越度事、

一唐人遣用之内、又者手廻り道具、又者古き衣類、又者遺殘等の品相拂等儀、平日歸帆前に願出候は可申出之候、指免し候は、去る辰年相定候ものとも爲買取可申候、右之代銀は宿町に爲相拂可申候、且又、代銀元増割方等之儀者、辰年相定候如くたるへ候事、

一唐船當湊に繋居候内之野菜代銀者、先格之通り宿町乙名方に而相拂可申候間、指紙可出之事、一唐船修履銀、先格之通年番通詞より可相拂候間、差紙可出之事、

一於番所、酒一切令停止候事、右條々、堅可相守者也、

正徳五年六月

大 備 前

同斷五ヶ所宿老に申渡之内
唐人方に買調候俵物買渡候節之儀、可爲如先格候、且又、右俵物之内に金銀は不及申、御法度之品粉かし入不申様に、俵物支配之者丸之内相改候節、御役所詰之者之内、又者奉行所よりも不時に檢使差出爲相改可申候、右俵物一丸之斤數之儀、何品は一丸

何程つゝと、其部類之俵物は、何丸にても斤數多少無之様に丸作り可仕候、右丸之内相改候節、檢使不時に可差出候といへども、宿町附町之乙名も立合相改、紛敷儀無之においては、俵物支配之者より、丸之内紛敷義無之候ゆゑ相渡候段證文仕、宿町附之乙名に可差出候、勿論出帆之砌船積仕候事如先格可相改候條、其節紛敷儀有之候は、宿町附町乙名急度可爲曲事候事、

附、以來唐人町宿に差置候節、唐人買物之儀、其仕形は追而書付可相渡候事、

一銅器物其外之品々、唐人の賣渡候節之儀可爲如先格候、右之品々荷作り致候節、御役所詰之ものと之内敷、品に寄而は檢使差出相改可申候、尤宿町請取候節相改、渡方より證文取之、請取可申候、出船前宿町より船積仕候節、如先格再應相改可申候條、其節不埒之儀於有之者、宿町附町之乙名組頭、急度可爲曲事候事、
一唐人の賣渡候眞鍮道具、減金細工、其外金物打候諸道具改之儀、可爲如先格候事、
同斷地役人に渡す書付之内

一割符無相違唐船に候は、宿町附町可申付候、從唐人水野菜等相調度旨書付差出候節、年番通詞和解差出、右和解に、奉行所家老并當番之給人致裏書、宿町の相渡し、右之品々相調唐船に積乗せ候儀如先格たるへ候、且又、唐船に積乗候節、右裏書之書付致持參、掛り番之下役に相渡し引合積乗せ候儀、是又可爲如先格候事、
一宿町附町之儀、順番に可申付候、向後唐船三十艘にて有之候間、其積りにて兼而割合を書付、可差出置候事、

一荷物入候藏に檢使封印附候儀、并藏明候度毎に檢使封印之儀可爲如先格候、且又、宿町附町より晝夜之者附置、夜に者宿町附町組頭泊番可仕候事、
同年七月、唐人屋敷乙名并々
通事并番町使

覺

一只今迄唐船荷役之節、唐人手廻相改候時分、諸道具之内、あやしく存候ものを、悉打こはし途吟味候事に候といへども、向後者品物を損ひ、或は箱を打くたき候には及へからず候、雖然隠し物有之に決定相見え候品は、先格に准し可相改之、又疑敷相

見え候品者、檢使射印を付宿町へ預け置、後日相伺可任差圖候、但、歸帆之期に至り候而者、悉相改候儀只今迄入津之節相改候次第と可爲同意候、併入津之砌相改、疑敷儀無之に付候而封印付候而、宿町の相渡置候品々をば、歸帆之節積乗候砌、檢使封印切上げ候て唐人に可相渡候條、此類は悉打こわし不及相改候事、

一唐人屋敷一之門、并矢來門に而相改候者とも可准前條、併若本船に而見落候事も可有之候間、あやししく存候物をは假封印付置、其段藏元檢使に可申開候、藏元檢使より封印を附候而宿町の預置、後日に可相改候條、其旨可相心得候事、

一惣而改之儀者、隨分念入諸道具等損不申様にいたし、日雇等にも皆可申付候事、
以上

年號月

大備前以上、長崎書付

同年御新令老中下知狀之内

一唐人とも圍の中へ入置候次第、只今迄の例に准すへき事、

附、新例之後度々に及び渡來り、國法違犯之事等

無之候唐人ともを撰ひ、奉行所よりの公驗を渡し、舊例のごとく町屋に差置き候においては、其餘の唐人とも相勵み候ためにも可然事に候、但し、此等の事申付へきは、長崎地下の様子をも見合候上の事に候間、兼而より可有其心得事、
同年十月、長崎奉行大岡備前守に相達書付之内
一唐船荷改之場所、存寄之趣尤之事に候、委細以別紙申入候事、

朱書第五唐船荷改場所之儀書付

唐船入津歸帆之時、荷改之場所之事書付、并繪圖等委細途披見、猶又三右衛門にも相尋候處、其方存寄之次第尤之事に候、當春被仰出候新例之中、歸帆之時荷改之法は、嚴密なるへきよし有之候上は、只今迄之通にては不可然事勿論に候、惣して其表は、毎事に就て異國の人見聞に及び候地に候處に、只今までは荷改之場所も無之候を、今度始て被仰付候においては新例と同じく、永々までも相立候筈にて、猶以不可然候、其表は常々風波甚敷候時は、破壊之所々出來り候事にて、其上又營作修補等の事も他方よりは物入過分之事に候、然るに繪圖之面を

以て見及び候に、其方存寄之場共風波之度々破損可有之所に候か、たとひ營作成就候翌日に破壊之事候とも、即日にもこのごとく修補無之候而者、見聞之所不可然事に候、柵木の料も水底に入、水面に出候處を積り候へは、其たけ長きを取揃へき事に候、たとひ又風波等の難なく候とも、四面共に常に水中に立候ては久しきに堪ずして、年々に修補無之ては不可叶候、然れば唐船入るへき程の入江も有之においては、出入之口一方に、柵を立て門を開き候様の事に候は、永々まてのためにも可然候、たとひ水淺く候は、時々之泥砂を浚去り候とも、此等の物入者事軽く可有之候、此心得を以て猶又其場所を可被見計候、若右之通之場所無之候は、先當分は荷改之事只今迄之通にも仕置き、これより後唐人とも町屋にも出し置候時に至ては、只今迄唐人とも差置候地を以、荷改の水寨に被仰付候様子も可有之間、存寄之趣も候は、委細可被申越候、正徳新令、

湊廻之事

一唐船入津之夜より湊拂迄之間、夜々給人一人、足

輕一人宛、不時に或は一度或二度も湊廻被仰付候、右罷出候節、夜中故案内之町使を御門より呼候而召連罷出候事、
但、若黨一人に而罷出候、

伽羅卸之事

一入津之唐船に伽羅持渡候へ者、早速年番之通事斤數木數書出候に付、爲檢使給人兩人罷出候、右伽羅相改封印仕、御役所へ持せ、土藏に入置候、右之節宿町附町之乙名、藥屋立合吟味仕、伽羅之分不殘檢使之封印に而右之通仕候事、

伽羅洗之事

一御土藏に入置候伽羅商買被仰付候前後、洗せ可申哉之旨、高木作右衛門相伺候に付、何日に爲洗可申旨被仰出候得者、前日通事より明何日伽羅洗に付、唐人何人罷出度よし書付差出相伺候に付、御聞届被成候よし被仰出、當日爲警固足輕兩人唐人屋敷に差出、唐人御役所へ召連候、右唐人立合於御用場伽羅爲洗之、高木作右衛門、年番之町年寄、御用掛之家老立合候、其外伽羅目利之もの罷出、右之伽羅年行司小使に爲洗、其上にて似り交り有之候

得は、年番之町年寄請取、會所年番之ものを呼寄、於御役所相渡之御伽羅之分は、目利立合臺にのせ、拭板にならへ置候を、通事目付年番通事、其外大小通事壹兩人つゝ罷出候而、拭板に並居、唐人拭板の呼出吟味候所、幾木之内は似りに而候間、賣荷物に被差出、幾木之伽羅にて候間被差留置候よし通辯いたし、右之趣奉承知候よし之證文、右之趣唐人とも相認、高木作右衛門方へ差出候、洗候伽羅小籠に入、御用に掛り候家老之封印に而、御役所之土藏に入置、天氣能候得は、御用場之白洲の掛置、毎日干申候事、

伽羅直組之事

一伽羅干上り候得は、何番之伽羅直組可仕哉之旨、高木作右衛門罷出相伺候に付、來る何日直組爲仕可然旨被仰渡候得者、前日伽羅直組として唐人何人罷出度旨、唐人數書付年番通事差出候々付、御間届被成候より被仰渡之、當日警固之迎たて、稽古通事罷出候に付、足輕兩人唐人屋敷に罷越、右之唐人御役所へ召連候、通事目付、年番大小通事、其外之通事とも罷出拭板に相詰る、其外御藏預伽羅目利

之もの罷出候、高木作右衛門年番之町年寄立合、吟味之上に而直段を立置、唐人とも白洲の入、拭板之上に呼上、右直組書付通事返辯之、但、直組仕候節、家老之封印切上げ、直組相濟候得は作右衛門の請取候事、

唐船精荷役之事

一精荷役一兩日以前、年番之通事より荷物之積高之内にて、賣荷物、遣用寄進物、幣禮、修理寄進染地、帆繕持用之仕分け目録差出候、宿町よりは精荷役之伺書差出候付、藏元に而精荷役之節、右仕分之書付に而荷物引合、檢使相改申候、一右前日年番之大小通事呼出し、明何日精荷役於藏元被仰付候間、唐人とも可申開候、右精荷役之儀者、諸拂之元に立候事候間、隨分可入念事候、檢使相改候而違變有之候而は、品により唐人とも難儀に可及候間、末々のものともまて堅く可申付之旨、急度相守候様に可申渡よし、被仰付候旨申開候、其後當り前之宿町之乙名組頭呼出、明何日於藏元精荷役被仰付候間、彌申合諸事心を付可相勤候、丸荷役とは違、精荷役之儀者諸拂之元に相立候

間、其上違變有之候而者、宿町附町にも不念に被仰付候事候間、隨分入念相勤、日雇等に至まで儘成ものを吟味相雇可申旨、被仰付候よし申渡之、

精荷役之節、差出候檢使之覺

一用人壹人但、若黨二人、一給人兩人但、若黨一人宛、一足輕三四人
右、何も新藏元の罷出候用人は檢使場に罷在、給人は藏戸前際番屋に罷在、荷物藏より取出し假番家掛け改させ候を、檢使場の遣候而、足輕御役所附船番、町使、唐人番散使等立合相改之、唐年行司裁判仕候、右檢使爲迎、其日出番之大小通事之内壹人、稽古通事一人、唐年行司、宿町之乙名罷出候、其外御役所附出番之船番、町使罷出候故召連參候事、

唐船大改之事

一精荷役相濟候得者、見合來る何日大改被仰付候間、例之通向々申渡候様に、年番年寄の申渡候、當日に相成大改相濟候已後、白糸爲渡候船に候得者、五ヶ所宿老召出申渡候、尤唐人屋敷乙名組頭、并唐方通事目附、年番通事召出申渡候、則申渡之次第左に記之、

申渡覺

一五ヶ所宿老

右、廣間の呼出、何艘之唐船商賣被仰付候間、持渡之白糸御定之通被仰付候間、其旨可相心得候、委細年番町年寄に而可承候、此段被仰出旨申付之事、一唐人屋敷乙名組頭、唐方通事目附、年番通事
右、廣間の呼出し、此度何艘之唐船商賣被仰付候間、諸事先格之通相心得、唐人とも可申渡旨申渡候事、一當日に至、大改之船數に應し、給人兩人宛、足輕兩人宛、二組三組程差出候、但、御門にも給人壹人差出、出入之荷物見届させ候、附、右藏元の罷出候足輕之内、兩人は唐人屋敷の先達而罷越、唐人を召連藏元の參候、扱於藏元諸役人立合、大改之荷物之外檢使見届、此方當番之給人宛て差紙相添荷物差越候、尤其節藏元より唐人附添參候、對面所内縁にて當番之給人立合、出役船番町使に申附、白洲において悉く爲相改、右差紙に引合見届之候、且又、町年寄、大小通事、同日付、稽古通事、諸目利之者罷出候、其節ま

いら戸置拭板より、右之者とも相詰候、大改之荷物書院の坊主に爲持出入、夫より近習之もの御前へ持出被成御覽候上、右荷物差出候、且又、通事目付、年番通事、其外稽古通事立合、船別寄進物染地帆繕、對面所内縁築立際ならへ置候、近習に持せ書院差出、御目通りならへ置、家老罷出寄進物之書付に引合候處、相違無之よし申上候得は、可差免之旨被仰付候、夫より御對面所へ引取、右之段年番通事申渡候得は、彼ものとも扣帳面に記之候て、寺々より罷出候出家の相渡候、右之節年行司并筆者とも罷出候而、家老給人見届之裏書に致印形、藏元檢使の差返候、染地宿町の預候に付、宿町より預り證文取置、尤右之趣差紙に書入遣候、其上に而追而相伺、御差圖之上唐人屋敷乙名の宿町より相渡、唐人請取候事、

一唐船入津候得は、年番通事本船の罷越、出所之書付差出候より、淺滞留中野菜肴水薪等之願書差出候、右裏書文言如左、

表書之通、相改之爲積可申者也、

家老印 用人印 當番給人印
 繫番船中
 本船の醫師外科等相扣度由、繫番船の眞文字差出候得は、御役所の差越候故、稽古通事呼出、願書に相認させ候、右裏書文言如左、

表書之通、入念爲乗可申者也、

右同斷
 繫番船中
 一入津より商賣相濟歸帆に趣、唐人共先乘より歸帆迄之内、淺内唐船に而之諸願修理道具普請方の相頼候共、又は其外之調物仕候とも、繫番船の眞文字差出候間、波戸場より御役所の差出候、右之通稽古通事呼寄、和解之上願書に而差出候間、文言は各右之通調物等一切修覆方より積せ候、外之品は右之裏書宿町の乙名、廣間へ呼出相渡候は、宿町より右之品々相調爲積申候、

一用人一人若葉草履取、一給人兩人右同前、一足輕兩人、一御役所附兩人 右、新地藏元において精荷役之節差出、

一給人兩人宛二組、供前之通、一足輕兩人二組

事、以上、長崎奉行勅方留、

右、唐方大改之節新地藏元の差出す、但、足輕不足之節は御役所附之組合差出、

一給人兩人供前之通、一足輕兩人 右、唐人屋敷に而直組、又は入札にても、其節より荷渡相濟候迄差出、

一給人兩人供前之通、一足輕、是者、唐人之人數により多し候て出し候、少有之候、御役所附も差加も有之候、 右、唐人持渡之小間物會所にて直組之節會所の差出、

一給人兩人供前之通、 右、唐人屋敷にて糸直組之節、唐人屋敷のさし出す、

一給人兩人供前之通、一足輕兩人、 右、唐人修覆唐米卸等にて明船封切替願に付さし出す、

一給人兩人供前之通、一足輕兩人、 右、唐船先乗前爲改差出、

一足輕二人、一御役所附一人、 右、唐人ども在留之内、新地唐人屋敷兩所之内にて、綱、折楫見分、すりたて帆之帆繕、かきから落し、修理等の見届としてさし出す、

右之通、上檢使、下檢使之所々、荒増書記置候通之

通航一覽卷之百五十終

通航一覽卷之百五十一

長崎港異國通商總括部十四

○商法 關人荷役并
在留中

阿蘭陀出島館において、荷役の時も檢使を遣はし、改め畢りて後、諸商賣等を命ず、在留中は武器類玉藥は伊奈佐御藏に預り置、彼等外出等にはまた毎度檢使あり、

- 一 阿蘭陀武道具并玉藥は、出船迄伊奈佐之藏に入、則與力封印にて差置之候、阿蘭陀持用之諸道具は、出島阿蘭陀居所に差置、乙名預りにて差置候事、
- 一 右持渡候商賣物、不殘出島揚仕廻、船中所々改之、其已後船中にて遣用之諸道具計出置、其外者船之こほり之内に取込、則與力封印附置候事、
- 但、右之諸道具之内、阿蘭陀人入用之物有之節者、其度々奉行所申斷候付而、爲檢使與力壹人、歩行者壹人、同心壹人、通詞差添遣之、こほり之封を改入用之物出遣、又本之如く封を附置候事、

一 阿蘭陀船者梶拔之、併梶作り附敷、又は梶拔候而者船損候様子に候得者、其分に而も爲置候事、

- 一 阿蘭陀へ入用之物望候節者、出島乙名書付之令持參候、不苦物に候得者、用人并當番之與力裏判相調、番船に遣之、番船之者相改爲積之候、
- 一 阿蘭陀人船より、出島に揚り又船へ戻り候節も、歩行之者壹人、同心壹人遣之候事、
- 一 ばつていらにて水取候節者、爲檢使歩行者壹人、同心壹人遣之候事、
- 但、ばつていら常者波戸場に差置候付而、阿蘭陀人入用之節者斷次第遣候事、
- 一 阿蘭陀船修覆有之節者、檢使與力一人、中小性一人、歩行者一人、同心一人遣候事、
- 一 於出島、阿蘭陀商賣物之荷口披候儀者、カピタン方より乙名通詞を以、日限相伺次第申付之候、其已後町年寄をも召寄、右之趣申聞例年之通に可仕旨申渡候、依之、町年寄ともより則町中相觸候事、
- 但、こび札并せり買仕間敷旨相觸候事、
- 一 出島勘判出候日、并札披候日も、町年寄とも家持通詞町遣なども出島に罷出候、是者札場又者荷物

出候藏々、不作法に無之様にこの事、

- 一 阿蘭陀船入津より出船迄、出島乙名出島に相詰罷在候、并出島家持廿四人にて、二人つゝ、自身番相勤候事、

附、入津より出船迄、出島之内兩所に不寢番之者四人差置之候事、

出島に檢使遣候覺

- 一 於長崎、阿蘭陀人藥草見申度之よし望候節、檢使右同斷、
- 一 ちんだ酒調申度旨、奉行所被相斷候衆有之節、遣候檢使右同斷、
- 一 阿蘭陀人相果候節者、與力一人、歩行者一人、同心一人、町使一人、通事遣之、別條無之候得者、伊奈佐に爲理候事、
- 一 惣而阿蘭陀人出島より外に罷出候節、爲檢使歩行人一人、同心一人遣候事、
- 常にかびたん雇候者之覺
- 一 筆者一人 是者、用事次第出入、一 料理人三人、一 物あらひ一人、一 水汲二人、一 こんぶら二人 是者、買物使之事、
- 一 野牛草切一人

右者、常に出島に致出入候、但月々に入替候、何れも月々に町年寄所に而誓詞申付之、

- 一 出島かね座之者三十人餘、此ものどもへは阿蘭陀人方より銀子百枚出之、
- 常に出島家持雇候者之覺
- 一日行事、是者、入津より出船迄者不絶出島に致出入候、常者用事次第出入候、但、町年寄所に而誓詞申付之、
- 一 辻番四人、是者、替々夜廻いたし候、但、月々に入替候得とも、町年寄所に而誓詞申付之、
- 一 門番小使之者二人、是者、月々に替候、但町年寄所に而誓詞申付之、
- 入津より出船迄出島家持雇之者覺
- 一 筆者二人、一 不寢番四人、

但、出島之内兩所に有之而夜廻いたし候、何も町年寄所に而誓詞申付之、以上、長崎記○按するに、此書見ゆ、然れども前段の規定のこまきは、それより前に定められしなるべし、

出島鯨撰之事

一 阿蘭陀荷役不殘相濟、鯨撰之儀年番通事相伺被仰付候得者、當日鯨藏の家老一人、足輕兩人、水門

わ給人兩人、足輕兩人罷越候、爲迎小通詞罷出候に付、召連陸地を罷越、表門より家老鮫藏の參、給人は水門の參候、鮫藏に而乙名組頭、通詞目付、大小通事之内一人宛相詰居申候、其後高木作右衛門、町年寄年番罷出相揃次第、鮫藏之封足輕に切上させ、船番町使日雇に申付取出させ、鮫目利之ものとも撰立申候、右撰出し候分、家老目通り積立、百本つ、一箇に仕立、脇に積置濟寄候時分、組頭封持參印形いたし相渡、足輕に船番町使立合せ、封候處見届させ、其上にて撰出し候鮫に封印付候分乙名の預け、撰殘之分者商賣に出候に付、元之こころ藏に入させ、藏々封家老之印に而足輕に爲附候事、

附、一兩日も過て御用に成候鮫撰之儀被仰付、其當日に相成候得者、如例檢使差出之、撰置候鮫不殘御白洲の取寄、高木作右衛門、并出島諸役人御用物藏預罷出候、鮫目利之ものとも撰立、右撰立候分者高木作右衛門方の相渡之、猶又吟味爲仕候、撰殘之鮫者、致封印出島の差遣候事、

阿蘭陀大改之事
一年番町年寄大改日限之儀、伺出候に付、來る何日

被仰付候間、諸事例之通申付候様申渡之、當日檢使として給人兩人足輕兩人差出事、

但、於出島藏之封切上げ、出島役人阿蘭陀人立合、端物之類者一二端つ、取出し、出島役人差添持せ候て差越候、出島檢使より家老并當番之給人差紙を以差出し候、御役所わ町年寄とも、出島役人諸目利之者とも相詰候、唐方大改之節拭板迄諸役人相詰候、其方仕方唐方之通に候、尤宿老、出島乙名、通詞目付、年番通詞是又呼出し、唐方之通申渡之候、按するに、唐國總括の部、商法入津在留中、并荷役の條併せ見るへし、

阿蘭陀方商賣之事

一阿蘭陀方商賣被仰付候節者、年番町年寄被召出、阿蘭陀商賣被仰付候由に而、金子高書付、并小判兩替之御書付被相渡候、商賣金高之書付者奉書堅紙、小判兩替之書付者奉書半切也、
右、古案町年寄共差出候事、

阿蘭陀船御見分被遊候事、按するに、則奉行見分の事なり、
一前日出島乙名、年番之通詞召呼、明何日何番船御見分被遊候に付、出島御見分被遊、夫より御乘船可被遊候條、その心得仕カピタンにも可申聞候由、御

用掛り之家老申渡候、

一同日御用船肥後之御附人呼寄、明何日阿蘭陀何番船の乘船被致候間、何時御用船水御門前被出可被差置候旨申談候、按するに、御用船者波戸島にあり、細川氏これを出す
一年番之町年寄御供仕候間、前日右之趣以手紙なりとも、または年行司より成とも申遣候事、
一當日出島御先番として、宗門役一人羽織袴鍵若黨差出、出島において諸役人罷出候に付遂被露候、
一船の者、給人一人差出、右之通に相勤候、
一始而御見分被遊候節者、爲御馳走石火矢打申事も有之候、左候得者、稻佐に在之候藥卸之願申出候に付、藥卸之檢使として給人一人、足輕一人、鹽硝藏の差出し、本船に載罷歸候事、

阿蘭陀人馬込荷漕船見分之事

一三三月時分カピタン留守之内にも、按するに、參府中なり、留守居に罷在候阿蘭陀人、荷漕船修覆見分として馬込の罷出、夫より稻佐悟真寺の參辨當仕度旨、年番通詞伺出候に付聞届候間、被差免候旨被仰渡、當日爲警固足輕二人、御役所附二人差出候、尤爲迎稽古通詞罷出候間、召連出島の罷越、阿蘭陀人召連見分

致させ候事、

但、此節阿蘭陀人より警固之ものへ、酒など振舞たがり申候間、能々申付遣候事、

御大名様方長崎御見分之節、出島并阿蘭陀船御見分被成候せつ之事

一松平筑前守様、松平丹後守様、其外之御大名様方、阿蘭陀船入津之節、長崎に御越被成候時分、出島并阿蘭陀船御見分可被成思召候得者、御役屋敷に被爲入候節、右之趣被仰合、御歸以後以御使者、明何日彌御見分被成度よし被仰遣候に付、御勝手次第御見分被成候様、御速答有之候事、

一出島乙名組頭、年番通詞呼寄、ごなた様何日出島阿蘭陀船何番御見分被成候間可得其意候、右之趣カピタンに可申聞旨、御用掛り之家老申渡候事、
一當日出島に、宗門改一人、阿蘭陀船の給人、御案内として差出候事、

一阿蘭陀船に而石火矢打を御覽有度候得者、前日御案内之御使者に、右之趣被仰越候に付、當日藥卸之檢使として給人差出、稻佐鹽硝藏より藥取出させ、本船の遣候事、

一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、阿蘭陀方
 大改之節、出島に差出、
 一家老一人若黨二人、鍵、草履取、一足輕兩人 右、阿蘭陀
 御物較撰之節、出島較藏に罷出候、
 一給人兩人若黨、草履取、右、較撰之節、革類藥種撰候
 爲檢使、出島水門に差出、
 一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、コンパニヤ
 荷見せ一番看板之節、出島に差出、右之通一番看板
 より二番看板相濟候迄、毎日差出、
 一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、阿蘭陀脇荷
 物見せ一番看板、二番看板相濟候迄毎日差出、
 一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、阿蘭陀商賣
 中荷練之儀願出候得者、右見届として差出、
 一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、阿蘭陀荷物
 入札敷、又者直組に而も、其節より荷渡相濟候迄毎
 日差出、
 一給人兩人供、前、一足輕兩人 右、阿蘭陀人唐
 人病死之節、爲見届差出、
 足輕計檢使之事
 一足輕二人 右、唐人阿蘭陀人送迎として差出、

尤唐人數に應し多少有之候、其内阿蘭陀人御屋敷
 に罷出候節、右之通差出、
 一足輕二人 一御役所附一人 右、阿蘭陀人水
 取に罷出候節差出、
 一足輕二人 一御役所附二人 右、だんべい爲
 見分、阿蘭陀人馬込に罷出候節、爲檢使差出、
 一足輕二人 一御役所附 右、唐人阿蘭陀
 人病死之節、葬之場へ差出、以上、長崎奉行方留、
 出島仕役日割之事
 一荷役以後、日々仕役之日積り仕、年番町年寄迄差
 出置申候、
 持參 年番通詞
 阿蘭陀船に水積之事
 一入用之節、乙名年番通詞御願申上、御裏判申請、
 御繋り番船に相納、水爲積申候、
 船掛り 稽古通詞 年寄手係稽古通詞 出島町人
 阿蘭陀船に野菜爲積候事
 一阿蘭陀人相願候度毎に、乙名年番通詞書付を以
 御願申上、御裏判申請、御繋り番船より御改之上積
 せ申候、

反物切出し并荷探り之事

一前日年番通詞御同申上、御檢使御迎稽古通詞差
 出し、反物切出し調子申候、相濟候上書上、御役人
 附差上申候、
 御檢使附 出役御役所附 唐人番 船番
 町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞目付
 大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭 右之外乙
 名附筆者 通詞附筆者 小遣 杖突 藏々
 探
 獻上并御進物反物撰之事
 一前以、年番通詞より相伺、御檢使御迎稽古通詞差
 出、反物目利罷出撰申候、相濟候上、反數之目録御
 役人付差上申候、
 出役御檢使附 御役所附 唐人番 船番
 町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞目付
 大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭 反物目
 利 右之外通詞附筆者 杖突 日雇頭 藏々
 探
 較撰之事
 一前以、町年寄方に申入置、差圖次第年番通詞御役

所に相伺、御家老爲御迎小通詞參上、高木作右衛門
 殿御立合之上、目利之者撰申候、
 御役所附 唐人番 出役船番 使町 散使
 出島乙名 同組頭 通詞目付 大小通詞
 稽古通詞 較目利 乙名附筆者 右之外通詞
 附筆者 小遣 藏々探 日雇頭
 大改下調子之事
 一前以、年番通詞相伺、御檢使御迎稽古通詞差出、
 藏御封切上、大改持參之品撰立申候、
 出役御檢使附 御役所附 唐人番 船番
 町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞目付
 大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭 反物目
 利 藥種目利 唐物目利 糸目利 右之外乙
 名附筆者 通詞附筆者 小使 杖突 藏々
 探 日雇頭
 大改之事
 一前日年番通詞御同申上置、御檢使申請、反物并小
 道具御役所に持參仕候、途中爲警固御足輕御役所
 附被差添候、
 一右之序に、較も一同に持參仕候、大改之荷物共に

出島門出入之儀者、出島御檢使より御當番之御給人様宛、御差紙を以出入仕候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番 町使
散使 出島乙名 同組頭 通詞目付 大小
通詞 稽古通詞 出島町人 右之外乙名附筆者
者 通詞附筆者 小遣 杖突 日雇頭
商賣被仰渡候事

一御役所乙名通詞目付、年番通詞被召出、例年之通商賣被仰付候旨、カビタンに申渡候様に被仰渡候、早速申渡御請申上候、

商賣荷物簡板和解之事
一兩カビタンへトル立合讀聞候に付、乙名、通詞目付、大小通詞和解仕、帳面に仕立差上申候、

日利見せ之事

一前以、年番通詞御伺申上置、御檢使申請、藏々御封切上、目利見せ仕候、

役出 御檢使附 御役所附 唐人番 船番
町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞目付
大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭 藥種目

利 反物目利 糸目利 絞目利 唐皮目利
玉目利 唐物目利 宿老 出島町人 右之外
乙名附筆者 通詞附筆者 小使 杖突 藏
藏探 日雇頭 脇荷探
商人見せ之事

一前條之通、前日より御伺申上置、御檢使申請商人見せ仕候、立合之役人、目利見せ同前に御座候、

荷物直組之事
一年番町年寄方より、乙名、通詞目付、年番通詞、直組方通詞に直組帳面被相渡之候に付、カビタンに直組直段寫させ申候、尤直組相濟申候得者、御役所に直組帳持參御伺申上候、

持參 直組方通詞

獻上并御進物端物再撰之事
一前日年番通詞御役所御伺申上置候、尤御檢使之儀者、荷物切出し等仕候に付、序に御急被成候儀も御座候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番 町使
散使 出島乙名 同組頭 通詞目付 大小
通詞 稽古通詞 内通詞小頭 反物目利

右之外通詞附筆者 小使 日雇頭

荷渡之事

一御檢使爲御迎、稽古通詞御役所參上、御出之上出島藏々御封切上、荷渡仕候、尤出役之町年寄裏判を申請、渡荷物之分出島門持出申候、荷渡目録并御役人付差上申候、

出役 御檢使附 御役所附 唐人番 船番
町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞目付
大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭 宿老
長崎會所請拂 反物目利 藥種目利 右之外
乙名附筆者 通詞附筆者 長崎會所筆者
小遣 杖突 藏々探 水門探 日雇頭 脇
荷探

銅出島持入之事

一持入願書御役所差上、御裏判申請置、出島に持入せ申候、御檢使之儀者、荷役荷渡等之節御急被成候、御足輕者格別に御座候、

御役所附 船番 町使 散使 出島組頭
改方通詞 年番通詞 改方稽古通詞 長崎
會所請拂

銅掛渡す事

一持入之節同前に御座候、尤立合之役人は又同前に御座候、

小役 通詞附筆者 小遣 杖突 日雇頭
樟腦并小麥等掛渡候節之事
一右銅仕方同前に御座候、立合之役人は又同前に御座候、

買物使より阿蘭陀人調候樽物、出島に持入之事、
一右品々、書付を以御願申上御裏判申請、御足輕御迎稽古通詞差出し、出島門前に而御改を請、持入せ申候、

御役所附 船番 町使 散使 出島組頭
同町人 改方通詞 内稽古通詞 右之外小遣
出島買物使

伊萬里燒物、蒔繪道具其外小間物持入候事
一右仕方并出役之人數、買物使持入同前に御座候、阿蘭陀人手廻改之事

一御足輕御出御改相濟、出島乙名改方通詞封印仕候、

御役所附 出島唐人番 船番 町使 出島組
頭同町人 改方通詞 内稽古通詞 内通詞
小頭 右之外小遣 杖突 日雇頭

御大名様 出島御出、并阿蘭陀船御召之事
御奉行様 御御案内御檢使 御迎無之候、
一前日、乙名年番通詞被召出被仰渡候、

出島御案内御檢使 御御案内御檢使

御役所附 出島乙名 同組頭 通詞目付

大小通詞 稽古通詞

阿蘭陀船在津中、出島人別并夜廻之事

一内通詞小頭、其外乙名附小役之者共、夜毎立合人
別相改申候、火用心等之儀、阿蘭陀人ともへ不斷小
頭より通達仕候、

沖に繋り居候本船より書狀通遣り仕候事

一御役所年番通詞御呼渡被成候、早速出島に
持入、在留之カビタンに相渡申候、出島より沖に遣
候節者、御願申上御裏判申請、船掛り稽古通詞沖に
持參、繋り御番船に御届仕相渡申候、右書狀御意次
第に和解差上候儀も御座候、

出役年番 通詞 船掛稽古通詞

沖に繋り居候本船の水爲積候事

一水積願書御役所年番通詞持參、御裏判申請、稽
古通詞沖に罷越、繋り御番船より御立合を請、水爲
積申候、

出役年番 通詞 船掛稽古通詞

諸帳面并野菜肴、其外之品沖に遣候之事、

一前日年番通詞御同申上、御免之上御檢使、沖に御
越被成候而、御改を請積申候、

一出島水門より出し候節者、右御檢使に而御兼被
成候、

御役所附 船番 町使 散使 通詞目付

年番通詞 船繋り通詞 同稽古通詞 右之外

通詞附筆者 船探 買物使

阿蘭陀人着料之事

一乙名、通詞目付、年番通詞書付を以、町年寄方
願出、其上に而町年寄より御役所被相伺、御赦
免之上出島に御檢使申請、御改之上反物相渡申候、
但、六年以前未年迄者、御役所直に御願申上候
得とも、翌申年より按ずるに、この書かく記せし
迄、右之通願出候様被仰付候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番 町使

散使 出島乙名 同組頭 通詞目付 大小
通詞 稽古通詞 内通詞小頭 右之外乙名附
筆者 通詞附筆者 小使
出火有之候節之事

一市中并何方に不依、出火有之候節、出島乙名、通
詞目付、大小通詞、稽古通詞、内通詞小頭、其外小役
之ものとも、出島に相詰申候、火鎮り候而、乙名、通
詞目付、年番通詞御役所に參上、出島別條無御座候
段御届申上候、

阿蘭陀諸拂銀之事

一諸買物并遣捨等、阿蘭陀人の引合置、歸帆以後乙
名年番通詞差紙書付を以、年番町年寄に差出、長崎
會所より向々に請取せ申候、以上、蘭人雜記、

寶永七庚寅年八月二日入津之阿蘭陀人名歳之書付
船頭

- 一ヤアコツブランコロイト歳四十五
- 一ヒイトロバ
- 一アスマン同三十七
- 一イテヤンス同二十七
- 一ヤンハ
- 一ンカラウナン同三十一
- 一シイモンラウヘンズベル
- 一ユリヤンテホウゴル同二十二
- 一フレ
- 一イデレキスワルト同三十一
- 一ヤンハルコ同二十八
- 一ヒイトロトロセヘツスル同二十一
- 一アムスラン

- トヘイシ同二十四
- 一リヨシヨシテラハアジ同三
- 十三
- 一ヤンヘレムセヘツスル同二十三
- 一ア、テ
- 一レヤンモル同三十六
- 一カスハアルスコルネレス同
- 四十六
- 一ヨウルスボイシユン同四十三
- 一マテイシ
- 一ロンスケン同三十一
- 一イ、ブルトブウルボン同三十四
- 一ハルムコスト同二十二
- 一デレキロイツス同二十三
- 一ロウデリイコメンデス同二十八
- 一ミヒイルベイレ
- 一ス同二十三
- 一ヨツクエンゲレス同二十
- 一ハルマ
- 一アノスハントルレンデル同二十四
- 一ロウレンスヘ
- 一ンテレキセン同三十
- 一ヒイトロヤンスドロウイ
- 一同二十四
- 一ハルマアノスレンテ同二十四
- 一ヘンテ
- 一レキデヘイシ同三十四
- 一タアニエルカラアス同三
- 一十八
- 一ヘンテレキヤアコツフス同三十四
- 一ホウ
- 一ルススケイヘルカン同二十四
- 一アンテレイスキ
- 一リスチヤンヌ同三十六
- 一スイフランドコルネレス
- 一ヘストル同二十九
- 一ヒイトロスタアウヘロコ同二
- 一十六
- 一ハンススワルト同二十三
- 一ヨツコムカラ
- 一ツヘイ同三十
- 一ヤンマルテンアステレイキ同三十一
- 一ヤンホゲン同二十五
- 一バアルンデランガ同三十七
- 一イヒキナウトスハンジン同二十三
- 一ヤンヤアコ

ツフス同二十 一ランフルトヘンテレキス同二十五
 一ヤンホステン同二十二 一ヤレムコルネレステ
 キトル同十九 一ヒイトロヤアコツスヘイラント
 同十五 一ヲ、ブルトセムスハルゲフロン同十三
 一ナネンフウンスボツトル同十四 一ヒイトロキリ
 ストウフルケネツケイ同十六 一カアルングルンヘ
 イト同二十一 一ヒイトロハンテラガラフ同二十八
 一テレキテイケレンボロコ同十九 一テレキコルト
 ヘンネキ同二十八 一ヨツクレンテルセンフロウレ
 イキ同二十四 一ヘンテレキハルムス同二十九 一ヤ
 ンロウレンス同二十六 一レイルプロウル同二十五
 一ヨフノスモンデルテレイン同十七 一ハルマンイ
 イザキス同四十八 一ロウレンスアンテレイス同四
 十三 一ハルマアノスヲロフ同二十八 一コルネレ
 スコルステアンスデボルスト同二十八 一コルネレ
 スアルスト同二十二 一デレキア、デレヤンスケレ
 イスマン同二十九 一カラアスマアス同四十六 一ヤン
 フランセスコ同二十六 一ヤンキレスチャンス同三
 十 一テレキテレキスヲウゴルホウ同二十 一ヤン
 ハンヘイヘイキ同十六 一ヘンデレキセンマアガル

同三十 一ヘキベルトヤンスランスヲウ同二十一 一
 テネイシヨウコムス同四十一 一イ、ザキハンセイ
 ロン同二十五 一ヘレムメヤスハンハタアビヤ同十五
 一コルネレスハンテイモル同十 一テ、スハンブ
 キス同二十 一キビトハンヘンカアラ同十七 一ア、
 ロンハンマカサル同二十五 合七十六人、内、七十人
 阿蘭陀人、六人黒ぼう、
 右之通、御改相違無御座候、以上、
 寅八月二日

御用書物

通詞目付加 藤 喜藏印 同横山五次右衛門印
 同今村源右衛門印 同志筑孫兵衛印
 同中山喜左衛門印 同名村吟右衛門印
 同岩瀬徳兵衛印 同西 吉 太 夫印 長崎

一阿蘭陀の船に載來る人は七十五人なり、其中阿
 蘭陀國の人は三五人のみ、其餘は皆黒奴とて、水
 子にて、咬啣吧國にて買聚めたる天竺地方の諸國
 の人なり、然れども咬啣吧瓜哇の人尤多し、其衣
 服履なども、其國々にて種々に異なるを着す、是を

使ふ役人をテンクルマンと云て、本阿蘭陀の人に
 て此方の日用頭と申し、此もの常に檳榔の毛の綱
 に松脂を塗りたる、三尺計の綱を腰に挟み、是れを
 ちやん綱といふ、これにて黒子の罪あるは、黒奴
 二人をして兩の手を引張らせて、其脊を打事罪の
 輕重にて數の定法あり、罪の至重は是にて打殺す
 なり、左右の手を引くもの、引方強ければ又是を打
 也、病ありて伏す時は、病人の胸に小刀を立て、血
 の上に走り出るは尙療治を加ふ、血出て上に走る
 勢なきは、療治を加へず、水食を與へず、茶碗の中
 に水を入れて、ソツピルと云薬を加て飲しむ、病人
 此水を見て直に泣を落して首を揮へば、直に腰の
 ちやん綱をはづして打殺さんぞす、病人是を恐れ
 て、その水を飲て忽に死す、もし飲ざればちやん
 綱にて打死す、黒奴の病氣皆如斯、十人に一人も治
 まるはなし、海上にては袋に入れて海底に沈む、長崎
 に在留中は官府に達す、官吏二人來て死生を見て
 寺に送る、もし病人三人あつて一人死すれば、三人
 死したりと達す、官吏見て二人は尙生氣ありと云
 へば、死したりとてソツピルを用て、直に死人とす

るなり、生命は羽毛の如くするは、テンクルマンの
 常なり、此黒奴の死したるは、大勢環座して掌を合
 て經を讀み、種々の法を納む、其事詳ならされど
 も、是乃天竺の佛經の遺風なるへしといふ、是より
 寺に送る、寺にては日本のことく引導して山腰に
 埋む、自然の石をその上に置のみ、法名あるやなし
 や、鶏犬の死したるに相同し、凡阿蘭陀の人拂林狗
 を甚た愛して、黒奴の命は此狗より輕す、故に唐人
 も此事を甚た愁ると見えたり、是故に廣東新語曰、
 寧勿爲番狗爲鬼子と云、鬼子は黒奴を指す、又阿蘭
 陀人も鬼子と云、國朝詩別載と云清朝の詩集にも、
 紅毛鬼子大洋來と云、いかさま鬼子と云も、其人
 面にて獸心を惡んでなり、然れども今長崎に久し
 く居りし黒子は、日本に通して大抵日本語にて常
 話を爲す、咬啣吧にて銅の竿金一本にて買れて、其
 銅にて遊女を買て一夕の間に失て、又此苦を爲す、
 生涯遊女の爲に身を没すと云、日本の火消の如く、
 命をしらすして、幾度も往來して、遂にテンクルマ
 ンの手にて魚腹に葬らる、何國も同じき營の人も
 あるものなり、同じ人の形に生れて身を悲愁せさ

るは鬼子と云へし、中略

通航一覽卷之百五十二

長崎港異國通商總括部十五

○商法 歸帆荷役等

寛永十癸酉年二月廿八日、異國の商船歸帆の期日、及び其賣残りの荷物預りの事を禁し、唐船は見計ひ出船申付へきのよし、老中より長崎奉行に下知す、寛文八年戊申年、また唐船歸帆の時荷役檢使等、入津改と同しかるへきむね沙汰せらる、同十一年辛亥年二月、歸唐の商人より證書を呈す、

寛永十癸酉年二月廿八日、老中より長崎奉行に下知状の内、

- 一 異國船もこり候事、九月廿日切たるへき事、但、遅く來候船は、着候而五十日切たるへき事、按ずるに、寛永十一年、同十二年の下知状には、但唐船は見計、カリウタより少は路に出船可申付事とあり、
- 一 異國船賣残りの荷物預け置候儀も、又預り候儀も停止の事、武家殿制録、慶應記○按ずるに、寛文十一年五月廿八日、同十二年五月の下知状同しければ略す、
- 一 寛文八戊申年、唐船歸帆の覺書、
- 一 唐船出帆の次第、入津の日より五十日切に歸帆

通航一覽卷之百五十一終

いたさせ候、但、夏中入津の船は、秋中は順風無之歸帆難成よし例年訴訟申候、於然者十二月中迄も出船差延候事、

但、宿町より差出之賣立帳は、五十日切に急度可差上之旨申付之事、

一 唐船歸帆之砌、船中并荷もつ等諸事改之候役人之儀者、入津同前之事、

但、異國に持渡候荷物の宿町附町請合の封印に而差渡候、然とも十に三は切披改之事、

一出船の日は、船頭并役者とも手形差出候、宿町附町のおとな組頭も手形仕候事、

一 異國船歸帆の節は、歩行者一人、同心一人番船に乗、白戸邊迄送參、帆影見え候迄はいつ迄も彼所に

有之而、帆影見隠候而乗戻り候事、

附、町使も入津の時同前に、別番船にて右之通相勤候事、

一 風強候て番船難懸節は本船に乗移、風しづまり次第又番船に乗戻り候事、

一 唐船出戻いたし候得は、又番船付置候、若訴訟の儀有之而書簡差出候節は、通事中に和解いたさせ

候、水、薪、野菜等の望に候得者、宿主へ申付其品を書出させ、用人と與力裏判を以、番船のもの方へ遣之積申候事、長崎記、

寛文十一年辛亥年二月十二日

歸唐の節船頭役者等より差出候手形

一 御法度の呂宋に參申間敷候、其外何れの國にても切支丹居申國に參申間敷候事、

一 當津出船仕候而より、いつれの浦にも船着け申間敷事、

但、重而日本に渡海仕候共、長崎の外何れの湊へも船ませ申間敷也、

一 重而日本に渡海仕候とも、伴天連入滿同宿の儀は不及申上、切支丹宗門の者一人も乗せ渡申間敷候事、

一 日本人一人も乗せ渡不申候事、

一 日本に武道具は不及申上、武者繪類に至迄持渡不申候事、

一 一丁銀并灰吹銀、少も持渡不申候事、

一 海上においてははん仕間敷候事、

右之條々、相背申間敷候、若於相背申者、重而此船入

津の刻、我等ともを何様にも曲事に可被仰付候、少も違背申上間敷候、爲後日請狀如件、

寛文十一年亥二月十二日 延寶長崎記、
寛文十一年二月廿一日

唐船歸帆之節積渡候諸色、宿所より書付差出候帳面與書之寫、

右之荷物は、宿町中おこな并付町おこな立會、入念相改、何も封を付召置候段御理申上候に付、我々封之儘御積渡被下候、此荷物之内に御法度の物少も無御座候、若此荷物之内、御法度の物何にても隠入差渡申候由、後日被聞召付候は、我々とも如何様共曲事に可被仰付候、爲其連判如斯御座候、以上、
寛文十一年亥二月廿一日

- 宿町中乙名
蘆塚長左衛門印 同町與力頭 尼崎屋甚左衛門印
- 附町袋町中乙名 同町組頭 糸屋五郎右衛門印 中村與左衛門印
- 江見次郎右衛門殿 杉山新兵衛殿
- 金田傳兵衛殿 中山伊兵衛殿
- 町使 竹内徳左衛門 同殿脱力通事 柳屋次左衛門
- 同 東海徳左衛門 年行事林 一 官 西鎮要覽按ずる

江見次郎右衛門、杉山新兵衛、金田傳兵衛、中山伊兵衛はともに檢使なり、然れども其役名詳ならず、
寶永七庚寅年四月廿九日、奉行久松忠次郎、別所播磨守に訊問により、歸帆荷改の始末を言上す、正徳三癸巳年奉行大岡備前守も、また所存を言上に及ふ、同五乙未年改正ありて新令を達せられ、在崎の奉行備前守、五所の宿老地下人等に數條の令を沙汰し、唐商にも諭す旨あり、明年二月唐商等答書を捧げ、かつ歎訴に及ふ、
寛永七庚寅年四月廿九日、久松忠次郎、別所播磨守御不審之事御尋に付、存寄申上候書付數條之内、

唐船歸帆之節之事

一 歸帆之節銀子持渡候事、商賣高百貫目に付二貫六百六十目之積、六千貫目之銀高に都而百六十貫目ならては相渡不申候、其外銀道具は近年停止に申付、少も相渡不申候事、
一 積戻し荷物改候事者、古來より法有之、少も紛敷事無之様に、奉行より檢使を出し相改候而、封印いたし、藏に入置、出船の日右封印致し候役人罷出改候て、積乗せ申候事、
一 積戻しの船は、入津の節より、船に奉行より番船

を附置、晝夜相守り、荷物陸へは上げ不申、直に歸帆申付候事、

一 歸帆の節荷改の儀、随分稠敷相改申儀に御座候、然ども奉行の存候程には被改不申候、其譯者元祿十四年巳六月、十一番南京船歸帆の節、唐人ども五三人銘々懷中に銀子少しつ、かくし致乗船候付、役人ども悉相改、右之銀子取上申候、其内船番安達彦之進と申もの相改候唐人及異議候故、稠敷改候得者、先にのり居候一船の唐人ども、理不盡に右彦之進に手向ひ候得とも、異國人の儀に御座候へは、何卒其場を慎可申と仕候内、大勢の唐人ども彦之進を取巻、船板木切れを以、散々打擲仕候付、無詮方おとしのため脇差を抜候へとも、夫をも事ともせず彦之進を海へつゝ落し、既に溺死可仕といたし候處を、近邊に繫居候番船艘よせ、彦之進を相助申候、右の節唐人楊徳上と申水主は、不心成脇差切先頭に當り申候、勿論かすり手にて御座候得者、別儀者無之候、右彦之進儀、兼々何分の儀有之候とも、異國人の及を以手向ひ候儀、堅停止申付置候處、脇差を抜不心成事と申ながら、唐人に疵付不調

法成仕形に御座候段申上候處、役儀を取放浪人可申付旨被仰渡候、依之、其以後改申役人とも強て改候儀遠慮仕候故、段々吟味ゆるみ申候付、每度強く改申候様に申付候といへとも、右のわけ御座候故、何れもうわべ計りにて内心得心不仕候、依之、其以後は銀子をかしく持渡り候儀、多く有之候様に及承候間、四五年以來別て改強いたし候へとも、改の役人とも得心不仕候故、存之儘に改強不罷成候事、

正徳三癸巳年十二月、大岡備前守存寄申上候書付數條之内、歸帆の節の覺、

一 商賣相仕舞候以後、船毎に積渡候丁銀銅并俵物諸色銘々相改候儀、猶更入念、向後は一船の荷物一日に積仕廻不申候は、何日に成とも積仕舞候様に仕、明細に相改可申候、改候仕方の儀、只今の入津の荷改の仕方の如く仕候は、隠し候て持渡り候物も有之間敷儀に御座候事、
一 唐人手廻諸道具等、且又唐人着し居候衣類等の儀は、歸帆の日に船積み可爲仕候、此節の改様の仕かた右同様に可仕候事、

一 歸帆の日限相極候とも、當日風不順歟大雨にて出帆難成様子候は、何日成とも相延、其儘唐人屋敷に差置、日和よく直に出帆可罷成日に唐人どもを船へ移し候て、直に出帆爲仕候様にて可然儀に御座候事、

一 帆船に荷物積みませ候日より、歸帆仕らせ候日迄の間者、右之船唐人乗せ置不申、奉行所より番人附置候様にて可然奉存候事、

一 歸帆の日一船の惣唐人乗せ移し候以後、船主唐人奉行所召出し、翌年の切手相渡し候様に可仕候、其節の仕方御書付に有之候公驗相渡し候節の趣に准し可申と奉存候事、

一 歸帆の船長崎港内か、り居候内は不及申、乗出し候節見送りの番船差添申候儀、出帆より以前に先拂ひの番船さし出し候等の儀、只今迄も右の通仕來り候へとも、猶又入念先拂ひ見送りともに船數を増し、出帆の唐船一艘つゝを四五艘にても相守り候様に仕可然奉存候、唐船數三十艘にては番船數多く入可申儀に相聞え候得とも、歸帆の日限を段々相定、一艘つゝ出帆爲仕候は、番船の數

もさのみ相増し申間敷候、乍然只今の人數にては不足可仕候、町使船番の類を少々相増し、奉行の召仕を差交へ番船相勤させ候は、罷成申可儀と奉存候事、

一 歸帆の日限相定候は、其四五日も前、近國の大名に觸遣し可申儀、只今迄の如くに可仕候、乍然入津の節の儀被仰出も可有御座候は、歸帆の節の儀も一同被仰渡御座候様に仕度奉存候事、以上、長崎正徳五乙未年、唐船歸帆の時定例、

一 唐船歸帆可申付期に先たちて、近國諸大名領分守備の事を相觸れ候例、入津の時のことくなるへき事、

一 唐人ども歸帆の日限を相定め候法、其年商賣相濟候次第を逐ひ、一艘つゝ可被申付事、

一 凡歸帆荷役の次第は、毎年只今迄入津の時の荷役の法を用ひ、たとへ嚴密に過候とも、寛容の沙汰あるべからざる事、

一 歸帆の日限に先たちて、奉行所檢使地下役人等、荷主の唐人と立合、相渡すへき丁銀竿銅俵物諸色等、逐一相改、疑はしき事無之においては、檢使荷主

唐人の相封を用ひ、其船に積載せ、船番を以て船を守らせ、唐人等においては一人も其船に乗置へからざる事、

附、荷物多くして一日に事済す候は、數日を経候とも、粗略の事不可有之よし、かねてより檢使役人等に可被申付事、

一 歸帆の日に先たちて、先拂ひの船を出し候事、只今迄の例のことくなるへき事、

一 歸帆の日に至り、唐人ども園内より罷出候時、衣類器財等何物にかきらす、逐一に相改め、疑しき事無之においては、船主唐人等奉行役所に召出し、其餘は本船に乗置き、奉行役所において、重ねて渡來るへき割符を相渡候て本船に乗せ、即日出帆仕らせ、見送りの船を以て送候次第、只今迄の例のことくなるへき事、

附、歸帆の日に至り、風雨等の事によりて出帆なりかたきにおいては、其日限をさし延候て、順風次第に歸帆可被申付候、惣して唐人ども船に乗せ候に於ては、即日に出帆し候様に可有沙汰事、一條約を相守るへきよし申、割符をもうけ候唐人

とも歸帆の時、或は湊内に船をかけ置き、或は海路乗筋をちかへ行き候事等あるべからずといへとも、若違法の事も候においては、見送りの番船湊内を守り、乗筋を改め候次第、毎事只今迄の如くなるへき事、

附、此外違法の船の事重て渡り來り候時に至り、定法に任せて可有其沙汰事、

一 歸帆荷改の時に至り、違法の事露顯し候においては、かくし置候物どもを取上、重て渡來るへき割符を渡に及はず、凡一船の唐人ども永く往來を禁絶し、即日長崎表を出帆せしめ、たとひいかやうの愁訴有之候とも、一切許容有へからざる事、右八條、正徳新令、

正徳五年六月、長崎奉行大岡備前守年番に申渡之内、

一 唐人歸帆の前積乗候銅俵物、其外一切の品々、其向々より相改、宿町の請取候節、右の類入候箱桶俵、其外包物の内、悉相改紛はしき儀無之様、遂吟味、向々に渡し方の者ともより紛はしき儀無之候付、相渡候よしの證文取之候而受取可申候、其以後

船積仕候節、如先格檢使差出し相改可申候條、其節紛はしき儀於有之は、乙名とも急度可爲越度候事、附、右の品々相改候度々、宿町附町の乙名向々々立合候様にては、外の用事差支候事も有之候よし、向々にて改之節立合候に者不及、相違無之よし證文にて請取之、其以後相改船積仕候とも、其段も可爲勝手次第候、但只今迄は宿町乙名組頭計取計ひ候得とも、向後は附町の乙名組頭も宿町同前に立合可申候、

一唐人先き乗并出帆の節、手廻道具改の仕方、檢使の者并御役所詰之ものともへ申付候趣有之候間、向後不念の仕形於有之は、宿町附町の乙名可爲曲事候條、兼て其心得可仕旨可申付置候事、
一出船前日に唐人屋敷乙名部屋にて、乙名組頭年番通詞宿町筆者立合、唐人の荷物賣候銀高の内、日本にて買調候品々の銀高、并在留中遣ひ捨等の仕拂差引仕候等の儀、可爲如先格候事、
但、唐人町宿に差置候節の儀は、追て書付可相渡候事、
一出帆已後唐人屋敷乙名組頭、宿町附町乙名組頭

證文差出候儀、可爲如先格候、但し、證文の仕形其節に至り相窺可申候事、

附、部屋附の者火の本番等、唐人より貴物の儀、先格の通可相窺之候事、

右之條々堅相守、聊違犯不可有、若少々之事たりといへとも相背候族於有之者、急度可爲曲事者也、

正徳五年月日

大 備 前長崎書付、

正徳五年八月、荷役之儀に付、重而申渡候書付之案、

最前書付を以申渡候通、入津荷改之節、手廻諸道具相改候次第、器物を損さし候等の事は、不便の儀の故を以、事疑はしく無之品は、器物を破り候て相改るに及はず、歸帆の節に至りては、只今まで入津荷改の節相改候格のこく嚴密たるへき旨申渡に候、此儀當春領掌の證文差出し歸國せしめ候唐人は、兼てその覺悟にて隠し物等無之様に相改め候て、重て渡り來るへき事に候間、彌右之趣に相違あるへからす候、以後新例の趣領掌唐人ともは、兼てその覺悟あるへからす候、然れば累年のならはしによりて、隠し物等可有之事に候、これにより

て此度渡り來り候以後領掌の證文さし出候舟々の分は、いづれも先格に准し、手廻の諸道具嚴密に可、相改候條、可存其旨者也、
未八月

右翻文

爲特諭、新到船隻起貨嚴緊事、日前曉諭爾等凡起貨驗行李什物之際、損壞器物、情實可憐、故器物無可致疑者、不必破壞查驗、然至於回棹、凡所裝載、纖細必查母容少鬆、凡在今春已呈甘細存案、回唐船隻經詳細通曉、則必以藏物知其爲禍意、其再到之日斷無背違取戻之幣也、此番新到者、遵依新例、甘結終呈於進港之後、不似今春豫間之船、通曉日久、而或者猶狃於累年之陋習、亦有藏匿貨物者矣、因茲查驗行李什物等、預照於舊例、嚴緊無遺、爾等各宜知悉、

さぐりの儀付、唐船主とも願書、

具呈七艘各港船主陳啓登等、爲懇恩陳情事、切蒙憲諭、目梢登船預設新衣、更換免其週身搜檢、聊存體制、實王上惠慈、登等感激難名、但无知舟子、愚忘固多、忽聞此諭、未免有回顧之思、因念褻袴一節、關唐山罪犯科條、非鞭扑加身、不施此法、爲辱孰甚、無奈

願懇、

本館街主
當年老爺轉啓王上、俯恤下情、免其褻袴、以存體例、不
五甲頭中
特通館目梢感激、而登等均沾鴻庇於靡涯矣、

正徳六年二月日

右和解

以書付申上候ものは、諸港七艘の船頭陳啓登等に
て御座候、御恩の上愚狀を述候段を被仰上可被下
候事、然者兼而御意を奉蒙候は、此度水主とも先乘
仕候付、假衣服御設置被遊候を着替へ、身の上まで
搜に逢候儀を免れ、別て外聞よろしく、偏王上の御
慈恵と難有仕合難申盡奉存候、然處、無智愚暗の水
主とも多く御座候て、右の通被仰付候儀を承思案
を廻し候得者、於唐國は罪を犯し申もの有之候節、
袴をぬかせ鞭打申候より外には、如此恥しめを受
候儀無之よし申候故、不得止事年番通事衆唐人屋
敷乙名組頭衆中迄頼入候條、王上へ被仰上、下情之
程を御憐愍被成下、袴計はぬき不申様御赦免被爲
遊下され候は、外聞宜奉存、館内の水主とも奉感
激段は不及申上、私ともまて御厚恩を奉蒙候段、其
限り御座有間敷候、

唐通事 彭城藤次右衛門 譯 河間八平次

右之願に付、唐商にしめす案詞、凡累年歸期乘船の節、人別に懷中を改め、隠し所に至る迄搜し索め候子細は、金銀等を隠し携へ候は、小細の事に候といへども、都て國禁の品を携へ去ざるか爲に相改め候事に候、然りといへども、隠し所に至る迄搜し改め候事は、犯す事なきものに辱をあたへ候と事同じきに似候、故を以、向後は衣服を改め隠し携へ候事なき次第を願し候爲、乗船の砌衣服を改候様に申付之候、然處、漕者等の下輩は事の理を辨へず、唐山にては罪を犯し候もの、外、はかまを脱し候事無之よしにて、衣服着替候とも袴は着替候事難儀の旨、是を申すよしにて船頭各書付差出し候、此儀袴を脱せしめ候謂れにあらず、服を改候て疑を散し候爲に候得は、はづかしめの謂れにあらず候、服を改候譯と勝間に至るまで搜り改め候はつかしめを請候とは、いつれ成へく候哉、論有に及はず候、然れば此等の趣とくと申聞せ候においては、いかならん下輩のものたりとも可

相心得事に候、そのうへ頭船財副客等といへども、累年改め候次第は同意の事にて、此度服を着替候事に至り袴を脱し候て、はづかしめに逢候事に候は、漕者も可爲同意事に候、然處、船頭財副客は右の理を辨へ候故か此願に不及候、されは違背なく服を着替候處存と相聞え候、若又漕者同意に相心得候事に候は、漕者の願を以みつかからの改めをも是に准し候半とての事に候歟、此趣猶又書付可差出候、畢竟罪なきものにはづかしめ同意の次第あるへからざるゆゑを以て、衣服を着替させ候法を儲け候は、下輩のものたりといへども、遇するにその格を用ゆるの事に候、然るに探り索候事は違背すへからざるのよし是を申候は、みつかからはづかしめを取候の謂れに候條、然る上は遇する所もその好所に随ふべき事歟、下輩理を辨へす候とも、船頭客財副の輩法を守り候に在いては、下輩は夫に准すへき事か、此等のいはれ具に相答ふきものなり、

右翻文

歷年唐船方其解棹之期、上船人衆搜驗其身者、非獨金銀而已、凡係國禁之物有藏匿者乎、所以嚴加查

驗耳、故驗之間雖其陰處不得不搜者、蓋防其挾帶矣、然搜其遍體至於陰處者、似使其無犯而受辱、思有通變之義、故設更換衣袴之法、特令向後上船之際獨搜其衣袴、以明其無所挾帶而已、今日梢不解其意、乃謂唐山之法除犯罪之外未有脫袴之辱、故衣服雖換、至脫其袴則難於遵依、爾等各船主爲之具呈、然吾之使換其衣袴者無他、直欲解吾之疑耳、非脫袴使受辱之謂也、且夫止查驗其衣袴、與驗其遍體孰榮孰辱、不待其辨可知矣、信能以其理詳爲告曉、則雖愚者亦可知其取捨矣、況累年以來搜檢其身之法、自船主財副客與衆目梢本無差別、而目梢獨以此番更換下衣、爲受辱之事、苟如此則船主衆客亦宜與目梢情無異同、而乃船主財副衆客不與目梢同求者、想其能悟我所令之理、而欲遵換袴之法、意已可見矣、抑或船主財副衆客其意始與目梢所求無殊、因觀望目梢之所求、幸或見許、則己亦欲與目梢一同不換其袴以受其搜乎、二者其意何居、應須具狀明其所以可也、蓋不嚴搜其身、則不能知其挾帶國禁之物與否、然嚴搜其遍體、則似無罪而受辱、是故設此法自船主至於目梢一以施行者、所以寓矜恤之意也、今反目梢

等情願搜檢遍身之法、豈悲自取其辱之謂耶、然則吾之所以待之、法亦當從其便者乎、且目梢等雖或不解其理、然船主財副衆客克遵此番之口諭、則使目梢等亦能從其換衣袴之條乎、爾等其當具詞詳答、

右之答
具公呈各港船主陳啓財副諸客等、今承鴻諭、下須謹陳微志奉答憲諭事、登等累年回棹之時、爲挾帶違禁一事、法令森嚴重加搜檢由來久矣、近蒙王上仁慈、謂我唐人取受搜檢至於陰處者、似使其無犯而辱、故別製衣裳令其上船更換、多費宸衷柔遠之意、感激難名、理合遵依、懇以求免者、依我唐法搜檢遍體似自取其辱、此王上之意耶、然而登等却不爲辱、應試士子進場之時、遍體衣裳嚴查、寔防挾帶文字之弊、只爲功名尚不爲辱、而況登等來商貴國、原爲蠅頭賈利、應試士子且有如此者、何況登等取受搜檢似不爲辱、依我唐法如有犯科條者、脫換其衣裳是以爲辱也、但目梢上船日期迫急、故此先求至於登等船主財副衆客、自當臨時再懇、雖云先後之殊、其情與目梢則一也、特懇各位老翁轉啓王上、俯察下情、登等不勝感激之至、爲此具陳謹答、

正徳六年二月

右和解

以書付申上候者は、諸湊之船頭陳啓登并財副客ともにて御座候、此度御書付を以被仰渡候趣奉承知候付、謹而微意を述奉答候御事、私とも累年歸帆之節、御制禁之物を隠し持渡可申哉之御法令稠敷、捜しを受來る事由來久しき儀御座候、今度者王上より御仁慈の御上、唐人とも隠し所迄捜し改められは、無罪して恥辱を取候儀と被爲思召、別に替へ衣裳を御設置被遊、乗船の節着替へ候様に種種々被回御賢慮、誠以遠人を御安し被下候段難有仕合難述盡奉存候、然上は御意に可奉從答に御座候得とも、御斷申上御免を奉蒙度よし奉願候は、唐國の法により候得者、肌迄改を受候儀は自分其恥しめを取候様にも、王上に可被思召上候得とも、私ともは却て是を恥辱の様には不奉存候、此子細唐國にて舉業の士考場に進み候節、文字を隠し携申候弊可有之哉と、身體衣裳とも稠敷搜を受申儀御座候得とも、是を功名のために恥辱とも不仕候、私とも貴國の罷渡商賣仕候は、元より僅の利潤を求申た

めにて御座候、舉業のものさへ如此御座候得は、まして私體のもの搜りを受候儀、恥辱の様にも不奉存候、唐國の法により候得者、罪を犯し候ものに衣裳を脱替させ申候付、此義を以恥辱と仕候、但、此節水主とも先達て乗船仕候付、差當り急成儀にて先御願申上候、私とも船頭財副客共こかくも又々其期に臨、再可奉願覺悟にて前後仕候得共、其段は水主とも同意の儀御座候、依之、各通事衆中迄申入候條、此段王上は被仰上、愚情の程を御鑒察被爲遊被下候は、感激仕段不淺可奉存候、依之謹て以書付奉啓候、和漢寄文、

近湊浦觸之事

一唐船商賣相濟歸帆被仰付候得者、二三日前九ヶ所御附人、并豊後御代官用開被召出被仰渡候、御附人無之方者御用開町人呼出置、於廣間家老申渡候事、

十ヶ所之覺

薩摩 肥前 筑前 唐津 平戸 大村 兩五島

豊後御代官用開、

被仰渡候覺

一唐船何艘來る何日より何日迄出船申付候、御領内浦々例之通彌被相改可被申付候、先達而被仰出候通、此度之唐信牌持渡懸商賣候船に候得とも、猶又被入念肝要に候、自然風不順に而漂着候は、兼兼、被申付置候手宛之通に而可被相守候、信牌持渡候船者印形并符字無之書面可差出候間、當地に被差越候様に可被致候、尤唐人にも申合置候、其上にて順風次第歸帆可被申付候、

但、御大意は右之通に候得とも最、前より右之趣兼々被仰渡置候間、何日より何日迄唐船何艘出帆被仰付候間、以前より被仰置候通、御領内浦々彌被入御念、可被仰付候と迄の被仰渡にて相濟候事、

附、右御附人中に被仰渡候前日歟、當日之朝、當番の町使を以、御用之儀有之間何時入來可有之由、御口上にて爲相觸候事、

唐船歸帆の節、諸役人とも申渡候事、
一右同日歟歸帆の前日に成とも、御船頭遠見番船番町使觸頭鯨船支配廣間に呼出、來る何日より何日迄唐船何艘出帆被仰付候間、例之通相勤候様に

と御意被成候よし申渡候、横山與惣吉には、わけて水主の内達者ものを雇さし出可申旨、是又被仰付候よし申渡候事、

一御船頭には、沖廻入念可相勤旨申渡、
一遠見番觸頭には、附送り夜廻り加番、例の通入念相勤へく旨申渡、

一船番町使觸頭には、附送入念可相勤旨申渡、
一出帆の當日、御役所附のもの不時廻可勤候、
其外、船番町使不時廻等可相勤之旨、兩觸頭に申渡、

一出帆之夜より不時沖廻りとして、給人一人、下役二人、或は一度或は二度も相廻り候、

一右同日頃郷方年寄年番并月番の年寄被召呼、來る何日唐船何艘出帆被仰付候間、門番人改夜獵等の如例、入念候様に可申渡候よし、御直に被仰渡候事、

一出帆にて沖より何品々にても相調度よし、眞文字差出候得者、右之通和けさせ、願書等は同斷、右之代銀は、圍内に唐人とも罷在候得は、其もの方より代銀相拂くれ可申旨申遣候、圍内に唐人とも

居不申候得は、船より持渡之、銅等にて卸申候に付、其節は見届之檢使差出候、其節給人兩人差出候事、

一先乘より出帆迄の間、唐人屋敷船頭方より本船唐人とも野榮着等差出候得者、通事とも右之書付を以伺出候、右裏書文言如左、

表書の通、唐人屋敷表門において相改之、繫番にて見届之、爲積可申者也、

家老印

用人印

當番給人印

繫番船中

唐人屋敷

表門番中

(◎一給人股カ)兩人宛二組供、若黨一人 一足輕 兩人宛二組、右、唐船出帆前、俵物掛渡爲見届、唐人屋敷鋪元兩所の差出、但、藏本に而者、右俵物諸色藏入、檢使封付置候故差出、

一給人兩人供前之通、一足輕兩人 右之節改濟候得者、手廻り道具藏元の遣し藏に入置、檢使之封仕

候故藏元の遣、

一給人兩人供前之通、一足輕兩人 右、唐人先乗の節、前日手廻り其外賣渡の荷物改として、唐人屋敷の差出、

一給人兩人 一足輕兩人 右、先乗の節唐人持乗候荷物見届として、唐人屋敷の罷出、夫より本船の參候、

一給人兩人 一足輕兩人 右、出帆の節、於唐人屋敷出帆の唐人改探し候處を爲見届、唐人屋敷の罷出、夫より本船の參候、

一給人兩人 一足輕三人 一御役所附兩人 右之節、前日藏元の入置候荷物本船の差遣候に付、藏元の差出申候、

一給人兩人 一足輕兩人 一御役所附兩人 右、唐船船拂の節、唐人屋敷跡改爲檢使差出、

唐船惣船拂之事

一唐船不殘出拂候當日、唐人屋敷跡改檢使、給人兩人、足輕四人、或は内兩人御役所附よりも差出し、唐人屋敷内相改、部屋部屋足輕立合相改させ、裏門

の封切上させ、外廻り若修覆にても有之候哉一通り見分いたし、其上にて兩人の封印付置、罷歸候節、乙名組頭、唐通事、唐人番人相詰居候に付別條無之候間、如何何れも引取、唐人番より表門の兩人宛可相勤旨申渡罷歸候事、

但、近年は兩年の唐船入込居候故、左之通之事計に而相濟申候、

一船拂之悦として、風説役、通事目付、大小通事、稽古通事罷出候、先例に而御逢被成候事候間、杉戸をばし拭板に差出置、其上に而内縁通り中程に御出被成、去年の唐船今日船拂にて重疊思召候、御新例に而役人とも作法の儀は不及申、唐人方商賣の儀に至迄段々被仰渡置候通、何も無恙相勤、一段の儀に思召候、追付當年の船々入津可致候間、彌以入念相勤候儀、肝要に思召候旨御意有之候而立せ候、其節、御用掛り家老取次内縁杉戸に寄詰御挨拶申上畢而、唐年行司、内通事小頭、右爲御悅廣間に罷出候、先例にて御用掛りの家老罷出、右御意の通を申聞挨拶とけ候事、

但、以前よりのならはせにて、大通事一人、内通

事、小頭より二人、直組方俵物方の掛りに被仰付置、此もの共直組方俵物方出入の働とも、唐人と對話に而事濟候と申事にて、御用掛の家老より右の段挨拶有之候様に仕度旨、年番の大小通事相願候付、廣間の拭板にて右の次第一通り申聞候事、

唐人屋敷修覆之事

一唐船不殘船拂之後、普請方の年寄被召出、唐船出拂候間、唐人屋敷小屋小屋致見分、修覆有之分吟味の上積書さし出、高木作右衛門方に吟味相濟候は、修覆可爲仕旨被仰渡候、近年打捨殊の外大破故、當年餘程修覆申付候、年々三棟宛修覆可仕旨申渡置候、普請方の年寄承候事、

但、見分次第申上積書帳差出候へは、作右衛門の相渡可致吟味旨被仰付候、修覆相濟候得者、普請方の年寄爲届罷出、翌日歟又翌日にも家老用人の内、修覆爲見分罷越候事、乍然近年者唐人屋敷明き候事無之に付、破損有之候得者凡積申付之、仕切致置候而普請申付候事、以上、長崎奉行動方留、阿蘭陀人は、諸國の商船を海中にて強盜するな

り、海上にて若商船を見懸る時は近々と乗寄、石火矢をしかけ、其荷物を渡さる時は、船を相碎きて悉くその荷物を奪ひ取ゆる、様々詫言し、その荷物を或は三分一、又者半分も遣し、漸々と取扱ふ事なり、依之、阿蘭陀船と同時に歸帆させんといふ時は、殺さるゝ同然に迷惑するとなり、依之、歸帆のときは道にて難に逢さる程に、日を隔て歸帆申付るなり、柳營勤役録。

往年より阿蘭陀歸帆の規定を立らる、寛永十年老中より、歸帆の事等下知ありし頃は、蘭のちまた沿革あり、船拂の時船いまた平戸入津の時なり、
大名も巡視せり、

寛文八戊申年按ずるに、こは御定ありし時の年代にはあらざりしなるへし、

阿蘭陀歸帆覺

一 例年九月廿日、阿蘭陀船拂付而、歸帆一兩日前に其年居續候カピタンとも奉行所内兩入のカピタン罷出候、此節は奉行出合例年の通申渡之候、但、用人一人與力一人兩使を以、通詞のものに相傳之、則通事書付の通カピタン共々申合候事、
一 阿蘭陀歸帆のみきり、船に積候荷物等改候儀、出

島内與力二人、歩行者二人、同心二人、通詞、町使、出島町人何も立合改之候、荷物の封印請負者、右の町人どもにて候得とも、荷物十程の内、一二三は切ほごき相改之、無別條候得者、書付の段々に本船に遣之候、其節は歩行者一人、同心一人、阿蘭陀人一人差添遣之事、

一 船には與力二人、歩行者一人、同心一人、通詞、町使、出島町人等有之而、出島よりさし遣候荷物ども改之、無相違候得は書付にいたし、裏書差戻候事、
一 阿蘭陀船歸帆の時、番船は平戸迄相添參、船影見え候迄は此所に有之て、船影見かくし候て戻り候事、

一 町使も別船に一人宛乘、右之通相勤候事、
一 阿蘭陀船不殘歸帆候て已後、出島爲仕置用人一人與力一人遣之、所々令見分相殘候阿蘭陀人ども改之、所々自身番をも引せ候様にと申付候事、
同十一月辛亥年九月廿日

阿蘭陀出船の節、出島おとな其外之者共書上候荷役帳與書手形、
差上申一紙事

一 おらんだ一番船出船に付、出島より積申荷物の内、不殘我々共立合念入相改封を付、御請合申上候付、我々共封印之儘御積渡し被成候、若此荷物の内、不依何御公儀御法度の物御座候は、何時にても曲事可被仰付候、爲後日一筆如斯御座候、以上、

寛文十一年亥九月廿日
出島おとな
同町與力頭
清田七兵衛印 田中市郎兵衛印
同町人 共 通 事 共

江見次郎右衛門殿
杉山新兵衛殿以上、長崎記、

阿蘭陀歸國の御暇の事

一九月十八日頃、歸國の御暇被下候付、前日年番通詞呼出、明何日歸國の御暇被下候間、如例兩カピタンへトル召連可罷出旨申渡之候、當日警固之足輕差出候、其外共に八朔御禮相勤候節之ことに候事、

兩カピタン

益御機嫌罷被成御座、乍憚目出度御儀奉存候、然者、今度商賣阿蘭陀人共無滯相違、御蔭と難有奉存候、荷積等も相仕廻寄、歸國の用意も仕候間、御暇被成

下候は、歸國仕度旨申上之、

御返答

兩カピタン彌無事罷在、商賣段々相違歸國の支度も相調候由、重疊思召候、例之通御暇被下候間、明後廿日船拂可仕候、當春於江戸被仰渡候御法令の趣彌相守可申候、來年例の通無滯來朝尤に思召候、新カピタン其外在津の阿蘭陀人諸事作法宜様に可申合候、へとるへも無事に商賣相仕廻、近日出船の段重疊被思召候由御意被成候、
又々カピタン

今日者被召出御暇被成下難有仕合奉存候、於江戸被仰付候御法令の趣急度相守可申候、且亦來年も例の通無滯來朝可仕由、奉畏候旨申上之候、
右之趣申上之、立せ候様に被仰付、夫より高木作右衛門町年寄にも相廻候間、警固之足輕附添參、出島内入候事、

同断の節被下物之事

一九月十八日頃、阿蘭陀人へ御樽着被下候事、
錫一箱 昆布一箱 蕨樽一荷
右年番通詞、乙名組頭呼寄、カピタン無滯商賣相

遂、歸帆可仕と重疊思召候、右之品被下候由可申渡候旨被仰渡、表年行司小使に爲持、通詞召連罷越、追而カピタン爲御禮乙名通詞申出候事、

九月阿蘭陀船拂に付、松平筑前守様、松平丹後守様御出之節之事、

一右御兩所様當湊に御着被成候得者、先達而相知候間、陸地御越候得者、一之瀬まで給人馬上にて御使者被差越候、御船にて御座候得者、御旅館に被爲入候と早々御使者被遣候、此節者歩行にて差出候、但御船にて夜中御着の節者、翌朝御使者被遣候、夜中の儀は御用の外一切差出不申候に付、翌朝差出申候、尤使者麻上下着候、右長崎御立の節も爲御見送一の瀬迄差出候事、

一御屋敷に被爲入候得者、家老用人取次麻上下にて白洲に罷出候、御門番者羽織袴着させ候事、
一御役屋敷に被爲入候以前、爲御案内御使者被差越候に付、御麻上下にて御廣間御式臺迄、御迎御出被成候事、

但、御料理御断にて候得とも御吸物出る、書院に御通被成候得者、熨斗匏三方にて御自身御持被

成候、御給仕の者其外廣間向迄、惣麻上下にて候事、

一御吸物出候得者、漆膳塗盃肴二種程、御土器三方にて出候得者、御盃事有之候、御取肴三方にて出す、但、塗三方、

一御料理被召上候得者、二汁六菜香物共に塗膳向詰、其外盃等者八寸にて出す、尤本膳焼物とも御自身御持被成候、高木作右衛門御相伴仕候、作右衛門には向詰、盃等は足不打八寸に載出す、茶菓子、後菓子、濃茶菓子は縁高、後菓子ともに入寸に載せ出す、尤御給仕廣間迄麻上下、

一御至事相濟候上にて、家老用人醫師に御盃被下候に付、作右衛門取次に一人宛被差被露候、御書院敷居の内被召出、御盃被下置、返盃被仰付差出候と引退候、

一作右衛門には、右の御方様被爲入候以前、家老より手紙遣す、文言、

以手紙致啓上候、然者、何時誰様被爲入候間、其刻御出可有之候、此段可申入由被申付候、以上、
月 日

一被爲入候節、家老用人白洲御門際に罷出、用人白洲中程に罷在候、御通り被成候得者、御式臺迄御出迎御案内被成候、御歸被成候節も御式臺迄御送被成候、其節家老白洲御式臺の方に附、用人は中程に罷在候、

一御歸被成候て、御旅館に爲御禮被爲入候、一家老用人拜領物有之候得者、早速御旅館迄麻上下にて御禮參上仕、御附人中迄申置候、

外之御大名様被爲入候節之事

一長崎御着被成候得者、爲御案内使者參候、此方も御着之爲御悅御旅宿迄、給人麻上下にて差遣候、其後被爲入候、家老用人白洲迄出る、家老は白洲中程迄出る也、

一被爲入候得者、拭板迄御迎に御出被成候、御歸之時者式臺迄御送被成候事、

一御書院に御通被成候得者、熨斗匏御自身御持被成候、尤御料理は勿論、御吸物も出不申候、御料理出候得者、丹後守様筑前守様御振舞之通に候事、
一御廣間取次兩人の外、并近習の者羽織袴着候、御門番も袴着させ候、

一御歸被成候得者、御旅宿に御見舞被成候、若御用も有之候得者、以御使者御出之御禮被仰遣候、一家老用人拜領物有之候得者、早速麻上下にて御旅宿迄罷越、御式臺にて御附人中迄申置候、尤銘々不及罷越、兩人又者一人も罷越候、

阿蘭陀船跡改檢使之事

一九月廿一日跡改の爲檢使、宗門役一人、給人一人、足輕三人、御役所附二人差出候に付、前日年番之通詞爲伺罷出候間、如例檢使可差出候旨被仰渡候、當日檢使迎として小通詞罷出候、召連出島に罷越、出島中相役部屋には、足輕御役所附相改之、水入口三所有之候間、封切上させ、右之檢使封印にて附させ候、右之趣新カピタンへトル役人阿蘭陀人呼出し、古カピタン商賣無滞相達、致歸帆重疊之儀思召候、新カピタンへトル其外末々阿蘭陀人在留中、萬事被仰出候通之作法相守、火之元可入念候旨檢使申渡候、相殘る在留の阿蘭陀人名簿之書付、通詞ともより差出候、改等相濟候得者、荷物入候藏藏相改、右檢使の封印を附置候、尤商賣の殘端物改を請預り藏に入、封印申請候よしの證文、乙名通事

連名にて檢使の差出候事、

阿蘭陀船歸國の節、差出候檢使之事、

一給人兩人二組宛供前之通、若黨、草履取、一足輕兩人二組宛
右、阿蘭陀船荷積之節、毎日本船の一組、出島の一組差出す、

一給人兩人供前之通、鑓持セ候、一足輕兩人 右、阿蘭陀

船出帆之節、本船荷積之爲檢使差出、

一家老一人供前之通、鑓持セ候、右、阿蘭陀船出帆之作法

爲見届、出島水門の罷出候、

一給人一人供前之通、一足輕兩人 右、出帆荷積に

付水門の差出、

一給人兩人供前之通、内、宗門役一人、一足輕兩人

一御役所附兩人 右、阿蘭陀船拂之節、出島跡改

として差出、

一足輕二人宛羽織、一御役所附二人宛麻下、右

之節、阿蘭陀人警固として并出島の差出、以上、長崎奉行、行動方留

荷積之事

一前日年番通詞御伺申上置、御檢使爲御迎船掛り

通詞參上、於水門荷物御改之上船積仕候、

御檢使附 出島出役御役所附 唐人番 船番

町使 散使 出島乙名 同組頭 同町人

大小通詞 稽古 詞 内通詞小頭 右之外乙

名附筆者 小遣 水門探 日雇頭

本船出役御役所附 船番 町使 船掛り通詞

同稽古通詞 出島町人 右之外乙名附筆者

日雇頭

出帆のカピタン御暇之事

一前を以、年番通詞御伺申上置、日限相極り候上、

御足輕爲御迎稽古通詞罷出、兩カピタンへトル御

役所に參上仕候、

御役所附 出島乙名 通詞目付 大小通詞

稽古通詞

持戻り物之事

一右品々書付、御役所年番通詞持參、御免之上荷

積水門御檢使御目通にて相改、本船の爲積申候、

出役荷積立合之役人兼 相勤申候本船の付添 内通詞小頭

御大名様よりカピタンに御樽肴被下置事

一出島持入願書御役所に差上、御裏判申請持入、カ

ピタンに相渡申候、

年番通詞

殿様よりカピタンに御樽肴被下置候事

一御役所年番通詞御召渡被遊候、尤御役所

より出島持入之御差紙被下置、出島の持入カピタ

ンの相渡、早速右御禮申上候、

年番通詞

御用之品、并生類代り物持入之事

一右持入之品々、御用掛り通詞并生類掛り稽古通

詞より願書差上、御裏判申請、出島門前にて改を請

持入、御用の分はカピタンに相渡、生類代り分は持

主阿蘭陀人向々に相渡申候、

御用掛り通詞

生類掛稽古通詞

出帆之事

一前以、何番船より先に出帆可仕旨、御役所年番

通詞御届申上、御檢使爲御迎、船掛り通詞參上、御出

之上兩カピタンへトル本船の乗、人別相改、海上御

法度の趣、阿蘭陀人ごも申渡候、

一出帆人數帳、一旦御檢使に差上申候、

一右之刻、石火矢藥御積せ被成候、

一カピタン船出帆の節は、御家老様御出被成候付、

爲御迎小通詞參上仕候、

一出帆皆済の上、乙名、通詞目付、大小通詞、稽古通
詞不殘、御改所に御禮に參上仕候、
但、出役立合の人數小役共、荷積同前に御座候、
聞人雜記、

通航一覽卷之百五十二終

通航一覽卷之百五十三

長崎港^{附平}異國通商總括部十六

○商法 糸割符

慶長八癸卯年、異船白糸多く持渡りしか、買とるものなきにより、長崎奉行小笠原一庵その事を言上せしに、御思慮ありて、京、堺、及び近國の商賈等、在崎のものに買得せしめらる、明年また多分に積渡り、かつ其價賤きにより、京、堺、長崎の大商愁訴のむねにまかせ、糸割符の事を命せられ、五月三日執政本多上野介正純、京都所司代板倉伊賀守勝重奉はりて其制令を出す、また割符年寄役を命し給ふ、割符年寄の事、地役寛永八辛未年、江戸、大坂の大商も願によりて此列に加へられ、是より五ヶ所糸割賦と稱す、同十癸酉年二月廿八日、五ヶ所割符の事、及びその商人長崎參着日限等の事を、老中より長崎奉行に下知す、^{この事、寛永十三年まで、しは}同十八辛巳年、江戸、大坂より訴訟により丸數加増せらる、

糸割符始之事

一慶長八癸卯年、南蠻船に諸色之荷物數多積渡、就中白糸大分に持渡る、早速可令商賈之處、其比まては世上しつばくにして、糸の類わづか宛用候、澤山に持渡るに付、曾て白糸買人無之二年滞留す、其節奉行小笠原一庵方ね、異國人共より此度持わたり候白糸、買人共に相應の直段に是非はらひ度の由願申、一庵方より右之旨江戸に窺、時に爲御意被仰付候は、異國人積渡所の白糸、商賈不仕其儘積返し候は、以來しかと持渡る間敷候、諸國の商人共は相觸、夫々の分限に應し可買取之由被仰出、依之、京、堺、或は近國の商人長崎にありあふ者共に、分限に應し割符買取せられ、異國人致商賈令歸帆、翌年辰年又白糸大分にもちわたる、しかれば前年糸買取商人共、商賈半に積渡る故、上方以外の外直に成る、就夫買人方より訴訟を申上る、去年の糸いまた拂ひ不申處に、今年大分わたり、上方下直に成り、身上めつきやく仕候、御慈悲の上より此度積渡り候糸、ことごとく私共手前に、相對を以て買取候様に被仰付可被下候旨奉願候、則達上聞、右願之通仲間買取り、可令割符由被仰付候、

慶長九甲辰年

割符付之高

白糸百丸 京 同百二十九 堺 同百丸 長崎 同六十九 吳服所五人
此内 二十九 後藤縫殿〇八九 茶屋四郎次郎
〇八九 茶屋宗固〇八九 龜屋正兵衛〇八九 三島屋祐徳〇八九 上柳彦兵衛是まで、崎陽記録、長崎集同し、
同年に御奉書出る寫、按ずるに、^は老中本多上野介正純、京都市司代板倉伊賀守勝重の奉書に、下糸鑑拔書に載するところと同しければ、かれにゆつる、〇長崎御用書物、古集記、
一權現様御代、慶長九甲辰年五月、京、堺、長崎三ヶ所へ、始て唐船白糸割符被爲仰付候割賦、
顯糸百丸 京 同百二十九 堺 同百丸 長崎

右之節、本多上野介、板倉伊賀守在判、左之通、

黒船着岸の時、定置年寄共糸のねいたさゝる以前に、諸商人長崎へ不可入候、いこのね相定候上は、萬望次第致商賈へき者也、

慶長九年五月三日

右、本紙長崎高木作右衛門方に于今致所持候、先祖作右衛門糸年寄役儀相勤候、

右、最初糸割符、京、長崎は百丸つゝ、堺は百二十九被下候儀、諸色唐物大分積渡、商人金銀不足仕候處、堺商人共過半買取候、爲御褒美二十九増被下之候、

一糸割符の義、權現様御代慶長の比、長崎へ黒船着岸の節、白糸大分積來候得共、日本の商人共買取候事難叶、既に異國へ積戻候に付、京、堺の者共右の白糸不殘買取、大分の損銀いたし候、其翌年又々白糸大分積來候所、前年の損銀も不願、不殘買取候段達上聞、爲御褒美向後白糸は、京、堺の者共買取、其外の諸色は國々の商人賣買可仕之旨被仰付候由、其節板倉伊賀守、本多上野介より以奉書被申渡候、以上、糸鑑拔書、

慶長九年糸割符商賈相始り、承應三甲午年迄五十餘年相續、長崎志、

慶長十四己酉年九月、唐船糸の賣買于今無之、何事も自駿府下知し給ふ、依て商人徒に長崎に逗留す、糸の程を被相定、十一月長崎へ重て商人を可被下との儀也、按ずるに、此商人は即ち割符年寄をさせしなるべし、先其中は夏秋子今、自駿府糸を京中に被爲賣、官本當代記、慶長年録、

慶長十四年九月、唐船賣買今に無之、商人共徒に長逗留いたし候、糸の位被相定、来る十一月長崎の商人共可被下候、其中に市中に計買賣可仕旨、駿府より御下知有之、慶長小説、

慶長年中、大商茶屋四郎次郎道情自注、重名又四郎、長崎へ遣はされ、蠶船入津の様子、本朝の商賈等と貨物交易の趣を窺はせらる處に、糸類は織物の元なれば、唐朝諸蕃の商客より其價を軽く買得たらは、甚た洛陽の織人利潤を受て、貴賤其便の宜しきに至らんと請ふ、神君これを許され、其黨を組て是を買得て割賦しける、

糸割符御定

京百丸 江戸百丸 大坂五十九 堺百二十九
長崎百丸 外國入津記○按ずるに、下の長崎御用書物等に誤り、但し、年代を誤りしにや
寛永八辛未年、台徳院様御代に、江戸大坂の初而割符糸の儀御赦免被成下、割符以上五ヶ所に相極、白糸五十九江戸、同三十九大坂、
此年、白糸僅持渡故、黄糸、片寄糸、白紗綾、白縮緬、繪子等割符に買取、翌申年より如前々の白糸、色

に相成る、長崎御用書物、古集記、崎陽記録
寛永十癸酉年二月廿八日、老中より長崎奉行に下知状の内、

一異國船に積來候白糸、直段を立候而不殘五ヶ所は割符可仕之事、按ずるに、寛永十一年、同十二年の下知状には、五ヶ所其外書付の所に、割符可仕事とあり、一五ヶ所の商人は、五ヶ所惣代の者につくる、長崎へ參着の儀、七月廿日切たるへし、按ずるに、寛永十二年の下知状に、此時より五日に、夫より遅く參候者は、割符を改定せられしなるへし、七月五日を以て、武家殿訓録、慶長記○按ずるに、寛永十一年五月廿八日、同十二年五月の下知状同しをばし可申事、略す

寛永十八辛巳年、大猷院御代、江戸、大坂より訴訟仕に付、此年加増被仰付、江戸五十九、大坂二十九増、百二十九 堺 百丸 京 百丸 長崎 百丸 江戸 五十九 大坂 六十九 吳服所五人 二十六丸諸國 内、十二丸 筑前博多 二丸半 對馬 五丸 筑後 一丸半 小倉 五丸 肥前 十九 平戸 右者、奉行馬場三郎左衛門支配の節、上使井上筑後守寛永十八巳年七月五日に爲御意被仰渡候趣は、

承應元年辰年、博多割符割付之覺

一銀七貫五百四十目四分 辰の年、大割符十二丸半の増銀、但、目錄別紙にあり、

右之割符

一銀一貫五百一十一匁 中野藤兵衛○一同一貫五百一十一匁 大賀惣右衛門○一同一貫五百一十一匁 伊藤小左衛門○一同七百五十五匁五分 中野吉右衛門○一同七百五十五匁五分 勝野次郎左衛門○一同三百七十七匁七分五厘 大賀九郎右衛門○一同三百七十七匁七分五厘 大賀善兵衛○一同四百六十六匁九分 澁谷九右衛門○一同二百七十二匁五分 西村増右衛門 合七貫五百三十八匁五分 承應元年辰十月廿日

右、大坂、堺、長崎、江戸、其外合十六所之人數高七十九人、銀子高二百二十八貫五百目、但、大分中分小分の三段あり、寛永十一年戊五月廿七日、糸割符博多分二丸半とあり、是は投銀始は正銀にて利を取しに、後御停止にて右貨物取ける也、是も貞享の頃止けるとなり、
一長崎にて糸貨物平貨物とて銀を取事あり、大賀

平戸の儀、年々阿蘭陀人合着岸、其商賣の餘計を以て渡世いたし候處に、おらんだ人長崎に引越候得者可致難儀、依之、御れんみんの上拜領被仰付候間、五ヶ所仲間より十九被仰付候、
右同時におらんだ人の被仰渡候の由、かの白糸の儀、先年の天川船糸の通、五ヶ所割符仲間御買せ被成候由被仰付候、長崎御用書物、古集記、崎陽記録
寛永十八辛巳年、阿蘭陀人平戸より長崎へ御移し被成候節、七月五日爲御意被仰渡候之由、白糸の義、先年の天川船糸の通、五ヶ所割符仲間御買せ被成候由被仰付候、右阿蘭陀平戸より長崎出島に引越、日本渡海の儀、船數一ヶ年に十艘餘、或は七八艘五六艘宛、惣銀高一萬貫目餘、又者八九千貫目程宛の荷物を積渡り、相對の致商賣候、古集記、
阿蘭陀舟は、肥前平戸へ着岸商賣仕候處、寛永十八辛巳年、阿蘭陀舟には向後長崎出島へ着岸仕、持渡候白糸も割符可仕旨、大猷院様御代、長崎奉行馬場三郎左衛門、柘植平右衛門申渡候、今年より江戸に現糸十九被下候、此節より分國糸三十六丸半に罷成候、糸無抜書、

惣右衛門、大賀九郎右衛門、伊藤小左衛門、勝野次郎右衛門、澁谷九兵衛、末次與兵衛、西村増右衛門等糸貨物也、平貨物を取しは廿四人ありしと云、糸貨物の頭取は末次與兵衛、平貨物は濱小路町峯市郎左衛門、中島町帯屋與三兵衛也、此事元祿の初迄はありしと云、自注、平貨物手付は、中間町六右衛門、一記石、小路町孫三郎なり。○以上、筑前縣風土

明暦元乙未年、糸割符を罷られ、すへて相對商賣となる、貞享二乙丑年、割符復古あり、元祿十丁丑年より此糸數多原價にて吳服師共に渡されしか、寶永六己丑年三月廿九日以後、其糸八百六十四丸餘はやめらる、旨令せらる、正徳三癸巳年五月、近年渡來の糸微少にして、京都織殿のもの若しめるよし聞ふるにより、和糸を兼用して渡世すへき旨觸しめらる、同五乙未年より舊例のごとく、五ヶ所割符糸五百丸吳服所六十丸となる、自餘商賣仕法の事を奉行より達す、明暦元乙未年、奉行甲斐庄喜右衛門支配の節、しらいと之割符破、其子細は唐船春夏秋三度に渡海、糸の直段は春極、夏秋持渡り候白糸も春之直段に准し、五ヶ所所買取、年々利潤候之處に、此年唐人共

申合、去秋より此春まで糸わつかに持渡候、割符の者共高直にねだんを立、春の商賣仕廻候所に、夏秋大分にしらす糸十三萬千三百斤餘積わたる、直段も例年之如く春の直段にて可相渡由、唐人方よりさいそくす、然者以の外損失有之により、割符取及難儀、すてに可買取手立無之故、年々約束の通りには買取可申儀難罷成由、奉行所まで申出る、雙方右之通にて唐船出帆日限延引に及ふにより、江府に御伺、爲上意被仰出は、年々得利潤私欲を構へ、被定置候五十日の日限相延、按ずるに、留置五十日と定めらるは、元祿十年二月なり。唐船歸帆遲滞候之由、不届の段其科不輕、依之、割符御破被成候、大坂御藏より糸代五千五百貫目被差出候、依而竹島七郎右衛門、中根仁左衛門、坪田藤右衛門按ずるに、此三人大坂、末次平藏預り之唐人方の相渡、糸二千二百二十二丸被召上、千三百六十一丸は大坂に登る、相殘る糸は長崎乙名組頭、并地下諸國の商人分限高に應し、差直段にて拜領被仰付、御銀御出被召上故、次第に高直に罷成、大分利潤有之、此利潤右之者とも拜領す、本銀者大坂に上納、此年より割符破れ、唐人阿蘭陀糸己か心しだひに

相對の商賣す、古集記、

一 明暦元年、異國より白糸大分持渡候故、國々之割符人買取候義難成、御極の唐船五十日切之出船の日限相延候付、不届に思召、糸割符破捨被仰付、右白糸は公儀に被召上、其後長崎に罷下り、諸商人共の本直段に被下候、
一 古來糸割符被仰付候慶長九甲辰年より、破捨被仰付明暦元乙未年迄、五十二年に成、
一 貨物一法被仰付候、寛文十二壬子年より、唯今の糸割符被仰付貞享二乙丑年迄、十四年に成、堺市尹
一 糸割符最初慶長九年、承應三甲申年式五十二年迄續仕候、然る處、明暦元未年、長崎奉行黒川與兵衛、甲斐庄喜右衛門在役中、例年の格に違ひ、夥敷糸高持渡、定直段買取時は、五ヶ所大分の損銀相見え候に付、江戸に相伺往返日數隙取、唐船歸帆御定の日限相延候段、越度に思召、五ヶ所糸割符被召上候、右之條々古割符の趣如此、
一 明暦元未年より寛文十一亥年至十七ヶ年の間は、相對商賣被仰付候、糸割符書、
かりうたと云か黒船の事なり、是オランダ南蠻よ

り來れり、大ていの舟十艘を一艘にした物なり、其後法度に成たは、第一是か切支丹の最上ゆゑ也、其分を今の紅毛人船十艘につみて來る、此かりうたの來るときには、日本に金銀少し、仍て此一艘を町人得手買等にさすれば、うれすにもざる、左あれば又船をよせず、故につみて來る分を買とめて、つかはされん爲に、長崎の町人年寄に割符と云事をなされて、人別に身をもちたものに、何程つゝと支配の御とらせあり、其ときは迷惑かり、後には何程もほしがたれともならず、此分は公儀へ召上らるる代にて下さる故に、大分やすき故に利をとりて又うる、近年は割符迄下直になさるれば、阿蘭陀人迷惑する故に、公儀に計、安くなされて御とり、其外は相對の商賣になり、割符はやむなり、神樂雜筆、
貞享二乙丑年
一 割符破れ、三十餘年中絶の處、貞享二丑年、異國商賣銀高の員數御極有之候に付、割符之儀古來に被准、白糸之分京、堺、江戸、大坂、長崎に被仰付候、然る所、長崎より阿蘭陀持渡りの黄糸、長崎中に割符可被仰付候由御願申上る、此段長崎に不相叶候て、

五ヶ所に被仰付由にて、白糸黄糸下糸共に割符と成る、阿蘭陀方は銀高三歩一糸割符被仰付候、奉行川口源左衛門支配の節、此時御書出之寫、長崎にて唐船をらんだ商賣の儀、先規の通糸割符に仕、諸色は相對商賣申付候、且又、御禁制之品々、向後堅買取不申候様に可申付候、切支丹宗門之儀可入念之由、被仰出之者也、古集記、
元祿十丁丑年八月、長崎奉行に達書の内、
糸割符の儀、被致吟味、割符可爲取之筋目相立候者は、員數を極向後とらせ、大方は自今以後相止、御納戸吳服師共に本直段にて取せ可然候、只今迄の通割符とらせ候ては、無益の様に相聞候事、令條留、元祿十丁丑年、割符千丸、吳服町五百丸、五ヶ所分被召上、長崎覺書、
寛永六己丑年三月廿九日、覺
一十二年以前より按するに、元祿十一年に當る、吳服師共々相渡候糸八百六十四丸餘は、向後相止候間、其段可被申渡候、尤御買上の直段相應に可被下候間、遂吟味可被同候、古來より吳服師六人に渡來候分は、前々の通被下候間可被得其意候、此段長崎奉行にも申達候、以

上、

三月

右は、三月廿九日御納戸頭へ申渡之、寶正令條、
正徳三癸巳年五月
長崎表において、近年打續糸類すくなく渡り來り、京都織殿の者にも其渡世を失ひ候由、去年之春前御代御聽に達、織物の類和糸を兼用ひ、家業をも取續候様可仕之旨被仰出候、然處、去年以來眞綿并絹綯等商賣仕候ものとも申候所は、二十年以來京都に上り候和糸之數次第に相増し、諸國より出候眞綿糸つむき等、年々其數を減し候、京都にて和糸を用候事相止候は、眞綿きぬ綯等之代下直にも可相成由に候、眞綿絹綯等の數減し候事も不可然事に候得共、長崎表に渡り來り候織物糸類等の數も減し、京都織殿のものも渡世を失ひ候事は、彼是以尤不可然事に候、前御代思召も有之被仰出候御事に候上は、自今以後も京都織殿の者、和糸を兼用候て織物等の數をも仕出し候様に仕、且又、只今迄糸類等仕等候國々は不及申、其外の國々にては御料私領に限らず、桑蠶に宜かるへき土地にて、糸綿を

仕出し候は、其品々御利潤之ためのみにあらず、織物糸類眞綿糸綯等の類も、後々に及びては世上通用のためにも宜かるへく候、但、桑蠶に宜土地、并糸綿仕立候事等は、武士方并田舎のもの共、不案内の事に可有之間、すへて此事の物商賣仕候者とも、其心得可有之事に候、以上、

已五月

右之趣被仰出候間、町中不殘可相觸もの也、

已五月

右は、五月廿二日御觸町中連判、正寶事錄

正徳五乙未年六月、長崎奉行大岡備前守より地役人に渡す商賣方覺書の内、

一五ヶ所割符糸五百丸、唐阿蘭陀方共に、諸糸元直段にて相渡候儀、可爲如先格候、但し、現糸にて可相渡候事、

附、右之糸相渡候、以後五ヶ所宿老共より證文取之、御定の通相渡相濟候段、町年寄共致與書、奉行所へ差出し、可入披見置候事、
一吳服所糸六十九丸、元直段にて相渡候儀、可爲如先格候、但し、現糸にて可相渡候事、

右四ヶ條、按するに、外二ヶ條は、朱座買取及び其向々の相渡、請取の證文取之、御定の通相渡無相違由、年番町年寄與書致印形、奉行へ差出可入披見置候事、
按するに、この間、金綿管及び牛皮出銀の二條を載す、今また分條す、
一會所へ請込候餘糸の儀、可爲如先格候事、
一五ヶ所割符并吳服所相渡候糸口錢の儀、壹斤に付五分宛の積り、五ヶ所割符仲間并吳服所より取立之、御勘定可仕上事、
一碇銀、唐船一艘に付五十二匁宛取立之、年々御勘定可仕上事、
一當地割符糸出銀割方の儀、年番町年寄并糸宿老兩人にて勘定帳可差出事、

附、向々の割渡候節、請取方よりの證文年番町年寄へ取之、勘定帳と一同奉行所へ差出し、可入披見置候事、
同年同月、同人より五ヶ所糸宿老に申渡書付、

條々

一割符糸、唐阿蘭陀共元直段にて請取候儀、只今迄のごとくたるへく候事、
附、右五百丸の儀、現糸にて可相渡候事、

一糸口錢一斤に付而五分宛の積り取立之、年番町年寄迄相納候儀、只今迄の如くたるべく候事、
 一糸直段の儀、年々元直段少宛も引下げ候様に直組可仕候、右の通引下げ候而直組仕候節、唐人賣不申候は、直組仕候直段書付奉行所へ差出、差圖の上追而直組可仕候、最前の直組にて唐人とも賣不申候とて、奉行所指圖無之候而、直段附上げ申間敷候事、
 一入札仕候五ヶ所商人共の儀、其人を相改身上不相應のものに、多分の入札爲仕間敷候事、
 附、とび札入候ものは可爲越度旨、兼々可申間置事、
 一入札懸り物高下の儀、於會所勘判差出候節、右掛り物の員數、勘判の通承知候之段、商人共より銘々證文取之、宿老共より致印形、高木作右衛門迄可差出之の事、
 附、右懸り物高下の儀は、吟味之上申付候の事に候間、尤不可違背候、然共、吟味の上勘判に書出し候懸り物の外に、少にても懸り物の割相増候儀於有之、會所役人は不及申、縦町年寄共より

申付候と、奉行所へ不相達候ては、請合申間敷候、此段商人共へも可申間置候事、
 一入札落し候商人へ荷物請取之儀、何の荷物員數何程請取候段、商人共より銘々證文取之、宿老とも與書印形仕、年番町年寄迄可差出候事、
 一五歩八歩銀の儀、向後は會所役人は不及申、町年寄共より申付候共、請合申間敷候事、
 但、年により五歩銀不申付候而は難相濟、無據子細有之節は、奉行所より可申付候事、
 一商人共買取候荷物代銀の儀、舊例御定の日限に無遲滞、元増共に其船々の宿町の急度可相候事、
 一内分け除き物の儀、商人と申談、諸物雙方勝劣無之様こと申付置候條、兼て商人共にも可申間置候事、
 一今度書付相渡候外の儀は、子年差出候書付の通、不可相違候事、
 右之趣、具に相心得、諸商人共へも委細可申間候、以上、
 正徳五年六月 備 前
 一當地割符出銀割方勘定の儀、如先格兩人立合勘

定帳仕上、年番町年寄與書印形に而、奉行所可差出旨、町年寄共の申付之候、右割方の儀随分嚴密に仕へ候事、

一會所へ立合の儀、可爲如先格候、商賣方一切の儀、會所目付役并吟味役、惣會所役人、其餘筆者下役の者迄、法式相背の者有之候哉、常々其趣第一に心懸け、少に而も疑敷儀於有之は、其者へ一應相尋、其譯により奉行所又は御目付にも可出之候、若隠し置候においては、後日に相知候共、其科本人可爲同前之事、
 附、奉行所并御目付へも折々召出、相尋候儀も可有之候、其節聊隠し候事無之、有躰可申之候事、
 右二ヶ條、長崎糸宿老許へ被仰渡之、以上、長崎書付

通航一覽卷之百五十四

長崎港異國通商總括部十七

○商法 貨物賣買并 停止
 慶長九甲辰年、白糸の外諸色とも、諸國の商人賣買すへきむね命せらる、寛永十癸酉年二月廿八日、異船貨物賣買等の事によりて、老中より長崎奉行に下知狀を出す、同十一甲戌年五月廿八日、同十二乙亥年、同十三丙子年また同し、其後賣買及び商人長崎到着等の事を觸らるゝものしは、くなり、
 慶長之頃、按ずるに、前文に糸割符賣買を命せらる、白糸は京、堺のもの共買取、其外の諸色は、國々之商人賣買可仕之旨被仰付候由、糸割符、但し、全文は、
 寛永十癸酉年二月廿八日、老中より長崎奉行に下知狀の内、
 覺

通航一覽卷之百五十三終

一諸色一所の買取申義停止之事、
 一奉公人 按ずるに、寛永十二年の下知狀には、武士の面々あり、於長崎異國船之荷物、唐人前より直に買取候義停止之事、

一異國船荷物の書立、江戸に注進候て返事無之以前にも、如前々商賣可申付之事、
 一糸之外諸色之義糸之直段極候而之上、相對次第商賣可仕之事、按ずるに、寛永十一年、同十二年の下知狀に、唐船は小船之事に候間、見計可申付事あり、

附、荷物之代銀直段立候而之上、可(爲脱カ)廿日切之事、

一異國船賣殘し之荷物預け置候義も、また預候義も停止之事、

一薩摩、平戸、其外何れ之浦に着候船も、長崎之糸之直段之如くたるへし、長崎にて直段立候はぬ以前、商賣停止之事、

右條々、可相守此旨者也、仍而執達如件、

寛永十年酉二月廿八日

伊賀 丹後 信濃

讚岐 大炊

曾我又左衛門殿

今村傳四郎殿

武家殿制録、慶長記、○按ずるに、頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、堀田加賀守正盛より、榊原飛騨守、神尾内記に贈りし下知狀、同十二年利勝、忠勝、信綱、忠秋、正盛より、榊原飛騨守及び山下石大和守に贈りし下知狀、これに同じければ略す、但し、全文の内、

異國渡海及び五ヶ所系制符異國船歸帆日限等之事は、分割して分條に出す、

承應元年壬辰年

一長崎にて、糸貨物平貨物とて銀を取事あり、平貨物を取り廿四人ありしといふ、糸貨物の頭は末次與兵衛、平貨物は濱小路町峯市郎右衛門、中島町帶屋與三兵衛なり、此事元祿のはしめまではありしと云や、自注、平貨物手付は中間町六右衛門、一小路町孫三郎なり、○石城志、筑前續風土記、

明暦元乙未年七月廿八日、長崎に渡荷物之覺

- 一白糸、五百萬七千斤 一虎皮、二百三萬七千枚
- 一白縮緬、千四百反 一白砂糖、百六十萬斤 一奧島、千萬三千反 一霜降島、六萬三千反 一シヤウキンリンズ、六萬三千反 一虎皮、七千三十二枚 ヲヤガタラより 一ユキ糸、八千六百三十斤 一ラセイタ、五百反 一柄サメ、三萬七千本 一色純子、千二百反 ヲヤガタラより 一狸々緋、七萬三千間 一黒羅紗、四千萬三千間 一色純子、三千反 一奥島、一萬六千反 一アレシヤ島、二百萬千反 一ピロウド、二萬三千反 一毛ピロウド、一萬七千反 一白糸、九萬三千斤 一クレナイ糸、十一萬三千斤 一猿、二十疋 一紗綾、八萬二千二百反 一綾、八

十々之兩替之積可相渡之事、

附、日本より賣渡候古錢銅、小間もの、染もの、蒔繪道具、いまり焼品々賣渡候商人等、并出島宿賃之儀、無損失様に可相計之事、

一唐船貨物代銀之儀、近年金一兩之兩替銀五十八匁にて雖遣之、唐人持渡り兩替銀高直に付而、迷惑之由訴之候、向後銀子にて賣物代可相渡事、

附、若唐人金子望輩於有之は可任其意事、

一諸國商人異國物買取候代銀、近年は金銀兩替異國人なみに付而、其兩替利銀之考を致し、異國代物買取候直段につもり入候に付、商物之あたひ高直に成候間、向後は京都、大坂、長崎、其時々之兩替可爲相場次第事、

一何事によらず、手だてたくみをなし、法を背置有之は、長崎之ものは十里追放すへし、他國之輩は長崎之商賣可令停止之、但、其品により可被行嚴科事、

以上、

右之通、從今年於長崎可申付候間、其趣存候様に、京都、大坂、堺町中可被相觸之もの也、

萬二千二百反 一ツシ糸、十萬三十斤 一ジャカウ、二百斤 一ハリ、五千斤 一鹿皮、十萬七千枚 一唐櫛、七萬箱 一琥珀、三千二百斤 一虎皮、二萬七千枚 以上、寛明日記○按ずるに、下の諸記に載するに、よるに、こは阿蘭陀人持渡りの貨物なり、 寛文十二壬子年三月、覺

一諸國商賣人長崎到着之儀、不同に罷下り候、向後は此以前如御定、七月五日切に可爲長崎到着、遲參候輩は可除入札事、

附、頭なくして手代計下し申間敷事、

一貨物賣渡之儀、毎年七月五日まで、商人長崎到着之ものとも、先次第段々に、於奉行所帳面に注置之、以其順々可相渡之、但、貨物買高は隨其分際可遣之、直段は惣平均考合、異國人前之代物相極、其直段にて可渡之事、

一口錢銀之義、唐船は毎年仕來通に可致之、阿蘭陀之商物買取之輩も、向後は唐船之例に准し、口錢銀可出之事、

一阿蘭陀貨物代金之儀、近年は金一兩に付而銀五十八匁之兩替にて雖遣之、阿蘭陀持渡島々之兩替銀下直之由に候間、自今以後は金一兩に付而、銀六

三月三日

老中在判

永井伊賀守殿
彦坂壹岐守殿
渡邊大隅守殿

石丸石見守殿
水野伊豫守殿
島田出雲守殿

兼山
堂藏
書、正寶
事録

延寶元癸丑年

追而申候、從累年去年長崎の商賣人數多罷下之由、其内にも輕者は等致無用、勿論去年下候もの之外は、當年長崎の不相越様に可被申付候、但、跡々替替に下候もの、又は名代其外當年被仰付候札宿老は、各別に候間被得其意、兎角從去年人多に無之様に可然候、以上、

正月廿一日

板内膳正 出 但馬守
久 大和守 稻 美濃守

彦坂壹岐守殿古記録、

阿蘭陀國より商賣持來申候品々

一しやうくひ 一大羅しや 一小羅しや 一らせいた 一すためん 一へるへどわん 一へるさい 一かるさい 一ばれいた 一あるめんさい

一さるつ 一ごろふくれん 一さるせ 一毛びろふど 一かべちよろ 一ちやう 一ちよろけん色 一れいがどうる 一ぶらた 一さあひ 一どんす 一たびい 一阿蘭陀金入 一しゆす 一さんごじゆ 一こはく 一くんろく 一水銀 一阿蘭陀唐皮 一へいたらばさる 一石筆 一みいら 一うにかふる 一るざらし 一磁石針 一うき玉 一べつかう 一物縫針 一遠目鏡 一はな目鏡 一作り花 一びいざろ道具 一阿蘭陀さふらん 一痰の藥 一血竭 一阿蘭陀鏡 一朱砂 一阿蘭陀はがね 一血留石 一ぐんじやう 一とけい 一金から皮 一阿蘭陀燒物 右之内 一土こはく 一阿蘭陀唐皮 一へいたらばさる 一べつかう 一血竭 一阿蘭陀はがね 右之分、日本下直に御座候故、持渡不申候由申候、

針 一こはく玉 一作り物色々 一うき玉 一物縫針 一作り花 一時計 一金から皮 一びいざろ道具 右品々、西之翌年より御停止持渡り不申候、

按するに、前の諸記に載るこさく、これらの品を禁せられしは寛文八年戊申なれば、西さあるは恐らくは未の誤りなるへし、ふらんかかれき國より商賣に持來候品々

一糸あれしや 一かせれ島 一糸せいらす島 一糸算崩島 一かなきん 一かなきん島 一またふう島 一こんでき島 一木綿島 一あやしま 右之内 一あれしや 一糸せいらす島 一かなきん島 一糸さんくづし島 右之分、日本下直に御座候故持渡不申候由、

トルケイン國より商賣に持來候品

一糸せいらす島 一らかて島 一糸あれしや島 一糸算崩島 一あれしや島 一せいらす島 一大木綿 一帆布綿 一金天鰲絨 一金入 一へるへどわん 一へるさい 一かるさい 一さあひ 一毛ごんす 一さるせ 一れいがどうる 右之内 一糸せいらす島 一糸あれしや島 一糸算崩島 右之分は、日本下直故持渡不申候由、并金びろう

ど、金入、毛織之類は御停止故、持渡不申候、ケネイ國より商賣に持來候品々

一氷砂糖 一白砂糖 一黒砂糖 一象牙 右之内、象牙は日本下直に而御座候ゆゑ持渡不申候、

咬啗吧國より商賣に持來申候品々

一丁子 一にくづく 一胡椒 一びんろふじ 一蠟 一龍腦 一沈香 一白旦 一紫旦 一籐 一安息香 一黒木綿 一咬啗吧島 一牛皮 一鹿皮 一黒砂糖

アンボンより商賣に持來申候品々 一丁子 一にくづく 一白旦 一びり、一沉香 一こせう 一まそうや

麻六甲國より商賣に持來候品々 一錫 一胡椒 一えんす

へんぐう國より商賣に持來候品々 一うるし 一とたん 一あせんやく 一象牙 辨柄國より商賣に持來候品々

一辨柄糸色々 一らがで島 一かいき 一辨柄奥島 一あれしや島 一かなきん 一ちやう 一金

長崎奉行

先頃被差出候書付之趣、大村方、唐津、島原領之方、黒田、鍋島方之事者、追而被仰出候時節可有之候、
按ずるに、此事は附録海防の部、御備長崎の條に詳なり。唐物一手に買候訴訟にお
いては、向後も一切に不可取上候、來春迄滞留候唐
人雜用賣の料に、金線之事京都にて吟味可仕由尤
に候、よろしく可被申合候、以上、

八月 正徳新令、

享保二丁酉年十月京都町觸、

一唐阿蘭陀糸端物之儀、長崎問屋其方請込分ヶ糸
屋巻物屋共相渡、それ／＼の商賣人の賣出し候
に付、右問屋共之外、他所において唐糸端物買取申
間敷之旨、西陣分ヶ糸屋室町巻物屋共前方も被
申渡有之處、致違背他所買仕もの粗有之由相聞、不
届に候、西陣分ヶ糸屋室町巻物屋惣而右之類商賣人
共、彌以前被申渡候通り相守、是迄有來通、糸端物之
類分ヶ糸屋巻物屑者、長崎問屋より買請、夫々之商
賣人の賣渡し候様に仕、他所買堅仕間敷候、向後若
京都、長崎問屋之外、大坂、堺其外他所にて唐阿蘭陀
糸端物買請、出所不慥紛敷糸端物取捌之段於露顯

者、急度曲事に可申付旨、洛中并洛外町續可觸知
者也、以上、
同十四己酉年七月二日、紅毛船長崎入津、

船積之覺

一色羅紗、四十七端 一色小羅紗、四十五端 一色
羅背板、三十五端 一色へるへとわん、二十七端
一黒じゆす、二百端 一尺長奥島、千七百端 一黒
ごんす、四十端 一尺長さんくすし島、百端 一尺
長辨柄島、千七百端 一辨柄島、二千七百八十端
一尺長類違島、二百九十端 一尺長大かいき、八百
端 一尺長大かいき、四百端 一尺長類違島かいき、
三百端 一尺長絹かいき、百端 一尺長糸鷹羽、二
百端 一尺長糸あれしや、千三百端 一糸あれし
や、八百端 一糸糸あれしや、千端 一新辨柄島、
三百端 一新大かいき、百八十八端 一新島大か
い、百八十三端 一新類違島、二百五十三端 一新
糸あれしや、百八十三端 一新島かいき、千端 一
新紋かいき、六端 一新糸鷹羽、九端 一尺長こん
てれき、四千七百端 一こんてれき、四千端 一尺

長きかん、二千三百端 一新きかん、二端 一尺長
類違きかん、七百八十端 一尺長きかん島、三百端
一きかん島、二百端 一尺長鷹羽島、二千六百四十
端 一鷹羽島、千端 一小廣上白大金巾、四百八十
三端 一同大金巾、四百三十端 一上白大金巾、二
百端 一上白小金巾、六百端 一次白小金巾、六百
端 一次白小金巾、六百四十端 一長尺辨柄金巾、
九百六十端 一辨柄金巾、五千五百端 一尺長次
白大金巾、千四十端 一辨柄次白大金巾、九百六十
端 一紺色大金巾、三百四十端 一白大木綿、百端
一辨柄大木綿、千五百二十端 一紺色大木綿、二百
端 一二番さらさ、百端 一木綿かせ、五千二百斤
一柄絞、二萬五千五百斤 一丁子、一萬二千五百九
十斤 一母丁子、四千八百九十八斤 一氷砂糖、八
百六十斤 一同白、五十六万斤 一遭羅蘇木、十六
萬五十斤 一胡椒、六萬六千斤 一鼈甲、三百三十
斤

カボチャ出

一大楓子、五萬八千斤、一檳榔子、二萬斤 一蘇木、
四萬五千斤 一漆、四萬斤 一鹿皮、澤山 一辨が

ら、三千斤 以上

同十五庚戌年七月入津、阿蘭陀船荷物之覺
一阿仙藥、一萬六千七百六十斤 一鼈甲、五百九斤
一絞、一萬六千六百斤 二艘分本差 出候 一黄糸、一萬六
千斤 一かせ糸、同 一白糸、六十二萬九千七十斤
一氷砂糖、八千三百八十斤 一蘇木、二十萬八千三
百斤 一胡椒、八萬二千三百斤 一丁子、七千五百
斤、一肉豆蔻、二千五百斤 以上、月堂見聞集、
享保十四年、今度長崎阿蘭陀船二艘入津荷物之
事、

一鼈、脚三間三尺、高さ八尺、二疋 一絞、一萬三千二百
本 廻り、厚さ二尺餘 一すわう、十萬八千五百六十斤 一丁子、三千
三百九十斤 一水牛角、三百五十本 一べつかう、
五百九十枚 一大白砂糖、十四萬七千六百斤 一
砂糖、五十一萬七千三百斤 一氷砂糖、三萬二千三
百三十斤 一黒砂糖、二千八百斤 一白檀、七千三
百斤 一手ぐす、二百本 一大楓子、一萬五千二百
斤 一沉香、二百五十斤
右之外、巻物藥種色々御座候也、此外入津船大分
有之と云々、世説海談、

安永八己亥年九月

長崎表に而近國行と名付、商人共手前に而落札高之内を殘候類、同市中遣用等之藥種に而も、相場宜品者大坂表に相廻し、長崎除物と申銘に而賣出、九州西國筋よりも右同様之趣にて、賣懸代等に相渡候類も有之、何も此手板物に而紛敷候間、以來者右荷物買請候は、大坂町奉行に可相届、吟味之上出元儲成品に候は、於大坂賣買可爲致候、尤江戸表其外諸國よりも、前書之通、拂底之藥種に而相場宜品者、大坂表に買戻し候節者、是又右同様に相心得、不埒之賣買致間鋪候、
右之趣、御料者御代官、私領者領主地頭より、不洩様可觸知もの也、

九月

右之通可被相觸候、天明集錄、令條集、
天明元辛丑年、阿蘭陀船一艘に積入申候荷物如左、
一錫、十六萬ポンド 自注、ポンドとは二、百目一斤の事也、 一三番蘇木、三萬ポンド 一狸々耕、十八端 一大黒羅紗、二十五端 一萌黃大羅紗、二十五端 一花色大羅紗、十四端 一茶色大羅紗、七端 一白大羅紗、三端 一黃

大羅紗、三端 一紫大羅紗、三端 一緋小羅紗、三十端 一花色小羅紗、十端 一黒小羅紗、十端 一薄萌黃小羅紗、二十端 一花色羅脊板、十端 一緋羅脊板、十端 一萌黃同斷、十端 一黒同斷、十端 一萌黃へるへとわん、五端 一黒同斷、十五端 一黄へるへとわん、十端 一紫同斷、五端 一花同斷、十端 一緋同斷、五端 一象牙、三千二十七ポンド 一べつかう、二千四百七十一ポンド 一丁子、九千九百九十ポンド 一母丁子、二千三百五十ポンド 一蜀阿仙藥、千五百ポンド 一胡椒、二千五百二十三ポンド 一木綿紐、二千五百ポンド 一尺長大海黃、三十端 一同島海黃、二十端 一しゆりしや島、二十端 一一番さらさ、二十端 一二番さらさ、千百端 一次島、二十端 一新織奥島、六百五十端 上奥島、六百端 一奥島、千六百六十端 一鮫、二千八百四十本 一銀錢でかん、一萬六千文 一白砂糖、七十萬三千九百九十九ポンド 一鉛、十二萬ポンド 以上
同三癸卯年、阿蘭陀船一艘に積入申候荷物如左、
一花色大羅紗、二十端 一萌黃大羅紗、四十端 一

黃大羅紗、六端 一紫大羅紗、九端 一茶色大羅紗、十端 一白大羅紗、三十端 一狸々耕、二十五端 一花色小羅紗、十九端 一緋小羅紗、十八端 一白小羅紗、二十端 一萌黃小羅紗、三十端 一羅脊板 自注、色立不知、 七十五端 一へるへとわん、九十四端 一錫、二十一萬斤 一三番蘇木、四萬斤 一象牙、千六百斤 一白砂糖、六十四萬斤 一鉛、四萬斤 一丁子、一萬六千斤 一母丁子、三千百斤 一胡椒、四千斤 一奥島、二百端 一長尺大海黃、二十端 一たあれす島、二十端 一しゆりしや島、三十端 以上以上、憲教類典、
文化二乙丑年、阿蘭陀船一艘五月廿日咬啗吧出船、六月廿三日迄日數三十三日經入津、人數百十七人内、百十二人阿蘭陀人、五人黒人、以上
阿蘭陀船積荷物
一狸々耕、十二端 一花色大羅紗、四十二端 一白大羅紗、同 一萌黃小羅紗、十二端 一白小羅紗、六端 一藍海松茶同、十端 一萌黃同、四十端 一緋同、同 一金巾、二百端 一色海黃、五百端 一鮫、千二百九十七本 一胡椒、一萬斤 一みいら、

十五斤八合 一象牙、千六百斤 一鉛、四萬八千斤 一黒大羅紗、九端 一萌黃同、四十九端 一黃同、四十三端 一緋同、十二端 一花色同、十二端 一花色羅脊板、四十端 一樺色同、同 一色ごろふくれん、二十五端 一二番皿紗、五千端 一金もふる、一本 一白砂糖、八十二萬八千斤 一丁子、二千斤 一蘇木、六萬八千斤 一錫、二萬斤 一銀錢でかん、一萬二千五百文 別段 一木香、二百九十二斤 一水銀、二百斤 一蘇木、一萬二千斤 一阿仙藥、七百六十八斤 一鉛、六萬斤 別段 一鉛、一萬二千斤 一白砂糖、三百斤
八月十六日、御用番土井大炊頭様按ずるに、老中利厚、差出候處御落手相濟、鑑藏殿、
寛文八戊申年、武器武者繪その外唐阿蘭陀に渡すまじき品々を定められ、正徳五乙未年、また渡物の制令を唐館にも示さる、
寛文八戊申年
一異國に武道具武者繪之類、其外鉛灰吹銀跡々より不遣候事、延寶長崎記、
寛文八年三月八日

一絹油木綿織物類 一真綿くり綿 一麻布染物之類 一蠟燭銅之類 一漆之類 一油酒但、此二色者船中、少し者不苦候 右之分、當年より異國に不被遣候様に、急度可被申付候、是又長崎奉行河野權右衛門に、御老中右之書付を以被仰渡候、
右之通、松平甚三郎按するに、こし在阿蘭陀通詞に申渡之、令條留、大成令、 寛文八年、御吟味之上從日本異國買渡候儀、御停止物之覺、
一一切之武具并武者繪 一、小刀、剃刀、萬及物類、
但、銘有物 一硫黃玉但、土いわう 堅停止、 右之通、御停止被仰付候、
從日本阿蘭陀國に御停止物之覺
一御紋 一武道具 一武者繪 一繪入之源氏 一日本船小形并繪 一日本繪圖 一やつこ喧嘩人形 一大工やり鉋 一日野絹 一加賀絹 一紬 一郡内之類 一布之類 一木綿之類 一惣而日本拵織物 一繰綿 一真綿 一銀 一油是者、船中遣一用程御免 一酒但、油と同斷、人前二斗宛之御定、然處、去四年より勝手次第酒に御免、然共以前御書出しに員數相極候故、人數積より何程多

御停止 一阿蘭陀刀同上 一鹽硝但、一艘に五十斤迄御免 一一切油之類但、一艘に胡麻油五升御免 一青豆但、一斗迄御免 一五穀但、飯米者一人前三斗入一俵宛御免、小 一酒并藥酒但、酒者一人前一斗二合宛に御座候處、元祿 一燒酒但、酒者一人前一斗二合宛に御座候處、元祿 一絹 一紬 一日野絹 一羽二重 一真綿自注、綿 一木綿 一節用集自注、是は奥に以上以上、長崎覺書、 一漆 正徳五乙未年、唐人屋敷法度書、
條々
一絹 一紬 一日野絹 一羽二重 一布 一真綿 一くり綿 一木綿 一麻 一苧 一木わた 右之品々、如先禁異國船に相渡候儀令停止候、乍然唐人若望候に於て者申出之、可任差圖者也、
年號月
右同斷、
條々
一金子 一相定る外之銀子 一金銀に而拵候細工之物并金物 一一切之武具并武者繪之類 一小

刀、剃刀、其外及物之類、但、地下作り切 一硫黃但、土硫 外、一鹽硝 一一切油之類但、一艘に五升宛者制外 一うるし 一寛永新錢 一五穀但、一人前飯米三斗宛者制外、船帆之節爲買可申候事、 右條々之品々、異國に相渡候儀令停止候段、可爲如先禁者也、
年號月長崎書付
同年、唐阿蘭陀より持渡り停止の品を定められしが、後また御免の物あり、
寛文八戊申年三月八日、御吟味之上、唐船より日本に持渡候品々、御停止被仰付候、
左之通
一生類 一藥種之外植物類 一藥に不成候唐木 一伽羅皮 一ひよんかつ 一丹柄 一器物玩物類 一丹土 一香爐花入等但、これのもの、 一喚鐘 一半鐘 一佛 一人形 一ざら 一燭臺 一燒物類 一香合自注、燒物、塗 一文鎮 一火入 一筆架 一硯屏 一水入 一水指 一水次 一水こぼし 一食籠 一印籠 一茶出し 一灰壺 一卓 一香臺 一棚 一菓子盆 一花臺 一硯箱 一料紙箱 一簞

筥 一筆軸 一繪并文字 一額 一筆 一青貝類 一櫛 一書翰紙并色紙 一扇子 一針 一硯石 一團扇 一燈籠 一吹屋筒 一瑠璃燈 一繪籠 一石但、世界之圖は御免、重寶成物故、 一升降圖 一玉子のから 一繪圖色々 一させる類 一金唐皮 一紅毛箔 一かつふり 一作り物但、鬘甲、角類、煉物、 一其外細物道具色々但、墨は 右之外、一衣類に不成結構成織物 一毛織之類但、羅紗、らば板、羅々 一切類 一手拭 一珊瑚珠 一琥珀 一練物玉類 一石之緒留類 右之品々、其節同前に、商買仕候儀御停止有之候得共、其後段々御赦免有之候也、長崎覺書、
寛文八年三月八日御書付之内、覺
一藥種之外植物之類 一生類 一小間物道具 一金糸 一藥種に不成唐木 一珊瑚樹 一たんが 一丹土 一阿蘭陀曲物惣而玩物之類 一加羅皮 一ひよんかつ 一衣類に不成結構成織物之類 右之分、來年より日本に不可持渡候、堅く無用之由被仰出候、

一羅紗 一らせいた 一狸々絛
 右三品は可持渡之、右之外毛絛は可爲無用候、
 寛文八年三月八日
 右は、松平甚三郎阿蘭陀通詞の申渡之、令條留、大成令、
 寛文八年、商賣仕問敷旨被仰付候品々、
 一生類 一藥種之外植物 一藥種に不成唐木 一
 伽羅皮 一ひよんがつ 一たんがら 一丹土 一
 器物惣而販物類 一細物道具色々但、目鏡并目鏡に成候は
いざろ板は御免、唐器是
又御 一金物 一花入但、燒物
物も 一香爐同上 一鏡
 一喚鐘 一佛 一人形 一燭臺 一鉦 一香箱
自注、燒物、塗
物、木地共に 一火入 一茶碗鉢皿自注、此外
萬やき物 一文鎮
 一筆架 一水入 一硯屏但、塗物燒
物共に 一水指但、燒物
物共に
 一水瓢 一食籠 一印籠 一重印籠 一眞壺
 一茶出し 一卓 一花臺 一香臺 一棚 一菓子
 盆色々 一料紙箱 一硯箱 一筆軸 一筆筒 一
 繪并文字 一青貝類色々 一筆 一櫛 一書簡紙
 色紙 一針 一扇子 一團扇 一硯石 一吹立
筒は吹立筒に作る、長崎記に
は吹立筒に作る 一燈籠 一繪籠 一瑠璃燈
 一珠數色々 一繪圖色々但、世界之圖は重
寶成物ゆゑ御免 一徳利
 一石盤 一升降圖 一玉子之殻 一びいざろ道

具色々 一火熨斗 一しゆんめいら 一させる
 一阿蘭陀造り船 一作り物但、羅甲、角之類、練物、花
人形、匂袋、其外色々
 一金唐草 一阿蘭陀箱 一かつぶり 右之外に、
 一切之類 一手拭 一珠之類 一石之緒留色々
 一練物之玉
 右之品々も、其節同前に御停止被仰付候得共、其以
 後段々御赦免被成商賣仕來候、
 從阿蘭陀國持渡候内、御停止物之覺、
 一堆朱青貝卓之類 一同筆筒 一同硯宮文庫 一
 同香宮類 一同食籠類 一同盆之類 一同筆之軸
 一硯屏類 一唐金燒物筆架水入類 一同香爐花入
 一水指 一燒物皿茶碗類 一壺并茶入類 一佛
 一墨跡并唐繪掛物 一唐絹軸物并押繪 一毛絛之
 類 一金糸 一衣類に不成織物 一珊瑚珠、瑪瑙、
 琥珀、水晶珠數、但、精留
者不考 一生類 一藥種之外植物
 一藥種に不成唐木 一器物并販物類
 右唐阿蘭陀持渡り之品々、中古より御停止被仰付
 候處、元祿十年丑八月廿三日、丹羽遠江守様、諏訪
 下總守様按するに、長崎
奉行あり、御立會之節、於西御屋敷、以前
 之通持渡り次第商賣可仕旨、御赦免之御書出、年番

町年寄後藤庄左衛門方御渡被成候、以上、長崎覺
書、長崎記、
 天和三癸亥年二月二日、長崎奉行の相渡書付、
 覺

一羅紗、狸々絛、其外毛絛類 一金糸 一衣類に不
 成織物 一藥種に不成植物 一同斷唐木 一生類
 一器物并販物
 右品々、入津之船雖相渡、向後日本より調候儀御停
 止之旨、可相守者也、
 右之通、宮城監物の被仰渡、異國人の可申渡由、天和
令條留、大成令、憲廟
實錄、如宜日簿抄、
 元祿十丁丑年七月廿六日、老中より長崎奉行に渡
 す下知狀、
 覺
 一唐船阿蘭陀より持渡之小道具、前々之通商賣可
 仕候、但、生類、貝類、其外無益之品々、可爲無用
 事、按するに、こは商賣高定額の外、代物替
さいふ事始りしによりてなるへし、
 一唐船阿蘭陀の、前々よりは酒多賣渡候様可致事、
 一長崎之儀は異國との出合に候間、諸事入念譯宜
 敷様可仕事、
 以上

丑七月廿六日、令條留、長崎覺書、但し、長崎覺書には八月
廿三日あり、彼地にて開出しの月日なり、

通航一覽卷之百五十五終

通航一覽卷之百五十六

長崎港異國通商總括部十九

○商法 價代金銀等規定、

慶長十四己酉年九月、是より先、異舶の代物銀子は、吹立南錄にして渡されしか、ことしより丁銀のま、請取へきむね、異國人に命じ給ふ、其後、灰吹銀及び鉛等も永く禁せらる、寛文八戊申年五月、自後銀子を停め、金子にて渡す事に定めらる、銀道具は御免なり、歳額船隻并金銀銅錢の條併せ見るへし、

慶長十四己酉年九月廿九日

一唐人共、按ずるに、これ唐國の人のみならず、前々より銀を吹ぬき南錄にして、按ずるに、銀の美なるを録といふ事、爾雅に見え、本邦にても南錄の唱へあり、源平盛衰記に、砂金千兩南錄百と見ゆ、また永享行幸記にも、南錄の建臺臺とあり、すへて最上の銀をいふなり、取候所に、向後不吹して丁銀にて直に可取旨、駿府より黒船の御下知、唐人とも迷惑仕候得共先任此仰、官本當代記、慶長小説、

元和二丙辰年の比より、當地に按ずるに、長崎なり、銀座を被御

立置、異國の灰吹銀相渡不申候様にと被仰付、専ら唐船歸帆の節、銀相改申候、自注、元禄十年迄凡八年程、○長崎覺書、

寛文八庚申年、是迄銀商賣にて年々莫大の銀持歸る故、今年より金商賣に被仰付、長崎實錄大成、

寛文八年五月、覺

異國商賣渡代の儀、只今迄は銀子にて被遣候得共、當年より金子にて阿蘭陀唐船共に被遣候間、其段町中の相觸可申者也、

申五月

右之通被仰付候間、町中家持は不及申、借屋店借等迄、長崎の罷下候商人共、此旨急度相守候様可申候、少も違背仕間敷候、以上、

申五月

右御觸の上、町年寄衆は月行事參致請判候、正保事錄、寛文八年、松平甚三郎奉行の時、白銀毎年異國の相渡さは、日本の銀次第に可減の由にて、是よりオランダ唐人共に金子持渡るへしとて、同十一亥年まで四年の間、白銀御停止にて、金子にて持わたるなり、古集記、

寛文八年、御停止物覺書の内、

一異國人武道具武者繪の類、其外灰吹銀跡々より不被遣候、

一跡々は異國へ丁銀持渡候處、寛文八申年度より、銀子御停止にて金子持渡候事、

但、銀道具にて持渡候分は遣之、勿論金道具も遣候事、延寶長崎記、

寛文八年□□廿四日、唐人阿蘭陀貨物商賣の代、金子にて相渡可申旨被仰付、但、時々相場にて商人共相對に金子相渡候様被仰付候、御奉行松平甚三郎様兩替五十六匁にて請取歸帆、翌酉戌亥の年或兩替五十八匁、亥年初て唐人の金子渡る、同十二子年より貞享元子年迄、市法の兩替六十八匁、此年より兩替極る、唐人方は銀にて可相渡よし、御奉行牛込忠左衛門様被仰付、長崎覺書、

寛文十一辛亥年二月、唐船歸帆の節船頭より差出手形數ヶ條の内、

一丁銀并灰吹銀、少も持渡不申候事、延寶長崎記○按ずるに、前年渡來の船なるへし、是年より又丁銀御渡の事長崎記に見ゆ、

寛文十二壬子年三月廿三日、京都大坂堺町觸の内一唐船貨物代銀の義、近年金一兩の兩替銀五十匁

にて雖遣之、唐人持渡兩替銀高直に付て迷惑の由訴之候、向後は銀子にて賣渡代可相渡事、

附、若唐人金子望輩於有之は可任其意事、大成令、正保事錄、寛文十二年、阿蘭陀方へは金子代銀六十八匁替、唐人方へは金子にて可相渡由被仰付、長崎覺書、

正徳五乙未年、商賣の法定例の内、

一唐人ともへ相渡候丁銀の事、去年新銀被仰付候といへども、我國において通用の新銀、未だ世上にあまねからず候間、唐人ともへ相渡し候銀は、只今迄の例に准すべく候、此後新銀を以て可被相渡候に至ては、別して可有之御沙汰事、正徳新令、正徳五年六月、長崎奉行大岡備前守、五ヶ所宿老の申渡の内、

一御定の銀子唐人に相渡候前方、宿町より會所の請取、於會所銀子の位相改候節、銀座の者共立會の義、可爲如先格候事、

一御定の銀子唐人に相渡候義、向後會所より乙名通詞に可渡之候、請取渡方證文町年寄與書印形仕、奉行の差出裏判取置可申候事、

附、右の證文不相濟候以前、銀子の請取渡しすへ

共商賣の儀能考、每年來朝して、諸色高直に賣高利をとり、異國の金銀無限持渡る、

一右の通、町々に唐船引請候ても、小宿に貨物を引分候故、次第に宿町附何の徳分もなく候故、賣渡す荷物の内より三ヶ一買分にいたし、小宿口錢は不出、小宿取候口錢の分宿町附に取、其惣高三割二ツは宿、一ツは附町配分す、三ヶ一と申事、此節より何となく初るなり、以上、古集記、

元和三丁巳年、按ずるに、元和元年の誤りなり、御奉行長谷川權六在勤の節、唐人の小宿御吟味有之宿口錢の御定有之、長崎集○按ずるに、長崎記に、慶安元年より寛文十一年までの唐船賣高の口錢を擧たれば、左に出す、

唐船年々賣高口錢銀覺

慶安元子二十艘の賣高 一銀合四千九百九十七貫五百四十七匁餘、右之口錢銀百二貫四十八匁餘
○同二丑年五十九艘の賣高 一銀合一萬二千六百十二貫四百七十六匁餘、右之口錢銀百七十六貫八百三十目餘○同三寅年七十艘の賣高 一銀合一萬五千二百九十九貫四百五匁餘、右之口錢銀二百六十三貫八百七十八匁餘○同四卯年四十艘賣高 一銀合九千六百七十七貫六百八十二匁餘、右之口錢

銀百八十六貫六百九匁餘○承應元辰年五十艘の賣高 一銀合一萬三千九百五十五貫五百二十六匁餘、右之口錢銀三百一十一貫三百八十七匁餘○同二巳年五十六艘賣高 一銀合一萬五千三百三貫三百五匁餘、右之口錢銀三百八貫八百九十七匁餘○同三年五十一艘賣高 一銀合一萬九千八百八十貫五百八十九匁餘、右之口錢銀二百五十三貫九百八十八匁餘○明曆元未年四十五艘の賣高 一銀合一萬九千九百三十三貫七百二十五匁餘、右之口錢銀二百九十九貫九百二十五匁餘○同二申年五十七艘の賣高 一銀合一萬四千二百六十六貫九百二十八匁餘、右之口錢銀三百五十七貫四百四十三匁餘○同三酉年五十一艘賣高 一銀合一萬三千六百六十六貫三百一匁餘、右之口錢銀二百三十八貫六百八十六匁餘○萬治元戌年四十三艘の賣高 一銀合一萬六千四百二十九貫八十四匁餘、右之口錢銀二百三十五貫八百七十三匁餘○同二亥年六十艘の賣高 一銀合一萬五千九百五十三貫五三三匁餘、右之口錢銀四百一十一貫九百四十三匁餘○同三子年四十五艘賣高 一銀合二萬三千八百六十六貫八百四十六匁餘、右之口

錢銀四百二十五貫九百四十八匁餘○寛文元丑年三十九艘賣高 一銀合二萬九千三百三十三貫七百二十九匁餘、右之口錢銀四百二十五貫三百三十三匁餘○同二寅年四十二艘賣高 一銀合一萬八千八百五十九貫九百九十三匁餘、右之口錢銀五百十六貫百八十三匁餘○同三卯年二十九艘賣高 一銀合一萬千八百八十九貫七百六十八匁餘、右之口錢銀二百九十貫六百六十七匁餘○同四辰年三十八艘賣高 一銀合二萬八百七十貫六百七十五匁餘、右之口錢銀三百一十一貫四十六匁餘○同五巳年三十六艘賣高 一銀合一萬二千六百九十貫五百七十匁餘、右之口錢銀三百九十貫九百六十匁餘○同六午年三十七艘賣高 一銀合一萬三千九百九十九貫七百四匁餘、右之口錢銀三百五十五貫八百三十七匁餘○同七未年三十三艘賣高 一銀合一萬百五十四貫六百六十三匁餘、右之口錢銀三百五十三貫二百九十三匁餘○同八申年四十三艘賣高 一銀一萬七千五百四十一貫四百七十七匁餘、右之口錢銀四百八貫八百九十三匁餘○同九酉年唐船三十八艘之賣高 一銀合二十九萬三千七百四十六兩三分と

銀十二匁餘、右之口錢銀四百三十五貫三百五十二匁九分餘、但、申冬船一艘共、同十戌年三十六艘賣高 一銀合二萬六千三百四十八兩三分と銀十匁餘、右之口錢銀四百八十九貫七百五十九匁一分餘、但、西冬船三艘共○長崎記
寛文戊申年、唐船に持渡候諸色より出口錢銀覺 一糸類道具 百斤に付て五十目充、一唐物道具 賣高一貫目付五十目充、一卷物端物毛織類等 一卷付五分充、一藥種鹿革荒物 賣高一貫目付五十目充、但、鯨、伽羅など、荒物の内に入、
右の口錢は買手方より出之、此外は唐人かたより出し申候通事口錢并所々遺候禮銀は、別冊記置之、長崎開書
貞享二乙丑年、先規より取來三ヶ一銀、按ずるに、口錢を宿町分の此度相對商賣にて、端物六分より二割、荒物は一割より三割迄取初、其後段々町中の雜用多に付、元祿戊辰年より、端物四割、荒物五割、其外役人取前掛り物は、延寶年中市法の條數に同じ、左に記す、按ずるに、寛文十二年市法の事を建、端物代銀十貫目に付、延寶元年より行はれしなり、

哉、左候は、御赦免可被成下由御座候、阿蘭陀人方より直段はいか程に成とも、御意次第に可仕由御請甲上、則其年初て五百兩御赦免被成候、翌年より段々四年の間相調申候、

一寛文五巳年 五百兩、兩替六十八匁 一同六午年 三萬兩、右同替 一同七未年 五萬七十五兩、右同替

右の通の四年の間、願の通御赦免、則六十八匁兩替にて相渡申候、按ずるに、長崎集には此文に、依之彼等持歸利潤之金を問金と名付、長崎郷町の者へ割符被仰付あり、

一阿蘭陀の右の通御渡被成候、當地の相場金子一兩五十七匁八匁仕、六十八匁にて渡り候得は、金子一兩に付十匁餘程の利潤御座候、右利潤を問金と名付、長崎諸役人并地下中へ助成に被仰付候、夫より問金と名を付御座候、

一三十一年已前寛文七未年迄は、異國へ金子相渡候義御停止にて、異國商賣白銀計にて仕候、然所に、寛文八申年諸國山々より、出候白銀次第に減少仕由にて、此年より異國商賣の儀金子を以仕候、金子直段の義は、時々相場にて可相渡の由被仰付

候故、金子一兩に付五十七匁八匁の相場にて、阿蘭陀唐人金子持渡申候、阿蘭陀方は本國にて金子一兩、百目或は九十匁餘仕候に付、大分の利潤取、唐人方はから金子殊外下直にて、大分損失仕候由、其時分取きた仕候、右申年より亥年迄四年の間、金子商賣にて御座候、

一二十六年以前寛文十二子年、牛込忠左衛門様、岡野孫九郎様御支配の節、異國商賣市法と申候御仕置に罷成、其刻阿蘭陀人に被仰懸候は、先年與兵衛様久太郎様は金子持渡度の由願申上候、其節金子一兩六十八匁の兩替にて持渡候は、御赦免可被遊由被仰付候得者、御意の通可仕由請合、段々大分に相調候、右舊例有之候間、阿蘭陀は金子商賣被仰付候、就夫小判の儀、古例の通六匁にて御請可致哉と被仰懸候へは、奉畏候由御請申上候、依之、市法の時分大分の商賣にて仕候唐人は、金子にて下直に御座候て迷惑仕候故、白銀商賣に被仰付候、市法十三年の間の問金、高木作右衛門又は高木彦右衛門方より請取、御奉行様御參府の節、大坂に御上納被遊候由、

市法十三年の問金納高書付

寛文十二子年納高 延寶元五年納高
金一萬九千五百四十五兩、銀二匁餘 同一萬六千三百八十三兩、銀九匁餘 同九千二百五兩一匁、銀十三匁餘 同二千八百四十七兩二匁、銀八匁 同三千八百八十一兩一匁、銀十三匁餘 同五千九百五十一兩一匁 同六年納高
同四辰年納高 同四九百三十三兩、銀九匁餘 同四千八百九十四兩三匁、銀四匁餘 同八申年納高
同七未年納高 同五千八百三十三兩三匁、銀九匁餘 同九千二百七兩三匁、銀七匁餘 同三亥年納高
同二戌年納高 同九千二百七兩三匁、銀七匁餘 同五千四百五十兩三匁、銀七匁餘 同真享元年納高
同十三年分 同九千九百二十兩二匁、銀九匁餘 同金高合十萬七百二十七兩二匁、銀三匁

右の分、高木清右衛門又は高木彦右衛門方へ納申候、毎年大坂へ被差登候由承及申候、一十三年以前真享二丑年、市法御定高商賣に罷成、此年より、問金町中へ助成被仰付候、按ずるに、長崎集には、市法商賣相止候

て、右の問金を再び長崎郷町へ割符被仰付あり、

市法破五萬兩商賣に罷成、長崎助成に出候問金十二年分書付、

真享二丑年 同三寅年
金千三百四十兩、銀一匁餘 同千八百三十五兩一匁、銀十匁餘 同四卯年
同三卯年 同三千三百八兩一匁 同三卯年
百十二匁一匁、銀十二匁餘 同二千兩二匁、銀四匁餘 同三卯年
同三卯年 同三千八百八十五兩二匁、銀十四匁餘 同四未年
同四未年 同二千四百十兩二匁、銀九匁餘 同五申年
同五申年 同二千四百十兩二匁、銀九匁餘 同六酉年
同六酉年 同三千三百四十九兩、銀十四匁餘 同七戌年
同七戌年 同二千四百十兩一匁、銀四匁餘 同八亥年
同八亥年 同二千四百二十一兩三匁、銀十四匁餘 同九子年
同九子年 同二千八百二兩、銀十一匁餘 同十二年分
同十二年分 同金助成高合三萬三千三十九兩三匁、銀七匁

右の通にて御座候、以上、長崎御用書物、古集記、一阿蘭陀人持渡荷物の内、コンバニヤ分は入札賣買、脇荷の分は相對賣買、初年より如斯、往年より銀商賣の所に、寛文四辰年御訴申上、金五百兩初

て買渡、翌巳年も五百兩、午年は三萬兩、未年五萬兩餘、

但、寛文四年八月、小判兩替御赦免被成候得共、直段一兩に付六十八直夕替は高の由にて、辰巳兩年は五百兩つ、兩替仕、右の利銀は惣町中ね被下之、午年小判高六萬七百六十兩、黄金十枚兩替之剋、五百七十七貫八百二十目の銀、内外町中半分拜領仕候處、築町、下町、後興善町の町中より惣箇所平均に可仕由申候得共、小町の分は承引不仕候に付、御奉行所河野權右衛門様言上仕候處、惣平均被仰付候、長崎覺書、

出島口錢銀掛り物銀の事

一口錢の儀、端物一反に付五分、糸一斤に付五分、荒物唐物代銀百目に付五夕、羅紗、猩々皮一間に付五分宛、古來より取來る、凡口錢の高百二十貫目餘有之候、此口錢、長崎内町、外町船手、并出島乙名、阿蘭陀通詞諸役人の役料に出る、

一掛り物銀、反物代銀一貫目に付百五十目、荒物代銀一貫目に付二百目取之、一ヶ年に凡四百二十三十貫目餘有之を、高木作右衛門年番の町年寄立合、内

證にて割付、出島役人并おらんだ内通詞、其外長崎諸役人役料に成る、相殘處長崎中助成に成、是は先年相對商賣の節、商人より禮銀取候例を以取來る、花銀とよべり、古集記、

一紅毛人商賣の口錢銀は、端物一反に付五分、糸一斤に付五分、荒物并樂種代銀百目に付五夕、羅紗、猩々皮は一間に付五分宛の口錢を古來より取來、凡口錢銀百二十貫目餘有之、此口錢長崎内外町船手、出島乙名、同通詞諸役人の役料と成、

一懸り物銀、端物代銀一貫目に付百五十目、荒物代銀一貫目に付二百目定也、此銀一ヶ年に凡四百二十三十貫目餘なり、高木作右衛門并年番町年寄立合にて、内證にて割付、出島役人并紅毛通詞、其外長崎諸役人の役料として、相殘る銀を長崎惣町に割渡す、是則先年相對商賣の節、五ヶ所商人方より禮銀取候、此例を以于今取來、是を花銀と名づく、長崎集、

貞享二乙丑年より商賣金高五萬兩に御定、此内三ヶ一系代銀、相殘銀高端物荒物商賣、端物代銀十貫目に付花糸一貫目五百、諸役人割方有、

通航一覽卷之百五十七

長崎港異國通商總括部二十

○商法 御用物等、

寛文十庚戌年より御用物をはしめ、御用意もの、事によて、奉行より地下役人等にしばく、違書を出す、御用物持渡り等の事は、各國の部に出す、

寛文十庚戌年、御用物被召上候手形裏書案

覺

一、一、斤
一、一、枚
代銀、一、夕
一、一、分

代銀、一、百一、分
代銀合、一、百一、分

此金一、百一、兩銀一、夕、但、兩替壹兩に付

右御公儀御用銀の——目利立合、時之町賣の相場押合、其高下をならし直段相極申候、何も相對の上少も相違無御座候、代金儘請取申候、爲後日如件、

通航一覽卷之百五十六終

金場百目、金場中配分、筆は五十目、筆者配、一割六歩五、外に一端に付五分口錢、役人中割、毛織一間に付五分口錢、荒物代銀十貫目に付口錢五百目、花銀二貫目、金場銀五百目、筆者銀五十目、何し右、同斷、一割六歩五、藥種懸り物右同斷、脇荷荒物右同斷、長崎覺書、

阿蘭陀荷物より出候口錢銀覺

一、一、珊瑚珠、但、珊瑚珠は寛文八申年より御停止にて不持渡候、

右は、賣高一貫目に付口錢百目宛、

一、白糸 黄糸 端物 荒物

右は、高一貫目に付口錢五夕宛、長崎記、

寛文十年戊九月廿日

唐通事共印

唐船宿町乙名印

同船頭印

唐人年行事印

日本年行事印

末次平藏殿

表書の通、金一百一十兩銀一匁被相渡之、重て可有勘定候、斷は本文有之者也、

戊九月廿日

松甚三郎印

河權右衛門印

末次平藏殿

長崎記○按するに、松平甚三郎河野權右衛門、つれも長崎奉行なり、

正徳三癸巳年十二月、長崎奉行大岡備前守存寄申上候書付數條の内、御用物の覺

一只今迄の如く惣商賣より以前に、唐荷物相改御用物に可成分は撰ひ出し、高木作右衛門方の御買上仕候かた可然と奉存候、商人の買とり候以後、御用物撰立候様にては、商人共口口仕、入札をも直組にても買取兼候て差つかへ可申儀に御座候事、一只今迄の如く、高木作右衛門方にて直組相極め、御用物買上申候、直段入札商賣の元直段よりは、少

少高直には有之候得共、以來諸物下直に罷成、入札の直段下直に成候節は、作右衛門方にて買上候直段も、是に准し候て下直罷成儀に御座候、

一商人の買とり候以後、御用物撰立候様にては、以來若御好みの品有之候歟、又は縹子純子の色あひ模様、或は紗綾の織紋等にも、御好み有之候節の差つかへに可罷成と奉存候事、長崎奉行書留、

正徳五未年五月、唐船方御用意物代銀凡積の定

一銀高凡百五十貫目程

是は、白砂糖、氷砂糖、龍眼肉の代、但、唐人前元直段にて相調候積り、

右は、向後年々御用意物仕置候銀高積り也、但、以後御用意差支候歟、又は唐人持渡候砂糖、龍眼肉等、其品不宜餘分、不相調置候ては難成節も可有之候、於然は其節に至り、其趣相達可被任差圖候、

正徳五年五月

大備前

唐方阿蘭陀方共、脇用銀高凡積の定

一銀高凡七百七十貫目程

但、此内柄絞は、古來の通元直段相究、定掛り物を以請取可被申候、其外は商人並高下増銀を以

請取可被申候事、

右は、御女中様方并脇々入用の品々相調候銀高の儀、今度凡積相定之候、向後年々可爲此格、若亦不足の儀有之候節は、其節に至り相達可被任差圖候、

正徳五年五月

大備前

同年六月、覺

唐方一銀高七百七十貫目程

但、定掛り物銀共、

是は、御女中様方始、其外脇用として、一ヶ年に右の銀高の諸色、高木作右衛門方の買取可申候、此外阿蘭陀方脇用物高の儀、阿蘭陀方書付に有之候通可相心得候、以上、

正徳五年六月

大備前

除物定

高木作右衛門に

右者、去る子年書付相渡候通、御用物御用意物の序に、御女中様方并脇用奉行用事は差除き申事に候間、別て除物に及ふへからず候、右銀高の凡積別紙書付に有之候事、

但、奉行用事の銀高定の儀、其年在勤の奉行方より、書付取置可申候事、

一銀高三十貫目但、定掛り物銀共、

年番町年寄

一銀高十貫目但、定掛り物銀共、

町年寄五人

一銀高二十貫目但、商人前掛り物銀共、

江戸行町年寄

右三ヶ條、子年格を以差免之候、此外少にても除物有之敷間候事、

一銀高十貫目但、商人前掛り物銀共、

江戸行糸宿老

一銀高六十貫目栗崎道有

一銀高四十五貫目分

目分 深見新右衛門

一銀高四十五貫目分 吉田自庵

右三人、除物は商人並高下増銀の積りにて相除可申候、但、今未年は此格に可相心得候、來年の儀は其節相伺可申候事、

一從先規地下中除物仕來候分、此銀高可爲如先格候、且又江戸、京、大坂、小倉阿蘭陀宿除物の儀は、其年々願に寄、吟味の上可申付候事、

但、銘々願書差出し、其節の可任差圖候事、

右除物の儀、唐阿蘭陀方差交へ、右銀高の如く不可有違犯、去る子年書付差出し候通、以前除の儀彌令停止候、内分除といふ共、能品計揃候て撰取候様に不仕、商人と申合善惡の品雙方勝劣無之様

に可仕者也、

正徳五年六月

大 備 前

一高木作右衛門方にて相調候御女中様方并脇用物の儀、可爲定掛り物候、右銀高の儀は別紙書付相渡候事、

一高木作右衛門方にて相調候、御中女様方并脇用物の儀、右の品々渡方の帳面、又は證文請取方の帳面并證文共、御用物渡方請取の仕方可爲同前候事、

一町年寄除き物可爲定掛り物候、除き物銀高の儀は、別紙書付相渡候事、

一深見新右衛門、栗崎道有、吉田自庵除き物の儀、商人前可爲直段候、除き物の銀高の儀は、別紙書付相渡候事、

同日同人より、商賣方の覺

一御用物并御用意物の儀、高木作右衛門方にて御買上仕候儀、可爲如先格候事、

一爲御用意物、高木作右衛門方御買上仕置候白砂糖、氷砂糖、龍眼肉元代物の儀、一ヶ年の銀高凡百五十貫目程たるべく候、若以來差支候儀有之候は

は、其節に至り可申付候事、

一御用物并御用意物の品々、員數并直段共相認、高木作右衛門方相渡可申段、帳面歟又は證文に相認、年寄共連判にて可差出候、右帳面成共又は證文成共差出候に、奉行所奥書又は致裏書、奉行所押切印形并自分印形を加へ可相渡候、尤不時御時の儀は、其時々右の格を以證文可差出候、且又右代銀作右衛門方より相拂候節、渡方請取方共に證文可有之候、右證文にも、奉行所押切并致印形可相渡候事、

一御用物并御用意物の代銀、高木作右衛門より會所相拂候節、請文證文年番町年寄奥書印形にて證文差出し、奉行所裏判取之、其上にて請取渡可仕候事、

一御用物并御用意物代銀、高木作右衛門より請取候以後、右の代りとして唐人に相渡候銅并俵物の儀、會所より宿町并唐人屋鋪乙名組頭立合請取之、唐人に相渡可申候、右銅俵物會所より宿町并唐人屋鋪乙名に相渡候證文、年番町年寄奥書印形仕差出、奉行所裏判取之置可申候事、

同年十月、御用物撰の節宿町乙名の相渡、

覺

一御用物、右出藏元色立端數斤數、檢使相改候節、御用に相立候端物卷物等、目利の者共吟味の上、御用の員數推し荷物に附札仕置候分、可差出候事、

一脇用物、右奉行所へ差出候品、目利の者共吟味の上、附札仕置候分可差出候事、

一沙濡の端物類餘計に有之候は、手本五端宛入合、一箇に致可差出候事、

一藥種并赤熊類其外の品々、手本物致一箇可差出候事、

一 小間物道具、一 絞、右兩品は前々不殘可差出候事、

以上

未十月
同年、大岡備前守より出す箇條書の内、
一御用物撰の節、高木作右衛門始町年寄并唐通詞、稽古通詞、藥種目利、端物目利、書物改、御物藏役人、其外諸目利の者共、奉行所へ罷出候儀可爲如先格候事、

一御用物撰の節、藏元は檢使二人差出し、御用物に可成諸色并寄進物の色立目録相認、檢使の奥書請取之、宿町乙名奉行所へ持參仕候儀、并御用物撰以後、留置候品々は、右の書付に致脇書、奉行所家老給人裏印致し可相渡候節、残り荷物の分藏元に持歸り、檢使に申談改を請、藏元入置候等の儀、可爲如先格候、且又寄進物差免分は、於奉行所唐寺に相渡候、何番唐舟よりの寄進物何品何程請取候旨、其寺より請取證文、後日年番町年寄方に請取之、相渡無相違候段致裏書可差出候、右證文奉行所押切致印形、年番町年寄に相渡可申候事、

但、寄進物差免不申候分の儀は、可爲如先格候事、
以上、長時書付、○按するに、貨物船揚立會の事、年代を尋ねられども、此頃の議定なるへければ、左に附す。

伽羅卸の事

一入津の唐船に伽羅持渡候得は、早速年番の通詞斤數木數書出候に付、爲檢使給人兩人罷出、右伽羅相改封印仕、御役所へ持せ土藏へ入置候、右の節宿町附町の乙名藥屋立合吟味仕、伽羅の分不殘檢使の封印にて右の通仕候事、
一給人 兩人、供若黨一人宛、一足輕兩人

右唐船伽羅持渡候へは、伽羅卸として本船に差出、伽羅洗の事

一御土蔵に入置候伽羅、商賣被仰付候前後洗せ可申哉の旨、高木作右衛門相伺候に付、何日に爲洗可申旨被仰出候得は、前日通詞より明何日伽羅洗に付、唐人何人罷出度由書付差出相伺候に付、御開届被成候由被仰出、當日爲警固足輕兩人、唐人屋敷に差出、唐人御役所召連候、右唐人立合、於御用場伽羅爲洗之、高木作右衛門、年番の町年寄、御用掛の家老立合候、其外伽羅目利の者罷出、右の伽羅年行司小使に爲洗、其上にて伽羅目利の者開立候上にて、似り交り有之候得は、年番の町年寄請取、會所年番の者を呼寄、於御役所相渡之、御伽羅の分は目利立合、臺にのせ拭板にならへ置候を、通詞目付、年番通詞、其外大小通詞一兩人宛罷出候て拭板に並居、唐人拭板に呼上吟味候所、幾木の内に似りにて候間賣荷物に被差出、幾木は伽羅にて被差留置候由通辯いたし、右の趣奉承知候由の證文右の趣唐人共相認、高木作右衛門方に差出候、洗候伽羅小籠に入、御用に掛り候家老の封印にて、御役所の土蔵に

入置、天氣能候得は、御用場の白洲に掛置、毎日干申候事、伽羅直組の事

一伽羅干上り候得は、何番伽羅直組可仕哉の旨、高木作右衛門罷出相伺候に付、来る何日直組爲仕可然旨被仰渡候得は、前日伽羅直組として唐人何人罷出度旨唐人書付、年番通事差出候に付、御開届罷成候由被仰渡之、當日警固の迎として稽古通事罷出候に付、足輕兩人唐人屋敷に罷越、右の唐人御役所召連候、通事目付、年番大小通事、其外の通事共罷出拭板に相詰る、其外御藏預、伽羅目利の者罷出候、高木作右衛門、年番の町年寄立合、吟味の上にて直段を立置、唐人共白洲に入拭板の上の呼上、右直組書付通事通辯之、但、直組仕候節、家老の封印切上げ、直組相濟候得は、作右衛門に請取候事、出島鮫撰の事

付召連陸地を罷越、表門より家老鮫藏に參り、給人は水門の參候、鮫藏にて乙名、組頭、通詞目付、大小通詞の内一人宛相詰居申候、其後高木作右衛門町年寄年番罷出、相揃次第鮫藏の封足輕に切上させ、船番町使日雇に申付取出させ、鮫目利の者とも撰立申候、右撰出候分家老目通り積立、百本宛一固に仕立、脇に積置濟寄候時分、組頭封持出印形いたし相渡、足輕に船番町役立合せ封候所見届させ候、其上にて撰出し候に、封印付候分乙名の預け、撰殘の分は商賣に出候に付、元のこどく藏へ入させ、藏の封家老の印にて足輕に爲附候事、但、一兩日も過て、御用に成候鮫撰の儀被仰付、其當日に相成候得は、如例檢使差出之、撰置候鮫不殘御白洲に取寄せ、高木作右衛門、并出島諸役人、御用物藏預罷出候、鮫目利の者共撰立之、右撰立候分は高木作右衛門方に相渡之、猶又吟味爲仕候、撰殘の鮫は致封印、出島の差遣候事、以上、長時奉行勅方留、

○商法 入札市法、

寛文十一辛亥年、是より先異國商賣相對自由にして、

彼等のみ利を得ること多かりしかは、奉行牛込忠左衛門その仕法工夫を凝し、密に地下諸役人等と相計りて、物價入札をもて買とらせ、翌同十二壬子年より遂に市法商賣となせり、貞享二年この法やみて、また相對商賣の事、是は銀額船隻并金銀銅錢の條に見ゆ、

寛文十庚戌年、唐船阿蘭陀歸帆前に、異國貨物來年より下直に賣せ可被成旨被仰渡候得共、亥年入津の代物別て替事も無之、結句高直の相場に賣申候、依之、當年歸帆前に來年よりは彌下直に賣せ可被成候間、心次第渡海可仕由河野權右衛門様長時奉行に、被仰渡、長時覺書、

寛文十一辛亥年 一去る寛永十三子年よりは是年まで三十五年の間、異國より渡海いつにかきらす乘渡る、相對の商賣自由のよしなり、就夫、來朝の唐人とも日本商賣の事、追日功者になり、上方の事まで考、あるひは春の船數すくなく、糸端物杯も纔に持渡り商賣致により、上方の貨物直段思の外高直になる、夏の頃段段乘渡る船とも、色々に貨物を載せ來て商賣いたす、然れば日本の商人まへかどに、上方の高直成こ

ころを以て、我先にせり買をいたすといふゆる、異國人は存の外高利をとり、日本人は度毎に損せずといふ事なし、五ヶ所の據するに、江戸、京、大坂、商人は年々おとろへ、來朝する異國人は年々大分利潤を得て分限に成もの數多來朝する、此手立ゆゑ諸色次第に高直に成行、末いかといふ、また昔年は唐船一艘に銀高漸五六貫目、あるひは十貫目程の貨物を小船に積、一年に何艘と申無限乘渡、本船より直に唐人とも己か兼てしるへの心安き所に宿いたし、相對の商賣をなす、かろき唐人共は唐物をかたにかつき、町中ふり賣いたし候、しかれとも何の御構もなく心儘に致逗留、尤荷役荷積の砌にも檢使と申事無之候、

一同年九月、松平甚三郎爲代、牛込忠左衛門始て長崎に下着、河野權右衛門は江戸に參府、其跡にて異國商賣儀、只今迄の通にては、日本の金銀異國に被取御爲宜からすとて晝夜工夫いたされ、末次平藏按するに、長崎御代官なり、町年寄、常行司召寄せ、此通にて行末異船御停止に可成間、今度何も精出し申へきよし日々評定あり、内證にては年久敷與力共を被召

寄評定致され、あるひは阿蘭陀通詞、唐人通事に申付、異國より持渡り候所の糸、端物、藥、其外諸貨物何國より何色のもの出候哉、其所にて何は何程に買候哉、又は其所に運上有之候は掛り物等迄も異國人に密に尋之、元直段聞合せ、以書付可申上由被申付、夫に付唐人共阿蘭陀通詞方より遂吟味、委細書付を差出候事、

一牛込忠左衛門始て下着、異國商賣詮議半に、霜月唐船一艘令着岸、此船今博多町を宿に仰付られ、三十八番船なり、荷物仕廻に申付られ候は、前々の通に可致商賣、しかし商人共念を入貨物見届、夫々に入札いたさせ、札を披き、高札より一番三番迄の直段書付可差出由被申付、則右書付を見届られ、高札より三番迄の直段を平均唐人方被申付候は、此直に賣可申哉、不勝手に候は、持戻り可申由被申渡候、書付の通唐人賣拂可申由請合申候得は、又商人共に申付候は、右の品々今度入候高札の直段にて、三番札の商人まで三人に買せ候間、請取候様に被申付候、商人共も無異儀請取申候、商人方より高札の直段にて、諸色の代銀船宿今

博多町に受込申銀高、三百八十三貫六百三十六匁一分也、内三百三十五貫四百七十四匁三分四厘、右は三番札迄平均直段にて、唐人手前に相渡申候、引殘て四十八貫百六十一匁七分七厘有、右の銀を間銀と名付、長崎内町外町拜領被仰付、町中に配分す、右の通にて亥霜月より同極月迄の間に、二艘商賣被爲致、是を以て異國商賣のたれんいよく有之、

同十二壬子年三月

一唐船二艘着岸す、一番船は内中町、二番船は材木町に被仰付、去年三十八番船の通、宿町入札可受取由被申付候、前年三番札の商人迄は御買せ候儀を、跡商人宜存知、大小に不限我勝に宿町乙名所へ入札持參の者數千人押込み、先後を争ひ喧嘩口論有之、此仕方にては不相叶とて是は止めらる、其後被申出候は地下中の商人夫々に遂吟味、儘成商人計申合、其内より功者成を十二人撰出し、貨物の目利を出し、一冊つゝ、右五ヶ所より五冊相認、年番町年寄方ね可相渡由被申付、一則右の通功者成ものを出し、品々致直段帳面に拵差出し申候間、今度も直段

は三番札まで平均に仕、其上入札にも高下有之候故、以了簡直段被相極、唐人方ね先以書付被申渡候得は、此二艘の唐人共無異議賣申候間、五ヶ所の商人、此節當地に居合候諸國の商人の儀、遂吟味儘成商人計百十六人名付有之、此者共に二艘の荷物割付御買せ候、

長崎の商人七十人

但、一人前銀一貫八百七十目宛買高

四ヶ所旅共に商人四十六人

但、一人前銀四貫八百七十目宛買高

右の人數に二艘の貨物御買せ候、則請取申候得共、大勢にて配分難成候故、早速増札にて賣拂、利分の儀は右被仰付候商人買高に割付配分仕候、先此二艘は右の通にて格法不極、一同春段々唐船着岸す、荷役仕廻に五ヶ所商人の内より、糸、端物、藥種あるひは薰物、夫々の目利功者成者一ヶ所より十二人宛撰出し、唐人藏元にて貨物惣見せ被申付、其時始て檢使并町年寄常行司被附置、目利共に被申渡候は、貨物念を入致見分、相場を考相應の直段に何割引落し、夫程下直に目

論見入札可仕の由被申付候、其通に入札仕候と、奉行所にて披き被逐吟味、書付を以唐人共に被申渡候得は、是も無異議請合申候、其後商人共に被申付候は、右引落候歩合とも五ヶ所商人に遣はし候間、大商人中商人小商人名を書、振圍にて荒物端物夫に圍に當り候物を可買取よし被申渡候、

糸端物一通り 大商人一人に、三貫四百目宛買高 中商人一人に、一貫五百目宛買高 小商人一人に、八百目宛買高○荒物一通り 大商人一人に、二貫五百目宛買高 中商人一人に、一貫目宛買高 小商人一人に、六百六匁宛買高 ○藥物一通り 大商人一人に、一貫三百目宛買高 中商人一人に、五百目宛買高 小商人一人に、三百六匁宛買高

右の通被相極、商人人数の儀、五ヶ所其外諸國の者、子春當地に在合候者、例年異國商賣致來大身小身様子致吟味、大中小を極、夫々の名を書、年番の町年寄所々町々の乙名共持寄る札を則箱に入置、右の通の貨物色立一通り讀上げ、右の圍を箱より振落し候札を披、縦は糸にて候得は糸の品々記し、大

中小段々記し置、糸惣銀高に相應まで振出し、其商人中に右の糸を渡す、其外の貨物いづれも右の通にて相渡之、商人右の通圍に取當り候者とも夫々に組合、右の貨物請取候、然れとも大勢ゆへ貨物にては分取候事難成、早速入札にて相拂候得は、少々利も有之、目利とも目論見候引落しの歩相ともには高利有之候、其銀組合の商人御書出しの通、銘々買高に合割付配分す、

右の通に被致候へ共、五ヶ所并諸國の商人日に倍し、中々札數多く此通にても差間候故、此仕法も被止候、以上、古集記、

昔年より異國商賣相對にて、金銀の渡高無御構、異國人心次第に金銀いか程にても持渡申候、然る處、寛文八申年、河野權右衛門様、松平甚三郎様御支配の節、諸國銀山より出候白銀次第に減少致し、漸七千貫目に不過候、異國に持渡高二十年の御平均候へは、一ヶ年に三萬貫餘持渡り候、此分にては次第に日本の銀絶可申候、依之、異國に銀子不渡工夫可有之候、第一異國諸色唐人共高直にせり買仕候に、より、銀子過分に持渡候、長崎商人とも了簡を以、諸

色せり不申下直に買申手立を可仕由、町中に被仰付候に付、役人とも色々穿議仕候得共、一として爲何手立も無御座、其通にて被召置候、同十一年九月、牛込忠左衛門様初て御着被遊、異國に大分の金銀相渡り、日本の金銀次第に減し候間、唐人阿蘭陀商賣の様子役人共に被仰付、異國にて諸色の元直段密に御吟味被成、段々御工夫被遊、其年に秋冬唐船入津仕候に付荷役被仰付、右唐物品々に商人とも入札可仕由被仰付、左候て入札の儀高札より二番三番の直段御平均、此直段に唐人共賣候哉、不勝手有之候は、可積歸の由被仰付候得は、何も無異議商賣可申由申上候、其後商人共に被仰聞候、右は品々今度入候高札の直段にて、三番札の商人迄に御買せ候間、請取候様にと被仰付候得は、商人も無異議御請申上買取申候、唐人方は平均にて代銀御拂せ候得は利分御座候、此利銀内町外町へ拜領被仰付候、翌春唐船入津仕候、此船の時も去年の通り被仰付候、商人勝手に罷成候故、入札數無限御座候て、せり合騒動仕候故、此手立は不罷成御止め被成、其後色々鍛練被遊候得共不相極、一二艘つゝ色

色に被成候、同十二年市法と申御仕置被仰付候、江戸、京、大坂、堺、長崎、右五ヶ所より札宿老と申商人頭二人つゝ、支配人四五人つゝ、糸、端物、荒物、藥種目利十二三人つゝ、被撰出御定被置、異國諸色の儀、上方の相場を考、三四割つゝ、も下直に目論見入札可仕由被仰付、唐人阿蘭陀惣見せの節、目利とも吟味仕、品々帳面に拵へ一冊つゝ、入札を五ヶ所御取被成、其節諸色の内より一色つゝの手本を取、右帳面同前に差上申候、其御奉行所は右衛門按するに、浮銀預支配高木作右衛門なり、町年寄罷出、右の札を披き、其札の内より御考被成、縦は其年持渡候品々の内、多く持渡候は下直成直段に御極、又小分に持渡候物は高直の札に御極被成、書付を以唐人阿蘭陀人此直段に賣拂可申哉、不勝手に候は、持戻り可申由被仰付候、無異議御請申上商賣仕候、長崎御用書物、
寛文十二年

覺

一於長崎當春入津唐船二艘唐物五箇所入札にて相極候直段と、去冬入津の直段差引有之て、牛込忠左衛門如此極之、商人諸色買取候書付到來候間、寫

之差越候、大坂町中ね長崎の直段此通候由可被相觸之候、只今諸色高直の由候間如此候事、

四月廿六日

板 内膳正 土 但馬守

久 大和守 稻 美濃守

石丸石見守殿 接するに、美濃守は正明、大和守は廣之、但馬守は數直、内膳正は重矩にて、いづれも老中なり、石丸石見守は大坂町奉行なり、

四月七日、入札の覺

一番船の内

一白糸百斤に付 上代銀四貫四百六十目、中代銀四貫百目、下代銀三貫七百目〇一中巻綸子一端に付 上代銀八十九匁、中代銀四十五匁〇一大ぬめりんす一端に付 上代銀九十目、中代銀七十五匁〇一中ぬめりんす一端に付 上代銀六十七匁、中代銀六十四匁〇一小ぬめりんす一端に付 中代銀三十一匁、下代銀二十九匁〇一中山水毛氈一枚に付 代銀十五匁〇一こわ毛氈一枚に付 代銀十二匁五分〇一唐紙一束に付 代銀 十二匁五分 以上、

二番船の内

うゑんじ一斤に付 代銀二十目〇一小熊同 代銀八匁〇一から皮一枚に付 代銀十三匁〇一三取鹿皮同 代銀一匁二分〇一まわた一斤に付 代銀二十目〇一唐墨同 代銀二十六匁五分〇一わたうち弓弦同 代銀五匁〇一みやうばん同 代銀一匁 以上、

二番船の内

一中之中白縮緬一端に付 代銀四十八匁〇一中之小白ちりめん同 代銀三十五匁五分〇一中之紋ちりめん同 代銀三十五匁〇一中之巻りんす同 代銀八十九匁〇一大ぬめりんす同 上代銀九十七匁、中代銀七十目、下代銀三十一匁〇一下之小ぬめりんす同 代銀三十一匁〇一中之さりん同 代銀二十九匁〇一南京せう同 代銀十九匁〇一はくし同 上代銀四十一匁、中代銀三十七匁〇一中之白羽二重同 代銀二十目〇一中之色羽二重同 代銀二十六匁〇一中之白袖同 代銀三十目〇一染袖同 代銀三十目〇一紅糸一斤に付 代銀二十五匁〇一中之色まかい同 代銀三十五匁〇一山水毛氈一枚に付 代銀十七匁〇一こわ毛氈 上代銀二十目、

一白糸百斤に付 上代銀四貫四百目、中代銀三貫八百目、下代銀三貫二百八十目〇一上大ひさや一端に付 代銀二十八匁〇一中小ひさや一端に付 代銀二十四匁〇一中色小ひさや一端に付 代銀二十三匁〇一中大白さや一端に付 代銀三十九匁〇一下白さや一端に付 代銀三十一匁 右五ヶ所の唐人共、入札惣ならしを以相究候間、此直段に賣拂候様に唐人共へ可被申合候、以上、 子四月七日

高木作兵衛 高木彦右衛門 高島四郎兵衛

一番船二番 船宿町付町 乙名組頭衆中

四月九日、入札の覺

一番船の内

一中之中白縮緬一端に付 上代銀五十目、中代銀四十八匁、下代銀四十六匁〇一小白縮緬同 代銀三十四匁〇一紋縮緬同 代銀三十五匁〇一小飛紗綾同 代銀二十五匁〇一紋なしさや同 上代銀四十目、中代銀四十目、長、尺〇一なみさや同 代銀三十一匁〇一藥種色々 代銀十三貫九百三匁七分〇一せ

中代銀十四匁〇一下之まわた一斤に付 代銀二十目〇一白木綿一端に付 代銀三匁三分〇一中之黒木綿同 代銀三匁〇一小唐紙二帳に付 代銀一匁一分〇一から墨一斤に付 中代銀二十六匁五分、下代銀二十目〇一木綿さや一端に付 代銀十七匁〇一わたうち弓弦一斤に付 代銀五匁〇一はくま同 代銀七十目〇一中之しやくま同 代銀口口目〇一下之とたん百斤に付 代銀百二十目〇一木のみらう一斤に付 代銀二匁〇一りちい同 代銀一匁五分〇一中之龍眼肉同 代銀三匁五分〇一みやうばん同 代銀一匁〇一しきんでう同 代銀六十五匁〇一下之人參同 代銀二百二十目〇一中之石かう同 代銀四分五厘〇一ひみやうい同 代銀二分〇一なつめ同 代銀五分〇一下之せうゑんじ百枚に付 代銀口口目〇一藥種色々 代銀二貫二百五十二匁 右五ヶ所の商人共、入札惣ならしを以相極候間、此直段に賣渡候やうに、唐人共へ可被申合候以上、 子四月九日

高木作兵衛 高木彦右衛門

高島四郎兵衛

一番船二番 乙名組頭兼中以上、古記録、船宿町付町正保事録
 一寛文十二年市法商賣の名目相立、貨物と言事相
 始り候、十四年の後貞享二年正月十日に破る、此商
 賣の致し様は、五ヶ所より功者成商人共を御撰ひ
 被成、唐紅毛の持渡代物を元直段相立、五ヶ所又は
 諸國の商人入札仕來候者共被下之候、惣て市法
 の割方委記録無之に付、此書大方に有之、凡年によ
 り銀高左に有之、
 一申年按ずるに、延寶八年なるへし惣貨物銀高一萬九千六百五十八
 貫九百六十七匁九分二厘二毛、右の内を、惣人數六
 千六百七十三人に割付被下候て、
 江戸商人貨物、三百四十六人々千十四貫百一匁
 九分 京同、三百十人々千九百十五貫五十目四
 分九厘 大坂同、三百一人々千七百四十五貫六
 百六十四匁一分二厘 堺同、二百十三人々二千
 九百三十四貫五百九匁一分八厘
 右の殘、多は長崎へ被下、又は他國の商人に被下
 候、如此記録杯有之、長崎集、
 一嚴有院様御代寛文十二年、長崎御奉行牛込忠左

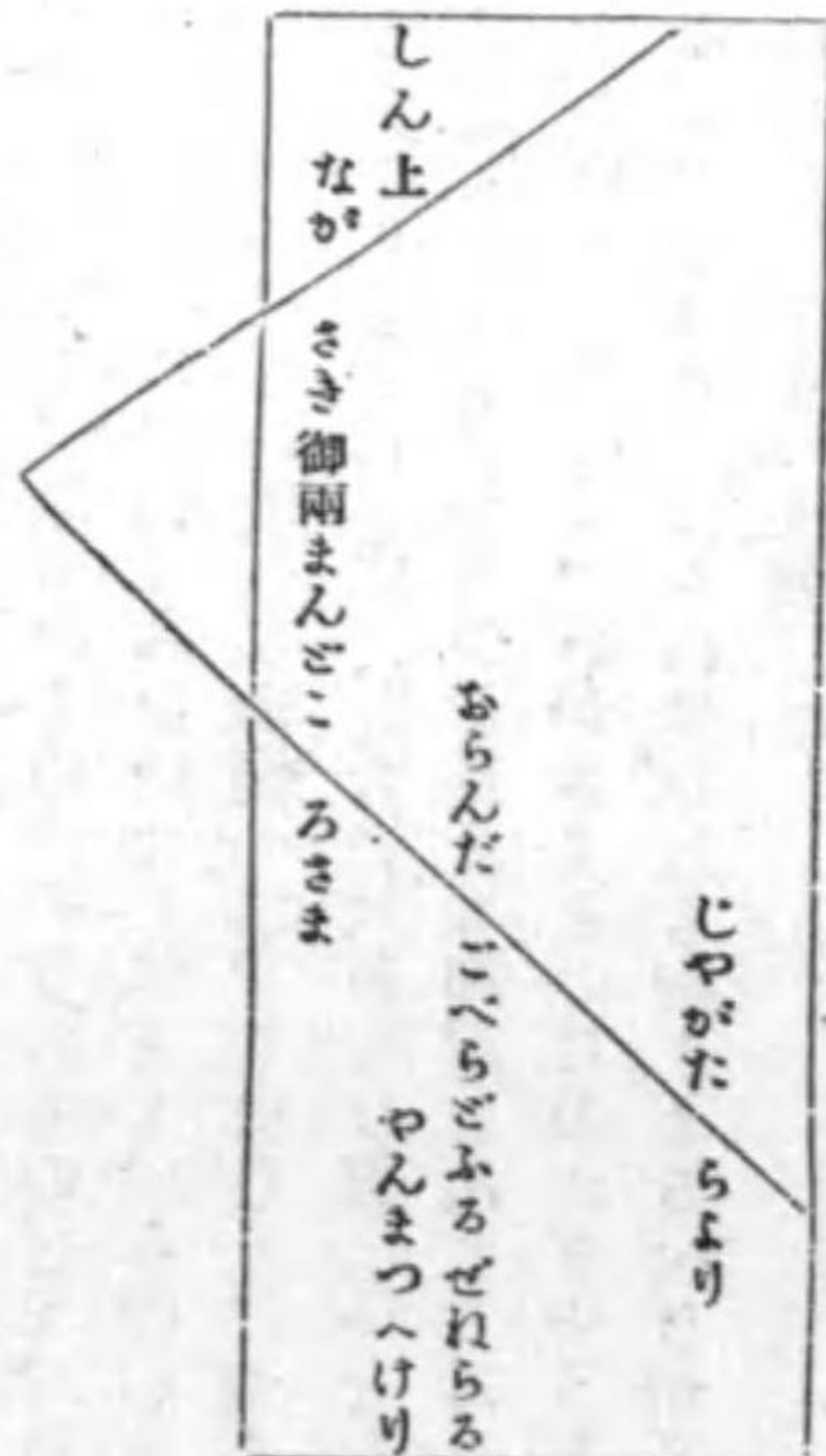
衛門在役中、唐船阿蘭陀貨物御市法被仰出候、唐船
 貨物の内、三ヶ一は地下商人宿町并附町商賣方支
 配仕、三ヶ二は五ヶ所并裁判の國々貨物に被爲仰
 付候、前年買物高に應し貨物銀の御定被成候、
 一貨物高千二百六十九貫六百目餘 京商人百三十
 九人〇一貨物高六百二十七貫三百目餘 京裁判の
 商人百七十三人 但、和泉、安藝、筑前、筑後、唐
 津、天草、以上、京裁判〇一貨物高八百六十六貫
 百目餘 大坂商人百十七人〇一貨物高八百六十五
 貫百目餘 大坂裁判の商人百八十二人 但、石見、
 周防、長門、肥後、薩摩、島原、對馬、以上、大坂
 裁判〇一貨物高二千九百十六貫百目餘 堺商人二
 百八十五人〇一貨物高七十七貫四百目餘 堺裁判
 の商人十二人 但、伏見、伊勢、紀伊、播磨、備
 後、志摩、以上、堺裁判〇一貨物高千四百貫六百目
 餘 江戸商人五十三人〇一貨物高千九百六十五貫
 目餘 江戸裁判の商人二百七十三人 但、近江、讚
 岐、伊豫、平戸、豊前、豊後、肥前、以上、江戸裁
 判〇一貨物高一萬四百四十四貫四百目餘 長崎商人
 五千四百十二人 惣貨物高一萬八千二百六十三貫

目餘、惣商人六千六百四十二人、以上、
 右貨物商賣、寛文十二年より貞享元年迄十三ヶ年
 連續仕候處、同年六月、從江戸戸田又兵衛、小田切
 喜兵衛長崎へ罷越、同十一月貨物御破捨の旨被中
 渡候、

貨物一法

一貨物始寛文十二壬子年 一貨物銀高合二千九
 百三十四貫五百九匁一分五厘 一貨物人數堺の
 分合二百六十七人糸鑑抜書、
 寛文十二年、牛込忠左衛門様、岡野孫九郎様御支配
 の節、異國商賣市法と申御仕置に罷成候、市法十三
 年の間也、長崎御用書物、古集記、長崎集、
 一寛文十一年、冬船三十七番宿、今博多町の唐船よ
 り商賣御改被成、翌子年貨物御市法被仰出、唐船阿
 蘭陀貨物、當所并江戸、京、大坂、堺功者成商人御撰、
 貨物目利に被仰付、五ヶ所入札の直段惣平均にて、
 唐人手前御究被成、
 一延寶元癸丑年、五ヶ所貨物札宿老并會所支配人
 諸目利御定被成、入札は御政所にて御披、直段御極、
 其船に懸り町年寄衆方より、右の直段目録、船頭并

宿主方に被遣候、右の直段に唐人請合候得は、右の
 貨物五ヶ所に簡板出し、諸商人に入札させ候、
 一同年異國貨物元直段相極り候後、間々増札と申
 事被仰付候、四ヶ所の分貨物目利共仕候、以上、長崎
 延寶三乙卯年 覺書、



かたじけなくも、どうしやうごんげんさまのきめ
 いをちやうだいせしめたてまつり、おらんだぎ、日
 本こくへいで入のしやうばいたす事、およそ七十
 年の内、ほかにも御ざあるか、此とし月おらんだ
 ぎ、いさ、かのけたいも御ざなく、御代々の御うへ
 さまの御いくわう御じひをかうむりたてまつり、

つゝがなくしやうばいつかまつり、御ぶぎやうさまなどよりも、べして御ふびんをくわへられ、日本のあき人もおらんだも、ほんまうのあきないをいたし候ところに、此三か年、にほんのしやうばいつぐんにさういつかまつり、ねうちものしやうばいに、おらんだこんばにや、くわぶんのそんいたし候につき、こゝもと人によつて申候す(つか)るは、まいねんくわぶんのしろものもさしつかはし候ゆゑ、しやうばいにそんいたし候ぢやう、おのゝふんべつしかるべきやうにと申候へども、われわれせういんいたさず、そのゆゑはきよねんこそ、しやうばいのうりぞん、くわぶんに候するとも、こゝねんはいかさま、りじゆんもこれあるへきぞんじ候ところに、おもひのほか、又つぐとしもくわぶんのそんいたし候へは、れうけんにおよばざるによつて、こんねんは、こしやう、すや、みやうばん、もみい、びんろうじ、じやかう、みづかね、しんしや、きんちやくかわ、いろくもめんのたぐい、又べちのしろ物どもさしわたし申さす候、
一此三か年のことくなるおしかいのしやうばい御

ざ候は、いらいくわぶんのしろ物共、さしわたし申事いか々にぞんじたてまつり候、そのゆゑは、おらんだこんばにやぎ、くにへしやうばいつかまつり候へども、いまだかつてよりねだんをさだめられ候事、ついにうけたまはらず候、
一おらんだかびたん、そのほかのおらんだに、つうじどもちよくをあたへ、人げんのかすにいたさざるによつて、以下のものひやうのものども、われめのまへにてぬすみをいたし候ま、そのしめしを申つけられ候へと申候へは、さはなくけつくあざけり、ぞうだんにいひなし、わらひ事にいたし候、かやうの事ども、つうじども御兩まんどころさまへ申あげ候は、いかさまその日のぶぎやうしゆへ、おほせつけられ候むねも御ざあるべきかぞんじたてまつり候、
一われくおらんだ内へ、すこしのくちをもぞんじたるものを、ぎよいのよしにてゑらびのけられ候、どうじこれあるつうじ共、おらんだのくちをしかとぞんせす候へは、なにことを申あけたく候へともまかりならず、めいわくにぞんじたてまつ

しん上、ながさき御兩まんどころさま外番書翰

り候、ねがわくはおらんだ人に御しやめんをかうぶり候は、日本のくちをすこしづゝしらせ、しせんのときのために、しかるべきかぞんじたてまつり候、右のおもむきおらんだこんばにやを、御兩まんどころさま御ふびんにおぼしめし、三十ヶ年いせんのごとく、接するに、三十年前は、しやうばい、又おらんだへつうじどものあたりさま、又以下の物、ひやうじものぬすみの事おほせつけられ候は、かたじけなくぞんじたてまつり候、もしいかいにおぼしめしあげられ候は、御ゑご御家老さま中へ、おほそれながら御ひろうなされ、御あいれんをかうむりたてまつりたく候、しせん日本よりおらんだにおいて、なにぞおほせつけらるゝぎども御ざ候は、一めいにかげ御はうかう申あぐべきねんまうに御ざ候、せいきやうせいくわうつゝしんで申、

ヲランダ

ゑんほう三年

きのこの五月廿八日

卯

判

コペラドフルゼネラル

ヤンマツイケリ

丸印

通航一覽卷之百五十七終

通航一覽卷之百五十八

長崎港異國通商總括部二十一

○商法 歲額船隻并
金銀銅錢

慶長以來商舶入津の船隻、及び商賣金銀の員數定りなかりしが、貞享二乙丑年、唐阿蘭陀船ども、その定限の命令を下し給ふ、是より歲額金銀及び船數等、元祿八乙亥年八月、江戸の賈人伏見屋四郎兵衛、かねて願により御免ありて、額外銅をもて價銀に代ふ、これを代物替り代物替の條にわし、○のち連綿銅を渡、正徳五乙未二月、すへされし、漸々にその數を減し給ふ、正徳御改正の條別て商賣筋により改正の嚴令を出さる、出す次巻併せ考ふ

貞享二乙丑年秋、嚴令を下し清朝諸州の船へ白銀六千貫目、紅夷船へ三千貫目、通計九千貫目の外は、諸色買取ましきよし定めさせ給ふ、鹽尻○、按する事は、下唐阿蘭陀の條に詳なり、併せ見るへし、また銅買渡る事は、より先寛文八年一旦停止となりし、い、程なくまた復古せらる、銅停止の證下に附載す。

本朝金銀銅外國へ入し惣數の事
一慶長五年より前、上古よりの事は暫論せず、室町

殿の代より信長秀吉兩代に至るまで、西國中國の地より外國へ入し金銀の數、いか程といふ事をしるへからず、是一、

一慶長六年の夏、交趾の船來れり、自注、其船に乗しもの千二百人あり、是當家に及びて海舶の來れる始也、是より正保四年迄四十六年か間、我國の金銀外國へ入し事、いかほといふ事は知れず、是二、

一慶長六年の夏、外國の船我國へ來り始めて、寛永元年まで二十四年の間は、九州の内いつれの浦々へも、心儘に船をよせて商賣したり、東國にも船つきて商賣せし事とあり、自注、慶長四年に、上總大瀧、長崎より外にての商賣を禁せられし事は、寛永二年に始り、されは二十四年か間、諸國の浦々にて外船商賣せし時、取行し所の金銀の數はしるへからず、是三、

一慶長六年より寛永十一年迄二十三年の間は、御朱印船にて、我國の商人共、自注、今の吳服所共の先祖、又は富る商人共ゆるされて行しなり、西馬港、ノヒスハン、暹羅、安南、呂宋等の國々に、年ごとに行て商賣し、此外にも小舟行て商ふ事年々に絶す、其時に我國の金銀を持行し事共、いく

らといふ事をしらす、是四、

一寛永の初までは、今きたれる國々の外に、交趾、占城、安南、呂宋、ノヒスハン、イキレス、カレウタ、イタリヤ、西馬港などいふ國々より年毎にきたりあきなひす、その後耶蘇の法をいたく禁せられしより、これらの國々來る事をゆるされず、これらの國々へ持行し金銀の數もしるへからず、是五、

一寛永の初、耶蘇の法をいたく禁せられしより、前かた三十年の間、我國にて其法を信受せしものども、年ごとに其國々の師の許へ贈進し禮物の金銀、自注、これは、自注、拔荷

一近年に至て長崎に商賣の外、私の商賣に自注、拔荷也、外國へ入し金銀の數しるへからず、是七、
一慶長の初より今年に至て、對馬の國より朝鮮へ入し金銀の數、いくらといふ事を詳にせず、是八、
一いにしへより今に至て、薩摩より琉球へ入し金銀の數は、いくらといふ事を詳にせず、是九、

右九條の事は、いつれも詳にすへからず、自注、此等心付し所也、此外にも有へし、某の懸なる

右九條の外に、長崎一所より外國へ入し金銀銅の數、まつしれし所左のごとし、

一金二百三十九萬七千六百兩餘、自注、正保五年より寶永五年まで凡六十年の間、外國へ入し大數也。

一銀三十七萬四千二百九貫目餘、自注、正保五年より寶永五年まで凡六十年の間、外國へ入し大數也。

一銅一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘、自注、寛文三年より寶永五年まで、凡三十六年の間、外國へ入し所なり、但、銅は慶長六年より寛文二年まで六十二年か間の事分明ならずなり。

謹按、長崎一所より外國に入し所、六十一年か間の大數も右のごとし、ましてや前にしるせし所の、はかりしるへからざる九ヶ條の大數おもひやるへし、今暫法を立て、長崎一所にて、六十一年か間外國に入し大數を以て、かのはかりしるへからの九ヶ條の大數を推し量に、

一金六百十九萬二千八百兩餘、自注、慶長二年より正保五年まで凡六十年の間、外國へ入し大數り、并に正保五年よりこの間の惣數なり。
一銀百十二萬二千六百八十七貫餘、自注、慶長六年より正徳五年より此の間の惣數也。

右金銀の事は、正保五年より寶永五年迄、長崎一所にて外國へ入し大數を二位にして、兩口を都合せし積也、

一銅二億二萬二千八百九十九萬七千五百斤餘、自注、慶長六年より寶永五年迄六十年間、外國に入し大積り、井に寶永三年より此の大數也、是は寶永三年より此の大數を一倍せし積りなり、

右は、慶長六年より寶永五年まで百七年の間、我國の金銀銅外國に入し所の大數なり、此大數を以て推す時は、外國に入し金は、唯今我國にある所の金の數、三分一に當れり、

我國只今の新金は、古金二千萬兩を以て造出申所也といふ、六百十九萬兩三合すれば、大數二千萬兩に近し、

一銀は、唯今我國にある所の數よりは、二億ほど多く外國へ入しなり、自注、我國の中古銀の數四十萬貫目な數百二十萬貫目なは、ちてはなしといふなるに、外國に入し國の銀は事の外に減せしなり、我

但、此大數はよほど引入る積り成へし、凡外國に入し所の金銀銅の總數、是よりは猶おびたしき事にや、

一異朝の寶貨、古今の事を按るに、漢の代ほど黄金

多かりし代はあらずと申傳へたり、其後代々を経て次第に金銀すくなく成し程に、宋の代の中頃より交錢といひて、我國の紙錢のごとく成物を用ひ、國用を通する事になりて、元朝に至ては專此交錢はかりを通し用ひ、明朝に及て、銅錢を以て交錢に雜へ用ひて今に至る也、是漢の代より後には、金銀銅共に出る事多からぬか故也、されは彼國代々の人論せし所は、凡金銀の天地の間に生ずる事、是を人にたどふれば骨のごとくなり、血肉皮毛はやふれ疵つけとも、又々生ずる物也、米穀布米を始めて、もろもろの骨のごときは一たび折損してぬけ出ぬれば、二たび生ずるといふ事なし、金銀は元地の骨なり、自注、の内に、木火土水は血肉、是を採たるには、二たび生ずる皮毛なり、金は骨なり、是を採たるには、二たび生ずるの理なし、こゝを以て、上古より漢の世に至る迄探得し後、中國の金銀二たび生ずる理なしといへり、又漢の代にさはかり多かりし金銀の、後の代に及てうせはてし事、五胡五代の遼、金、元の代々の亂に、夷狄の地にゆき、又海外諸國の商賣のために失ひたり、自注、我國のむかしより寶永の比迄、六十餘州の中に、かりも、おびたしき事なり、まして萬國にこり行し事多かるへし、

次には、又佛事興れるに由れりと申傳へたり、自注、朝にても、よのつれの事に金銀の箱など多く用ゆる事はなく、又殿閣等をかざることも、金銀を鑄るは稀也、佛像を作り佛殿佛閣をつくるには、おびたしき金銀を費すゆふなり、是らの論によりて、我國の事を考るに、此國ひらけ始りしより後、千餘年の間は、金銀銅出る事もなく、それらの世にも世はゆたかにおさまれり、其後これらの寶貨我國に出しかと、其數は殊にすくなかりし事、又千年に及へり、神祖の起り給ふに及て、天地も其功をたすけさせ給ひしと見えて、我國の金銀銅の出し事、我國の事はさて置ぬ、萬國の中にかゝるためしをきかず、しかりとはいへども、我國土の骨一たび出ぬれば、二たび生すへからざる理也、此後千餘年を経るとも、神祖の御時のごとくに、金銀銅の多く出る事有へからず、自注、渡の代より後の事を以て、然るに、それより後百餘年か間、外國に流れ入し所の數、かの五胡、五代、遼、金、元の代々にとほしき中國の金銀を、夷狄の地に行し數にくらふれば、猶萬々多かるへし、かくて此後も今迄のごとくに、毎年十四五萬兩を失ひなは、十年にして百五十萬兩をうしなひ、百年にして千四五百萬兩を失ふへし、

神祖より後八百年をすくるといふにも、四五世の御徳にはすぐへからず、されは聖子神孫十世二十世の繼後かは、我國にて用ひ給ふへき金銀銅とほしき事、かの異國のごとく成へし、我國のむかし金銀銅なかりし事、千餘年かほど、世も口口おさまりしといへども、其代々とは時代殊の外に上りて、人の心も俗もすなほなりしか故也、今より百年千年の後、次第に時代も下りて、人の心も俗もすくなりゆかんに、世はいかに成へき事にや、すへて異國の物の中、藥物は人の命すくふへきものなれば、一日もなくてかなふへからず、これより外の無用の衣服靴器の類の物に、我國ひらけ始しよりに此かた、神祖の御代に、始めて多く出たりし國の寶を失はん事、返すくも惜むへき事なり、我國萬代の後の代までの事を思しめされ、神祖の御心を以て御心となされんには、今の時に及ひて其御心得あるへき事、ありかたき御めぐみなるへし、さらばおのつから神祖の御政は、天地と共長く久しくおはしまして、其代々も民ゆたかに國をさまりぬへき事、掌を見るかごこく成へし、本朝寶貨通川事略

○按するに、この書載するところ、
 寛文八年、河野權右衛門、松平甚三郎奉行之節、阿
 蘭陀唐人に被申渡は、異國より持渡諸貨物、來年よ
 り商人共に下直に御買せ被成候間、此段相心得來
 朝すへき由被申渡、翌年河野權右衛門、唐人阿蘭陀
 持渡る所の銀高、二十年以來より此年までの分、被
 途詮議處に、廿年之銀高六十萬貫目に及、一ヶ年に
 三萬貫目程なり、日本之山々より掘出す白銀を、銀
 座にて吹立る丁銀高凡七千貫目に不過、然は異國
 へ年々無限持渡り候は、日本之銀高次第に減し、
 不宜候事之由、就夫長崎に有合地下旅商人共、工夫
 を以て異國貨下直に可買取方便を無遠慮書付言上
 可仕由、町年寄常行司を以被申付、役人ともいよ
 いよ可申出之由、然るにより五ヶ所之商人打寄、及
 談合といへ共、會て言上に可及工夫なく、終に書付
 差上事も無之候、古集記按するに、これ先一旦銅を停め
 られし來山なるへければ、因に出す、
 寛文八戊申年、異國の銅渡候義御停止之節、被相伺
 候處、古錢は前々之通賣渡候様に、以御書付被仰渡
 候、萬治三年より貞享元年迄二十五年之間、唐人
 阿蘭陀とも買渡、翌丑年より誂不申候、長崎覺書、

一旦本にてなと昔の通りに唐へ錢を鑄て渡すを、
 唐人好さる事は、日本の錢相場は高直なる故、調て
 持行けは損になるゆゑなり、又は銅にて少も多く
 持渡る事、兎角唐人の勝手にはよきなり、滿漢紀聞
 寛文八年五月七日に、是を仰出さる、異國、銅渡
 の義、當年はかりこれをつかわすへきものなり、
談海集、玉露叢、
 萬天日錄、
 貞享五戊辰年、按するに、九月晦、
 日元祿と改元、秋ふねより唐人船數
 七十そふ仰付られ、商買致へきむねおほせわたさ
 る、
 元祿二己巳のとし、春船廿艘、なつふね三十そふ、
 冬船廿そふ、合七十そふふん商買仰付られ、あまり
 舟はつみもごす、おらんだ舟かすは御かまひなし、
 其ゆゑはおらんだ一ふん銀高御さためゆゑなり、
 唐人は國々たがふによつて、舟かすをもつてわり
 付らる、此としより唐人十善寺按するに、十善寺は村名
 館橋とせ、
 御藥園の地を唐
 館とせ、やしきにめしおかる、こととはなりぬ、長崎
 虫眼鏡、
 元祿八年乙亥年八月廿九日、御書付の内、
 於長崎、唐船荷物、阿蘭陀荷物御定銀高九千貫目之

分、按するに、こは貞享二年の御定高にて、唐船六
 千貫目、阿蘭陀三千貫目、通計九千貫目なり、賣買相濟候、
 殘荷物銅を以代物に仕、銀高千貫目分銅を以此度
 被仰付候、令節錄、
 寶永七庚寅年十一月

覺

當年長崎に廻着之銅不足にて、商賣差支候付て被
 伺之候、
 一當年は國々より山出之銅不足いたし、其上伊豫
 國銅山風損水損付て、當分銅少も出不申候、今程間
 歩普請有之候付而、長崎廻着之銅當分は相滯候、依
 之當年風損水損にて銅山普請有之不足之由、唐人
 阿蘭陀人々委細申開せ得心致させ、荷物積戻り候
 歟、又は外之代物替に成共可被申付候、若又積戻り
 候之儀、迷惑之由申候は、相對にて荷物長崎に預
 り置候共、いづれの道にも無滯様に可被致候、
 一銅不足之代りに、銀子異國に渡候儀、少にても會
 て不成事に候、銀子相渡儀堅可被致無用候、
 一長崎廻之銅不足在之候とて、外之者に請負せ候
 儀不可然事に候間、其趣可被存候、若外之者に請負
 せ候譯に候得は、願人も多く有之候に付、其段は吟

味之上にて無之候ては難成事候、以上、

寅十一月

右之書付、十一月十日、長崎奉行に加賀守渡之、令節錄、
 正徳五乙未年正月十一日

長崎表廻銅定例

一長崎表廻銅凡一年之定數、四百萬斤より四百五
 十萬斤迄の間を以て、其限とすへき事、
 諸國銅山より出る所、年によりて其多少有之、諸
 人器財に用ゆる所、年によりて其増減有之、依
 之、一定の數をは定られ難し、此故に凡一年定
 數、四百萬斤より四百五十萬斤迄の間を以て其
 限と定られ、毎年の例は其大數成るを以て、四百
 五十萬斤の數に准してしるされ候事に候、然れ
 は其年によりて、廻銅の數四百五十萬斤より減
 し候事も有之時は、此例に准し其數に隨ひ候て、
 宜可有沙汰候、
 唐人方商賣之法、凡一年之船數、口船與船合せて三
 十艘、すへて銀高六千貫目に限り、其内銅三百萬斤
 を相渡すへき事、
 船數并船別商賣銀高等の定例者、別に記し出候、

但し、其記し候所の定例の事は、去年長崎地下役人等申上候處、各其存寄同しからず候を以て、其多分につきて其例を立らるゝ所に候、凡唐船共渡來り候口々によりて、其產物同しからざる事に候、然るに此度定められ候法に於ては、後來迄の永式に候處に、もし自是後藥物等を始て、要用の物等不足の事出來り候に至りては不可然事に候間、奉行所において、猶又地下役人共存寄之所を尋究られ、別に記し候所不可然事も候に於ては、無用の物を減して有用の物を増候事を要旨として、或は船數多き方を減して、すくなき方を増し、或は銀高すくなき方を増して多き方を減し、すへて今度改定められ候船數三十艘、銀高六千貫目の内、銅三百萬斤を渡さるへき定法に於ては、相たがふ事なき所を宣敷議定あるへく候、

一阿蘭陀人商賣の法、凡一年の船數二艘、凡て銀高三貫目限り、其内銅百十萬斤を渡すへき事、
銀高三貫目之内にて、相渡すへき金銅代物等之定例は別に記し出候、但し、阿蘭陀人商賣の法、

銅代物等の事は、其望に任せ候例の由相聞候、自今以後は金銅代物等、各其定數の如く相渡さるへし、金銀兩かへの法に於ては、只今迄の例に准せらるへく候、
右今度被仰出候所に候、凡廻銅の數唐船の數等、法のごとくに候時にあたりては、此例に隨ひて商賣可申付事勿論に候、或は廻銅之數不足し、或は唐船の數不足し候事等有之時は、此例に准して其時宜をはからひ、商賣之事宜有其沙汰者也、
正徳五年正月十一日

- 山城守 紀伊守
- 大和守 豊後守
- 河内守 相摸守
- 久松備後守殿
- 大岡備前守殿

享保十九甲寅年
於長崎表、唐阿蘭陀の相渡候銅代銀之内にて、去年中米多買入、銅代銀差支候に付、當分御取替金二萬五千兩分、銀子五百貫目、其表御金藏より可相渡旨、各様迄可申進由、酒讚岐守殿被仰渡候に付如此

御座候、右銅代銀返納之義は、長崎銅代銀取立次第、早速返納有之筈に候、右之段、其地御金奉行の添狀差越申候、以上、
二月五日

後藤庄左衛門印

在方御普請御用に付無印形
井澤彌惣兵衛

神谷武右衛門印

公事方無印形
松平隼人正

細田丹波守印

公事方無印形
杉岡佐渡守印

松波筑後守印

公事方無印形
寛 播磨守

松平日向守様

稻垣淡路守様

追而、右銀は細井因幡守直判手形を以相渡候積、因幡守にも申遣候、此段も御金奉行の御申渡可被成候、以上、古記録、

寛保二壬戌年十一月

御勘定奉行

長崎奉行

唐阿蘭陀船の相渡候銅之儀、以前は出方澤山に候處、其後段々出方減候に付て、直段も高直に相成候間、享保年中之頃より、凡直段一倍餘にも罷成候、

依之、唐阿蘭陀の買取候銅之價銀、大分成事に候、就夫、右商賣物之價、日本之產物餘分を以交易可致筈之處、當時不足之銅を、唐阿蘭陀には直段安く買取せ、其分は長崎出銅銀之内にて償候と申儀、不相當之事に候、唐物不渡來候て、日本之用度差支候と申譯も候は、無是非候得共、唐物不渡候に、日本之產物不足之物は無之、藥種計之事に候間、先七八年程之内は、唐船數二十艘を十艘被減、阿蘭陀商賣員數半分被減可然候、左候得は、只今迄唐阿蘭陀の渡候銅四百萬斤程之内、二百萬斤は減少候、然は唐船の數を被減、阿蘭陀商賣物半分減候より外は有之間數候、

一右之通船數等被減候に付ては、勿論出銀も減候條、五萬兩之運上金差上候儀相止め可申候、箇所配分之儀、是は只今迄之通割渡可然候、大成令、
寛保三癸亥年、來子年より唐紅毛半減商賣、外餘荷物商賣として千貫目、高木作右衛門支配、長崎集、
寛政二庚戌年

當秋御奉行水野氏按するに、若鷲之上、唐紅毛商賣方若鷲守、九月六日於御役所、地下役人一役一御改正被仰出、

人宛被召出、減銅商賣御書付數通被讀渡之、長崎志續
 一私家業銅商賣之儀は、天正元年起業仕、當時まで凡二百二十七年相續仕候、古來は異國人肥前國平戸并五島、豊後、薩摩等々着船仕、勝手に諸商賣を遂候て、異國船入津之口々に、御奉行様は無御座趣承傳申候、其頃より私先祖も異國渡銅商賣仕、異國人の直賣仕候に付、口と申南蠻人に出會、日本之銅より含銀鉸候儀相傳鍛練仕、今以南蠻吹と唱、子孫の相傳申候、夫より以來は、世上にも餘多鉸方相覺申候、私方一家泉屋も右之由緒と申傳候、
 一寛永十五戊寅年、私先祖吉左衛門御當地の參上、異國人の銅直賣之儀御訴訟奉申上候處、於御評所松平伊豆守様、阿部豊後守様按ずるに、伊豆守は信綱、豊後守は忠秋にして、ともに老中なり、御出座にて、如先例異國人の銅賣渡候義御赦免被成下、其後相續銅賣渡來候事、
 一同十八年辛巳年より、異國人所々々着船之儀は御差止め被爲成、長崎の初て着船被仰付、是より御目付様方一年代に御勤、其後長崎御奉行様御極被爲成候事、
 一寛文八戊申年三月、異國人の諸商賣物御停止被

仰付、其節も銅商賣之儀は、數代家業之儀に御座候故、先祖吉左衛門出府仕、四月廿二日御評定所へ奉願上候所、五月六日被召出被仰渡候は、猥々間敷商賣も可仕歟と被爲思召上、御停止被爲仰付候得共、銅之義は、數代無怠商賣勤來候御趣を以、奉蒙御赦免候、其節新規金を以、一人にても銅商賣取立候儀堅仕間敷旨、大坂町御奉行石丸石見守様、長崎御奉行松平甚三郎様も被爲仰進候事、
 一寛文十二壬子年、長崎の罷下候諸商人共、銅屋共義、御詮議之上、夫々に貨物之割賦被仰付候事、
 一元祿十四辛巳年、銀座爲加役銅座被仰付、則從銅座異國人の直賣に相成候に付、古來より私共より異國人直賣相止之、銅座の銅賣上げ申候、其後正徳元辛卯年、同二壬辰年、享保元丙申年、同壬寅年、以上四度右銅渡方之儀御改替、元文三戊午年より、又又銀座爲加役銅座被仰付、異國人の直賣に成候に付、私御請負之山々出銅之分も、悉銅座の賣上申候事、
 一元祿十五壬午年、私先祖吉左衛門江戸の御召下し被遊、異國の御渡銅御手支に付、前々より奉請負

候豫州別子銅山、備中吹屋村銅山稼方出銅増益之儀、就御尋存寄奉申上候は、右兩銅山共大山にて御座候、分て別子御銅山之義、結構成御山に而御座候得は、普請丈夫に取立、稼人相増し出精仕候は、兩山共出銅拔群相増可申候得共、備中銅山の儀は、大水拔普請不仕候ては、存分之稼難相成御座候、豫州別子御銅山之義は、片鄙故飯米之調方甚不自由、殊に嶮岨高山に而、九月より翌年三四月頃まで雪深く、通路時々相止候儀に付、冬春まで之入用米は、夏中山内の相圍候様に仕候、常々馬車之通路連は一圓無之山上まで、米二斗程つゝ、人夫を以脊負上申候に付、運送賃錢過分相掛り、殊之外米高直に相當り候儀に付、大勢之人數相集め候而は飯米に手支申候、其上兩銅山普請方存分に仕立申候には、夥敷物入相掛候に付、當前に而は自分相應之仕入に而稼方仕候、此上兩銅山普請丈夫に仕立、飯米無手支用意仕候は、出銅拔群出増可申段存寄申上候處、御吟味之上、右兩銅山水拔普請料、午年より十箇年之間御金一萬兩拜借被仰付、此内五千兩は備中銅山普請仕入御引當て、殘五千兩は豫州銅山普

請料御引當て、猶又豫州銅山は格外御物成米之内、六千石つゝ、買受被仰付、尤御直段之儀は、所相塲之内御廻米之御運賃、并銅山の脊負上げ候掛物分御用捨被爲成下、定御直段一石に付五十目替に而、尤代銀十箇月延納之積を以、御銅山相稼候内買請被仰付候、此御蔭を以、飯米無手支、人數夥敷相増、水拔普請夫々存分に仕立、猶數千之働人の前銀丈夫に相渡、稼方晝夜無間斷出精仕、翌未年より銅高拔群出増、御用銅差出、年々大分之御運上奉納候、
 但、備中銅山之儀、段々大普請取立、稼方種々勤辨仕候得共、水と敷相湛、存入之稼方難仕に付、享保元申年御山差上候に付、右拜借之内五千兩は、同年返上納仕候、且別子銅山の拜借金五千兩は、銅山繁昌仕候に付、御定十箇年返上納之積に候得共、五箇年目に皆上納仕候事、豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書

通航一覽卷之百五十八終

通航一覽卷之百五十九

長崎港異國通商總括部二十二

○商法 歲額船隻并
金銀銅錢

貞享二乙丑年、歲船銀額御定ありて、唐船七十三隻、商賣銀高六千貫目に定めたまふ、よて唐商等歎願書を呈す、この年、市正徳五乙未年御改正の後、かの商船にかならず信牌を與へしめらる、前卷併せ見

貞享二乙丑年、唐船八十五艘入津、内七十三艘商賣、十二艘積戻し被仰付、當年より相對商賣被仰付、銀高六千貫目に御定、唐船春夏秋冬積高に應し割付商賣、

覺

- 一 南京省 一 浙江之諸漢 一 山東 一 福州 一 沙
- 一 廣州
- 右之所々より參候船は、一艘白銀三百貫目以上、
- 一 漳州 一 海南 一 泉州 一 東埔寨 一 厦門 一
- 大泥 一 臺灣 一 六昆 一 潮州 一 宋居勝 一 高
- 州 一 麻六甲 一 咬囉吧

右之所々より參候船は、一艘に付銀高二百貫目以上、

一 廣南

右仕出し候船は、銀高不限多少候、以上、

丑九月廿九日

別紙切紙

此書付銀高以下之船は、割付商賣難申付候間、來年より積高不足不仕候様、秋船諸漢之船頭ともへ可申渡候、以上、

御割付之分、唐物賣渡し何れも代銀不殘請取、并代物替銅差引とも無滞不殘請取可申候、尤金銀に替し荷物も、是又差引相渡可申候、長崎覺書、

貞享二年八月

十番より五十一番船迄之唐人共願書和解

十番より五十一番迄之諸船頭とも、乍恐謹而御訴訟申上候、然は、御貴國之儀、御先代々より御治世明に御座候上にて、私體之異國商人迄に御憐愍を被爲成下候へは、遠方のもとも正き御政道を奉慕、古來より罷渡商賣仕候處に、諸事とも毛頭も滞申事無御座、御厚恩を奉蒙候、依之、私とも先

祖より只今私ともに至まで、年々無斷絶御國を奉頼、爲商賣罷渡申儀に御座候、然る處に、當年私共商賣之儀、惣賣高銀六千貫目を限りに被爲仰付、其上之荷物は御積返し被爲成之由、今度奉蒙御意、何れも之ものとも奉畏候、然共、私とも今度之儀例年のことくに奉存、異國にて他借まで仕、利潤を得申ため精を出し、荷物相調積渡申候所に、不慮に新規之御意を奉蒙、行當り十方を失ひ申候、然は、唐船之儀毎年御當地に若津仕、荷物等陸上申候而之後、早速船之修理其外綱帆道具までを、毎年口帆にて御座候により、渡海之度々に拵直し不申候ては、不相成ものにて御座候、此段は當地のものも普く存し申儀に御座候、然る所に當年之儀は、商賣之銀高御定被遊候内、春船より三千貫目程は持渡申候得は、夏船共之賣銀漸く四千貫目程之積にて御座候、但、此内にも不同御座候、先船之分は大

船之修理之儀は不申及、御當地在留中之雜用等も無御座もの共多御座候、殊に私共之内、十艘餘之船は逆風に逢ひ、無是非薩摩五島平戸へ漂着仕、何れも、其所々より小船にて御當地に御引送被遊候により、此引船之賃銀等も多く出し申儀に御座候へは、船之修理等可仕儀は不及申上、右之雜用銀をも出し可申儀、不罷成者共多く御座候、第一私共船之儀、修理不仕候而歸帆仕候へは、冬海風渡烈敷時分にて御座候により、洋中乗渡申儀罷成不申、大方は沈溺仕可申候段必定にて御座候、然上は今度罷渡申候數千人之露命計にて御座なく、妻子眷屬に至まで數萬人之者とも滅亡仕儀に御座候間、御仁德之上、御上より右之旨被爲聞召分、當年積渡申候荷物之分は、商賣御救免被遊被下候は、萬人之命を御助被下候御厚恩、生々世々難有可奉存候、且又私共儀は、陸に罷在候に付、一同は右之段御訴訟申上候得共、此頃入津之數艘之ものともは、未だ陸にも御上不被遊、其儘にて御歸し被遊候は、船之儀海上に漂能仕候事久敷儀に御座候間、彌こたへ申間敷と奉存候、乍恐此者共之儀も御了簡被爲遊、可

然様に被爲仰付被下候は、御恩徳を奉蒙儀、陸に罷在候ものともよりは、猶以難有可奉存候、然は私共儀、惣而異國より持渡申候荷物計にては、利潤も僅之儀に御座候へは、御當地より買歸り申候銅等之諸色にて、亦々少々利分も御座候を頼に仕、年々罷渡申候所に、今度は存寄も無御座、是まで積渡申候荷物も積歸り可申旨被仰付候得は、何様買渡可申と存居申候歸帆之買物とても、買渡申儀も罷成不申、彼是に付行當難儀千萬之仕合に御座候、向後之儀は如何様とも御上意を違背申上問敷候間、當年之義は積渡申候荷物之分は、商賣御赦免被遊可被下儀奉仰候、若御赦免不被遊候は、責而荷物替に成とも、被爲仰付被下候は、難有可奉存候、將亦私共儀、古來より渡海仕御貴國の御厚恩を奉蒙、寔以難有奉存候に付、私共存寄申候は、諸異國にても其所を奉頼商賣仕候には、其運上銀を納申事に御座候へとも、御貴國之儀は御法正敷御座候により、唯今迄は爲何御意も不奉蒙候へとも、私共儀累年御恩下之ものにて御座候に付、異國之任例、少之運上銀をも差上申度奉存候得とも、餘り恐多奉存候

に付、私共相談之上、責而當町中成とも、少之出し銀仕申度奉存候、然は向後端物之類賣銀百貫目に付十五貫目、荒物賣銀百貫目に付二十貫目つ、之積に仕、惣而賣高に應し出し、申度奉存候、御赦免被遊被下候は、難有可奉存候、將又私共儀、今度宿町にも荷役等に付、大分難用之損失も御座候得は、私共故町々に難儀をかけ申候段、迷惑至極に奉存候得とも、是以何とも可仕様無御座候、就夫不奉願憚御訴申上候、右之段被爲聞召分、當年積渡申候荷物之分は、商賣御赦免被遊被下候は、縦少々は下直に御座候とも賣拂申候而、私共大望に存居申候、銅等之諸色を買渡少利をも得申候は、御厚恩を奉蒙儀始終とも難有可奉存儀、限り御座有間敷候、依之、謹而御訴訟如此御座候、
貞享二年八月日

十番厦門船頭林寶官 十一番普陀船頭林振生
十二番福州船頭陳乾元 十三番南京船頭魏拱辰
十四番福州船頭方任官 十六番泉州船頭呂敏官
十七番咬嚼吧船頭林種官 十八番南京船頭韓震範
十九番厦門船頭施珀官 二十番廣東船頭周四官

- 二十一番福州船頭翁漢卿 二十二番廣東船頭戴順官
 - 二十三番厦門船頭吳租官 二十四番厦門船頭黃和官
 - 二十五番福州船頭林孔魁 二十六番福州船頭錢一官
 - 二十七番麻六甲船頭王順官 二十八番福州船頭周九娘
 - 二十九番厦門船頭王興官 三十番厦門船頭林祐官
 - 三十一番厦門船頭王元官 三十二番厦門船頭呂字官
 - 三十三番福州船頭王子官 三十四番厦門船頭董春官
 - 三十五番厦門船頭黃寬官 三十六番厦門船頭林殿官
 - 三十七番厦門船頭曾安官 三十八番厦門船頭呂騰官
 - 三十九番厦門船頭藍蘇官 四十番厦門船頭江光官
 - 四十一番厦門船頭吳德官 四十二番厦門船頭黃斗娘
 - 四十三番暹羅船頭嚴梓官 四十四番寧波船頭林興官
 - 四十五番厦門船頭黃武舍 四十六番厦門船頭林三官
 - 四十七番厦門船頭蔡勝官 四十八番福州船頭劉耿官
 - 四十九番泉州船頭鄭雪官 五十番寧波船頭黃端官
 - 五十一番福州船頭高信官
- 同年九月

御取上不被遊、漸頃日御披見に奉入、何れも之者とも、少は御憐愍も可奉蒙かど頼母敷奉存候所に、又々段々御斷被遊仰出候趣一々奉承知候、御尤至極に奉存候、然とも最前より申上候こと、御代々私式之異國之商人、先祖より御國を奉頼年々罷渡申候得とも、古來より去年までに積渡申候諸荷物、終に持戻申候儀無御座候所に、當年に至り私共商賣之銀高御定被遊、銀高之外之荷物は御積返し被遊候儀、行當り迷惑仕候段、此上無御座候、尤十四年前より其段被仰渡候により、私共儀も其覺悟仕罷渡申候に付、尤諸荷物之内、少々損失仕候ものも御座候得共、御當地より買歸申候諸荷物にて、少々利分も得申候へは、御當地に持渡申候荷物之損失も取返し申候に付、無斷絶當年までも例年之覺悟にて罷渡申候所に、今度之御意を奉蒙、扱々不存寄儀に御座候得は、唯今に至り何共是非を可申上様無御座候、然は私共儀、例年之通り宿町被爲仰付候得は、荷役之節、日用等其外之入目、宿町より取替被申候銀等御座候をも、前々より私とも荷物賣

銀之内より拂ひ申儀に御座候得は、右之仕合故宿町よりの取替銀拂ひ可申様も無御座候、損失をかけ申候事、是以迷惑至極成儀に御座候、其上奥船は御當地より調歸申候銅道具、蒔繪道具、伊萬里焼茶碗皿、是等之諸色も、例年之通り買歸り可申と存申、入津之節より當地商人、井上方之商人ともに誂取寄せ置申候をも、請取申こと不成成候得は、諸商人とも異國向之諸色にて御座候得は、日本にて賣申儀難成物にて御座候により、定而大分之損失も可有之と奉存候、是又迷惑至極に奉存候、次に今度私共并客役者こくしやともに至るまで、持渡申候荷物とも之儀、尤自分所持銀御座候ものとも御座候得とも、商人の儀に御座候得は、少にても利分を貪り、所持銀之上にも他借まで仕調渡申候所に、御定之外之分之荷物持歸申候而は、元より日本向之端物にて御座候得は、國元にて買手は無御座候により、自分之所持銀を損失仕候儀は、是非にも及不申候得とも、差當り他借之返辨會て罷成不申候、荷物にて返辨可仕と申候とも、銀主方へ請取申間敷候得は、身體滅亡仕儀御座候へは、重而御當

地に罷渡申候儀は、存寄も無御座候、父母妻子まで飢渴に及申儀に御座候、別而難儀仕候は、役者こくしやともにて御座候、此者儀、尤切米は私ともより相渡し申候得共、其外之雜用は面々に仕儀に御座候に付、例年荷役之節より自分之荷物賣申候迄之間は、面々之小宿を頼、少しの銀をも取替もらひ、荷物賣銀之内より拂申儀に御座候所に、今度は跡船之分は、役者こくしやともも、少之賣銀も無御座候へは、小宿より取替もらひ申候銀、拂可申手立も無御座候得は、役者こくしやの小宿之儀は、漸一日之暮しを仕候輕き身體の者ともにて、役者こくしやの僅之商賣之口錢を頼みに仕、小宿仕儀に御座候により、役者こくしやとも取替へ申候銀も他借仕、取替置申候處に、返辨不仕候へは妻子をも必定估却可仕儀に御座候により、彼是以迷惑千萬成儀に御座候、右之通之難儀千萬成儀に御座候に付、御意を奉違背重々御訴訟申上候、來年よりは如何様とも御意次第に違背申上間敷候間、當年之儀は持渡申候荷物之分、商賣御赦免被遊被下候は、數千人のものとも露命を御助け被下候計に而

無御座候、國元に罷在候父母妻子眷屬までには、一萬餘之者とも、皆以再甦之御厚恩を頂戴仕儀に御座候に付、不奉願恐謹而御訴訟如此に御座候、
貞享二年九月日

- 十番 厦門船頭林寶官 十一番 普陀船頭林振生
- 十二番 福州船頭陳乾元 十三番 南京船頭魏拱辰
- 十四番 福州船頭方任官 十六番 泉州船頭呂敏官
- 十七番 咬吧船頭林種官 十八番 南京船頭韓震範
- 十九番 厦門船頭施珀官 二十番 廣東船頭周四官
- 二十一番 福州船頭翁漢卿 二十二番 廣東船頭戴順官
- 二十三番 厦門船頭吳租官 二十四番 厦門船頭黃和官
- 二十五番 福州船頭林孔魁 二十六番 福州船頭錢一官
- 二十七番 麻六甲船頭王順官 二十八番 福州船頭周九娘
- 二十九番 厦門船頭王興官 三十番 厦門船頭林祐官
- 三十一番 厦門船頭王元官 三十二番 厦門船頭呂宇官
- 三十三番 福州船頭王子官 三十四番 厦門船頭董春官
- 三十五番 厦門船頭黃寬官 三十六番 厦門船頭林殿官
- 三十七番 厦門船頭曾安官 三十八番 厦門船頭呂騰官
- 三十九番 厦門船頭藍霖官 四十番 厦門船頭江光官
- 四十一番 厦門船頭吳德官 四十二番 厦門船頭黃斗娘

- 四十三番 暹羅船頭嚴梓官 四十四番 寧波船頭林興官
- 四十五番 厦門船頭黃武舍 四十六番 厦門船頭林三官
- 四十七番 厦門船頭祭勝官 四十八番 福州船頭劉耿官
- 四十九番 泉州船頭鄭雪官 五十番 寧波船頭黃端官
- 五十一番 福州船頭高信官

申上覺

一五十二番船より五十九番船まで唐船入津仕罷在候得とも、荷役之儀守御意未仕不申候、然處に、唐船之儀は阿蘭陀船と違ひ、毎年入津ことに船修理并帆綱等之諸道具、當地において新敷拵らへ歸帆仕申事に候、其内逢風波船を損し旁之儀に御座候得は、船底を加へ、其外碇碇などを、當地にて拵らへ不申候ては難成事に御座候、たとひ無疵之船にても、一月の内兩度つゝすりたて仕不申候ては、船に出入用に立不申ものにて御座候、殊に右九艘の内、今度は海上において、不慮之風難に逢ひ申候て、大分に損し申たる儀に御座候、相残り候分少つゝは船底御座候、多く損し申候船、濡荷物も大分に御座候、砂糖之類は船底に積み罷在候分、皆々水に成申候由に御座候、尤こくしやとも夜白氣力を

つくし、水汲拾申候へとも、最早久々の儀にて御座候へは、こくしやともも氣力相つゝき不申由候、兎角は何れ之道にも、荷役被爲仰付不被下候ては、右之通船拵らへ歸帆之用意可仕様會而無御座候、唐人迷惑此儀に御座候、御慈悲之上より先荷役被爲仰付、唐人をも御上げ被爲下、船修理綱拵早々候様に、御赦免被下候は、難有可奉存候、
 一荷役御赦免爲下候は、荷役之様子は唐船一艘歟、二艘程にても御座候は、私どもへ被爲仰付被下候様にと申上度奉存候へとも、最早八艘之船にて、何とも私共働に及不申事に御座候、近頃憚成申上事にて、了簡かましき儀に御座候へとも、同くは船に當り前之町へ御預被爲下、荷物等仕儀に御座候は、例之通に無相違手廻し宜く可有御座と奉存候、左候は、兎角は船修理荷役等之入目出所會而無御座候條、荷物之内入目銀程御拂せ賄可申歟、又は其代に荷物を銀目に積り相渡し申候やうに成とも、御赦免蒙度奉存候、然上は、右之通り宿町中へも荷物になり共、賄働之分禮物遣し可申候、何れ之道にも右之段御赦免御座なく候ては、唐

人并私共迄、斗方無御座候事に御座候、其上船之修理仕不申候而は、第一歸帆可仕様無御座候、被爲閉召分、首尾克仕候様に被爲仰付可被下御儀奉願候、
 一右之通難儀此事に相究り申候に付、在地之諸船頭も私共まで、毎日歎き申候事に御座候、船之儀は右申上候通何れも風難に逢ひ、破損大分之儀に御座候へは、其儘にて歸帆仕候儀は、會而罷成不申儀に御座候、其上船々之唐人とも難海を罷渡り、御當地の着船仕候を、故郷同前に存し候處、存寄無之儀に逢ひ申、定て船々唐人之内病人も多く出來可申と奉存候、在地之唐人ともも通路不能成儀に御座候へは、尋承り可申様も無御座候、其上在地之唐人とも之親子兄弟、または親類なども、八艘之船之内に多く有之儀に御座候故、此由緒之唐人ともも、船頭同前に私ともへ深く歎き申候事に御座候、兎角は御慈悲一筋之儀を以荷役被爲仰付、船修理綱拵之拵仕候やうに御赦免奉仰候、左候へは會而財命諸共相助申儀に御座候條、此段如何様に御座候とも私ともより取次申上くれ候様にと、達而申候事

に御座候間、乍憚如此申上候、彌被爲閉召分可被下儀重々奉仰候、以上、

丑八月廿一日

唐 通事 共

按するに、唐商および通事歎願のこゝろ、いかゞ處置せられしか詳ならず、前の長崎覺書によりて推考するに、額外船積戻されしなるへし、また按するに、こゝろに、代物替となり、また運上金等の張本なるへし、
 同三丙寅年七月

具呈、各港船主程敏公、吳士彦、林二官等、爲垂恤遠商恩准換貨事切、公等冒險遠來、希圖賍貨、稍得蠅利、詎意、舊歲即奉新令定額、公等咸蒙派賣、惟足此間用費、遵將原貨載回、但公等來貨、俱依日本式樣別無脫處、不已今歲復來、又蒙派賣、即欲置日本土產貨物、仍費外無剩、若復原貨載回、可憐商經兩載本喪殆盡、固知貴國立法如山、敢求寬假、奈公等私情迫切不已、哀懇王上俯垂慈憫格外、開恩於額賣之外、酌准兌換貴國貨物、庶公等不至空回、稍獲微利、不特公等戴德、即公眷屬亦頂祝無涯耳、切呈、
 貞享三年七月日具呈

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 韓義也 | 吳挺官 | 馬明知 | 魏君瑞 |
| 鄭子揖 | 顧伯謙 | 汪以介 | 呂公濟 |
| 韓一官 | 陳瑞之 | 金開先 | 駕天瑞 |

- | | | | |
|-----|-----|-----|-------|
| 馮大官 | 戴順官 | 趙荆山 | 沉寬官 |
| 童燕及 | 阮天祥 | 伊有章 | 吳士彦 |
| 林一官 | 吳敏官 | 黃尙官 | 各港程敏公 |
| 謝沅正 | 高顯如 | 顧湘濤 | 林二官 |
| 吳世泰 | 郭君章 | 徐岩官 | 楊履安 |
| 一官 | 盧成章 | 謝春官 | 林兆蔚 |
| 林子章 | 鄭雪官 | 林尙春 | 高顯官 |
| 韓三官 | 徐春生 | 柯楨老 | 林君謹 |
| 陳三官 | 黃和官 | 陳贊官 | 方任官 |
| 呂字官 | 沙三使 | 毛茂之 | |

諸方の船頭とも、程敏公、吳士彦、林二官等、恐ながら訴狀を以申上候旨趣は、遠方の商人ともを御惠み被爲下、御慈悲の上荷物替被爲仰付可被爲下儀を奉願候、私とも儀、危き海上を凌ぎ遠方より罷渡申候事、誠に持渡申候荷物を商賣仕、僅の利潤を得申ために御座候處に、不慮に去年商賣の銀高御新令を奉蒙、何れもの者とも御割符計之分商賣仕候得は、漸く在留中之雜用銀程の儀御座候、相殘申候荷物は、御意之通りに積歸り申候處に、私とも所持仕候荷物ともは、皆以日本向のものにて御座候へ

は、別に賣拂申所も無御座故、無是非重而當年も罷渡申候得共、いよ／＼御割符之分商賣仕候へは、當年も漸雜用程の商賣にて御座候により、持歸り申候銀無御座故、失望に奉存候、日本出產之荷物調申儀も罷成申さす、また／＼賣残り申候荷物計積歸り申候得は、何とも迷惑至極に奉存候、私共も兩度の渡海に本銀も皆々損失仕儀に御座候、然とも御貴國の御法令稱敷御座候に付、商賣銀高の儀は、恐れ多く奉存不奉願候、私とも及難儀申候に付、無是非御憐愍を奉願儀に御座候、

王上御慈悲の御上より、格別に御恩を被爲成下、御定之銀高之外如何程にても、御貴國出產之荷物に荷物替之儀御赦免被遊被爲下候は、私ともむなし／＼歸り不申、少々利潤を得申候而、御恩徳を奉蒙儀私とも計にて無御座、妻子眷屬までも頂戴仕儀に御座候、依之、謹て如此御座候、以上、

貞享三年七月

- 程敏公 吳士彦 林二官 沉寬官
- 楊履安 魏天瑞 林兆蔚 呂公濟
- 高謙官 魏若瑞 林若誰 方任官

- 韓義也 謝沅正 林一官 吳世泰
- 錢一官 童燕及 馮大官 林子章
- 韓一官 韓三官 陣三官 鄭子楫
- 呂宇官 吳挺官 高顯如 呂敏官
- 郭君章 阮天祥 盧成章 戴順官
- 鄭雪官 陳瑞之 徐俊生 顧伯謙
- 黃和官 馬明如 沙三使 顧湘濤
- 黃尙官 徐岩官 伊有章 謝春官
- 趙荆山 林尙聰 柯頑官 金開先
- 陳贊官 汪以介 毛茂芝以上、華夷變遷、

元祿元戊辰八月御極被仰付候、

一唐人商賣金高十萬兩

- 春船二十艘 一南京五艘 一寧波七艘 一普陀山二艘 一福州六艘○夏船三十艘 一南京三艘 一泉州四艘 一寧波四艘 一漳州三艘 一咬啣吧二艘 一東浦寨一艘 一普陀山一艘 一厦門五艘 一太泥一艘 一福州四艘 一廣東二艘○秋船二十艘 一南京二艘 一交趾三艘 一暹羅二艘 一高州二艘 一福州三艘 一寧波一艘 一廣東四艘 一東京一艘 一潮州二艘 合七十艘

長崎市尹書留、

正徳五年、長崎奉行大岡備前守、年番町年寄後藤惣左衛門に達書之内、

覺

一唐方商賣銀高六千貫目之事

此内

一丁銀百二十貫目 但、今度吹替之銀子相渡候節は、追而被仰出可在之候之條、差圖無之間は今迄之ことく、二ッ寶印之銀子按ずるに、賣永吹立の銀なり、相渡可申事、

一銅三百萬斤 但、商賣高に付而、何分つゝ、と相極め可相渡は、年々之見計ひ次第たるへく候、畢竟三百萬斤之員數に不可越候事、

一俵物諸色 但、渡方唯今迄之通、

一唐人遣捨先格之通、

右四口合、御定高之商賣相仕廻候可爲積候事、長崎書付、

正徳五年六月、大岡備前守五ヶ所宿老に申渡の内、

一唐方一ヶ年に相渡候銅之員數三百萬斤に限之候、雖然其年之商賣之高に寄、銅出來候事も可有之候、其分は尤翌年可爲送銅候、且又與船若不渡來候年は、其分之銅も他船へ不相渡殘置之、何之年

通航一覽卷之百五十九終

に成とも與船渡來候節、二ヶ年分成とも、三ヶ年分成とも、其分殘置候銅を以一同にも相渡候様に可相心得候、尤其節可相窺候事、

一唐人買渡候銅之儀、船々相渡候斤高書付、向後は會所よりの差紙に、年番町年寄與書致印形銅屋方へ差越し可申候、銅之斤目廉直に掛入并箱等之儀、銅屋に申付候間、右申付之通に致し、銅屋より宿町へ相渡可申候條、宿町にて請取候節、斤目過不足無之様に相改請取候歟、又は銅屋にて箱詰仕候節、宿町歟附町之乙名立合にて、斤目相改請取候様に可仕候、唐船積乘候儀は先格之通宿町より可仕候、其節相改候上紛敷儀於有之は、宿町之乙名可爲曲事候事、長崎書付、

通航一覽卷之百六十

長崎港異國通商總括部二十三

○商法 歲額船隻并
金銀銅錢

享保二丁酉年三月唐船額外十隻の信牌を増れ、同四己亥年また新加牌あり、自餘前後その増減及び番外船等の免許あり、前卷併せ見

享保二丁酉年三月九日、於長崎石河土佐守按ずるに、長崎奉行、申渡候由に而御書付、

唐船去々年被相定候三十艘之外に、十艘今般相増、一艘積銀高二百貫目宛之積、當年中積渡候之様申付候間、可被得其意候、以上、

西三月

右之通に候處、正徳五乙未年七艘、享保元丙申年七艘入津、兩年共御定より者二十三艘宛致不足、享保二丁酉年四十三艘御定より者三艘多候得共、不殘商賣有之、去戊年者四十艘入津いたし候由、堺市尹書するに、これ享保四年の留なり享保二年八月

一長崎着岸之商賣唐船之事、先年員數御極め在之候得共、當年に至て其事相止み、今年者六十二三艘餘も入津可仕之様子に候得共、頃日迄稍く二艘著岸仕候由、月堂見聞集、

享保二年九月廿四日、十一番南京船之唐人共申口、一私共船之儀は、南京之内上海に而仕出し、唐人數四十四人乗組候而、當月廿日彼地致出帆渡海仕候、此度渡船之内洋中順風に而罷渡り、日本之地何國にも船寄せ不申直に今日致入津候、船頭陳端已儀は、去年三番船より筆者役仕罷渡り、則當春新加十艘之内に而信牌を御與へ被下候船頭に而御座候、乗渡り之船は初而渡海仕候、然處去々年南京寧波之船に御當地より信牌を領し致歸唐候處に、右之信牌不殘浙江之布政司に取納め置、總督撫院より僉議之上、及奏聞落着無之候處に、當五月に勅許有之、右之信牌皆々商人共被返し與へ候様子、先船之唐人共段々可申上と奉存候に付、不及重説候、右之通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

西九月廿四日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

同年十月初日、二十三番寧波船之唐人共口、

一私共船之儀は、浙江之内寧波に而仕出し、唐人數四十七人乗組候而、當九月廿日彼地出船渡海いたし候、然は去年五番船之船頭吳璋伯と申者、當春新加十艘之内に而、御當地より信牌を領し致歸唐、則寧波に罷在御當地に渡海仕等之處、無據就用事北京に罷越申候、就夫此船之船頭吳謙舉儀は、右吳璋伯兄に而御座候故、右之信牌相讓り商賣に參候様にと申聞候に付、此度寧波乗出し罷渡申候處に、洋中相替儀無御座、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今日致入津候、船頭吳謙舉儀は今度初而罷渡申候、乗渡り之船は去年之五番船に而御座候、右之通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

西十月初日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

同年十一月八日、三十七番臺灣船之唐人共申口、一私共船之儀は、當四月六日御當地より致歸帆、直に南京之内上海に乘參滯船仕、彼地に而臺灣出產之荷物買調、唐人數三十八人乗組候而、十月十二日上海より劉爾伯、黃福觀、洪非愆と申者船私共に四

艘同日に彼地出船仕候處に、其内劉爾伯船私共船

二艘は、同廿六日之夜十洋中に大風に逢、南京之外海盡山と申所の乘戻り、當月四日又々二艘共に盡山乗出し申候處に、劉爾伯船はいまた入津不仕候、猶又二艘之類船も、干今來朝不仕候に付、此船共無心許奉存候、私共船今度渡海之内、海上相替儀無御座、順風に而御座候故、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今日致入津候、本船頭葉晃章儀は、去年一番船より筆者役仕參申候て、當春新加十艘之内に御入被遊、信牌を御與へ被成候者に而御座候、船頭戴尙賓事も、右同船より船頭仕罷渡り申候、然處に戴尙賓に御與へ被成筈之信牌を、當春御願申上、右劉爾伯に相讓り申候、乗渡り之船は初而渡海仕候、右之通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

西十一月八日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

同三戊戌年二月十七日、六番厦門船之唐人共申口、一私共船之儀は、福建之内厦門に而仕出し、唐人數四十一人乗組候而、去年十月十二日彼地出帆仕、罷渡り申儀成難く、運に任せ漂ひ申候處に、漸福州に

流れ寄り申候て、彼地の滯船いたし楫を替へ、其外船具等少々修理仕、十一月五日に福州より乗り出し、十二月三日に寧波の船を寄せ、越年仕、當月五日に寧波致出船、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今日入津仕候、本船頭洪非愆儀は、去々年二番臺灣船頭黃福觀船より筆者役仕り罷渡、去春迄滯留いたし、新加十艘之内に而信牌を御與へ被下候、則此度右之信牌持渡り申候、船頭黃仲南并乘渡り之船共に初て致渡海候、扱又新加十艘之内、吳廷珍儀は去年上海より出帆いたし、御當地に赴申候處に、於洋中に大風に逢、船底を損し、其上帆柱を折り、寧波の乘入、船具修覆仕、近々渡海仕等に御座候、右之通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
戊二月十七日

風説定役 唐通事目付 唐通事已上、時
享保二年より新加牌被増與、同四己亥年、明年より最前之通、定數三十枚可相與旨被仰下之、長崎實錄大成
享保四年
一從江府去る酉年以來新加牌被増與之處、明年より最前之定數三十枚宛可相與旨被仰付之、

一是迄商賣高四ツ寶積に有之處、向後半減積に被相定之、長崎記事
享保七壬寅年
昔年は外國仕出の唐船數艘令入津所、御新例以來奧湊の船不渡來、一切奧國の風説等不相聞に付、當年歸唐之船主に東京占城等の信牌被相與之、奧湊外國之風説聞合來、且奧國出產之貨物等可積渡旨被仰付、
享保十八癸丑年四月、向後唐船一ヶ年二十五艘宛之御定被仰付之、已上、長崎實錄大成、
元文元丙辰年六月

御勘定奉行の
近年長崎銅商買滯申候付而、唐船在留之日數多致滯留候之段如何に候間、唐船數四艘被減二十五艘に取極、在留之日數少く歸帆不滯様に申付可然様候、依之運上金御定之員數上納候に不及候間、出銀之内先地下へ致配分、相殘る分を上納候様に可仕候、唐人共わも右舟數暫可減候段可被申開候、尤右之通當分之儀に候間、可被存其趣候、
右之趣、長崎奉行の申渡候間、可被得其意候、

六月

元文三戊午年、近年日本諸所より出銅金減少に付、來未年より唐船二十艘宛可令入津旨被仰渡之、長崎實錄大成
寛保二年十二月、江府より近年諸國出銅減少に付、向後一ヶ年唐船十艘宛に而、年分銅百五十萬斤可被相渡旨被仰付之、延享三丙寅年五月、江府より向後唐船定數十艘之外、古牌十枚迄は入津御免にて、一ヶ年銅二百萬斤宛可被相渡旨被仰出之、寛延二己巳年正月、向後唐船商賣方御仕法被改定、一ヶ年十五艘宛にて、一船銀高二百七十貫目配銅十萬斤可被限定旨、船主より配銅證文を合差出之、尤此已後増賣割増迎船等之證據書、其外他船送物借荷物等一切不被差免、一船限之商賣に可被仰付趣、漢文を以被仰渡之、已上、長崎記事、
寶曆九己卯年、唐船當年定船數之外、番外船二艘可令入津旨御免有之、十月十一月二艘來着す、明和二乙酉年唐船十三艘高に御定、寛政二庚戌年、諸山出銅不進に付而は、唐船定數是迄一箇年十三艘之處、已來三艘相減し、年々十艘宛錢氏十二家申

合渡來可致旨、四月十八日被命之、已上、長崎實錄大成、
○按するに、長崎記事に慶安元年より每歲唐船商賣の銀數等を載す、その全文を左に附載す、
慶安元戊子年より寛文十二壬子年迄、唐船年々賣高并口錢銀覺、
正保五子年按するに二月廿六日二十艘之賣高、
一銀合四千九百九十七貫五百四十七匁餘、
内 二千二百四貫五百五十三匁餘、買物に而持渡之、
千七百九十四貫五百五十六匁餘、丁銀吹銀、
九百九十八貫四百卅七匁餘、銀道具に、
持て、
間年ごに、口錢の銀數を載せられたるも、
こは口錢銀并間金の條に斷章分出す、
慶安二丑年五十九艘之賣高
一銀合一萬二千六十二貫四百七十六匁餘、
此内、五十六貫三百十匁餘、御物賣高、
内 四千四百二十二貫五百六十目餘、買物に而持渡之、
五千四百五十四貫三百五匁餘、丁銀吹銀、
百八十五貫六百十一匁餘、具にて持渡、
遺捨分、
慶安三寅年七十艘之賣高
一銀合一萬五千二百九十九貫四百五十五匁餘、
此内、五十八貫二十三匁餘、御物賣高、
内 五千二百九十三貫五百三十一匁餘、買物に而持渡之

六千八百二十七貫七百十匁、丁銀銀道具吹、銀にて持渡、三千百七十八貫七百七十四匁餘、遺捨分

慶安四卯年四十艘賣高

一銀合九千六百七十七貫六百八十二匁餘

此内、二十三貫二百二十三匁餘、御物賣高 内

三千二百八貫百十九匁餘、買物に而持渡之 内

千七百四十九貫四百廿九匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、千六百六十貫三十三匁餘、遺捨分

承應元辰年五十艘之賣高

一銀合一萬三千九百五十貫五百二十六匁餘

此内、三十六貫二百六十六匁餘、御物賣高 内

六千六百六十五貫八百二十三匁餘、買物に而持渡之 内

五千八百六十七貫三百一匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、千九百十七貫四百二匁餘、遺捨分

承應二巳年五十六艘賣高

一銀合一萬五千三百三貫三百五匁餘

此内、百十三貫五百十六匁餘、御物賣高 内

九千三百四貫六百六十六匁餘、買物に而持渡之 内

三千五百十七貫四百四十三匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、二千二百八十一貫百九十八匁餘、遺捨分

承應三年年五十一艘賣高

一銀合一萬九千八十貫五百八十九匁餘

此内、百四十七貫九百四十二匁餘、御物賣高 内

七千七百七貫六十八匁餘、買物に而持渡之 内

八千八百八十一貫百六十七匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、三千八百二十九貫三百五十三匁餘、遺捨分

明曆元未年四十五艘之賣高

一銀合一萬九百三十三貫七百二十五匁餘

此内、百三貫九百六十六匁餘、御物賣高 内

六千六百五十一貫百七十六匁餘、買物に而持渡之 内

四千六百五十五貫五十匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、六百二十七貫四百九十八匁餘、遺捨分

明曆二申年五十七艘之賣高

一銀合一萬四千二百十六貫九百二十八匁餘

此内、九十四貫九百五十五匁餘、御物賣高 内

七千四百四十貫三百二匁餘、買物に而持渡之 内

五千二百四十一貫百十匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、千五百三十五貫五百十五匁餘、遺捨分

明曆三酉年五十一艘賣高

一銀合一萬三百六十六貫三百一匁餘

此内、二百六十二貫二百五十四匁、御物賣高 内

二千四百四十九貫七百五十匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、六千五百六十八貫百七匁餘、買物に而持渡之 内

千三百四十八貫四百四十四匁餘、遺捨分

萬治元戌年四十三艘之賣高

一銀合一萬六千四百二十九貫百八十四匁餘

此内、百七十三貫三百五十四匁餘、御物賣高 内

四千三百六十四貫七百十三匁餘、買物に而持渡之 内

一萬二千二十八貫五百四十四匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、千三十五貫九百三十一匁餘、遺捨分

萬治二亥年六十艘之賣高

一銀合二萬五千九百五十三貫五十九匁餘

此内、二百四十八貫九百一十一匁餘、御物賣高 内

五千六百二十一貫四百十六匁餘、買物に而持渡之 内

一萬九千四百貫八百九十八匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、九百三十貫七百四十五匁餘、遺捨分

萬治三子年四十五艘之賣高

一銀合二萬三千八百六貫八百四十六匁餘

此内、百八十四貫二百七十四匁餘、御物賣高 内

二千四百四十八貫七百九十八匁餘、買物に而持渡之 内

渡之 二萬百五十一貫二百八十六匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、千二百六貫七百六十二匁餘、遺捨分

寬文元丑年三十九艘賣高

一銀合二萬九千三百三十三貫七百二十九匁餘

此内、百七十貫六百四十六匁餘、御物賣高 内

二千七百一十一貫六十六匁餘、買物に而持渡之 内

八百三十三貫二百二十匁餘、遺捨分 二萬五千七百六十九貫四百四十二匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、寬文二寅年四十二艘賣高

一銀合一萬八千八百五十九貫九十三匁餘

此内、百三十貫百七十五匁餘、御物賣高 内

三千三百三十五貫三十九匁餘、買物に而持渡之 内

一萬二千九百四十二貫六百五十四匁、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、二千五百八十一貫四百九十九匁餘、遺捨分

寬文三卯年二十九艘賣高

一銀合一萬千八百八十九貫七百六十八匁餘

此内、百七十九貫四百四十二匁餘、御物賣高 内

千九百六十八貫百五十匁餘、買物に而持渡之 内

五千四百一十一貫三百四十六匁餘、丁銀吹銀銀道、具にて持渡、三千七百一十貫二百七十二匁餘、遺捨分

寛文四辰年三十八艘賣高

一銀合二萬八百七十貫六百七十五匁餘
此内、三十七貫二百四十七匁餘、御物賣高 内
二千七百五十一貫二百六十六匁餘、買物に而持
渡之、一萬六千六百六十三貫六百八十四匁餘、
丁銀吹銀銀道、二十九貫九百二十目、小判四百七十
兩買渡、千四百二十五貫八百三匁餘、遺捨分

寛文五巳年三十六艘賣高

一銀合一萬二千六百九十貫五百七十匁餘
此内、九十一貫四百五匁餘、御物賣高 内 二
千七百六十四貫八百廿目餘、買物に而持渡之
八千四十一貫九百八十五匁餘、丁銀吹銀銀道
具にて持渡、千八百十三貫七百六十四匁餘、遺捨分

寛文六午年三十七艘賣高

一銀一萬三千九十九貫七百四匁四分餘
此内、三十四貫七百九十目、御物賣高 内 銀七
千二百卅五貫五百十四匁九分餘、丁銀吹銀銀道
具にて持渡、金三千七百兩者、小判に而持渡、此銀二百五十一
貫六百目、但六十八匁替、銀三千八百六十六貫
四百六匁七分餘、買物に而持渡之、銀千七百卅

六貫百八十二匁七分餘、遺捨分

外に銀四十貫二百目、跡に長崎に預置候銀を船々
に請取持渡之、
寛文七未年三十艘賣高

一銀合一萬百五十四貫六百六十三匁餘
此内三貫百二十五匁餘、御物賣高 内 銀四千五
百四十七貫十二匁餘、丁銀吹銀銀道、金二萬二千百六
十兩、小判并金、此銀百二十六貫八百八十目、但
六十八匁替、銀二千九百卅七貫八十五匁餘、買物
に而持渡之、銀千八百四十三貫二百九十三匁餘、
外に銀十貫目、跡に長崎に預置候銀を東寧船に請
取持渡之、

寛文八申年四十三艘賣高金銀

一銀一萬七千五百四十一貫四百七十七匁餘
但、三千八百八十貫三百八十八匁餘、二、銀子に而之賣高、
但、十三萬八千八百一十一貫一分八匁餘、
但、五萬六千六百九十九兩者、六十八匁替、金子に而之
賣高、銀三千四百五十五貫三十六匁三分、
丁銀吹銀銀道、金十二萬八千八百八十八兩銀二匁、
小判金道具、此銀七千八百九十四貫九十目、銀百二十九貫八
百九十八匁四分餘、買物に而持渡之、金七萬三

千五百六兩三分、銀三匁七分餘、買物に而持渡之、
此銀四千百十六貫三百八十一匁七分餘、銀三百
三十五貫三百八十四匁一分餘、遺捨分、金二萬
九千四百七十六兩二分、銀二匁餘、遺捨分、此銀
千六百五十貫六百八十六匁餘
寛文九酉年唐船三十八艘之賣高金
一金合二十九萬三千七百四十六兩三分、銀十二
匁餘

此銀一萬六千四百八貫三百六十一匁餘、
内百八十八匁餘、
銀廿三匁六分、
但、二十七萬三千二百一十二匁一分者、
五十六匁餘、
御物賣高、
替、二萬七百卅四兩二分者、
五十四匁餘、
内、十八萬二千六兩一分者、
小判吹金道具にて持渡、
此銀一萬四十貫一匁、
五千二百七十九兩二分、
銀十匁二分者、
銀道具にて持渡之、
按ずるに、
此銀二百九十五貫六百六十二匁二分、
六萬九千五百九十四兩三分、
銀六匁餘、
買物に而持渡之、
此銀三千八百九十七貫三百二十二匁餘、
三萬八千八百四十六兩、
銀九匁餘、
遺捨分、
此銀二千七百七十五貫三百八十五匁餘

寛文十戌年三十六艘賣高

一金合廿六萬三千四百八十三兩三分、
銀十匁餘、

此銀一萬五千二百八十二貫卅七匁五分餘、
内二百六十六匁餘、
御、
但、十五兩一分者、
五十六匁餘、
廿六萬三千五百五十二匁二分者、
五十八匁餘、
内、
十五萬二千三百四兩一分者、
小判并金道具にて持渡、
此銀八千八百三十三貫六百六十六匁、
六千八百五兩二分、
銀十三匁餘者、
銀道具に持持渡之、
此銀三百九十四貫七百三十二匁二分、
五萬四千九百五十八兩一分、
銀一匁八分餘、
買物に而持渡之、
此銀二千八百八十七貫五百八十目餘、
四萬九千四百五十五兩二分、
銀十匁餘遺捨分、
此銀二千八百六十六貫百九匁餘

寛文十一亥年唐船三十八艘賣高

一合銀一萬四千四百二十六貫百十五匁七分八厘九
毛八弗

内一貫四百目者、
遊渡商京船一艘賣申候代銀也、
但番はづれ、
但、二百八十九貫三百目、
銀子にて之賣高、
厘九毛八弗者、
金子にて之賣、
廿四萬三千七百三十八兩銀十一匁七分八
高、
但、一兩に付五十八匁替、
内、
金十一萬九千四百九十九兩二分者、
小判并金道具にて持渡、
此銀六千九百三十貫九百七十一匁、
銀二百八十九貫三百目者、
丁銀に而持渡、
金一萬千三百九十三兩一步、
銀三匁六分六厘者、
銀道具に持持渡、
此銀六百六十貫

八百十二匁一分六厘 金六萬七千八百三十三兩一分、銀八匁二分九厘九毛者、此銀三千九百三十四貫三百三十六匁七分九厘九毛、諸色買物に而持渡 金四萬五千十一兩三分、銀十四匁三分三厘八毛者、日本に而遣捨、此銀二千六百十貫六百九十五匁八分三厘八弗

寛文十二年唐船四十三艘之賣高

一合銀一萬五千八百二十二貫百七十目三厘二毛 内 銀八千九百六十四貫二百四十六匁九分六厘者、丁銀吹銀并銀道具にて持渡 金百二十五兩者、金道具に持持渡之、此銀八貫五百目者、但、一兩に付六十八匁替、銀二千七百五十六貫百六十匁八分三厘六毛五弗者、諸色買物に而持渡 銀三千三百五十三貫二百六十二匁二分三厘五毛五弗 日本に而遣捨長崎記、

貞享三丙寅年正月

御定高十萬兩を以、寅年唐船百二艘出戻船九艘に割付賣、修覆料并雜用等商賣申付候分、
一惣賣高銀合五千九百六十九貫七百五十四匁八分四厘六毛二弗

金に九萬九千四百九十五兩三分と、銀九匁八分四厘六毛二弗、十萬兩と差引、金五百四兩、銀五匁一分五厘三毛八弗者、御定高之内に而相殘し申候分、
外に銀八十三貫八百三十五匁五分 金に千三百九十七兩一分と銀五分、是者、御伽羅調上候代銀也、御定高之外可申付旨被仰下候故、其通に商賣爲仕候、
二口合六千五百三十三貫五百九十目三分四厘六毛二弗
金に十萬八百九十三兩と、銀十匁三分四厘六毛二弗
内拂 銀三千六百十六貫二百二十八匁六分六厘五毛、諸色買物仕色品にて持渡る 金に六萬二百七十兩一分と銀十三匁六分六厘五毛 銀千八百四十貫六百六匁五分八厘一毛二弗、日本に而遣捨、金に三萬六百七十六兩三分と、銀一匁五分八厘一毛二弗、銀五百九十六貫七百五十五匁一分、持渡高、金に九千九百四十五兩三分と、銀十匁一分、内銀四百六十四貫五百七十四匁五分は、丁銀に而持

卯正月二十九日已上、華夷變態、

渡、銀百三十二貫百八十目六分は、銀道具持持渡 御定高五萬兩を以、寅年阿蘭陀船四艘商賣申付候分、

一惣賣高金合四萬九千九百九十六兩一分、銀十五匁三分七厘二毛

内拂 金三萬七千六百九十兩、銀十五匁一分

右者、日本より諸色買物仕持渡り申候、金八千二百八十六兩、銀二分七厘三毛 右者、日本に而遣捨申候、金四千二十兩一分 右者、日本より

小判并銀道具に而持渡り申候、但、銀道具丁銀四貫三百六十六匁、
寅年唐船阿蘭陀兩方に而、日本より持渡候金銀都合小判に仕、一萬三千九百六十六兩、銀十匁一分に而御座候、以上、

卯正月廿九日

右二月十九日、大加賀守按するに、老中 大久保忠朝於殿中被渡之、同四丁卯年正月廿九日

御定高十萬兩を以、寅年按するに、貞享三年なり唐船百二艘出戻船九艘に割付賣、修覆料并雜用等商賣申付候分、貞享三年正月の條 同文に付割除す

通航一覽卷之百六十終

通航一覽卷之百六十一

長崎港異國通商總括部二十四

○商法歳額船隻并金銀銅錢

正保三丙戌年、阿蘭陀人願によりて始て銅を渡さる、萬治二己亥年、また願によりて新鑄の古錢を渡さる、電永新錢は禁制なり、貞享二年よりか、明寛文四甲辰和二年再び鑄錢を渡されし、同五年よりまた止め、年より金子を買渡る、同八年より唐阿蘭陀も金商賣に定めらる、其證は貨代金銀等規定の條にあり、貞享二乙丑年銀額等を定められ、商賣高金五萬兩となる、よて上書歎訴あり、正徳五乙未年商法改正あり、銀額の内銅百五十萬斤を渡さる、爾後減銅あり、正保三丙戌年より、阿蘭陀人依願初て銅買渡る、長崎實録大に

萬治二己亥年、江府町年寄異國へ古錢鑄渡申度由訴訟仕候に付、御奉行所より長崎町年寄に被仰付可然之由に而、翌子年より古錢鑄申候、但、黒川與兵衛門様、甲斐庄喜右衛門様御代、阿蘭陀人願之此儀、江戸へ被仰達候に付如斯、長崎實録、寛文四甲辰年、阿蘭陀人爲試金五百兩、代銀一兩に

付六十八匁積りに而買渡る、同五乙巳年金千五百兩買渡る、同六丙午年金三萬兩買渡る、同七丁未金五萬兩買渡る、已上、長崎志、貞享二乙丑年より、阿蘭陀商賣高五萬兩に御定、此内、三ヶ一は糸代銀、相殘る銀高は端物荒物等商賣、長崎實録、正保三丙寅年七月廿九日

謹而御訴訟

一御代々阿蘭陀儀者、日本商賣被爲成御赦免難有奉存候、數十年日本を奉頼、遠國より爲商賣大船に而渡海仕候、然處に、去年より惣賣高金五萬兩分被仰付奉相守候、就夫船中并當御地在留中、諸事雜用銀凡千五百貫目程之儀に御座候に付、右之賣高金に而者、何共、こんばにや相續難仕御座候、其上去秋歸帆之阿蘭陀船一艘、大分之荷物積破損仕候に付、彌、こんばにや困窮仕候御事、一賣残り代物積戻申候様にと被仰出奉畏候、併先年より阿蘭陀儀者、日本之御影を以、異國諸方に大船を遣し、代物を買調積渡り、又日本に而諸色買物仕、其餘處を以、こんばにや大勢之人數育申候に

付、累年不相替荷物積來申候處に、去年より賣高金五萬兩に被仰付、彌、こんばにや續兼迷惑に奉存候御事、

一乍恐奉願候者、右積戻り申荷物之儀、御憐愍之御加被遊、日本諸色之代物替に被爲仰付被下候は、難有可奉存候、左様無御座候得者、こんばにや差當り難儀仕候に付、不願恐御訴訟申上候、哀從御慈悲之御上被爲聞召分、可然様に被仰付被下候は、偏に難有辱可奉存候、以上、

寅七月廿九日

古カヒタン
アンデレイスケレイル

新カヒタン
コンスタンテンランス

進上御奉行所様

右之趣、二人のかびたん御訴訟申上候通、和解差上申候、以上、

通調加福吉左衛門 同本木庄太夫
同横山與三右衛門 同榎林新右衛門
同中山六左衛門 同石橋助左衛門
同本木太郎右衛門 同横山又右衛門華夷
元祿十三辰庚年、明年より船數四艘五艘に可限旨

被仰渡之、長崎實録大成、

憲廟御世國用匱乏に及へる頃、蘭人の銅に毒藥を塗り、幾度も焼返せば金に變るといふ奇方を識るもの渡來せり、勘定頭萩原近江守など頻りに此事を建言せしに、憲廟肯し給はず、金に煎して病藥に用る事あるものなり、誤りて毒製の金を用るものあらは、人命に係るべき事なりとて、遂に其事停めて行はしめ給はさりしとなり、甲子夜話、

正徳五乙未年、阿蘭陀人に申渡商賣方定例の内、一商賣銀高三千貫目之内、銅百五十萬斤可請取事、正徳新令、

異國の貨物公儀人御買上の品者員數定り有之、金銀を多く渡す事を禁せらる、故、或は織物之類紙其外は銅を渡す也、夫を渡す時は、一々貫目に懸る事はせず、銅を箱の儘大分双へ置、其内にて二ツ三ツ貫目を懸け、其中分を積り、合箱數の廻にして、幾箱にて何貫目と積りて渡すと成り、往昔駒木根肥後守奉行たりし時、按ずるに、肥後守は、寶永二年より正徳三年まで奉行たりし事九年なり、右のことく銅を箱に入、大分積重ね置たるを、一人十二三歳計なる黒坊これを見て頻に涙を流す、役人

これを不審し、いかなる故にか銅を見て歎くぞと
通事を以聞せしに、彼者答て曰、某は何國の者にて
候ひしか、父母貧賤なるまゝに、他國の人へ我身を
一生銅二本にて賣切、しらぬ國に吟ひ、いかなるう
きめをみるも知らず、然るに、日本はかゝる目出度
福の國にて、加様に夥敷銅を見るに付、我國の如き
貧なる國に生れたる事を思へば頻に悲しく、夫故
歎き候よし申せしとなり、これを以てみれば、日本
は他國に勝れたる國なれば、異國船の入つとふも
宜なり、柳營勳役録、○按するに、長崎記、長崎覺書等に、慶安以
來歲々關船商賣銀高等を載す、參考のため全文を、
す、附

阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺

正徳五子年 按するに、こゝし二月廿六日慶安と改元あり 六艘賣高
一銀合六千九百八十七貫五百四十七匁餘
内 五百五十六貫七百六十五匁餘、買物に而持渡
之 六千二百二十一貫四百目、丁銀銀道具に而
持渡 二百九貫三百八十二匁、遺捨分
慶安二丑年七艘賣高
一銀合七千七十六貫百六十九匁餘
内 七百七十五貫六百三十四匁餘、買物に而持

渡之 五千三百四十貫三百目、丁銀銀道具に而
持渡 九百六十貫二百三十五匁餘、遺捨分
慶安三寅年七艘賣高
一銀合五千四百七十二貫五百四十目餘
内 千二十五貫八十五匁餘、買物に而持渡之
三千九百四十貫六百目、丁銀銀道具に而持渡
五百六貫八百五十五匁餘、遺捨分
慶安四卯年八艘賣高
一銀合六千六百五十六貫五十七匁餘
内 千二百九十四貫四百廿五匁餘、買物にて持
渡之 四千八百九十五貫六百目、丁銀銀道具に
而持渡 四百六十六貫百三十二匁餘、遺捨分
承應元辰年九艘賣高
一銀合七千五百二十二貫二百七十三匁餘
内 千六十二貫二十一匁餘、買物に而持渡之
五千五百三十八貫九百目、丁銀銀道具に而持渡
四百五十一貫三百五十二匁餘、遺捨分
承應二巳年五艘賣高
一銀合七千四百二十三貫九百十五匁餘
内 七百八十六貫七百六十三匁餘、買物に而持

渡之 六千九百九十貫二百目、丁銀銀道具に而持
渡 四百四十六貫九百六十一匁餘、遺捨分
承應三年四艘賣高
一銀合五千九百九十貫七百七十六匁
内 九百貫三百二十四匁餘、買物に而持渡之
三千八百四十八貫二百目、丁銀銀道具に而持渡
四百四十二貫二百五十一匁餘、遺捨分
明曆元未年四艘賣高
一銀合五千二百二貫五百九十四匁餘
内 七百三貫九百七十一匁餘、買物に而持渡之、
四千十一貫九百目、丁銀銀道具に而持渡 三百
八十七貫百二十三匁餘、遺捨分
明曆二申年八艘賣高
一銀合八千四百三十五貫四百八十二匁餘
内 千六百六十八貫七百四十七匁餘、買物に而
持渡之 六千九百九十貫二百五十目、丁銀銀道具
に而持渡 五百七十六貫四百八十四匁餘、遺捨
分
明曆三酉年八艘賣高
一銀合九千八百七十三貫三百目餘

内 二千十七貫三百七十三匁餘、買物に而持渡
之 三千四百四十四貫二百三十七匁、丁銀銀道
具に而持渡 四百一十一貫六百九十目餘、遺捨分
萬治元戌年九艘賣高
一銀合七千九百六十一貫八百三十三匁餘
内 千八百一十一貫九百三十七匁餘、買物に而持
渡之 五千六百四十貫五百四十七匁餘、丁銀銀道
具に而持渡 五百九貫三百四十八匁餘、遺捨分
萬治二亥年八艘賣高
一銀合八千六百六十六貫三百六十四匁餘
内 千四百二十二貫五十目餘、買物に而持渡之
五千九百六十貫三百九十五匁餘、丁銀銀道具に
而持渡 六百八十三貫九百八十八匁餘、遺捨分
萬治三子年五艘賣高
一銀合六千五百四十五貫二百五十八匁
内 千七百十五貫五百五十七匁餘、買物に而持
渡 四千二百六十八貫三百八十五匁餘、丁銀
銀道具にて持渡 五百六十一貫三百十五匁餘、
遺捨分
寬文元丑年十一艘賣高

一銀合九千二百八十八貫六百八十八匁餘
 內 二千九百五十八貫百六十六匁餘、買物に而持渡之 五千五百四十三貫五百九十目餘、丁銀銀道具に而持渡 六百二十六貫九百三十二匁餘、遺捨分

寬文二寅年八艘賣高

一銀合九千二百四貫九十目餘
 內 二千六十八貫四十四匁、買物に而持渡之 五千九百六十貫十匁、丁銀銀道具に而持渡 千七百七十六貫三十六匁餘、遺捨分右之口錢銀合五十六貫八百三十二匁三分餘

寬文三卯年六艘賣高

一銀合六千四百十貫九百九十三匁餘
 內 二千二百五十九貫八百五十目餘、買物に而持渡之 三千六百七十一貫四百目、丁銀銀道具に而持渡 四百七十九貫七百四十二匁餘、遺捨分 右之口錢銀合三十九貫二百九匁餘

寬文四辰年九艘賣高

一銀合一萬千四百二十六匁
 內 四千三百三十八貫七百八十五匁餘、買物に而持渡之 五千六百二貫四百七十三匁餘、丁銀銀道具に而持渡 千二百七十二貫九百六十八匁餘、遺捨分 右之口錢銀合六十一貫百六十二匁餘

持渡之 五千六百二貫四百七十三匁餘、丁銀銀道具に而持渡 千二百七十二貫九百六十八匁餘、遺捨分 右之口錢銀合六十一貫百六十二匁餘

寬文五巳年十二艘賣高

一銀合一萬六百二十貫五百三十七匁餘
 內 二千五百七十三貫八百五十一匁餘、買物に而持渡之 七千四十五貫六百目、丁銀銀道具に而持渡 千一貫八十六匁餘、遺捨分 右之口錢銀合六十一貫五百二十四匁二分

寬文六午年七艘賣高

一銀合八千六百九十九貫七百六十八匁餘
 內 千九百九十五貫六百十匁餘、買物に而持渡之 二千四百貫目、小判三萬兩に而持渡 八百七十六貫八百五十八匁餘、遺捨分 右口錢銀合五十五貫百八十七匁餘

寬文七未年八艘賣高

一銀合一萬四百三十貫三百三十四匁餘
 內 二千四百四十五貫百五十二匁餘、買物に而持渡之 六千九百七十八貫八百四十目、丁銀銀道具に而持渡、大判十枚、代銀五貫百目、小判五萬兩、代銀三千四百貫目

千三百六貫三百四十一匁餘、遺捨分 右之口錢銀合六十二貫九百五匁餘

寬文八申年九艘賣高

一銀合二十萬三千九百二十七兩三分、銀八匁餘
 此銀一萬千四百十九貫九百六十二匁三分餘、但、一兩に付而五十匁替 內 金三萬三千五百五十六兩三分、銀九匁餘、買物に而持渡之 金十五萬八千七百五十五兩一分、小判に而持渡 金一萬千六百十五兩二分、銀十二匁餘、遺捨分 右之口錢銀七十二貫八百六十六匁六分餘

寬文九酉年五艘賣高

一銀合十八萬六千六百七十七兩一分、銀九匁餘
 此銀一萬四千五百三十三貫九百三十五匁五分餘、但、一兩に付而五十匁替 內 金三萬六千五百二十五兩二分、銀十二匁餘、買物に而持渡之 金十四萬四千四百六十四兩一分、金子に而持渡 內大判四枚、一枚に付七兩二分替 金五千六百八十七兩一分、銀十一匁餘、遺捨分 右之口錢銀六十一貫八百四十二匁餘

寬文十戌年六艘賣高

一銀合二十萬四千七百四十八兩一分、銀七分四厘

此銀一萬千八百七十五貫三百九十九匁餘、但、一兩に付而五十匁替 內 金六萬三千八百八兩一分、金一分二厘、買物に而持渡之 金十三萬二千六百八十四兩、金子に而持渡 內大判二十二枚、但、一枚に付七兩二分替 金一萬千七百五十六兩、銀六分二厘遺捨分 右之口錢銀七十一貫六百六十目六分餘、長崎肥

安永八己亥年五月、阿蘭陀通詞目付西吉太夫書上、

寬文十一亥年七艘商賣、按ずるに、以上の記載長崎肥に同じければ、 一金十八萬八千五百四十三兩二分、銀八匁五分三厘

內 十三萬八千三百四十八兩、持渡 四百七兩一分、咬嚼吧より送荷、物代金持渡、 相殘金同斷、日本に而諸品調代并遺捨共

同十二年七艘商賣

一金十四萬九千四百二十六兩一分、銀七分二厘
 內 八萬八千八百九十一兩一分、持渡 百六十四兩、咬嚼吧より送荷、物代金持渡、 相殘金右同斷
 延寶元丑年六艘商賣

一金十三萬九百三十三兩三匁、銀三匁一分六厘
 內 八萬六千四百八十兩二分、持渡 三百七十
 四兩一分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同二寅六年艘商賣
 一金十二萬三千九百六十八兩二分、銀八匁三毛
 內 六萬六千三百三十二兩一分、持渡 百二十兩
 二分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同三卯年四艘商賣
 一金八萬五百兩、銀十四匁一分六厘
 內 四萬八千三百六十五兩一分、持渡 百五十
 三兩三分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同四辰年四艘商賣
 一金七萬千三百三十八兩、銀十二匁一分六厘一毛
 內 二萬三千三百四十一兩、持渡 二百九十二
 兩二分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同五巳年三艘商賣
 一金八萬千四百八兩、銀十三匁七分九厘七毛
 內 四萬五千五十三兩、持渡 五十七兩一分、
咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同六午年四艘商賣

一金六萬八千六百五十兩二分、銀九匁一分七厘六
 毛
 內 三萬二千四百四十七兩一分、持渡 九十九
 兩三分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同七未年四艘商賣
 一金八萬七百八十七兩、銀九匁四分一厘
 內 二萬九千七百九十九兩、持渡 百九十五兩
 二分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同八申年四艘商賣
 一金八萬二百五十兩一分、銀十三匁九分九厘四毛
 內 一萬三千三百八十五兩一分、持渡 五百六十
 六兩二分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 天和元酉年四艘商賣
 一金十萬九百二十二兩一分、銀十三匁六分一厘
 內 三萬五千三百八十六兩三分、持渡 千五百
 七十二兩一分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同二戌年四艘商賣
 一金十二萬五百二十三兩一分、銀六匁一分七厘
 內 五萬九千九百四十四兩一分、持渡 二百七十一兩、
咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷

同 亥年三艘商賣

一金七萬八百十三兩、銀十三匁一分一厘
 內 二萬七千九百四十四兩、持渡 百三十六兩
 二分、咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 貞享元子年五艘商賣
 一金十二萬二千五百五十六兩、銀十三匁六分五厘
 內 六萬六百三十五兩、持渡 百八十四兩二分、
咬嚼吧より送荷
物代金持渡、相殘金右同斷
 同二丑年四艘商賣、此年より商賣高
五萬兩になる
 一金五萬兩
 內 四千七百三十九兩二分、持渡 相殘金右同
 斷
 同三寅年四艘商賣
 一金四萬九千九百九十六兩一分、銀十五匁三分七
 厘七毛
 內 四千二十兩一分、持渡 相殘金右同斷
 同四卯年三艘商賣
 一金四萬九千九百九十七兩三分、銀二匁三分四厘
 三毛
 內 一萬六千五百三十四兩銀五匁、持渡 相殘

金右同斷

元祿元辰年三艘商賣
 一金四萬九千九百八十一兩一分、銀十一匁二分八
 厘
 內 二萬三千三百五十三兩、持渡 相殘金右同
 斷
 同二巳年四艘商賣
 一金四萬九千九百八十一兩三分、銀一匁一分六厘
 五毛
 內 一萬五百七十兩一分、持渡 相殘金右同斷
 同三年二艘商賣
 一金四萬九千九百七十八兩、銀七匁四分九厘三毛
 內 一萬七千七百二十三兩一分、持渡 相殘金
 右同斷
 同四未年三艘商賣
 一金四萬九千九百二十五兩、銀九厘九毛
 內 二萬七千九百四十三兩三分、持渡 相殘金
 右同斷
 同五申年四艘商賣
 一金五萬兩

內 一萬三千百十八兩二分、持渡 相殘金右同
 斷
 同六酉年五艘商賣
 一金五萬兩
 內 二萬二千八百五十四兩三分、持渡 相殘金
 右同斷
 同七戌年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬五千三十四兩一分、持渡 相殘金右同
 斷
 同八亥年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬二千六百十四兩二分、持渡 相殘金右
 同斷
 同九子年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬八千十三兩一分、持渡 相殘金右同斷
 同十丑年六艘商賣
 一金四萬九千九百九十五兩、銀十二匁三分二厘六
 毛

內 八百八十三兩一分、持渡 五千兩、出島に殘
 置 相殘金右同斷
 同十一寅年六艘商賣
 一金四萬九千九百九十七兩二分、銀十四匁六分八
 厘
 內 三千八百八十兩三分、持渡 二千四百兩、出
 島に殘置 相殘金右同斷
 同十二卯年五艘商賣
 一金四萬九千二百六兩三分、銀六分一厘五毛
 內 二千二百九十兩、持渡 二千四百兩、出島
 に殘置 相殘金右同斷
 同十三辰年五艘商賣
 一金五萬兩
 內 二萬三千八百五十四兩一分、持渡 二千四
 百兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同十四巳年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬五千八百二十四兩一分、持渡 二千四
 百兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同十五午年四艘商賣

一金五萬兩
 內 一萬八千六百八十三兩二分、持渡 二千四
 百兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同十六未年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬八千六百十兩二分、持渡 二千四百兩、
 出島に殘置 相殘金右同斷
 寶永元申年四艘商賣
 一金四萬九千五十一兩、銀十五匁三分二厘
 內 三千四百三十兩三分、持渡 二千四百兩、出
 島に殘置 相殘金右同斷
 同二酉年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 八千二百七兩三分、持渡 二千四百兩、出
 島に殘置 相殘金右同斷
 同三戌年五艘商賣
 一金四萬六千六百五十兩
 內 四千六百七十二兩一分、持渡 二千四百兩、
 出島に殘置 相殘金右同斷
 同四亥年四艘商賣

一金五萬兩
 內 一萬七千三百兩、持渡 四千三百十九兩二
 分、出島に殘置 相殘金右同斷
 同五子年三艘商賣
 一金五萬兩
 內 二萬四千六百七兩三分二匁、持渡 二千百
 八十兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同六丑年四艘商賣
 一五萬兩
 內 一萬九千二百五十七兩、持渡 二千四百兩、
 出島に殘置 相殘金右同斷
 同七寅年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬八千八百兩、持渡 二千四百兩、出島に
 殘置 相殘金右同斷
 正德元卯年四艘商賣
 一金五萬兩
 內 千九百五十一兩一分、持渡 二萬兩、出島に
 殘置 相殘金右同斷
 同二辰年四艘商賣

一金五萬兩
 內 二萬四千八百五十九兩二分、持渡 二千四百兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同三巳年三艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬九千八百五十五兩、持渡 二千六百兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同四午年三艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬八千八百九十七兩、持渡 三千兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 同五未年三艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬五千九百三十四兩二分、持渡 三千兩、出島に殘置 相殘金右同斷
 享保元申年二艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬三千六百二十一兩二分、持渡 千七百八十九兩一分、銀十二匁七分四厘、出島に殘置 相殘金右同斷

同二酉年二艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬千六百九十三兩三分、持渡 百八十兩、是者、去申年會所の預け置候を持渡、二千兩、長崎會所の預置 相殘金右同斷
 同三戌年二艘商賣
 一金五萬兩
 內 一萬二千五百八十五兩一分、持渡 千六百七十二兩一分餘、長崎會所の預け置 相殘金右同斷
 正保五子年より享保三戌年迄年數七十一ヶ年、阿蘭陀商賣高之内より、金銀并金銀之道具持渡高之事、
 一銀高十萬六千九百九十六貫百目
 此金百五十六萬千七百七兩餘
 右者、正保五子年より寛文七未年迄年數二十一ヶ年持渡高、
 一金十八萬五千九百七十五兩三分
 此銀八萬六百四十二貫三百五十一匁
 右者、寛文八申年より貞享元子年迄年數十七ヶ年

持渡金高、一ヶ年に四千七百四十三貫九百三匁宛、
 一金四十八萬四千九百十八兩二朱
 此銀二萬二千九百七十四貫四百三十二匁五分
 右者、貞享二丑年より享保三戌年迄年數三十四ヶ年持渡高、此三十四ヶ年分、一ヶ年金五萬兩定、
 三口合金三百二十三萬五千六百兩三分二朱餘
 此銀二十一萬九千八百十六貫八百八十三匁五分
 寛永十七辰年七月、平戸より長崎に引越、按ずるに、
 め諸記みな十八年とす、此書ひしり十七年とせしは誤りなるにや、正保四亥年迄八ヶ年阿蘭陀商賣金銀高不相知、阿蘭陀人初而平戸に渡海より去戌年迄按ずるに、安永凡百十年、此内七十一年金銀渡高相知、三十九年者商賣金銀高不相知、但五萬兩之賣高不極已前者、大分之銀高に付、内端に而も五千貫目之持渡高に而、
 凡銀高十九萬五千貫目
 此金二百八十六萬七千六百四十七兩餘
 惣合金六百十萬二千四百七兩三分二朱程
 右者コンバニヤ商賣高之銀、
 外に脇荷商賣百十年分

一銀三萬八千貫目
 此金五十五萬八千八百二十兩二分餘
 一銀六千八百貫目
 此金十萬兩
 都合金高六百七十五萬九千七十一兩餘
 右凡積コンバニヤ脇荷商賣共、金銀道具小判大判にて持渡分、
 亥五月
 訴狀之寫
 亥五月十九日
 阿蘭陀通詞目付
 西吉太夫出
 乍恐謹而奉言上覺
 一私儀、阿蘭陀通詞目付之者に而、大分之御役料頂戴仕難有仕合奉存候、依之、乍恐御爲之儀にも可相成哉、愚旨之次第、并平戸以來之百ヶ年餘之金銀阿蘭陀持渡分、凡勘定帳面仕被差上候事、
 一阿蘭陀人、近年乾小判之商賣に而、銅其外望之諸色程に大切に不奉存候に付、日本之代物下直に被仰付候は、何も代物に而相調持歸之金高、各別減少可仕候事、

一加様成大切之次第、爲末々直に江府に言上仕儀無勿躰、先長崎御奉行所申斷、可任御差圖之處、直に御訴も不相叶、取次之品により被差留候而者、實儀難成御座候に付、此度言上仕候事、右之趣、爲下之言上之儀、幾重にも恐多奉存候得共、一筋に日本之御爲と奉了簡、不願恐申上候次第、一應御吟味之上宜奉願候、

五月

西 吉太夫

和泉守様御取次中様阿蘭陀方商賣覺帳、

一延寶七末年阿蘭陀船四艘、人數四百十四人

賣高銀五千四百八十貫二百三十一匁四分一厘五毛、

兩替六十八匁、

金にして八萬五百九十一兩二分、銀九匁四分一厘五毛

一同歸帆持渡銅二百三十八萬五千斤但、一斤に付一匁一分五厘宛

代銀二千七百四十二貫七百五十目

金にして四萬三百三十四兩二分、銀四匁

一同八申年阿蘭陀船四艘、人數四百十六人

賣高銀五千四百十八貫七百七十二匁九分四厘四

毛、三金にして七萬九千六百八十六兩三分、銀十匁九分四厘四毛

一同歸帆持渡銅二百六十八萬五千二百斤但、兩替は前年同斷

代銀三千八十七貫九百八十目

金にして四萬五千四百一十一兩一分、銀十五匁、長崎覺帳、

通航一覽卷之百六十一終

通航一覽卷之百六十二

長崎港異國通商總括部二十五

○商法 鐵額船隻并金銀銅錢

享保五庚子年百萬斤、寛保三癸亥年五十萬斤に減せられしか、強訴の事ありて、延享三丙寅年より百十萬斤に金千兩を添らる、寶曆十三癸未年、明和元甲申年兩年は、願によりて金の代り銅七萬斤増渡さる、同乙酉年八十萬斤、同戊子年九十萬斤、山本氏筆記によるなりしことし、然れども、此後百萬斤に其體他に詳ならず、寛政二戌年より永く六十萬斤に減せらる、前卷併せ考

享保五庚子年、是迄乾金高五萬兩之商賣、明年より新金半減二萬五千兩にて、銅百萬斤可被相渡旨、漢文を以被仰渡之、同六辛丑年、去年渡銅百萬斤と被仰出といへども、日本諸所より出銅多少有之時者、渡方も増減可有、且又銅定直段にては損失有之故、直段上り、割合を銀高にて被加旨以漢文被仰渡之、同七壬寅年、當年仕出之船二艘之内一艘、七月三四日大風にて五島沖にて、甲必丹船見失之

由にて、一艘入津、一艘荷物に前年殘荷物相加へ、銀高猶不足に付、銅高割合に而被相渡、外に十萬斤爲御助成被相渡旨、以漢文被仰渡之、同十八癸丑年九月、向後商賣銀高千七百貫目之内、六百貫同減之、千百貫目高にて、銅は元之通百萬斤相渡、持渡金可相減之旨、以漢文被仰渡之、元文三戊午年、去巳午兩年唐船入津甚欠少に付、阿蘭陀人奧湊向寄々相談し、唐船造り之船にて商賣渡海可相成哉之旨被仰聞處、甲必丹ヘルナルトスヘツセル以書付商賣仕當に可相成、漢字之御仕方書御與へ被下に於而は、咬嚼吧に歸り、赫業刺兒に可申聞旨請合之に付、憑文六枚被相渡之、同四己未年、當年入津之阿蘭陀船より、去年之憑文六枚共に持渡り、御書面之趣、於咬嚼吧赫業刺兒に申聞し處、當分相望申向寄之者無之由にて持來り返上す、寛保三癸亥年正月、御宿繼到來に而、近年諸所出銅減少故、阿蘭陀方商賣向後半減、銀高五百五十貫に而、銅五十萬斤に可被仰付旨、以漢文被仰渡之、同年九月、又々以漢文被仰渡、其趣來子年より半減商賣之儀、若不勝手に存せは、在留之阿蘭陀人不殘連

歸、出島を引拂へし、惣而近年諸事不慎に而、就中戊年甲必丹ヤアコツフハンデルワアイ我儘を働くに付、日本渡海停止被仰付、仍而八ヶ條之趣漢文を以赫業刺兒に可令承知旨、箱に入、上封印に而、九月廿日甲必丹乘船之砌、船場に而相渡さる、以上、長崎實錄大成、按ずるに、此事仰出され延享元年甲子年、阿蘭陀半減商賣は寛保三年なり、前に見、難澁仕候に付、江戸御伺に相成、其後御請申上、八月廿九日取合濟、九月廿九日出帆銅減少、長崎集、延享元年甲子年、當年入津之甲必丹、去年渡海停止被仰付之、ヤアコツフハンデルワアイ前年之漢文を持來返上し、此書物咬嚼吧に於て讀取申もの無之、如何様之儀共不存候、商賣方は前々之通可相達旨申之、仍て右之次第通辯を以委細被仰聞處、一圓承知不仕、難澁を申に付、急度積戻可申旨稠しく被仰渡之、然處數日之後、彼等共何分にも被仰聞し趣可奉承知旨詔言申出に付、八月廿八日荷役相始り、銀高六百貫目、銅六十五萬斤被相渡、九月廿八日出帆す、同乙丑年、當年入津之甲必丹又々難澁を申、既に積戻可被仰付趣に相成し處、數十日を経段々歎願を申に付、當年銀高千貫目に而、銅九十

萬斤可被相渡旨御免に而、十一月七日より荷役初り、十二月八日出帆す、同三丙寅年より、銅百十萬斤、外に金千兩添可被相渡旨被仰付、同四丁卯年、當春於江戸表甲必丹願書差上し由、急度御答被仰付、若當春入津之船願事等申出るに於ては、直に積戻可被仰付旨、御宿繼到來に而、近國大名諸家にも、若積戻にも相成儀可有之の御内意仰遣置る、寛延二己巳年正月七日、甲必丹於御役所漢字之書付一封差上に付、和解被仰付、其趣願書にも無之、阿蘭陀人互に申合之書通と相見え、銅百六十萬斤被相渡、金子之價甚高直に而、仕當に合兼る事なれば、若積來荷物貴國要用之品有之は、御好に任せ持渡り、雙方之便利を求、銅并金子直段等宜く被仰付被下度旨、此書面追而念入相認、日本に差上可申之文言、彼地年號千七百四十八年六月と有之、同三庚午年、當年も入津之上、種々難澁をも申出に付、積戻被仰付へき趣に相成候處、八月十七日漢字と蠻字並へ書せし一通差上に付、和解被仰付、其趣唯今迄之商賣之式を改られ、銅百五十斤被相渡、荷物直段を被相増度と之文言なり、然共曾而御取上

無之、數日之後彼方より御詔言申上、商賣相達、如例九月廿日出帆之格相立、湊外に久しく滯船す、右之通十一月末迄及滯船故、御役所より以漢文被相渡、其趣、近年増銅并増直段之事、連々相願、又々今度も相願出る事甚不屈之至、決而不差免、且又年來入津も延引し、又者出帆前に成、俄に買物等之事に我意を申、勘定合難濟由に而、久々滯船し、其外海中に荷を隠し沈置、或は出島堀外に荷物を投出し、不法至極之仕方、向後諸事可相慎哉、若當方之御國禁を於難相守者、在留之阿蘭陀人不殘連歸、出島も可破却旨、九ヶ條之以漢文被仰渡之、實曆元辛未年、當年も又々難澁申出れ共、決而御取上無之、急度積戻可申旨、晝夜出島見分之檢使被差出、稠しく被仰付之處、追而段々御斷申上、商賣相達、例之通出帆す、同十三癸亥年、去る延享年中より、阿蘭陀毎年金千兩宛持歸之處、當年より依頼金之代り銅七萬斤被相渡之、明和元年甲申年、秋田銅山出銅不進に付、來酉年より當分阿蘭陀方渡銅三十萬斤被相減、八十萬斤宛可被相渡旨に付、其分代り物可買渡哉、又者其銀高分之荷物を減少し

可積渡哉、右兩條之内治定之請書、來年入津之節可差出旨被仰付之、同明和乙酉年、當年入津之阿蘭陀人、去申秋被仰出趣、早速否之御請可申出之處、其儀無之、不埒なる願事等申出に付、一向不被及評議被差返之、若銅不足に而通商相止、出島引拂共、此方に事缺之譯無之旨、漢文を以被仰渡處、新右兩甲必丹横文字之書付を以、去年被仰付置通、銅八十萬斤御請申上、其内當年六十萬斤買渡、殘二十萬斤并明年分八十萬斤、都合百萬斤買渡、其後之儀は頭役共存寄承届可申上、且又格別之儀を以、江戸參府隔年に可被仰付旨、難有奉存候得共、尊敬を表する之儀に付、是迄之通明春新甲必丹參府仕、獻上其外諸御進物差上拜禮仕度旨、向後之儀は年々參府仕共、又は隔年參府仕共、否之儀は明年相決可申上旨申出之、以上、長崎實錄大成、

明和乙酉年、當年阿蘭陀人日本錢買渡る、同四丁亥年、去年迄持渡金之代り、日本錢買渡之處、去年於咬嚼吧捌方不宜に付、當年は半分錢半分銅三萬五千斤買渡度旨、來子年より、元之通金千兩宛、銅七萬斤買渡度旨、願之通被仰付之、長崎志、

明和四丁亥年、當年銅六十五萬斤、明年九十五萬斤買渡度旨、願之通被仰付之、同五戊子年、去甲申減被仰出、翌年より二艘一艘隔年に就渡來、一艘之節若破船に及候は、恐獻上物等之缺、毎年二艘宛致渡海度段因申上、被及格別之御沙汰、銅高八十萬斤之上に、此度十萬斤増、都合九十萬斤宛、以上、長崎實錄大成、

寛政二庚戌年、近來諸山出銅不進に因て、當年半減商賣被仰付、自今年々一艘宛渡來可致、尤銅之儀は六十萬斤宛可被相渡旨、九月六日甲必丹へ被命之、

同年

一、近來諸山出銅不進に因て、當年半減商賣被仰出、自今年々一艘宛渡來可致、尤銅之儀は六十萬斤宛可被相渡旨被命之、且半減商賣に付ては、向後江府拜禮之事も、五箇年に一度出府可致、獻上物并諸御進物等も半減之積りに可心得旨、九月六日甲必丹へ被諭、以上、長崎志續編、

寛政二年より、阿蘭陀二艘之處、一艘となり、赤銅も百萬貫目之處、六十萬貫に減す、山本兵筆記、

寛政三辛亥年九月十六日、松平主殿頭より松平伊豆守へ按ずるに、御届書、

長崎表の年々渡米仕候おらんだ船之儀、例年六月下旬より七月下旬迄之内入津仕候處、當年之儀は今以渡來不仕候、如何様之譯に可有之哉之旨、去秋より長崎表に罷在候かびたんへ、水野若狹守より相尋候處、遠海之儀に御座候間、若洋中において及難船、破損所等修繕相加罷在候は、近日之内入津も可仕哉、又者去秋半減商賣被仰付候而は、不容易儀に付、於咬啣吧頭役とも商議一決難仕、本國へ申越、否相待罷在候儀に而は無御座哉、治定之儀不相知候得共、申越次第旬後にも相成候は、今年入津之儀無覺束奉存候段申之候、尤古來八月下旬九月上旬入津仕候儀も御座候間、差極候儀は無御座候得共、于今入津不仕候段、彼地に差置候家來共へ若狹守申聞候、此段御届申上候、以上、

八月十九日

松平主殿頭憲教類典、川實記、

寛政三年、阿蘭陀船入津無之、同四壬子年、一艘入津、長崎志續編、

○商法 貨物代物替并運上令

於長崎唐船荷物阿蘭陀荷物、御定銀高九千貫目之分買賣相濟候、殘荷物銅を以代物に仕、銀高九貫目分、按ずるに、白石私記に、銀千貫目に當る程の物、銅を以て云々あるは、九貫目は千貫目の誤りなるへし、銅を以て此度被仰付候、就夫金千五百兩運上可差上旨、江戸町人伏見屋四郎兵衛相願候間、其通可被申付候、以上、

八月廿九日、令條集、

元祿八年八月、江戸においてふしみや四郎兵衛に、唐人おらんだ兩方とも、高千貫目代物かへおほせ付られ、十月八日長さきへ下宿す、いまた秋船長さきに残り居、是にて商賣す、

高千貫目 内六百六十六貫六百多餘 右は唐人方〇内三百三十三貫三百多餘 右阿らんだ方右千貫多徳用之内 千五百兩、御運上、七十貫多、唐人商賣方、徳用一わり地下へ遣す 十五貫目、をらんだ方、徳用五分地下へ遣す、合百七十五貫目以上、長崎虫眼鏡、

元祿八年、伏見屋四郎兵衛代物替商賣五千貫之高、願叶へて當表に罷越す、按ずるに、五千貫の交、易せしは九年なり、元祿九丙子年七月十一日、阿蘭陀人風説書之内、

元祿七甲戌年、江戸の買人伏見屋四郎兵衛長崎において、商船貨物のうち代物替之商賣御免において、運上金上納の事を願ひしに御免ありて、翌同八乙亥年八月、その事により御書付を出さる、同九丙子年、代物替利銀の内金一萬兩を收められ、餘は市中に頒ち賜ふ、これ運上金の、はしめなり、同十丁丑年、長崎町年寄高木彦右衛門また加倍の代物替を願ひしに御免ありて、四郎兵衛の代物替を停めらる、正徳五年、新例の命令出で、代物替は止たれども、運上金は猶元の、享保八癸卯年より五萬兩となりて、その餘は地下人に配分あり、同十八癸丑年、五萬兩の内二萬兩を御免あり、元文元丙辰年、唐船の數減せしにより、運上は金高を定めず、地下配分の殘金を上納すへき旨命せらる、明和七庚寅年より金五千兩つ、増上納あり、安永五丙申年また金七千兩つ、まし納めしむ、天明八戊申年、増上納一萬五千兩御免あり、貨物實買并停止の條併せ見し、

元祿七甲戌年、江戸伏見屋四郎兵衛といふ者、當表に按ずるに、長崎に罷越、唐阿蘭陀殘荷物之内千貫目分代物替商賣被仰付度旨依願御免有之、長崎志、長崎年表要、元祿八乙亥年八月廿九日、覺

一 去冬唐船便二艘に言傳申候阿蘭陀書狀一艘、當正月末にジャガタラに相届、書狀請取申候、
 一 去冬銀高千貫目之三分一、阿蘭陀方に代物替被爲仰付之段、唐船便奉承知、難有奉存候旨、ゼネラル申上候、華夷變態、

元祿九年、高木彦右衛門江府御禮に罷出、其節代物替支配依願御免を蒙り、於當表本興善町に新に代物替所建立、按ずるに、明年より此事行はる、以上、長崎志、長崎年表要

元祿九年、伏見屋四郎兵衛運上の銀一萬兩を進らすへければ、銀五千貫目の代物替を免されん事を請ふ、其望所を免さる、これ運上といふ事の始まり、其明年丁丑に、長崎の商人高木彦右衛門といふもの、船額七十隻の外に十隻を増れ、銀額六千貫目の外に二千貫目の代物替を免され、其運上の金二萬兩餘を進らすへきよしを望申ければ、爰に於て伏見屋か代物替をは停められ、彦右衛門か請ふ所を免さる、白石私記、

元祿八年、伏見屋代物替銀高千貫目分相濟、同九丙子年、伏見屋代物替銀高五千貫目に成、同十丁丑年、代物替長崎支配に成る、按ずるに、白石私記による、長崎町年寄高木彦右衛

門代物替を願ひ、伏見屋の代物替は止められしなふなり、同年唐船八十艘に御定、同十一戊寅年、唐人代物目利入御買上、以上、長崎變書、元祿十年八月

一 銅代物替之儀、五千貫目分、向後彌可被申付候、五千貫目餘にても、様子次第可申付候間、追而存寄も候は、可被申候事、令條留、

寶永七庚寅年四月廿九日、長崎奉行久松忠次郎、別所播磨守の御尋に付、存寄申上候書付之内、

一 御定高銀六千貫目、按ずるに、貞享二年代物替五千貫目、按ずるに、元祿八年九年兩年に、伏見屋四郎兵衛願ふ所の銀高なり、追御定高二千貫目、按ずるに、元祿十年長崎町年寄高木彦右衛門願ふ代物替銀高なり、合而一萬三千貫目、金にして二十一萬六千兩餘に御座候、長崎奉行書留、

正徳五乙未年五月、長崎奉行大岡備前守より、年番町年寄後藤惣右衛門に達書之内、

一 唐船數口船與船合三十艘之事
 此譯 一 南京船十艘 一 寧波船十一艘、一艘に付積荷物銀高百九十貫目宛 一 厦門船二艘、一艘に付積荷物銀高百九十貫目宛 一 臺灣船二艘、一艘に付積荷物銀高百三十貫目宛

右四ヶ所船者、荷物を以銀高を相定、右定之外之荷

物不積來積りに候、乍然年々相場により荷物の銀積り相違も可有之に付、一艘に三十貫目宛定は例銀高之外之荷物積來候儀は指免し候、此分は俵物其外諸色にて賣取り候積りに候、但荷物銀積り之仕方は別に書付相渡候事、

一 廣東船二艘、賣高二百七十貫目宛 一 廣南船一艘、賣高百七十貫目宛 一 暹羅船一艘 一 咬啞吧船一艘、賣高三百貫目宛

右四ヶ所之船者、積荷物銀高にては無之、賣銀高にて相極め候、然れば此等之船は、殘荷物餘分可有之候條、此分も俵物其外諸品、眞鍮道具、流金細工、蒔繪道具、伊間里燒物等を以賣留め可申候事、

右八ヶ條之唐船合而三十艘、積荷物銀之定高、并賣銀高之定、合而御定高六千貫目之積に候、

右六千貫目相濟候上、四船は一艘に付三十貫目宛、俵物諸色を以爲賣之、奥船之儀は、殘荷物有之次第、俵物其外諸色に而爲賣之候儀は、銀高之限り無之候、年々之見計ひたるへく候、雖然唐方惣商賣高九千貫目には不可過様に相心得可申候事、長崎書付、正徳五年商賣法定例之内

一 蒔繪道具、眞鍮道具、流金細工の物等、毎事唯今迄の例に准して相渡さるへし、すへて唐人共あつらへ候てこしらへ候物においては、其價の高下に隨ひ、念を入れ候てこしらへ相渡候様に可被申付事、附銀道具においては、一切に相渡し候事停止あるへき事、正徳新令、

正徳五年五月

一 阿蘭陀方之事は、別紙に書付相渡候事、

一大坂より相廻し候掉吹銅、一ヶ年之員數四百萬斤四百五十萬斤之間に可限申候事、

一 唐阿蘭陀商賣惣出銀拂方之事、

此譯

一 銀千五百貫目銅買銀、金に二萬五千兩 一 銀四千二百貫目地下配分金、金に七萬兩、

右二口は、如累年引除可申候事、

右之外相殘候金銀は、唯今迄累年爲御運上相納來り候得共、向後は當地に取立、其員數相同、御下知之上御藏納仕候等に候、但當所に差置候之間は、奉行御目付相封に而預り置等に候事、

右之趣者、今度被仰出候御書付之内、兼而相心得可

有之分書被相渡之置候、以上、

正徳五年五月

大 備 前

同年六月、同人より地役人の渡す書付之内、

朱座買取候光明朱、并辰砂唐船持渡候分、不殘元直段にて相渡候儀、可爲如先格候事、

一に、商賣高三分一定掛り物にて、長崎屋へ相渡候儀、可爲如先格候事、

一金線替之儀、向後唐残り荷物有之候は、先格之通銀高三百貫目を限り、代物替可爲仕候、尤買高百貫目に付金三百兩之積、金線屋より御運上取立之、御藏納可仕候、

附金線代之荷物之儀、金線屋へ請取候員數證文爲仕、年番町年寄へ取之、奉行所へ差出し、可入被見置候事、

一牛皮出銀半分は町中へ割渡し、半分は金線屋救米、殘銀請高木勘兵衛方へ相渡候儀、可爲如先格候事、

附出銀勘定は、別帳に仕上げ可申候、且又貧家救米代銀請取渡之證文可差出候、并右米代銀勘定帳者、高木勘兵衛方へ仕上、年々勘定相濟候以

後、奉行所へ押切印形可相渡置候事、以上、長崎享保八癸卯年、長崎奉行日下部丹波守より町年寄に渡す書付、

一今度長崎運上金高相極候、段々吟味之上、年々金五萬兩可差出旨令承知候、彌自今無相違、運上金五萬兩可差出候、右之餘分者不限多少、地下配分可致候、尤唐阿蘭陀少々減候歟、又は荷物商賣方直段高下有之候其、運上金五萬兩宛、年々無遲滯急度相納候様に可被申付候、若唐阿蘭陀入津格別少き年は、其節吟味之上、運上金之儀可被相極候、

但、諸物格別高直に無之様可被相心得候、一子丑兩年銅代御取替返上納不足金二萬九千兩餘之儀、寅卯兩年出銀を以御藏納可仕候、若卯年分出銀餘計有之候は、除き、小増取來候者共へ可爲割符積之事、但、割方之儀は、追而可申遣候事、

一金線替は向後相止候得共、唯今迄金線替仕候外之荷物は、自今俵物諸色の替り候積り之事之條、唐人共へも兼而可被申聞置候事、

一辰年より御運上金五萬兩差上候に付而は、出銀取立之儀、金を以割符取立之可申事、

覺

一對馬除き之事、

右者今度長崎表より御運上金差上候に付、諸除き等相止候得共、御國用之儀に候故、唯今迄之通除き申付候事、

一五ヶ所糸割符之事、

右今度御運上金差上候に付、諸除き等相止候得共、古來より由緒も有之儀、且又諸商人共爲支配、宿老共代々相詰候譯も有之故、諸事唯今迄之通申付候事、

一朱座光明朱辰砂除き之事、

右者、今度御運上金差上候に付、諸除き等相止候得共、古來より朱座相立有之候儀に候故、唯今迄之通申付候事、然共長崎より御運上金差上候事之儀に候間、向後朱之口錢相増、賣高一貫目に付口錢三百目宛可差出候、辰砂は唯今之通定掛り物に而買とらせ可申事、

一高木作右衛門調進砂糖龍眼肉之事、

右者、用意物銀高一ヶ年分三十五貫目程相立、御用物は時々元直段を以御勘定仕、撰残り之品相

拂候而、撰減等を償、猶殘之分は、年番町年寄方へ相渡、出銀に差加へ、若價不足之時は、出銀より相定候積りに心得、一ヶ年切に勘定可仕事、

一町年寄年頭御獻上物、并進物除き之事、

右は、唯今迄之通除き申付候、表立入用之外餘分除き被申聞置候事、

一諏訪社除き之事、

右は、諸除き相止候得共、神納之儀に候故、唯今迄之通除き申付候事、

一奥御醫師藥種除き之事、

右は、向後御用物に相成候間、御醫師中より被差出候書面之通可調進之候、尤藥種其外仕形も、只今迄之通に、代銀も御醫師中より被差出候事に候、名目計御用物と相改り候事、

一深見久太夫、栗崎道有、吉田自庵以前除き之事、

右は以前除きは向後相止、卯年除き物小増銀之積りを以、惣出銀之内より三人一生之内、爲御助成被下候間、年々惣出銀之内より御運上金、并右三人之御助成銀引除き、相殘候分地下割符之積りに可相心得事、

一遣用残り拂代之事、

右は遣用支配向後相止候、唐船宿町附町致支配、拂代銀は八歩通り宿町附町へ配分之可致事、二歩通りは唐人屋鋪之各部屋之雜費、唐通詞會所雜費、不足之價に可仕事、

一御菓子屋砂糖除き、吳服糸除き之事、

右は、元直段に而除き之儀向後相止候、然とも御用之儀に候間、御菓子織物之用意と、砂糖白糸其外入用高程宛、向後商人落札直段を以買取らせ可申事、

一高木作右衛門様用物之事、一町年寄共除き、并年番除き、江戸登り除き之事、一地下役人諸除き之事、一江戸、京、大坂、小倉阿蘭陀宿除き之事、

一京爲替取次二人除き之事、一金錢替之事、

右六ヶ條、御運上金差上候に付、向後除き相止候事、

一商賣五歩銀七歩一割銀之事、

右は、向後一切相止候事、

一長崎町年寄前々は、天鵝絨十卷差上候處、此度は紗綾二十卷差上候、重而は純子縹珍之内に而差上

候様に可被申渡候、

一町年寄年頭獻上物之儀、天鵝絨は無用に仕、紗綾緬之内に而指上候様にこの儀に付、當春福田六左衛門より天鵝絨之代りとして、飛紗綾二十卷差上候、來春よりは天鵝絨代純子縹珍之内に而可差上旨、此度水野和泉守殿被仰渡候條、向後は紅白縮緬三十卷に、純子縹珍之内相添可差上候、

右之外は、諸事只今迄之通可相心得候事、以上

享保八卯年月日雜話獨談附錄
月堂見聞集

享保八癸卯年五月、申上候覺

一去年再三御求被成候に付、長崎表之儀委細書付を以申上候處、石河土佐守殿於長崎役人共に如何御申聞候哉覽、私不埒成儀を申上候様、長崎之役人共取沙汰仕候、私親類共様子惡敷罷成、殊之外氣之毒に存候由、逐々承之候、私正道之儀を申上候得共、分明申勢茂無之候故、右之通に而折立、却而謗を請口惜事に奉存候、且又頃日は御當地に而も取沙汰惡敷御座候故、此上は一命に掛け虚實を正し、今度之惡名を淨め度奉存候處に、幸長崎表定歸之者一人桑原平三郎と申者、頃日御當地に罷越候、尤

帳面等も品々持參仕候に付、人々委細吟味仕候へは、彌去年申上候處相違無御座候、先日も萩原源左衛門殿御宅に而、平三郎持參仕候帳面と、長崎表役人共方より上の差上申候帳面と引合算用仕見申候得は、隠し銀餘程相見え申候、源左衛門殿も尤之由御申被成候、帳面之外之一割士之盜銀、其外仕方惡敷儀共、委細源左衛門殿へ御物語仕候處、御當世之御役人衆、若長崎へ御かへり御吟味被成候は、委細承知可申哉と源左衛門殿被仰付、私申候には、長崎表へ御越被成候共、早々之御吟味に而、委細は知かね可申候、惣唐船商賣被仕、且歸帆仕候迄年餘も御逗留被成候而、始末々々を御吟味相成候は、一切之事詳に相知可申候、御返答仕候へは、是又尤之由御申被成候、先日下部丹後守殿も、若御勘定衆兩人程長崎表へ御遣し被遊、御勘定之儀被仰付候は、其方御勘定衆に相隨、長崎へ罷越、委細に可遂吟味哉と御尋被成に付、私御返答に、御勘定衆長崎表へ御越被成候共、早々之御吟味に而は、隠銀出かね可申候、私相隨罷越申候へ共、存寄之通吟味仕候儀、難成筋にも可能成哉と奉存候と計申候、

委細に御返答不仕譯は、私存寄有之候故に而御座候、私上之御爲にも罷成、下之潤にも可能成哉と奉存候故、去年御尋を幸と奉存、正道之儀を申上候處、却而虚言を申上候様に取沙汰有之儀、私一生之恥辱、乍憚一分立不申候故、此節御願申上候口成は、長崎表に罷越分明に虚實を正、御村金をも御助銀をも取出申候而、今度申上候通に仕候而、恥辱を雪度存候得とも、恐多申上事に御座候に付、殘念相控、唯時節を相待計に御座候、若向後御勘定衆に而も、新御奉行に而も長崎表へ御越被成候節も有之候は、乍恐私相隨罷越、老功之者に心を合、御村金をも取出し、今度之恥辱を雪度奉願候、左様に無御座候而は、私一生之不幸此事に御座候、若彌御勘定之儀私に被遊兼候は、只今之通に除有之候而も、正味之御村金二百兩程差上可申候、除相止申候て、正味之御村金六萬兩程差上可申候、此御勘定之儀、平三郎は委細存知罷在候、若長崎表へ罷越申上候通に御村金無之候は、私申上候儀虚言可能成候間、如何様之罪科も可被仰付候、少も後悔申上間仕敷候、去年も貴公様御方迄書付差出し候譯御

座候間、此書付之趣も兼而御披露被成置可有之候、
偏奉願候、以上、

卯五月

岡島園四郎

下田幸太夫様

右は、先年崎陽尹たりし舊家より出す古文書なり、
予按ずるに、予あるは、支子丑の年崎陽にありて、市中
予配勘定太田直次郎なり、今猶此餘風あり、數十年たちて
の文書を閱せしに、今猶此餘風あり、數十年たちて
も其工風の一なる事を見つへし、八月廿九日一話一
享保十八癸丑年四月、御勘定奉行へ

長崎表唐阿蘭陀商買、近年不宜出銀多分減少に付、
去亥年運上漸三萬兩相納、去子年もて相納金三萬
兩之外は無之に付、地下配分之儀も、去る亥年には
定式之五分相與へ、去子年之儀は虫入に付、米高
直、地下難儀候へ共、定式之六分通り相與へ、地下
人共至而及難儀、相續難成趣に相聞候、依之此度唐
阿蘭陀商賣之法を被改、地下人どもへ相續仕候た
め、先年申付候運上金五萬兩之儀、當分一萬五千兩
被相減、三萬五千兩上納可仕候、地下配分之儀は、
金四萬兩程可被下置候、勿論右亥子兩年之運上金
納不足之儀は、右之通出銀無之に付、御用捨之事に

候條、追而納候に不及候、右之通此度被仰出候間、
宜取計可被申候、以上、

四月

右之書付細井因幡守へ相渡候間、可被得貴意候、
元文元丙辰年六月、御勘定奉行へ

近年長崎銅商買滞申候付而、唐船在留之日數多滞
留候段如何に候間、唐船數四艘被減、二十五艘相
極、在留之日數少く、歸帆不滞様に申付可然候、依
之運上金御定之員數上納に不及候間、出銀之内先
地下致配分、相殘る分を上納候様可仕候、唐人共
も右船數暫く被減候段、可被申聞候、尤右之通當分
之儀に候間、可被得其意候、
右之趣、長崎奉行へ申渡候間、可被得其意候、

六月

寛保二壬戌年十一月、諸山出銅不進によりて、七八
年の内唐船二十艘を十二艘減し、阿蘭陀商買の員
數半減せらるへき旨御書付の内、
右之通船數等被減候に付而は、勿論出銀も減し候
條、五萬兩之運上金差止候儀相止可申候、箇所配
分之儀、是は唯今迄之通割渡可然候、以上、大成令、

寶曆十二壬午年、近年來唐阿蘭陀荷物入札商人共
納銀令不足、根證文等不埒之もの有之に付、御吟味
之上、家財屋鋪等被沒收、掛り役人債等被仰付之、
長崎志、

安永五丙申年三月、御勘定奉行へ

唐紅毛商賣方之儀、御世話も有之候以來取締は勿
論、出分割合等も宜相成、尤去る寅年より金五千兩
宛別上納も有之候得共、猶會所取締之ためにも候
間、金七千兩程相増、年々上納之積、尤納方之儀は、
右金高一度に納候に不及、繰合次第一ヶ年兩三度
に成共上納之積を以致勘辨、御勘定奉行へも申請、
増納方之儀可被申聞候、

三月

右之通長崎奉行へ相達候間、得其意可被談候、
天明集録、
安永五丙申年

一會所上納金一萬五千兩之外、去る寅年以來、五千
兩宛別段上納有之處、尙又會所取締り之爲、七千兩
相増、年々上納之積り、二月御書を以被仰越之、
天明八戊申年

一近年會所銀繰差支之趣、被及江府言上處、御仁惠

を以て、當分増上納金一萬五千兩御免之旨被仰出
之、以上、長崎志續編、

一唐人多く我日本に産する所の煎海鼠昆布を請
て、交易して船に積て歸るなり、煎海鼠は海參と號
して、人參に劣らぬ功有、小兒食して最よし、是世
人もしる處なり、昆布は我土常に食すといへども、
藥用になる程のしるし、唯小兒の蛙虫を下すに、昆
布を煎て藥へ加へ用る時は、蛙虫を多く下すこそ、
いまた驗さるなり、倭唐土にこの二品産する事少
しと、依て昆布は一寸四方程に切て、其價三十二泉
程に賣るといふ、斯のことくなれば甚高料なる物
なり、何とて右の如くにあると尋れば、よ積聚
の病を治といへり、昆布は松前に多く産して、爰に
は其價下直なり、彼には無を以て價尊し、甘蔗爰
に少き故に價尊し、彼には多く産して、其あたひ爰
に鬻く所の糠の如しといふ、

一唐人長崎に來て、染地わたしと號して持來りし
布帛の白地なるものを、長崎の浦上と云所の紺屋
に遣はし、好みの色に染て本國に持歸るなり、是を
聞に、彼國にては日本にて染たるものは色變らす

といふ、崎陽隨筆、
 浙海鈔關則例に、倭の匣烟といふ事あり、知らされ
 は長崎の人に尋しに、まへかたは日本の煙草を刻
 みて箱にいれて、匣烟と云て唐人へうりたり、其後
 かのたばこに水をうち、しめりをかけて百を重く
 したりしゆゑ、唐へかへる船中にてたはこ腐りし
 によりて、今は持ゆかすこや、諸家隨筆、
 一日本のいまり焼は唐人さして好まず、南京焼も
 の多きゆゑなり、調へ行は大方諸厄利亞へ賣爲な
 りとぞ、滿漢紀聞、

通航一覽卷之百六十二

長崎港異國通商總括部二十六

○商法 正徳御改正、

正徳四甲午年八月、長崎在津の唐船主等、商賣事畢り
 て歸帆を願ふとも、來春まで滯留せしむへき旨、老中
 より奉行に達す、同五乙未年二月廿三日、上使として
 大目付仙石丹波守、御使番石河三右衛門三右衛門の時
長崎の御目付の
命せらる、時に御勘定組
頭以下これに添らる、長崎に來着、老中連署の奉書、及
 唐商蘭人に諭すへき箇條書を奉行に達す、
 正徳四甲午年八月、長崎奉行へ相渡書付、

覺

一當年入津之唐船、年内に商賣事濟候とも、來着迄
 は留置候様に可被相心得候、若又奥船共海路難儀
 之時節に及候由に而、歸帆の事願候事も候は、當
 年入津之奥船共、來年も渡來るへく候歟否の事を
 承届、たしかに渡り來るへく候は、願のことに
 歸帆可被申付候、來年渡海の事不定に候は、口船
 と同じく留置候様に可被相心得候事、

通航一覽卷之百六十一終

八月

覺

一長崎諸商賣の事、唐人前之元直段引下げ候様に
 可被心得候、此方に而唐物之商賣高直に候事、世上
 の惣場につれ候事も勿論に候得共、此方の商人長
 崎にて高直に買取候ては、賣出し候所も高直に無
 之候ては叶はざる事に候、此等之處もよろしく其
 心得可有之候、雖然唐人の元直段も此方にての惣
 場も、兩方共に下直に罷成候様には唯今難仕事に
 候て、先唐人前之元直段を引下げ候様の事を專要
 に沙汰可有之事、

八月以上、令條錄、

正徳五乙未年正月十一日、長崎表之儀に付、爲上使
 仙石丹波守罷越に付而相渡書付、
 上使可被心得條々

一長崎表到着以後、旅館に於而御目付立合候様に
 申合せ、奉行中召出し、自今以後、奉行二人に定め
 られ、長崎表御沙汰の次第被仰出候由の上意被申
 渡候て、御書付共目録之通可被相渡候事、
 附、當春阿蘭陀人參府之時、今年の秋長崎奉行所

において、交替候兩人之かびたんに可申渡仔細
 有之由可被仰渡候間、奉行中可被得其意候、委細
 は御書付に相見候由可被申渡候事、

一奉行所において沙汰の次第、まつ地下人共に申
 渡し、其返答を承届候上に、去年より留置候唐人共
 へ申渡候様に申渡され、奉行中沙汰の次第有之内、
 上使長崎表沙汰の事共執行はれ、奉行所において
 唐人共に歸帆申付候由聞届られ候上可有歸府事、
 附、唐船不殘歸帆し候迄は、日數を経へき事に候
 間、長崎表沙汰の次第執行はれ、唐船の歸帆申付
 候由聞届られ候は、可有歸府候、但し、唐船不殘
 歸帆以後に歸府せられ可然事にも候は、奉行
 中御目付相談之上、其時宜に隨はるへき事、
 一奉行中地下人唐人等の申渡し、事濟候において
 は、來年交替のために候間、備後守は上使と同時に
 可有歸府由可被申渡候、もし旅裝の具事調り難き
 においては、あとより歸府候とも、其望に任せらる
 へき事、
 一奉行中高木作右衛門召つれ候様に被申渡、御目
 付立合はれ候上にて、長崎會所役人共方において、

諸入用の料吟味の事、作右衛門兼役にて相勤むべき由可被申渡候事、

附、作右衛門勤方の事は、委細奉行所より可被申付候由、奉行中并作右衛門へも可被申渡事、

一會所諸色勘定合の事、備前守御目付兩人にて、御勘定組頭勘定衆に申合、吟味有之様に可被申渡候、御勘定組頭勘定衆は、吟味の次第相濟候上に歸府可有之由可被申渡事、

附、御勘定組頭勘定衆吟味の時、高木作右衛門立合候様に可被申渡事、

一長崎表巡見せられ可然所々は、巡見あるべき事、附、奉行中御目付は、地下人唐人等申渡しの事に就而、同道に及び難かるべく候間、地下役人の内を以て案内とせらるべき事、

一長崎表近邊の事見分仕られ可然事も候は、兩人の御徒目付差越さるへし、若上使滞留の間に見分事濟むへからず候は、御徒目付は見分相濟候上、奉行御目付へ事の仔細を申達し候て、歸府有之候様に申渡され、或は上使滞留の間に見分事濟候か、或は御徒目付見分にも及まじき事においては、

上使歸府之時誘引あるべき事、

一地下人訴訟の事候においては、訴狀一見之上に、奉行御目付中へ訴申へき由を以て申渡さるへし、其事の體によりて、訴狀の事は或は寫取り置き、或は請取置き候て、歸府之時可被差上事、

附、もし海陸の道中筋において訴訟人有之候は、御料は其御代官に訴申し、私領は其領主に訴申へき由を以、訴狀を返さるへし、若又訴狀を差出し候て、訴訟人道をくらし候は、其訴狀封のまゝにて、歸府之時可被差上事、

右條々、宜被心得候者也、

正徳五年正月十一日

山城守 紀伊守
大和守 豊後守
河内守 相摸守

仙石丹波守殿

長崎奉行へ相達目録左之通

目録

一奉行中可被相心得候條々、一長崎御目付役被仰付に就而、奉行中可被相心得條々、

一奉行所法制條々、一長崎表廻銅定例、一唐船數并船別、商賣銀高割合定例、一地下人に可被申渡次第、一被下長崎地下人草案、一今度御沙汰條々、一唐人共に新例可申渡次第、一唐人共に可被申渡書付案、一通事共唐人との約條草案、一通事共約條に差副出すべき船數、并一船の商賣銀高定例、一奉行より別に唐人共へ可被申付條條、一通事共より可申渡割符の案、一唐船入津之定例、一商賣法定例、一唐船歸帆之時定例、一地下配分の法定例、一阿蘭陀人に新例可申渡次第、一阿蘭陀人に申渡の書付、一阿蘭陀人商賣方定例、一阿蘭陀人に可申渡別條の案、一去冬渡來唐船商賣之事書付、按ずるに、以上各條に別出するなり、○以上、正徳新令、

正徳五年二月廿三日、御上使御當着、仙石丹波守様、自注、御宿館、鹿清兵衛、石河三右衛門様、自注、御宿村、田利兵衛、御勘定組頭木村四郎兵衛様、自注、御宿、清田左吉、平勘定八木清五郎様、自注、御宿、庄三郎、御宿、原新六郎様、田金兵衛、御步行目付太平彌五兵衛様、自注、御宿、彌三右衛門、田川藤九郎様、自注、御宿、柳屋道正徳五年二月、上使仙石丹波守、御目付石河三右衛

門當表に按ずるに、發向有、向後唐船方商賣御新例に被改定、信牌御法相始り、一ヶ年船數三十艘に被相定、御約定之趣以御書付諸船主へ被仰渡候、按ずるに、船主に達せしは三月五日なり、○長崎紀事、

正徳五年二月廿三日、大目付仙石丹波守、御目付石河三右衛門、御勘定組頭木村四郎兵衛、平勘定八木清五郎、原新六郎、御徒目付太平彌五兵衛、田川藤九郎、御小人四人當表着、右は唐船方船數銀高等御新例被改定、向後信牌を以可令渡海旨被仰付、長崎志、正徳五年正月

一筆令申候、長崎表之事、從前御代始御沙汰可有之思召付而、奉行中へ度々御尋之仔細有之候、因茲去年之春、重而奉行中并地下役人共存寄之旨被尋究之、按ずるに、これらの事大卷に出す、今度爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之、御沙汰之次第有之候、宜被存其旨候、恐々謹言、

正月十一日

戸山城守 忠實華押 松紀伊守信康華押
久大和守 重之華押 阿豊後守 正當華押
井河内守 正等華押 土相摸守 政直華押

久松備後守殿
大岡備前守殿

同年同月

唐船數并船別、商賣銀高割定例、

南京船七艘 寧波船五艘 普陀山船一艘

以上十三艘、凡一艘商賣銀高二百貫目つゝ、

但し、普陀の産物は無之事に候、然れば普陀山出
しの船を停止し、他所之船數を増し候とも、よろ
しく議定有へし、もし他所より渡來り候船之内、
其物産に要用の物有之就て、或は其所の船數を
増し、或は其所の船を定數の内には候て可
然事も候は、南京寧波等の船數をも減し、割合
せ候とも、是又宜有議定候、

厦門船二艘 臺灣船四艘 以上六艘、凡一艘商賣
銀高百三十貫目つゝ、

但し、臺灣の物産要用の物も見えず候得は、其船
數一艘を減し候て、他所の船數を増し、割合せ可
然事も候は、よろしく議定あるへく候、
廣東船二艘 以上二艘、凡一艘商賣銀高二百五十
貫目つゝ、

温州船一艘 舟山船一艘 福州船一艘 漳州船一
艘 東京船一艘 東埔寨船一艘按ずるに、唐船東埔寨國
て、かの本國船にはあらざるなり、 以上六艘、凡一艘商賣銀
高二百貫目つゝ、

但し、此等の所より渡來り候船とも、其物産要用
の物も多からずして、他所より渡來候船の内
に、或は其船數も増し、或は其所の船を定數の内
へ加へ候て、此等の所の船其の内を停止し可然
事も候は、宜有議定候、

廣南船一艘 暹邏船一艘 咬啣吧船一艘 以上三
艘凡一艘商賣銀高三百貫目つゝ、

但し、暹邏船の事は、古來より二艘つゝ、渡來り候
例に候得共、其船の制も大きく、積載せ候荷物の
數も多く候によりて、おのつから商賣銀高も相
増し候得は、只今迄の例の如くにては、他所の船
數減すへき事に候を以て、其船數一艘に定めら
れ候、もし暹邏の物産要用の物等有之、其船數を
減し候ては不可然事も候においては、他所の船
數も減し候て、暹邏の船は唯今迄の例のことく
に割合せ候とも、宜有議定候、

右唐船の商賣銀高すへて六千貫目の定によりて、
其地方の船數を定め、其船數の銀高を割合せ候凡
例に候、唐船に積來り候荷物の事は、其年の物價に
よりて多少可有之は勿論に候へども、長崎におい
て商賣をゆるされ候銀高の定數有之上は、唐人共
に其積りを相考候て、餘分多く積來らざる様に可
被申付候、廣南暹邏咬啣吧等の地方より來り候船
共は、船の制も大きく、粗物多く積來り候へは、餘
分の荷物は可有之事に候、其餘分においては、俵物
等の餘分も有之候時は、餘物の俵物を以て交易の
事はゆるさるへく候、温州舟山福州東京東埔寨等
の船共は、毎年渡來り候事とも聞えず候へは、此等
の船共渡來らざる事に當りて、其船別の渡し物共
相殘り候所を、他所より渡來り候船共割符候て、
定法の外の商賣をも申付可然事に候へ共、若然る
においては、定法の金高の積りよりは荷物とも多
く載來り候事相止む期は有へからず候、其上又今
度改定められ候所の法例、年久しく行はれ候は、
後々に至ては必らず此等の船共毎年渡來るへき事
に候、これらの所を思慮有之候者、いつれの道にも、

今度改定められ候法例においては、其妨あるまし
き事を要務とせられ、其時に臨て御沙汰は有へき
事に候、然れば今度改定められ候條々は、毎年後來
の永式に候間、逐條僉議の上、よろしく定め行は
るへき者也、

正徳五年正月十一日

山城守 紀伊守
大和守 豊後守
河内守 相摸守

久松備後守殿

大岡備前守殿

去冬に至而段々に渡來り候唐船共商賣之事、上使
長崎表に到着以前には不可事濟候か、今度被仰出
候新例は、當末年より相改られ候事に候間、去年年
中之商賣方においては、唯今までの例之ことくに
事濟候様に可被申付候、以上、

正徳五年正月十一日

宛名前同斷

同年二月、商賣の法定例

一去年御運上として納置候御渡之内、一萬五千兩

を以て、長崎表商賣料の代物とも買出し候前金に借され候間、奉行所の沙汰として、常年代物共出來り候所々の領主役人共に申渡し、各其領内において、代物共賣出し候者ともへ前金として借し渡し、代物とも滞なく長崎表へ運送し候様に可申付之由を以てわかち渡さるへく候、代物とも到着候に至ては、其直段之事は、會所役人共よろしく取はからひ、唐人共へ相渡候上、急度勘定を相たて、代物共の代金さし引き、拜借の御金一萬五千兩を上納せしめ、奉行并御目付相封を以て納め置、當年の代物共相集り候様子を見合せ、自今以後、毎年此御金を以て代物買出し、前金として出し納れ候法、此例に准し可然事に候か否の事、御目付と申談し候上に相伺はるへき事、

附、唯今迄と違ひ、前金を相渡し候上は、代物共も多く相集り、其直段も下直に罷成るへき事に候、然れ共代物の元直段あまりに引下げ買取候様に罷成候は、賣出し候者とも其利を失ひ、たとへ前金を相渡し候とも、代物共相集り難き事も出來り候においては、若廻銅の數不足し候事

も有之時に至ては、商賣銀高定法のこどく申付へき代物も無之、却而不可然事も出來るへき事に候、此等の事は兼而より奉行所において其心得有へき事に候、すへて代物共の事は、餘分相残り候とも、銅とはちかひ候て、來年の料に用ひ難き事に候へは、其餘分相残らざる様の心得を以て、商賣の事沙汰あるへき事、

一自今以後は、船數并一船の商賣銀高等の定法有之候上は、割符持來り候て、荷物の數定法の銀高に大過無之船ともに、荷改相濟候後、其年入津の次第に隨ひ、不日商賣可被申付事、

附、一船に載來候荷物定數の外、商賣銀高三十貫目迄の餘分は、代物共を以て交易の事申付、三十貫目より外餘分の荷物においては、約條の旨に任せ可有沙汰事、

一御用物を撰ひ候法、唯今迄の例に准すへき事、
一白糸端物藥種等の諸色商賣の法、或は直組、或は入札等に申付候共、唐人前の元直段高からず候て、我國の商人賣出し候直段下直なるへき所を要旨として、よろしく其沙汰あるへき事、

一唐人に賣物の代相渡し候法、毎事唯今迄の例に准すへき事、

一長崎表商賣料之銅の事、自今以後は、諸國山々より大坂迄相廻し、大坂において吹屋のもの共竿銅に吹たて、長崎の運送せしむへき由可有御沙汰候間、銅の代吹屋の仲間代等、會所役人共に申付、毎年無滞相濟すへき由、急度可被申付事、

一近年以來除き物と稱し、定懸り物の直段を以て買取らせ候事、年を逐ひ其人數按ずるに、御用物御用意奉行所に願ふ、多く成來り候よし相聞之候、たごへ我國人數なり、多くなるといふ候、たごへ我國商賣の事において其妨なく候共、畢竟長崎地下人の爲に不可然事に候、委細に會議之上、或は其年を停止し、或は其數を減省し候事等、よろしく其沙汰あるへき事、以上、長崎御新例、

正徳五年正月、唐人共に新例可申渡次第
一奉行所より申渡候書付の草案、別にしるし遣候事、

附、料紙は鳥子大高檀紙の類、此國の紙を用ゆへし、約條割符等の料紙も、外國の紙を用ゆへからざる事、

一通事共唐人との約條の草案、別にしるし遣候事、
附、約條と同しく差出すへき船數、并船別商賣銀子高定例の書付の事は、約條草案の所に相見え候事、

一通事共より唐人へ可相渡割符の草案、別にしるし遣候事、

附、割符には割印又は物の數をしるし候處に印を用ゆへき事に候、其朱印の文字は、通事共に申付られ、通事共より差出候割符の趣に相應し候字を撰はせ、篆書をかき候者にかき入れさせて、彫らせ候事は奉行所において彫らせ、其印をばつねに奉行所に藏め置、朱印押候時は、奉行の前にて押させ候様に被仕へし、奉行所に割符相渡し候帳を作り置、其帳面に何月何日何所の船、唐人何某に相渡し候割符之由をしるし、其時に出合候通事共の印判をも仕らせ、其帳面と割符とを引合せ、押切の割印を仕らせ置候而、後々に至て紛しき事出來る様に可被心得候事、

一唐人共への申渡しは、地下人共へ申渡し事濟候以後に、其沙汰有之候様に可被心得候事、

一新例可申渡日に先たち候て、例之如く近國大名へ、唐人歸帆可申付由を相觸らるへき事、

附、新例を定められ候後、二三年の間は、積戻しに申付候船共も其數多かるへく候、然らば此等の船共歸帆の時に、必ずぬけ荷商賣事を心懸くへき事に候間、近國大名の領分において、遠見番番船等の備怠慢無之様に、宜敷可被申合候事、

一新例申渡候日に至て、去年より留置候唐人共、皆皆奉行所に召集め、奉行中御目付出席之後、通事共に申付、奉行よりの書付を讀聞せ、旅館においてよろしく通事共と約條の旨を議定し候て、約條に従ふへきと存するものは、通事共方へ證文を差出すへし、條約に従ひ難きと存するものは、其事の由を以て返答書を差出すへき由を申渡され、約條并船數定め等の書付二通共に、通事共へ相渡し、よろしく唐人と議定すへき由を可被申付事、

附、當春渡來り、未だ商賣不申付候唐人有之に於いては、同時に召出し、新例の事を可被申渡候、若又新例可申渡期に臨みて、渡來候船有之候に於いては、唐人とも船中に遣置、是又同時に召出

可被申渡事、

一通事共と會議之上、條約に従ひ難き由を以て返答出し候唐人どもには、早速歸帆可被申付候、すへて、新例の事に就て訴申す旨有之候とも、一切不可有許容事、

附、唐人共返答書の本紙は、後證のために候間、御役所に差置、本紙のこごとく寫し候て、上使迄可被差上候事、

一條約を相守るへき由證文仕候者ともへ、通事共割符を相渡させ候儀は、唐人とも奉行所へ召寄候て、自今以後、國法を謹み守り、違犯の事なく候に於いては、公驗を賜り、旅館等も舊例の如く町屋に於いて可申付事に候間、其旨を存し通事共よりの割符を請取歸帆し、定の期を違へず渡來るへき由、通事を以て申渡、奉行の前において、通事共よりの割符を渡させ候へき事、

附、唐人共證文之本紙は、御役所に留置き、本紙の如くに寫させ、通事共割符の寫と同しく、上使迄可被差上候事、
一條約を相守るへき由を申す者とも其數多くし

て、たとへは南京船は七艘、寧波船は五艘の定數に候へとも、割符をうくへきものは十人餘も有之に於いては、通事共心得を以て、唐人共の存寄を承届候而、或は南京之者共の、當年渡來るへき由の割符七枚、寧波の者共の中、當年渡來るへき由の割符五枚相渡し候は、同所の者共各申合候而、當年の船數割符の數程渡來るへきよし議定せしめ候か、或又南京寧波等の者共の中、當年渡來るへきもの、來年渡來るへきもの、事は、圖取りを以て相定めさせ、其圖に任せて、當年渡來るへき割符と、來年渡來るへき割符とを以て、面々に相渡し候か、いづれの方にも、唐人共の存寄を通事共承届候而、其上に而相定めらるへき事に候、此等の事奉行所より一定の例を申出候に就ては、事の妨出來候へき事に候間、兼而より其心得可有之候事、

附、唐人共議定之上、同所の者とも申合せ、一年の船數定法を相守り、渡來るへき由を申候とも、去年より留置候唐人共の中に、同所の者共來り合せ、たとへは南京船の定數七艘に候處に、南京人の中條約を相守るへき由を申候もの八九人

も有之候て、同所の者共申合、一年の船數定法を相守り、渡來るへき由を申候は、七艘分の割符を相渡し候とも可然事に候、若條約を守るへき由申候もの纔に二三人に過すして、歸帆之後同所のもの共申合、一年の船數定法の如くに渡來るへき由を申候時、二三人の者共へ七艘分の割符を相渡し遣し候は不可然事に候、其人數に隨ひ、二三艘分の割符を相渡し、相殘候四五艘分の割符をば、此後未だ新例を不申渡候南京人渡來候て、條約を守るへき由申候者ともへ、其人の數はとつゝ相渡すへき事に候、此外いつれの所之者とも、此例に准すへき事に候、又圖取を以て割符給へき由望申すに於いては、一人に一枚つゝ相渡し候事勿論に候、但し、凡て船數之定によりて割符を渡し候、人の數には心得あるへき事に候、其故に割符を渡し候者の中、違法の事有之に於いては、其割符を取上候て、重ねて渡り來る事を永く禁絶すへき事勿論に候、又は割符をうけ候もの、中、或は逆風のために溺死し、或は海賊のために打殺され、其人の數相減し候に至ては、

